

# 令和元年度認証評価結果報告書

令和2年3月26日

一般財団法人短期大学基準協会



## 目 次

|  |              |
|--|--------------|
| はじめに                                     | 1            |
| 令和元年度認証評価結果について                          |              |
| 1. 令和元年度認証評価結果                           | 3            |
| 2. 令和元年度認証評価結果決定までの日程                    | 4            |
| 3. 令和元年度認証評価の経過                          | 5            |
| 4. 平成28年度第三者評価結果の「適格」判定に条件を付した短期大学の評価の経過 | 6            |
| 5. 評価結果の構成                               | 6            |
| 資料1 一般財団法人短期大学基準協会の概要                    | 8            |
| 資料2 短期大学評価基準                             | 12           |
| 資料3 評価組織                                 |              |
| 理事会理事及び監事一覧                              | 33           |
| 認証評価委員会委員一覧                              | 33           |
| 認証評価審査委員会委員一覧                            | 34           |
| 資料4 評価員一覧                                | 35           |
| 令和元年度認証評価結果                              | (都道府県別・五十音順) |
| ＜令和元年度認証評価＞                              |              |
| 1 函館短期大学                                 | 39           |
| 2 佐野日本大学短期大学                             | 47           |
| 3 国際学院埼玉短期大学                             | 57           |
| 4 埼玉医科大学短期大学                             | 67           |
| 5 聖徳大学短期大学部                              | 77           |
| 6 千葉経済大学短期大学部                            | 87           |
| 7 湘北短期大学                                 | 97           |
| 8 大垣女子短期大学                               | 107          |
| 9 中部学院大学短期大学部                            | 117          |
| 10 中日本自動車短期大学                            | 127          |
| 11 大阪女学院短期大学                             | 135          |
| 12 大阪成蹊短期大学                              | 143          |
| 13 関西外国語大学短期大学部                          | 153          |
| 14 関西女子短期大学                              | 163          |
| 15 近畿大学短期大学部                             | 173          |
| 16 鳥取短期大学                                | 181          |

|   |               |     |
|---|---------------|-----|
| 17  | 岡山短期大学        | 191 |
| 18  | 広島文化学園短期大学    | 199 |
| 19  | 山口芸術短期大学      | 209 |
| 20  | 香川短期大学        | 217 |
| 21  | 高知学園短期大学      | 225 |
| 22  | 香蘭女子短期大学      | 233 |
| 23  | 西九州大学短期大学部    | 243 |
| 24  | 長崎女子短期大学      | 251 |
| 25  | 長崎短期大学        | 261 |
| 26  | 別府大学短期大学部     | 271 |
| 27  | 宮崎学園短期大学      | 279 |
| <p>&lt;平成 28 年度第三者評価結果の「適格」判定に条件を付した短期大学の評価&gt;</p> |               |     |
| 1   | 作新学院大学女子短期大学部 | 289 |
| 2   | 聖セシリア女子短期大学   | 291 |
| 3   | 大阪青山大学短期大学部   | 293 |
| 参考 1  | 用語解説          | 295 |
| 参考 2  | 会員校一覧         | 313 |

## はじめに

### 一般財団法人短期大学基準協会が行う認証評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

認証評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において機関別評価案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の認証評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、認証評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、他機関の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う認証評価において、「適格」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。認証評価は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価であり、「適格」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。それゆえ、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は認証評価の評価結果に含まれるものではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努めています。さらに、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に応えるとともに、評価システムの不断の改善を図っています。

### 短期大学評価基準

短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この 4 基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成 30 年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第 2 評価期間における選択的評価（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組み

みについて)については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

## 令和元年度認証評価結果について

### 1. 令和元年度認証評価結果

一般財団法人短期大学基準協会は、平成 30 年度に申請のあった 28 短期大学に対して「平成 31 年度認証評価実施要領」に基づき評価を行った結果、本協会が定めた「短期大学評価基準」の評価の考え方により 27 短期大学を「適格」と認定し、1 短期大学については、評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して事実確認を必要とする事項が認められたため、認証評価を継続することとしました。

また、平成 28 年度第三者（認証）評価結果において条件を付した 3 短期大学について評価を行った結果、2 短期大学は指摘事項が改善されたことを確認し、短期大学評価基準を満たしていると認定し、1 短期大学は指摘事項の改善が認められなかったことから、判定を取り消し「不適格」としました。

(都道府県別・五十音順)

#### (1) 「適格」と認定した短期大学 (27 短期大学)

函館短期大学  
佐野日本大学短期大学  
国際学院埼玉短期大学  
埼玉医科大学短期大学  
聖徳大学短期大学部  
千葉経済大学短期大学部  
湘北短期大学  
大垣女子短期大学  
中部学院大学短期大学部  
中日本自動車短期大学  
大阪女学院短期大学  
大阪成蹊短期大学  
関西外国語大学短期大学部  
関西女子短期大学  
近畿大学短期大学部  
鳥取短期大学  
岡山短期大学  
広島文化学園短期大学  
山口芸術短期大学  
香川短期大学  
高知学園短期大学  
香蘭女子短期大学

西九州大学短期大学部  
長崎女子短期大学  
長崎短期大学  
別府大学短期大学部  
宮崎学園短期大学

(2) 認証評価を継続することとした短期大学 (1 短期大学)

東京福祉大学短期大学部

(3) 「適格」判定に条件として付した指摘事項の改善が認められた短期大学 (2 短期大学)

作新学院大学女子短期大学部

大阪青山大学短期大学部

(4) 「適格」判定に条件として付した指摘事項の改善が認められず、判定を取り消し「不適格」とした短期大学 (1 短期大学)

聖セシリア女子短期大学

## 2. 令和元年度認証評価結果決定までの日程

(1) 令和元年度の認証評価

|         |              |                              |
|---------|--------------|------------------------------|
| 平成 30 年 | 7 月 31 日     | 令和元年度 (平成 31 年度) 認証評価申込受付締切日 |
|         | 8 月 24 日     | ALO (認証評価連絡調整責任者) 対象説明会      |
|         | 9 月 20 日     | 評価を受ける短期大学 (評価校) の決定         |
| 令和元年    | 6 月 28 日     | 自己点検・評価報告書の提出締切日             |
|         | 7 月 8~9 日    | 評価員研修会の実施                    |
|         | 7 月~8 月      | 評価員による書面調査の実施                |
|         | 8 月下旬~10 月   | 評価員による訪問調査の実施                |
|         | 11 月 2 日     | 評価チームから基準別評価票の提出 (最終締切日)     |
|         | 11 月 18~19 日 | 認証評価委員会分科会の審議                |
|         | 12 月 3~4 日   | 〃                            |
|         | 12 月 12 日    | 認証評価委員会の審議                   |
|         | 12 月 19 日    | 理事会への機関別評価案の報告               |
|         | 12 月 20 日    | 評価校への機関別評価案の内示               |
| 令和 2 年  | 1 月 20 日     | 異議・意見申立書の提出締切日               |
|         | 1 月 30 日     | 認証評価委員会の審議                   |
|         | 2 月 12 日     | 認証評価審査委員会への意見申立ての審議結果の報告     |
|         | 2 月 20 日     | 認証評価委員会の審議                   |
|         | 2 月 21 日     | 理事会による評価結果の審議                |
|         | 3 月 17 日     | 理事会による評価結果の最終決定              |

|       |             |
|-------|-------------|
| 3月18日 | 評価校への評価結果通知 |
| 3月26日 | 認証評価結果の公表   |

### 3. 令和元年度認証評価の経過

- (1) 本協会は平成30年7月末日を締め切りに、令和元年度（平成31年度）認証評価の申込受付を行いました。その結果、評価を希望する28短期大学の申請を受理し、令和元年度（平成31年度）認証評価の評価校として決定しました。
- (2) 令和元年度評価実施に先立ち、平成30年8月24日に会員校のALO（認証評価連絡調整責任者）を中心に「平成31年度認証評価ALO対象説明会」を開催しました。当該説明会では、本協会の目指す認証評価、実施体制、実施方法などについて共通理解を図るとともに、ALOには、認証評価の円滑な実施のため本協会及び評価員に対する窓口となって連絡・調整の任に当たるよう要請しました。
- (3) 認証評価委員会では、評価員候補者のうちから127名の評価員を選出し、評価校1校につき4～5名で「評価チーム」を編成するとともに、各評価チームにチーム責任者（理事長・学長又はそれらに相当する役職者）を置きました。
- (4) 評価員は、令和元年7月8～9日開催の「令和元年度認証評価 評価員研修会」において、本年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、次の手順で評価を取りまとめていきました。
  - ① 各評価員による評価
 

評価員は、担当する評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を通して、当該評価校の状況を区分ごとに把握・分析し、それらに基づき、テーマの評価を行いました。
  - ② 評価チームによる基準別評価
 

評価チームは、訪問調査時に評価員会議を行うとともに、訪問調査終了後には各評価員の区分及びテーマごとの評価に基づき、評価チームとしての基準別評価を行いました。同時に、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成し、認証評価委員会へ提出しました。
- (5) 認証評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる分科会として7分科会を設けました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票を基に当該チーム責任者と意見交換を行い、その結果を踏まえて機関別評価原案を作成しました。

(6) 認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに令和元年12月19日に開催された理事会に機関別評価案の報告を行い、12月20日に各評価校へ内示しました。

(7) 本年度は、認証評価委員会からの内示に対する異議申立てはありませんでした。  
内示に対する意見申立てについては、認証評価委員会における審議結果を令和2年2月12日開催の認証評価審査委員会に報告しました。

(8) 令和2年2月21日及び3月17日、理事会において機関別評価案を審議し、本協会の短期大学評価基準を満たしているものとして、令和元年度の評価校27校を適格と認定しました。  
また、1短期大学については、評価の過程で自己点検・評価報告書等の内容に関して事実確認を必要とする事項が認められたことから、認証評価を継続することとしました。

#### 4. 平成28年度第三者評価結果の「適格」判定に条件を付した短期大学の評価の経過

(1) 令和元年6月末日を締め切りとして3短期大学から提出された改善報告書を受理しました。

(2) 認証評価委員会では、同委員会委員より評価員として3名を選出しました。

(3) 各評価員は、評価校から提出された改善報告書に基づき書面調査を行いました。評価チームは、各評価員の評価を基にチームとしての評価原案を作成し、認証評価委員会へ提出しました。

(4) 認証評価委員会では、評価チームが作成した評価原案について審議し、評価案を作成しました。さらに令和元年12月19日に開催された理事会に評価案の報告を行い、12月20日に各評価校へ内示しました。

(5) 認証評価委員会からの内示に対する異議申立て等はありませんでした。

(6) 令和2年3月17日、評価案が理事会に報告され、理事会は、問題点として指摘した事項が改善された2短期大学について本協会の短期大学評価基準を満たしていると認定しました。また、1短期大学については改善が認められなかったことから、判定を取り消し「不適格」としました。

#### 5. 評価結果の構成

各短期大学の評価結果は、「機関別評価結果」と「機関別評価結果の事由」で構成されています。「機関別評価結果の事由」には、「総評」、「三つの意見」、「基準別評価結果」が含まれています。

「機関別評価結果」は、評価校の教育研究、組織運営、施設設備、財務等の総合的状況が機関全体として、短期大学としての水準を満たしているか否かについて、本協会では「適格」、「不適格」又は「保留」と判定しています。

「総評」には、本協会の評価基準に定める4基準の概略を記載しており、これは「機関別評価結果」に示す判定に至った理由に相当します。

「三つの意見」には、評価校の主体的な改革・改善への気運を一層促し、その向上・充実を図るための本協会の見解をまとめています。これは、評価校の教育活動等の状況のうち「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」について、後に述べる各評価基準の評価結果（合・否）とは別にまとめたものです。「特に優れた試みと評価できる事項」には、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特に特長的な取り組み等をまとめています。「向上・充実のための課題」には、評価校の教育研究活動等を更に向上・充実させるために必要な課題や、更なる向上・充実が期待できる事項等について、本協会の見解をまとめています。なお、それらの記載事項は、各評価基準の評価結果（合・否）と直接連動するものではありません。さらに、「早急に改善を要すると判断される事項」には、問題・課題等が深刻で、速やかな対応が望まれる事項をまとめています。例えば、短期大学評価基準や短期大学設置基準等の著しい未充足事項等が該当します。「基準別評価結果」には、まず、表形式で各基準の評価結果（合・否）を示した上で、当該基準を合又は否と判定するに至った事由をまとめています。

「適格」判定に条件を付した短期大学についての評価結果は、平成 28 年度の第三者評価において一部問題が認められた「基準」についての評価であることから、「評価結果」、「評価結果の事由」及び「指摘事項とその改善状況」で構成されています。

## 資料1 一般財団法人短期大学基準協会の概要

### 1. 概要

平成14年に学校教育法の一部が改正され、平成16年度からすべての短期大学は、当該短期大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備などの総合的状况について、少なくとも7年間に一度、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられました。

短期大学基準協会は、学校教育法第110条の規定に基づき、平成17年1月14日に認証評価機関として文部科学大臣から認証を受け、我が国の国公私立短期大学488校のうち、380校（平成18年1月末現在）が加盟しました。また、本協会の評価事業は公正性や社会からの信頼性を強く求められる公益性の極めて高いものであることから、本協会は、財団法人として、平成17年3月31日に文部科学大臣から許可を受けました。

この学校教育法の改正以前、特に、平成3年の大学審議会答申「大学教育の改善について」から始まった高等教育機関における改革の流れの中で、短期大学関係者は、その改革の基本的な方法として自己点検・評価の組織的な導入の必要性を認識し、短期大学の水準の維持・向上を図るとともに、短期大学の自己点検・評価による改善を支援するため、平成6年4月、任意団体として「短期大学基準協会」を設立しました。その際、日本私立短期大学協会の支援を得て、同協会に加盟しているすべての短期大学が参加しました。

以来、「短期大学基準協会」は、短期大学の自己点検・評価活動や短期大学相互評価の促進・支援及び地域総合科学科の適格認定評価などの実施などを通じ、短期大学の特色とそのあるべき姿について研究・検討を続け、平成17年3月31日をもって財団法人短期大学基準協会と改組し、その後平成24年4月1日一般財団法人短期大学基準協会となり、現在に至っています。

### 2. 評価の対象と目的

本協会は、評価を通して短期大学の教育の質保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して短期大学の向上・充実に資することを目的としています。本協会の行う認証評価は、評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学の教育活動などについて総合的に評価するものです。また、本協会の評価に対する社会の理解と支持を得るために、評価システムや評価結果を公表します。

### 3. 認証評価の実施体制

#### (1) 実施体制

本協会は、理事会の下に、認証評価を行う組織として認証評価委員会を設けています。同委員会では、認証評価に関する基本方針の策定、認証評価システム全体の点検・改善、機関別評価案の作成に関する事など、認証評価の実施に関する事項を担当しています。

さらに、認証評価を円滑に実施するため、次のような組織体制を整えています。

#### ○ ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者)

本協会の評価では、各短期大学の相互評価などを含む自己点検・評価活動を基礎にしていることから、その自己点検・評価活動や認証評価を円滑に進める責任者を各短期大学に1名置いています。この責任者をALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) といい、各短期大学が選任し、本協会に登録しています。

○ 評価員（評価チーム）

認証評価委員会において、会員短期大学から選出された評価員候補者や学識経験者などのうちから当該年度に必要な評価員を委嘱し、評価校 1 校につき 4～5 名で「評価チーム」を編成しています。各評価チームは、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査を行います。

また、評価に際して、チーム内の多様な意見を取りまとめ、評価校との連絡・調整を図る「チーム責任者」を選任します。

○ 認証評価委員会分科会

認証評価委員会の下に、原則 3 名の認証評価委員会委員及び同委員会が必要と認めた者で構成される認証評価委員会分科会を設け、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案の作成にあたります。

○ 認証評価審査委員会

認証評価委員会が各評価校へ内示した機関別評価案に対して、評価校から異議申立てがあった場合の審査機関として、理事会の下に認証評価審査委員会を設けています。同審査委員会は、本協会理事長の諮問に応じて異議申立てに対する審査を開始し、その審査結果を理事会へ報告します。

(2) 評価の手順

① 短期大学評価基準に基づく自己点検・評価報告書の提出

本協会では、短期大学の教育活動などの状況を多角的に評価するため、4 基準で構成されている短期大学評価基準に基づき、認証評価を実施します。また、各短期大学が短期大学として有すべき水準を満たしているかどうかという視点から、この 4 基準に 2～4 のテーマ（合計 12 テーマ）を設定し、それらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（合計 33 区分）として設定しました。さらに各区分を理解し、分析するため、評価の観点を示しています。評価校は、これら基準、テーマ、区分及び評価の観点を踏まえ、教育活動などの状況を分析・評価して、自己点検・評価報告書を作成し、本協会及び評価員へ提出します。

② 書面調査及び訪問調査

評価員は、評価員研修会において、当該年度の認証評価に関する基本的な考え方について共通理解を図った後、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査、訪問調査に臨み、区分評価、テーマ評価及び基準別評価に当たります。

a. 区分の評価

評価員は、書面調査及び訪問調査を通じて、当該評価校の現状と課題を把握・分析し、区分ごとに当該評価校が短期大学としての水準を満たしているかどうかについて、合・否の 2 段階による評価を行います。

b. テーマの評価

評価員は各区分の評価を行った後、それらとその改善計画を踏まえてテーマごとに 4 段階の評価を行います。

c. 基準別評価

評価チームは、各評価員が作成した上記の区分評価及びテーマ評価に基づき、訪問調査中

に行う評価員会議を経て、訪問調査終了時に評価チームとしての評価を検討します。そこでは合・否の2段階による評価を行うとともに、評価校の内部質保証の取組状況について「内部質保証ルーブリック」を用いた評価も踏まえ、基準別評価として集約します。

また、当該評価校の教育活動などの状況のうち、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」についても検討し、それらを合わせた基準別評価票を作成します。

なお、「特に優れた試みと評価できる事項」は、当該評価校の取り組んでいる事項が特色ある優れたものであることを示した項目です。また「向上・充実のための課題」は、当該評価校の教育活動が向上・充実するためにその解決、克服が必要となる課題、又は現状にとどまらず、更なる向上・充実を図ることが期待される事項を掲げています。さらに「早急に改善を要すると判断される事項」は、例えば短期大学設置基準未充足など、短期大学としての水準を満たしていないと判断される事項について指摘したものです。

### ③ 認証評価委員会による機関別評価

認証評価委員会では、各評価チームから提出された基準別評価票に基づき、分科会及び認証評価委員会でそれぞれ検討を加えます。

#### a. 分科会

分科会は、分科会ごとに担当する評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者と意見交換を行った上、機関別評価原案を作成します。各分科会は、この機関別評価原案の作成にあたり、当該評価校の教育活動などの状況が短期大学全体として、短期大学の水準を満たしているか否かを審議します。

#### b. 認証評価委員会

認証評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成し、各評価校へ内示します。

同委員会は、この評価の時点で「早急に改善を要すると判断される事項」について、改善が可能であると判断した場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で、評価校に内示します。

条件を付された評価校は、通知を受けた日から一定期間内に改善計画書等を提出した上で、指定された期日までに改善報告書を提出する必要があります。認証評価委員会は、当該評価校から提出された改善報告書を検討し、指摘事項が改善されたか否かを証拠書類に基づいて確認し、改善が完了したと認められる場合には、「適格」とします。

また、「適格」、「不適格」の判定に至らない場合には機関別評価結果を「保留」としてその理由を公表し、本協会が指定した年度に再評価を受ける必要があります。

再評価は当該短期大学の申請に基づき実施し、その結果、短期大学評価基準を満たした場合には、機関別評価結果を「適格」と判定し、その旨公表します。また、再評価において、短期大学評価基準を満たしていない場合及び再評価を受けない場合、又は「適格」、「不適格」の判定に至らない場合は、機関別評価結果を「不適格」と判定し、その旨公表します。

### ④ 認証評価審査委員会による審査

本協会では、内示に際して、機関別評価案の指摘事項に対する異議申立ての機会を保証することとし（認証評価実施規程 第11条第1項）、評価に重大な事実の誤認などがないように努め、評価校から、内示に対して異議申立てが出された場合は、直ちに、認証評価審査委員

会で審査します。同審査委員会では、提出された資料を中心に事実誤認の有無及び訂正内容の適否を十分審議し、必要な修正を行うよう理事会に報告します。

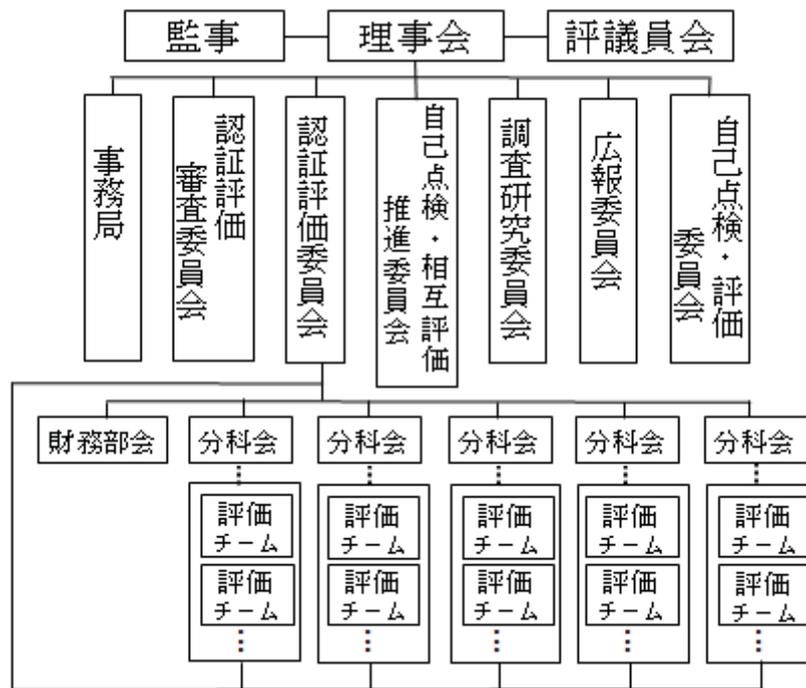
⑤ 理事会での決定

理事会は、認証評価委員会から提出された機関別評価案、認証評価審査委員会からの報告を踏まえて審議し、評価校に対する機関別評価を決定し（認証評価実施規程 第12条）、各評価校へ通知します。

⑥ 評価の公正性

本協会は、評価の公正を期するため、以上の評価のすべてのプロセスにおいて評価を受ける短期大学の利害関係者であると理事会が認める者は、その所属する短期大学を対象とする認証評価業務に従事できないこととしています（認証評価実施規程 第17条）。

4. 一般財団法人 短期大学基準協会 組織図



## 資料2 短期大学評価基準

### 短期大学評価基準

平成16年10月制定

平成29年2月改定

#### 短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、認証評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズに応え、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は認証評価の基礎であり、その促進は認証評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

#### 短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し内部質保証に取り組み（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになり、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～D）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～8）として表した。4基準の大きなくくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

## 基準 I 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育目的・目標、学習成果（Student Learning Outcomes）、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育研究活動の見直しを図る内部質保証の仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の教育目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。

建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有し、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。また、時代や社会の変化の中にあつて社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。

短期大学は地域・社会の文化の担い手である。地域住民をはじめ地域・社会の公共機関や企業などから必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域・社会の幅広いニーズに応えその活性化を図る責務を果たさなければならない。

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことに鑑み、公共性の高いものでなければならない。

教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育目的・目標により定めた学習成果を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下、三つの方針という）を一体的に策定し、また、学習成果を実際に学生が獲得したかについて点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は三つの方針の関係を見直し整備するためのPDCAサイクルを含む系統的なものである。短期大学は、自己点検・評価活動に基づいた教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証が求められる。

### A 建学の精神

短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。また、地域・社会に貢献することが求められる。

基準 I -A-1 建学の精神を確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。

- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

## B 教育の効果

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、それに基づき三つの方針を一体的に策定し、学内外に示さなければならない。

教育の効果を高めるために短期大学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検しなければならない。三つの方針は、教育目的・目標、学習成果に基づき組織的議論を重ねた上で策定し、一貫性・整合性のあるものでなければならない。

基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II -A-6）

基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

## C 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させることが必要である。なお、理事長、学長など、大学の管理運営組織が自己点検・評価とそれに基づいた内部質保証に率先して関わり、ALO の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。

自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に用いなければならない。

基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

基準 I -C-2 教育の質を保証している。

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学習成果や卒業認定・学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果の獲得を保証していることを明確に示す。

卒業認定・学位授与の方針が、社会的・国際的に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館又は学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果の獲得を向上させていることを明確に示す。

短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、建学の精神から成る教育目的・目標、学習成果及び三つの方針を学内外に明確に示し、その実践においては設定どおりの学習成果を獲得させなければならない。そのために、教育課程と学生支援は、学習成果の獲得に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない。

学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学生が獲得した学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。

短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

学習成果には、単に教育課程の卒業要件の単位を充足することや資格を取得するという専門的なものだけでなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力などの汎用的なものも含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、卒業認定・学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。

学習成果の査定には、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。

### A 教育課程

短期大学は、卒業認定・学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その卒業認定・学位授与の方針は、卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果の獲得を保証し、社会的・国際的に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

短期大学は、学科・専攻課程に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう配慮しなければならない。また、専門的及び汎用的な学習成果の獲得を基盤にした職業又は實際生活に必要な能力を育成するための職業教育を適切に行うことも求められる。

教育の効果は、学生の学習成果の獲得状況を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈して顕在化することで判定できる。

基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ①学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ②単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

## B 学生支援

短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準等に従って学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得が向上するように教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

短期大学は、建学の精神と教育目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させなければならない。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門的職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ①教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ②事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
  - ④事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
  - ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
  - ②教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
  - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
  - ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
  - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。

短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源ととらえるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。

施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達的手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。

短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に係る諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。

#### A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行うとともに、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門の人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、短期大学は、組織的な FD・SD 活動を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足してい

る。

- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ①教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

## B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
  - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有し、その利用については目的・行動指針を定めるとともに、自己点検・評価を通じて活用しなければならない。

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

### D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営判断指標に基づき実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理しなければならない。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

- ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
- ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
- ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- ⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
- ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- ⑩公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- ⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- ⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- ⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

- ①学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③年度予算を適正に執行している。
- ④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ②人事計画が適切である。
  - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップが発揮され、ガバナンスが有効に機能していることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。

リーダーシップは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。

ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。理事長と学長は、リーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる必要がある。

経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たすべきである。

短期大学は、学生の在学中に経営破たん陥ることがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、学習成果を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態に陥ると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップの重要な責務である。

短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。

### A 理事長のリーダーシップ

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導していくリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理性

の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

②理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## B 学長のリーダーシップ

学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の獲得の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項、その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行わなければならない。

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤教授会の議事録を整備している。
  - ⑥教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

## C ガバナンス

ガバナンスは、理事長、学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実にに対して適切に発揮されていることを確認することである。

理事会の権限と責任が有効に機能しているかを確認する上で、監事と評議員会がその役割を担い、責任を果たす。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長を含め役員への諮問に応えなければならない。

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

## 公立短期大学の評価基準

公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源

### ①公立大学法人の場合

基準Ⅲ-D-1 (1) ①は、「資金収支及び事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ②は、「事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ④は、「学校法人」を「公立大学法人」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) ⑧は、「教育研究経費は経常収益の 20%程度を超えている」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (1) の⑩と⑪を削除する。

基準Ⅲ-D-1 (2) を削除する。

### ②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅲ-D-1」及び「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 中・長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられている。
- (2) 支出予算は適切に執行され、効率的に使われている。
- (3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切である。
- (4) 収入支出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われている。
- (5) 設置団体一般会計の一般財源に対する短期大学の経常費の割合は適切である。
- (6) 専任教員及び学生 1 人当たりの経常費は適切である。
- (7) 民間資金等外部資金の導入に努力している。
- (8) 授業料の額は適正である。また、収入は予定どおりである。

基準Ⅲ-D-2 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設整備費）のバランスがとれている。
- (4) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ

①公立大学法人の場合

「基準IV-A-1」を次のとおりとする。

基準IV-A-1 法令に基づき定められた定款に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、公立大学法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- (2) 経営審議機関、教育研究審議機関は適切に運営されている。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

②公立大学法人以外の場合

基準IVの「テーマA 理事長のリーダーシップ」を削除する。

◆基準IV リーダーシップとガバナンス：テーマC ガバナンス

①公立大学法人の場合

「基準IV-C-1」及び「基準IV-C-2」を次のとおりとし、「基準IV-C-3」を削除する。

基準IV-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。
- (3) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事長に提出している。

基準IV-C-2 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 公立大学法人及び短期大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画を適切に決定し、報告している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 財務諸表は、公立大学法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。
- (6) 監査法人の監査意見への対応は適切である。
- (7) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (8) 学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務状況を公開している。

②公立大学法人以外の場合

「基準IV-C-1」を次のとおりとし、「基準IV-C-2」及び「基準IV-C-3」を削除する。

基準IV-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学長の選考は適切である。
- (2) 短期大学運営の意思決定は適切である。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができています。
- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みができています。
- (5) その他短期大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。
- (6) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

### 資料3 評価組織

#### 理事会理事及び監事一覧

◎：理事長 ○：副理事長 ☆：監事

| 氏名      | 現職                 | 氏名      | 現職                    |
|---------|--------------------|---------|-----------------------|
| ◎ 関口 修  | 郡山女子大学短期大学部／理事長・学長 | 坂根 康秀   | 香蘭女子短期大学／理事長・学長       |
| ○ 中野 正明 | 華頂短期大学／学長          | 佐久間 勝彦  | 千葉経済大学短期大学部／理事長・学長    |
| ○ 原田 博史 | 岡山短期大学／理事長・学長      | 佐々木 公明  | 桜田通り総合法律事務所／弁護士       |
| 秋山 元秀   | 滋賀短期大学／学長          | 清水 一彦   | 山梨県立大学／理事長・学長         |
| 麻生 隆史   | 山口短期大学／理事長・学長      | 滝川 嘉彦   | 名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長  |
| 石井 茂    | 大阪成蹊短期大学／理事長・総長    | 田中 厚一   | 帯広大谷短期大学／学長           |
| 大野 博之   | 国際学院埼玉短期大学／理事長・学長  | 松ヶ迫 和峰  | 一般財団法人短期大学基準協会／事務局長   |
| 奥 明子    | 貞静学園短期大学／理事長・学長    | ☆ 齋藤 力夫 | 齋藤総合税理士法人／会長税理士・公認会計士 |
| 川並 弘純   | 聖徳大学短期大学部／理事長・学長   | ☆ 谷本 榮子 | 関西外国語大学短期大学部／理事長・学長   |
| 工藤 智規   | 公益財団法人スポーツ安全協会／会長  | ☆ 松岡 弘樹 | 東京交通短期大学／学長           |
| 小林 雅之   | 桜美林大学総合研究機構／教授     |         |                       |

(令和2年3月現在)

#### 認証評価委員会委員一覧

◎：委員長 ○：副委員長

| 氏名      | 現職                         | 氏名     | 現職                          |
|---------|----------------------------|--------|-----------------------------|
| ◎ 原田 博史 | 岡山短期大学／理事長・学長              | 清水 一彦  | 山梨県立大学／理事長・学長               |
| ○ 麻生 隆史 | 山口短期大学／理事長・学長              | 高木 明郎  | 国際短期大学／学長                   |
| 安部 恵美子  | 長崎短期大学／学長                  | 滝川 嘉彦  | 名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長        |
| 大野 博之   | 国際学院埼玉短期大学／理事長・学長          | 田久 昌次郎 | いわき短期大学／学長                  |
| 岡本 和夫   | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構／顧問     | 谷本 榮子  | 関西外国語大学短期大学部／理事長・学長         |
| 沖 清豪    | 早稲田大学 文学学術院／教授             | 富永 和也  | 富永公認会計士・税理士事務所／所長・公認会計士・税理士 |
| 奥田 吾朗   | 大阪国際大学短期大学部／理事長            | 野澤 智   | 城西短期大学／教授                   |
| 加藤 真一   | 金城大学短期大学部／理事長              | 早田 幸政  | 中央大学／教授                     |
| 川並 弘純   | 聖徳大学短期大学部／理事長・学長           | 平野 幸治  | 上智大学短期大学部／教授                |
| 桐原 由美   | 聖セシリア女子短期大学／教授             | 福井 洋子  | 大手前短期大学／学長                  |
| 坂根 康秀   | 香蘭女子短期大学／理事長・学長            | 布施 千草  | 植草学園短期大学／学科長・教授             |
| 佐藤 善一   | 新渡戸文化高等学校（元女子美術大学短期大学部）／校長 | 二木 寛夫  | 山口芸術短期大学／理事長                |
| 志賀 啓一   | 鹿児島女子短期大学／理事長              | 和賀 崇   | 岡山大学 全学教育・学生支援機構／准教授        |

(令和2年3月現在)

認証評価審査委員会委員一覧

◎：委員長 ○：副委員長

| 氏名       | 現職                 | 氏名     | 現職               |
|----------|--------------------|--------|------------------|
| ◎ 佐久間 勝彦 | 千葉経済大学短期大学部／理事長・学長 | 佐々木 公明 | 桜田通り総合法律事務所／弁護士  |
| ○ 奥 明子   | 貞静学園短期大学／理事長・学長    | 田中 義郎  | 桜美林大学／常務理事・大学院教授 |
| ○ 工藤 智規  | 公益財団法人スポーツ安全協会／会長  |        |                  |

(令和2年3月現在)

## 資料4 評価員一覧（令和元年度）

（五十音順）

|        |        |        |          |
|--------|--------|--------|----------|
| 明石 要一  | 上岡 史郎  | 出木浦 孝  | 室井 満雄    |
| 麻生 哲男  | 河合 克尚  | 寺嶋 隆   | 望月 美也子   |
| 新井 健史  | 河邊 聡子  | 遠山 佳治  | 森際 孝司    |
| 飯田 純也  | 北本 洋子  | 土橋 正文  | 森田 康晴    |
| 飯田 英晴  | 杵鞭 広美  | 富来 清貴  | 諸岡 直     |
| 池田 美芽  | 木下 茂昭  | 中岡 寛   | 矢治 夕起    |
| 石川 智仁  | 木下 幸彦  | 中川 浩   | 安河内 寛    |
| 板垣 昌子  | 木原 裕   | 中川 幸広  | 山口 禎     |
| 伊藤 晴康  | 工藤 真由美 | 仲宗根 充修 | 山口 眞理    |
| 伊藤 弘昭  | 熊谷 義隆  | 中西 和雄  | 山崎 敦也    |
| 井上 清美  | 倉田 清   | 中西 正人  | 山本 孝一    |
| 井上 健一  | 小島 彰   | 西山 薫   | 山本 永人    |
| 井山 信康  | 小島 望   | 祢宜 佐統美 | 山本 光憲    |
| 上田 智子  | 佐々木 英洋 | 野田 みや子 | 山本 嘉人    |
| 打越 みゆき | 佐藤 二郎  | 萩野 敏   | 湯上谷 仁    |
| 内山 尚美  | 澤渡 千枝  | 萩原 勇人  | 與久田 巖    |
| 有働 真太郎 | 白鳥 仁   | 橋本 賢   | 横川 剛毅    |
| 蛭名 和也  | 新地 文彦  | 林 幸治   | 吉川 毅     |
| 大國 ゆきの | 菅沼 恵子  | 原田 妙子  | 吉田 一郎    |
| 大島 克郎  | 須川 妙子  | 平岡 茂夫  | 吉田 徹     |
| 大島 康司  | 杉山 宗尚  | 平野 直美  | 吉田 幸恵    |
| 大谷 岳   | 鈴木 理   | 平野 真紀  | 和田 一郎    |
| 大塚 健樹  | 鈴木 浩二  | 藤野 富士夫 | 以上（127名） |
| 岡野 善紀  | 鈴木 忠雄  | 伏見 康子  |          |
| 小川 由美子 | 住澤 知之  | 別宮 玲   |          |
| 小澤 晶子  | 住野 好久  | 細川 美穂  |          |
| 小田 寛人  | 関 好博   | 真板 陽介  |          |
| 落合 俊文  | 瀬戸 宏太  | 前田 美樹  |          |
| 小野 隆   | 高田 正久  | 町田 由徳  |          |
| 鍛冶谷 静  | 高橋 太志  | 真野 由紀子 |          |
| 加藤 悟   | 滝川 桂子  | 丸川 浩   |          |
| 加藤 博   | 辰島 裕美  | 道上 裕之  |          |
| 加藤 保男  | 田淵 創   | 三井 直樹  |          |
| 金子 重紀  | 土屋 京子  | 宮内 妃奈  |          |
| 上 憲治   | 鶴田 勇樹  | 向 雅彦   |          |



# 令和元年度認証評価結果



## 函館短期大学の概要

設置者 学校法人 野又学園  
理事長 野又 淳司  
学 長 猪上 徳雄  
A L O 澤辺 桃子  
開設年月日 昭和 28 年 4 月 1 日  
所在地 北海道函館市高丘町 52-1

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 食物栄養学科 |    | 60   |
| 保育学科   |    | 60   |
|        | 合計 | 120  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

函館短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和 2 年 3 月 17 日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成 30 年 6 月 15 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、創立以来、建学の精神に基づいて学園訓 3 カ条「報恩感謝」、「常識涵養」、「実践躬行」を具体的信条とし、学問を通じてバランスの取れた人間教育を行い、職業教育を通じてその体得実現を図ることを教育理念としている。函館市等と協定書を締結して各種事業を行っているほか、公開講座等の実施、保育学科に併設している「子育て研究所」による保育士・幼稚園教諭を対象にした専門職研修講座の開催等、地域・社会に貢献している。

当該短期大学は食物栄養学科と保育学科の 2 学科から成り、短期大学及び各学科の教育目的は、学則に明示されており、学科の教育目的に沿って教育目標が定められている。また、各学科の学習成果は、建学の精神や教育理念及び教育目的に基づいて示されており、これらを学生便覧、ウェブサイト等を通じて学内外に表明している。三つの方針は一体的に策定され学内外に表明されている。

自己点検・評価規程により委員会を設置し、報告書はウェブサイトで定期的に公表している。建学の精神、教育理念、教育目的・目標、三つの方針、学習成果等の確認・検討は、アセスメント・ポリシーに基づく PDCA サイクルによって、全学的に定期的・継続的に実施する体制が採られ、教育の向上・充実を図っている。

卒業認定・学位授与の方針は、学園訓 3 カ条に基づき「学力の 3 要素」を中心に定められ、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。栄養士や保育士の職業又は实际生活に必要な能力を育成する観点から、教育課程を整備し、他の資格の取得も可能にするなど、資格取得を通して、地域・社会に貢献できる人材の養成に努めている。入学者受入れの方針は、学校案内及び入学試験要項に掲載し、明確に示している。

学習成果を把握するために、「学力の 3 要素」について、fGPA とプログレスシートを用いた量的・質的データを活用している。それを学生ごとに可視化し、SD 研修で検討・検証を行って学生個々の学習成果の把握に努めている。

学生による「授業に関するアンケート調査」は、IR 委員会が集計・分析を行い、教員に

フィードバックされると同時に、FD・SD研修を通して全教職員に共有されている。さらに、全教員による「科目担当者による授業科目評価・授業改善コメント」は教務課において学生・教職員が閲覧可能となっており、短期大学全体で授業内容の適切さを検証している。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施方針に基づき、適正に編制されている。また、教員に対する研究活動の支援体制が整備されており、教員の研究活動は、外部からの研究資金調達、論文の投稿、学会発表等活発である。FD活動は、函館短期大学教育改善（FD・SD）実施委員会内規に基づいて適切に行われ、関係部署と連携しながら教育改善を図っている。

事務組織は、諸規程が適切に整備されており、規程にのっとりSD活動において教職員の連携を深め、教育研究活動等の支援を図っている。人事管理は、就業規則等の規程が整備され教職員へ周知されており、適正に行われている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、講義室、実験・実習室等も充実し、バリアフリーに配慮している。施設設備に関する規程及び情報セキュリティ対策に関する規程が整備されており、防災消防訓練を実施するなど防災対策を適切に講じている。情報処理実習室、備品、教材等が充実しており、学生は、授業時間外に情報処理実習室やコミュニケーション・ラウンジ等でインターネットを活用できる。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去1年間、経常収支が支出超過である。中期経営計画を策定しており、経営の安定化を図ろうと努力している。

理事長は建学の精神や教育理念の基に、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事会は、理事の執行状況を監督し、学内外の情報を収集し、必要な諸規程を整備して運営されている。

学長は学園訓3カ条を信条として教育研究及び教育改善の推進を図り、短期大学の教育の質保証に尽力している。また、中期経営計画に沿って当該年度の教育・経営方針を明示して、教職員の組織活動を促して教職員組織を統督している。さらに、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営し、教授会の下に、短期大学の教育、管理運営上必要とされる委員会を規程に基づいて組織している。

監事は寄附行為に基づいて選任されており、学校法人の業務、財産の状況を適宜監査して、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会に提出して意見を述べ、学校法人の発展に貢献している。評議員会は理事の定数の2倍を超えた人数で構成され、評議員会は寄附行為に基づいて開催されている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイトにより公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて、一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学力の3要素である、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を、学習ポートフォリオとして独自に開発したプログレスシートを用いて、質的・量的データとして学習成果の把握に活用している。
- 食物栄養学科と保育学科を有する強みを生かして、食育指導士とレクリエーション・インストラクターの資格を基に、平成29年度入学生から「はこたん食レク推進員」を認定している。卒業後も継続的な協力関係を構築して、食とレクリエーション等に関する情報を発信していく取組みがある。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 専任教員の研究活動を支援する制度が充実しており、著作・論文、研究発表など研究が活発に行われ、優れた研究実績がある。また、専任教員が科学研究費補助金をはじめとして、外部からの研究等資金調達を活発に行い、獲得実績がある。

[テーマ B 物的資源]

- 当該短期大学の校舎内にフィットネスセンターがあり、鏡張壁面を有するトレーニングフロア、アスレチックスペース、プールがある等、スポーツ施設が充実し、市民にも広く利活用されている。
- 保育学科では子育て支援、子育て相談に関する共同研究組織として「子育て研究所」を設置している。そして、函館市地域子育て支援センターの一つである「函館短期大学つどいの広場」を支援している。校舎内のプレイルームを開放し、また講座を開催して授業と連携させるなど、積極的な地域連携により地域への貢献と、教育資源としての活用を図っている。

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 一般的なプロジェクター、AV機器のほかに、アンケート機能を活用した双方向型の授業ができる学務システム、可動式電子黒板、書画カメラ、オープンソースのeラーニングシステム「HOPE (moodle)」、ミュージックラボラトリーシステム等を備えており、

教員は新しい情報技術等を活用して効果的な授業を行っている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は昭和 28 年に函館商科短期大学として設置され、昭和 37 年に函館短期大学と改称された。当該短期大学の設置母体は学校法人野又学園であり、現在九つの教育機関を設置している。建学の精神は、学園訓 3 カ条を具体的信条とし、短期大学の教育理念・理想を明確に示している。その精神は法令に基づいた公共性を有しており、学内外に表明され、学生や教職員も定期的に確認している。地域・社会に向けた公開講座や、函館市や幼稚園、企業等と連携した様々な事業を行い、学生は部活動による種々のボランティアで、教職員と共に活動し、地域・社会に貢献している。

各学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づいて確立され、学内外に表明している。これに基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか、地方公共団体や企業関係者からの意見聴取により、定期的に点検している。学習成果は、「学力の 3 要素」を中心に据えた各学科の卒業認定・学位授与の方針において示されており、これらは学内外に表明されている。学習成果に基づく卒業認定に至る過程を、学校教育法の短期大学の規定に照らし、定期的に点検している。平成 29 年度より三つの方針の整合性を図るため、組織的な議論を重ね、これらを一体的なものに改定し、平成 31 年度の入試要項より新方針を記載し、学内外に表明している。これを踏まえた教育活動は、f GPA の導入、プログレスシートの利用等により評価している。

自己点検・評価規程に基づいて、委員会を設置し、報告書をウェブサイトで定期的に公表している。アセスメント・ポリシーに基づく自己点検・評価サイクルを全教職員に周知し、各レベルでの活動を促している。系列の高等学校との高大接続に関する協議会の開催や、関係者からの意見聴取を、自己点検・評価活動に役立てている。学習成果を査定するための指標として、アセスメント・ポリシーの策定、手法ごとの PDCA サイクルの明示により、定期的に点検している。教育改善（FD・SD）実施委員会、IR 委員会、教学マネジメント会議が連携し、内部質保証に係る組織体制を構築し、教育の向上・充実のために PDCA サイクルを実施している。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令の遵守に努めている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神に基づいた具体的信条となる学園訓 3 カ条に結びついて定められ、入学試験要項、学生便覧、ウェブサイトで公表されている。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。授業科目として、卒業必修科目の「社会人基礎論Ⅰ、Ⅱ」、「教養ゼミナール(S・L)Ⅰ、Ⅱ」等を設定し、教養教育と専門教育のバランスのうえに幅広く深い教養を修得できるように編成されている。教育課程においては、職業又は実生活に必要な能力を育成する観点から、食物栄養学科では栄養士資格、中学校教諭二種免許状(家庭)、栄養教諭二種免許状のほかに、11 資格を取得できるように整備している。同じく保育学科では、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状のほかに、7 種類 9 資格を整備している。資格取得を通して、地域・社会で貢献できる人材の養成に努めている。

入学者受入れの方針は、学校案内及び入学試験要項に掲載し、明確に示している。

学習成果の把握のために、各授業科目のシラバスに到達目標を記載し、該当ディプロマ・ポリシー(DP)項目番号を付して科目ごとの学習成果の関連性を持たせている。授業科目にナンバリング科目コードを付し、基礎・総論から各論・応用、発展、集大成の順で取り組めるよう年次配当し、学習成果をバランスよく 2 年間で獲得できるように配慮している。「知識・技能」については fGPA の量的データを、「思考力・判断力・表現力」と「主体性を持った多様な人々と協働して学ぶ態度」については独自に開発したプログレスシートの質的・量的データを活用している。また、これらのデータを個々の学生ごとにグラフ化して可視化し、SD 研修で検討及び検証を行って学生個々の学習成果の把握に努めている。

学期ごとに学生による「授業に関するアンケート調査」が実施され、その結果を IR 委員会が集計・分析を行い、教員にフィードバックされ、FD・SD 研修を通して全教職員に共有されている。さらに全教員が授業の改善点を「科目担当者による授業科目評価・授業改善コメント」として教務課に提出している。これは、学生・教職員が閲覧可能となっており、短期大学全体で授業内容の適切さを検証している。

学生生活の支援は、学長から委嘱された学生部長が学生委員会の委員長を兼任し、学生課職員と協力して行っている。具体的な支援として、学生の主体的活動である学友会活動の支援、キャンパスアメニティの充実、無料通学バスの運行などがあげられる。また、独自の奨学金制度を設け、メンタルヘルスケアやカウンセリングに関しては、適切な助言、指導を行う体制を取っている。

進路支援としては、キャリアデザインコーナーを設けるとともに、個別相談に対応できる環境を整えている。また、編入支援室を設置し、多様な進路支援に対応する体制整備に努めている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員組織が編成されている。教員には研究費、研究室を付与し、紀要の発行など研究活動の支援体制を整備している。教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいた授業科目の充実に還元する活動がされており、その状況はウェブサイトで公表されている。FD 活動は、規程に基づいて適切に行われている。

## 函館短期大学

事務関係諸規程は適切に整備され、職員全員が教員と連携し教育研究活動等の支援を図っている。事務組織に必要な環境を整えており、情報セキュリティ対策や防災対策は適切に講じられている。就業規則等の規程が整備され教職員へ公開、周知されており、人事・労務管理が適正に行われている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場、体育館を有している。教育施設の強度試験調査を実施し、問題ないことを確認している。また、車いすを中心としたバリアフリーに配慮している。図書館は蔵書、席数共に適切な環境を有している。施設設備に関する規程は適切に整備され、防災設備の定期点検を行っており、消防署の協力を得て防災消防訓練を実施している。

情報セキュリティに関する規程に準拠し、ハード、ソフト面でコンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。環境への配慮については、増築部分に採光に優れた設計依頼を行い、光熱費削減となる省エネルギー対策等を行っている。情報処理実習室、備品、教材等が充実しており、教室には AV 機器を整備している。学生は、授業時間以外に情報処理実習室やコミュニケーション・ラウンジ、キャリアデザインコーナー等に設置したパソコンを利用してインターネットを活用できる。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 1 年間、経常収支が支出超過である。この状況について中期経営計画を策定して対策を検討している。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念の基に、中期経営計画及び経営改善計画を策定して、学校法人全体の業務を総理しており、運営全般にリーダーシップを発揮している。

理事会は、理事の職務の執行状況を監督し、学内外の情報を収集し、諸規程を整備して、学校法人全体の経営、各設置校の運営に関する責任を果たしている。

学長は学園訓 3 カ条を具体的な信条として教育研究及び教育改善の推進を図り、短期大学の教育の質保証に尽力している。また、中期経営計画に沿って当該年度の教育・経営方針を明示して、教職員組織を統督している。学長は教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営し、教授会の下に、管理運営上必要とされる委員会を規程に基づいて組織し、短期大学の教育を推進している。

監事は、学校法人の業務、財産の状況を適宜監査して、毎会計年度の監査報告書を作成して、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会に監査報告書を提出して意見を述べている。監事 2 人のうち 1 人が常勤監事である。常勤監事が設置各校の運営協議会に参加し意見を述べるほか、野又学園内部監査委員会と連携し、業務監査の一環として授業見学と公認会計士との意見交換を行っている等、監査機能が充実している。評議員会は理事の定数の 2 倍を超えた人数で構成されている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイトで公表・公開している。

## 佐野日本大学短期大学の概要

設置者 学校法人 佐野日本大学学園  
理事長 長谷川 弘  
学 長 佐藤 三武朗  
A L O 松崎 勇人  
開設年月日 平成 2 年 4 月 1 日  
所在地 栃木県佐野市高萩町 1297

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科         | 専攻 | 入学定員 |
|------------|----|------|
| 総合キャリア教育学科 |    | 300  |
|            | 合計 | 300  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

佐野日本大学短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月12日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

開設以来の建学の精神を基調に、日本大学の建学の精神である「自主創造」と同義であるとして、「想う人、考える人、行う人を創る」という自主創造の理念を以て建学の精神と定め、学内外に表明し定期的な点検を行っている。

地域・社会への貢献は、公開講座や正課授業の開放、生涯学習事業である「佐野学」、そして協定締結による地域・社会との連携に基づく各種の事業が行われている。

建学の精神に基づき教育目的は学則に定められ、ウェブサイト等において学内外に表明している。学習成果は四つの項目で示されている。三つの方針は学習成果との対応を明らかにして、一体的に定めている。

自己点検・評価活動等は、FD・SD・自己点検評価委員会を組織し規程に基づき行われている。全教職員が関与しながら行っており、その結果はウェブサイトで公開している。また、高等学校からの意見聴取も行われ、改善に活用している。

学習成果の査定は、GPA、ルーブリック、資格取得や各種アンケートによって行い、PDCAサイクルに沿って、学習成果の査定結果に基づく改善活動を始めるなど、教育の質保証に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は、学科の定める学習成果と対応しており、教育課程は卒業認定・学位授与の方針に適合し、その教育課程は、「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」を核とし、教養教育と専門教育の同心円の構造で有機的に関連をもって編成されている。九つのフィールドそれぞれに、学習成果に基づくカリキュラム・マップ及びカリキュラム・フローチャートが作成されている。

学習成果に対応する入学者受入れの方針は、アンケート調査などによって高等学校関係者の意見も踏まえ、適切に示されている。成績評価の基準と資格取得の要件は学則に明示されている。また、シラバスは、必要な要件を記載している。

学習成果において、多様な指針と評価方法を構築しており、多角的な視点で教育指針と効果を図ることができている。また、教員はこれらを基に、授業報告書の作成が義務付けられており、定期的に自らの授業を振り返る機会となっていて、迅速な授業改善につなが

っている。

奨学金制度が整っており、また、保健室を中心とした学生の健康管理やメンタルカウンセリングの体制が整っている。進路指導も、適切な指導ができる体制が整っている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備し、専門的な教育・研究業績を有する教員を配置しており、その数は短期大学設置基準を充足している。

専任教員の職位は、短期大学設置基準を充足しており、教員の選考、昇任に関する規程が整備されている。

専任教員の研究活動が保証され、研究費に関する規程が整備され、適正な研究活動が遂行できる環境が整っている。

事務職員は、専門的業務に関する情報収集とその技術向上に努めている。また、全事務職員が、教員とともに委員会組織に配属されている。就労に関する諸規程が整備され、就労における法令遵守が遂行されている。また FD 活動等を推進するため FD・SD・自己点検評価委員会を組織し、それぞれ規程を定めている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、テニスコートやロードコースを含む運動施設を有している。また図書館は学術研究の中核的機関として十分な図書、学術雑誌等の資料を収め、学生の学習を支援する体制が整っている。

施設・設備の維持管理は規程に基づき、適切に管理されている。危機管理については、消防法や防火・防災管理規則に基づき、適切に対応し、全学一斉に防災訓練を年一回実施している。

ソフトウェア、ハードウェア及び施設の向上・充実に努めており、コンピュータ、オフィスアプリケーションソフトの更新を行っている。

財務状況は、経常収支は改善傾向ではあるものの、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、支出超過である。「改革・IR 推進会議」を開催し、対応策を検討している。資産運用規程を整備し、資産運用は適切に行っている。

平成 28 年度に学園経営会議をスタートさせ、長期的な展望に立ち即効性のある事業改善と継続的な改革を志向した将来計画の検討や、計画進行プロセスの修正等を行っている。

理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しており、また理事会は学校法人の業務を決し、経営全般への責任を全うしている。理事は建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有しており、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。教授会等は規程に基づき適切に運営されている。

監事は前期及び後期に開催される定例監事会において、財務監査及び各学校の教育の履行状況等の業務監査を行い、その結果を監査報告書にまとめ、理事会と評議員会に出席し報告している。

評議員会は理事の定数の 2 倍を超える数の評議員で構成され、寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として予算、借入金、重要な資産の処分、寄附行為の変更等の学校法人の業務に関する諮問について応えている。

教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ A 建学の精神]

- 佐野市や佐野青年会議所そして教育機関や文化団体など地域との強い結びつきを持ち、佐野の歴史を多角的に捉える市民講座を中心に多彩な関連イベントを実施している「佐野学」をはじめ、「子育て支援関連事業」や「英語教育関連事業」などの地域への貢献を開設科目とのつながりを持たせ、授業と結び付けて実施している。

##### [テーマ B 教育の効果]

- 学習成果と三つの方針を丁寧に審議し、四つの学習成果を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針を6項目の箇条書きにして示し、それぞれ学習成果のどの項目がどの方針と対応するかを明らかにしている。入学者受入れの方針の6項目も、学習成果との関連が図られており、一体的に策定している。

##### [テーマ C 内部質保証]

- 学習成果は、GPA、ルーブリック、資格取得率や各種アンケートなどで査定されており、特にルーブリックの導入を行い、実際に機能している科目もある。また、ルーブリックによる査定が有効に機能しない科目に対して、教員間で真摯な議論が行われ、問題意識の共有が図られている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ B 学生支援]

- カリキュラム・マップ、カリキュラム・フローチャート、教員と学生のコミュニケーションと授業改善を目的としたミニッツペーパー等、授業展開やその効果を多様な視点から明確に示す方法が構築されている。また、教員はそれらを分析したうえで授業報告書を作成することが義務付けられており、学生の声を授業改善へ迅速に対応できている。
- 入学前の事前オリエンテーションや入学前の事前履修指導ガイダンスを行い、フィールドの選択に必要な指導を行っている。さらに、入学後のフィールド変更などにも対応し、きめ細かな履修指導を行っている。
- 「担任業務マニュアル」を作成し、担任の業務内容を明らかにして標準化・適切化を

図るとともに、きめ細かな指導を行っている。このような指導が、教員と学生の親密な関係を築き、教員と学生の距離が近い地域の短期大学としての良い特徴を支えている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 研究倫理について、現行では研究紀要の投稿募集時に遵守の周知を行っているが、規程を設けていない。規程を設ける必要性は認識しており、研究の活性化や学術雑誌への投稿を促進する意味でも、研究倫理規程を設けることが望まれる。

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況は改善傾向ではあるものの、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、経常収支が支出超過である。財務改善計画に従い、財務体質の改善を図ることが望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

開設以来の建学の精神を基調に、日本大学の建学の精神である「自主創造」と同義であるとして、「想う人、考える人、行う人を創る」という自主創造の理念を以て建学の精神と定めており、学内外に表明し、定期的な点検を行っている。

地域・社会への貢献は、平成4年以來続けている公開講座や正課授業の開放があげられる。また、平成29年度から本格的にスタートした生涯学習事業である「佐野学」がある。協定締結による地域・社会との連携に基づく各種の事業は、開設科目とのつながりを持たせ、授業と結び付けて実施し、教員及び学生のボランティアによって行われている。これは、地域の教育に奉仕するという教育理念と対応している。

教育目的の見直しを行い、地域総合科学科である総合キャリア教育学科の目的として学則に明示している。その内容は、冊子「学園生活」に示し、必修科目「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」などで学生に指導を行うとともに、ウェブサイトや学生募集要項に明記し、表明している。また、就職先や学生に対するアンケートを行い、点検している。

学習成果は、平成29年度から四つの項目に改めて示した。その四つの学習成果を踏まえ、三つの方針を平成28年度にFD委員会が点検し、学科会議と教授会を経て改善を行い策定し、それを踏まえた教育活動を行っており、それを学内外に表明している。四つの学習成果のどの項目が三つの方針のどの項目と対応するかを明らかにして学習成果との関連が図られており、一体的に関連付けて定めている。

自己点検・評価活動等は、平成29年度に三つの委員会を統合し、FD・SD・自己点検評価委員会を組織し、規程に基づき行われている。学科会議・教授会、事務局定例会で全教職員が関与しながら自己点検・評価を行っており、その結果はウェブサイトで公開し、高等学校からの意見聴取も行われ、平成30年には学習成果の査定を取りまとめるなど改善に活用している。

学習成果の査定として、GPA、ループリック、資格取得や各種アンケートによって行っている。平成30年にはPDCAサイクルに沿って、学習成果の査定結果に基づく改善活動を始めるなど、教育の質保証に取り組んでいる。また、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科の学習成果と対応しており、卒業要件、成績評価の基準と資格取得の要件を学則に明示している。それらは、文部科学省によるキャリア教育に関する指針と学士課程共通の学習成果の参考指針に沿ったものであり、国際的・社会的通用性を有している。

教育課程は、「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」を核とし、教養教育と専門教育の同心円の構造で有機的に関連をもって編成されている。九つのフィールドそれぞれに、学習成果に基づくカリキュラム・マップ及びカリキュラム・フローチャートが作成されている。約半数の科目でルーブリックが設定され、学習成果に係る評価基準の明確化に努力している。

各フィールドの選択は全入学生に対し、入学前に二度、入学直後に一度の履修指導が行われている。入学前に選択していた所属フィールドの変更や、別フィールドの科目履修について、地域総合科学科として必要な指導が担任と学務課を中心に行われている。取得単位数の上限についても、担任と学務課が対応し、進度の早い学生に対しては、さらなる能力の向上を目指す課題を提供するなど、学習意欲向上の方策が構築されている。また、GPAの活用によって、学力に課題のある学生を抽出し、「国語基礎教養」の時間を設けて対応している。短期大学教育の質保証及び単位の実質化の観点から、休学・退学等の進路変更を含め、個々の学生に応じた指導が期待される。

四つの学習成果に対応する入学者受入れの方針は、アンケート調査などによって高等学校関係者の意見を踏まえ、学生募集要項やオープンキャンパス、入学説明会の場で適切に示されている。入試広報室や入試判定教授会で、入学者受入れの方針の要件を満たしているかを判定しており、これらの会議は適切に運営されている。

成績評価の基準と資格取得の要件は学則に明示されており、教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応している。シラバスに必要な要件を記載している。単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

学生の在学期間中に従事する指導・業務について「担任業務マニュアル」を作成し、履修指導や進路指導などの標準化・適切化を図っている。

図書館においては、授業に必要な書籍の所蔵や、調べ学習への助言等を行い、教員と図書館司書の連携による授業時間外での学生の学習を支援する体制ができている。

奨学金制度が整っており、経済的支援体制ができている。カレッジバスや学生用駐車場など、通学の利便性が拡大されており、交通困難による学生の通学意欲を削がない配慮がされている。また、保健室を中心とした学生の健康管理やメンタルカウンセリングの体制が整っている。さらに、ボランティアセンターの設置によって、学生の社会的活動の意欲向上とその支援に貢献している。教育課程において、介護福祉士フィールドに「手話」や「点字」など障がい者への対応をする取組みを特別に導入している。

進路支援に関する教職員組織は、学生支援委員会が担っており、学生支援課、各フィールドの教員によって構成されている。進路指導には、クラス担任、学生支援課職員、カウンセラーといった学内者のみならず、ハローワーク出張職員も携わっており、学内外からの多角的な視点で適切な進路指導ができる体制が整っている。「キャリア教育」を必修科目とすることで、全学生に対して進路指導をする機会となり、学生の進路に対する意識付け

となっている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備し、専門的な教育・研究業績を有する教員を配置しており、その数は短期大学設置基準を充足している。

専任教員の職位は、短期大学設置基準を充足しており、また、ウェブサイトの教員紹介ページで公表することで、その公正性が証明されている。教員の選考、昇任に関する規程、委員会が整備されている。

専任教員は研究室を有し、また、自宅研修日が認められており、研究活動が保証されている。研究費に関する規程が整備され、また、研究倫理の遵守を周知する機会が設けられ、適正な研究活動が遂行できる環境が整っている。研究倫理規程がないので、整備することが望まれる。

事務職員は、学外での研修に参加するなど、専門的業務に関する情報収集とその技術向上に努めている。また、全事務職員が、教育課程の内容を理解し、現状把握ができるように、教員とともに委員会組織に配属されている。さらに、適宜の人事異動によって、多岐にわたる業務に精通できるような人材育成がなされている。

各種の勤務形態に対応した就労に関する諸規程が整備され、学内サーバーで常時閲覧が可能となっており、教職員の勤怠管理が徹底され、就労における法令遵守が遂行されている。FD 活動等を推進するため FD・SD・自己点検評価委員会を組織し、それぞれ規程を定めている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、テニスコートやロードコースを含む運動施設を有している。障がいのある学生のため、1 階部分へのアプローチは整っている。さらに今後、複数の校舎の 2 階以上の施設・設備の面でも整備について検討を進められたい。学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教員研究室、講義室、演習実習室、パソコン等情報処理室、語学学習室、体育館、トレーニングルームなどそれぞれのフィールドに必要な施設・設備を有している。図書館は学術研究の中核的機関として十分な図書、学術雑誌等の資料を収めている。

施設・設備の維持管理は、学園経理規程、固定資産及び物品管理規程等の財務関係諸規程や短期大学の施設管理規程に基づき、適切に行われている。

危機管理については、消防法や防火・防災管理規則に基づき、適切に対応し、全学一斉に防災訓練を年一回実施している。

ソフトウェア、ハードウェア及び施設の向上・充実に努めており、コンピュータ、オフィスアプリケーションソフトの更新を行っている。

財務状況は、経常収支は改善傾向ではあるものの、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、支出超過であり、改善が望まれる。入学定員充足率、収容定員充足率は少子化や競合校の存在、四年制大学志向の高まりにより厳しい環境にある。このような環境にも耐えうる財務体質を作り上げるため、「改革・IR 推進会議」を開催し、対応策を検討している。資産運用規程を整備し、資産運用は適切に行っている。

学園経営会議をスタートさせ、長期的な展望に立ち、即効性のある事業改善と継続的な

改革を志向した将来計画の検討や、計画進行プロセスの修正等を行っている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学校法人運営の全般にリーダーシップを発揮している。毎会計年度終了後2か月以内に、監事の監査を受け理事会の決議を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。また理事会は運営に関する法的な責任があることを認識し、学校法人運営及び併設の各学校等に必要な規程を整備し、認証評価に対する役割を全うしている。理事は建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び識見を有しており、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮しており、教授会等は規程に基づき適切に運営されている。また、学長は教授会の構成員に自由に意見を述べさせ、教授会を教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は前期及び後期に開催される定例監事会において、財務監査及び各学校の教育の履行状況等の業務監査を行い、その結果を監査報告書にまとめている。その結果を理事会と評議員会に出席し報告している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員で構成されている。評議員会は寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として予算、借入金、重要な資産の処分、寄附行為の変更等の学校法人の業務に関する諮問について応えている。

学校教育法施行規則に基づき、教育情報をウェブサイト等に公表している。財務情報についても、私立学校法に基づきウェブサイトで公開している。



## 国際学院埼玉短期大学の概要

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 設置者   | 学校法人 国際学院          |
| 理事長   | 大野 博之              |
| 学 長   | 大野 博之              |
| A L O | 馬場 和久              |
| 開設年月日 | 昭和 58 年 4 月 1 日    |
| 所在地   | 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 2-5 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻     | 入学定員 |
|--------|--------|------|
| 幼児保育学科 |        | 180  |
| 健康栄養学科 | 食物栄養専攻 | 80   |
| 健康栄養学科 | 調理製菓専攻 | 40   |
|        | 合計     | 300  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻       | 入学定員 |
|-----|----------|------|
| 専攻科 | 幼児保育専攻   | 10   |
| 専攻科 | 健康栄養専攻   | 10   |
| 専攻科 | 高度調理師専攻  | 40   |
| 専攻科 | キャリア開発専攻 | 20   |
|     | 合計       | 80   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

国際学院埼玉短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月22日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」であり、教育方針（教育理念）とともに明確に示され、理事長・学長を中心に「特別教養講座」をはじめ、様々な機会に学生、教職員に共有され理解の深化が図られている。

地域社会への幅広い教育資源の提供を通して公共性を高めるなどの取組みが行われており、公開講座は、知的財産を地域社会に還元するという基本姿勢で開設されている。

学科・専攻課程ごとに建学の精神及び教育方針に基づき、教育目的・目標を人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として学則に定め、ウェブサイト等に掲載し学内外に表明している。

学習成果は学科・専攻課程ごとの教育目的・目標に基づいており、オリエンテーション等における学長講話の中で明確に示され、学生への理解の浸透が図られている。

三つの方針は一体的に策定されており、定期的に各種法令などと照らし、運営協議会、教授会、学科会議での審議や外部委員を構成員に含む大学改革助言・評価委員会での意見聴取などを通して、組織的に議論されている。

自己点検・評価活動は、教育研究活動等点検・評価委員会規程に基づいて行われ、全教職員が関与する体制がとられている。

学習成果を学科・専攻課程が目指す専門性に照らした社会人を育成することとして捉え、明確にしている。この学習成果に対応して卒業認定・学位授与の方針が、学科・専攻課程ごとに定められている。

教育課程は、卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、学習成果に対応した授業科目で編成されている。成績評価は学則の規定に従って適切に判定されており、「成績調査制度」の導入によって評価の透明性が確保されている。教養教育については教養科目の内容と体育祭や学園祭の行事を関連させ、学生が地域の中で主体的に学習に取り組み、学習成果を高めることが可能な教育プログラムを実践している。

短期大学及び各学科・専攻課程の入学者受入れの方針は、学科・専攻課程の専門性に照らし入学を期待する人物像を明示しており、学生募集要項及びウェブサイト等により学内

外に表明されている。

三つの方針に対応して、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルごとに学習成果を測定するための「学修成果（SLOs）評価指標」が策定され、学習成果の測定が明確なものとなっている。

学生支援については学生支援センターと学生委員会を設置し、教職協働で学生を支援する体制が整えられている。就職支援の組織としてキャリア委員会を設置し、学生のキャリア形成及び就職・進学を支援しており、保護者対象のキャリア説明会も開催されている。

教員組織は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準を満たす教員数を配置し編制されている。事務組織は「国際学院埼玉短期大学事務組織規程」で責任体制を明確に示し、適切に配置されている。SD・FD活動は、SD・FD委員会規程を整備し、多岐のテーマにわたって行われている。

校地、校舎面積は、短期大学設置基準に定める面積を満たしている。教育施設・機器備品等は教育課程編成・実施の方針に従い整備され、施設設備は規程に基づき維持管理されている。火災・地震対策のために自衛消防組織を編成し、避難器具の検査及び全学生・全教職員を対象とした避難訓練が年2回行われている。また、授業支援システムを活用して、学生のアクティブラーニングを推進している。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支は過去3年間収入超過であり、経営力と教育力の強化を図って、志願者増と教育の質的向上を目指す「学校法人国際学院第IV期中期目標及び中期計画」が策定されている。

理事長は、私立学校団体等の役職を歴任するほか、「国連グローバルコンパクト」への加入を積極的に推進するなど、学校法人運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は「国際学院埼玉短期大学教学改革方針」を制定し、向上・充実に向けた方向性を明示するなど、教学運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、適切に業務を行っている。評議員会は寄附行為に基づき理事定数の2倍を超える評議員をもって組織され、理事長を含め役員との諮問機関として運営されている。なお、評価の過程で、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

教育研究活動等の教育情報、財務情報については、ウェブサイトで公表・公開が行われている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 学生が運営主体となり、埼玉県内の幼稚園・保育所の園児を対象とした「幼児絵画展」と地産地消の推進や食育推進等を目的とした「味彩コンテスト」が、長年開催されている。これらは、地域からも評価されるとともに、学生の専門職へのモチベーション向上や自らの学びの場となっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 各委員会において、年度はじめに、年間の目標と行動計画、達成度評価基準等を明示した「年間目標達成のための進捗管理表」を作成し、これを基に活動している。自己点検・評価活動として、前期末に中間評価、年度末に年間評価を実施し、改革・改善を図っている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 三つの方針に対して、機関レベル、教育課程レベル（学科・専攻課程ごと）、授業科目レベル（各授業科目）ごとに学習成果を測定するための「学修成果（SLOs）評価指標」が策定され、学習成果の測定が明確となっている。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 教職員対象に年間 2 回の授業公開週間を設定し、参加者が見学記録を作成して教職員共通フォルダに収録している。教員は、そのピアレビューを自身の授業改善に生かしている。
- 平成 30 年度の SD・FD 活動は、全教職員を対象に、各種規程、施設整備など多岐にわたるテーマについて 26 回実施されており、教職員の意識改革や能力開発などに取り組んでいる。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 短期大学全体の収容定員充足率が低いことから、具体的な学生確保策の検討を進めることが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、寄附行為に従って適切な学校法人運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」であり、教育方針（教育理念）とともに明確に示し、ウェブサイト等において学内外に表明している。また、人間教育と実践的な専門教育に重点をおいた「人づくり教育」を実践し、地域社会への幅広い教育資源の提供を通して公共性を高める取組みも行っている。

建学の精神は、理事長・学長を中心に「特別教養講座」をはじめ、様々な機会に学生、教職員に共有され理解の深化が図られている。

公開講座は、知的財産を地域社会に還元するという基本姿勢で開設されている。平成30年度は9講座を開講した。さらに、行政、地方公共団体、企業、文化団体等の後援を受け、長年にわたって毎年「幼児絵画展」及び「味彩コンテスト」を開催するなど、これらは地域の文化として浸透している。

学科・専攻課程ごとに建学の精神及び教育方針に基づき、教育目的・目標を人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として学則に定め、ウェブサイト等に掲載し学内外に表明している。

学習成果は学科・専攻課程ごとの教育目的・目標に基づいており、オリエンテーション等における学長講話の中で明確に示され、学生への理解の浸透が図られている。学習成果は、就職率や資格・免許取得率などにより定期的に点検されている。

三つの方針は一体的に策定され、定期的に各種法令などと照らし、運営協議会、教授会、学科会議での審議や外部委員を構成員に含む大学改革助言・評価委員会での意見聴取などを通して、組織的に議論されている。

自己点検・評価活動は、「教育研究活動等点検・評価委員会規程」に基づいて行われている。毎年、専任教職員全員が各基準を分担して報告書を作成し、年度末に記載内容について検証するなど、全教職員が関与する体制がとられている。各委員会は自己点検・評価の結果を踏まえ、年度はじめに「年間目標達成のための進捗管理表」を作成し、これを基に活動を行い、前期末と年度末の年2回、自己点検・評価を実施している。

学習成果については、各委員会においてアセスメントが実施されている。三つの方針を基に機関レベル、教育課程レベル（学科・専攻課程ごと）、授業科目レベル（各授業科目）に区分した「学修成果（SLOs）評価指標」を策定し、学習成果を評価・検証している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科・専攻課程ごとに定めている学習成果に対応して明確に示されている。

教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程編成・実施の方針に従って学習成果に対応した授業科目で編成されている。また、ナンバリングとカリキュラムマップによって教育課程を体系的に示し、授業科目の難易度を示す「学修段階」、各授業科目の関連、開講時期が明示されている。成績評価は学則の規定に従って適切に判定されている。成績評価結果に疑問のある学生は、所定の手続きを経て、担当教員が成績評価の根拠を明示し、説明責任を果たす「成績調査制度」を導入して、評価の透明性が確保されている。

教養科目は「人づくり教育」の土台をなすものとして、コミュニケーション能力や人間関係形成能力など専門教育に関連する基礎的能力等を学ぶ科目を設置している。教養科目を体育祭や学園祭の行事と関連させ、学生が地域の中で主体的に学習に取り組み、学習成果を高めることが可能な教育プログラムを実践している。また、学生による授業アンケート、社会人基礎力アンケートの実施、ピアレビューチームによる授業視察等を行い、教養教育の改善に努めている。

職業教育は、主に「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」の中で集団指導を行うほか、クラス担任を中心とした学科・学年所属の教員、キャリア委員会委員、及び学務課学生支援担当が連携する個別指導が行われている。

短期大学及び各学科・専攻課程の入学者受入れの方針は、学科・専攻課程の専門性に照らし入学を期待する人物像を示すとともに、学生募集要項及びウェブサイト等により学内外に明確に示されている。

学科・専攻課程ごとの学習成果は、専門性に照らして目指すべき社会人像（スペシャリストになること）として定められており、学習成果は、資格・免許取得率、就職率などの実績から2年間の修業年限内で獲得が可能である。

三つの方針に対応させた「学修成果（SLOs）評価指標」が策定され、学習成果の測定は可能である。学習成果の獲得状況についてはGPA分布図を作成し、教務委員会、学科及び運営協議会、教授会で情報を共有している。また、学生の業績の集積として「履修カルテ」を作成し、学習成果の向上を図っている。

学生の卒業後評価への取り組みとして、「就職先企業・園に対する卒業生アンケート調査」と実習連絡会、実習先訪問等で卒業生の評価の聴取を行い、学習成果の点検及び向上に活用している。

教員はシラバスに記載されている「ディプロマ・ポリシーに基づいて重点的に身につける能力」、「授業の到達目標」及び「成績評価の方法」を関連させながら、学習成果の獲得状況を学則の「成績の評価」に基づき評価している。事務職員は、教務システムを活用して学生の支援、学習環境の整備など、所属部署の職務を通じて、学習成果の獲得に貢献している。

入学前教育やオリエンテーション、ガイダンス等により、授業や学生生活についての情報提供、学習の動機付けを行っている。基礎学力が不足する学生に対してはリメディアル授業を実施している。また、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮を行うとと

もに、特待生・奨学生制度を設け、経済的側面からも支援が行われている。

学生指導等について全学的に協議することを目的とした学生委員会と、学生支援や学生の自主的活動を支援する学生支援センターによる学生支援体制が整えられている。

就職支援の組織としてキャリア委員会を設置し、学生のキャリア形成及び就職・進学を支援しており、資格取得に関する講座、保護者対象のキャリア説明会も開催されている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準を満たす教員数を配置し編制され、実習や演習のために、助手、副手も配置されている。また、教員の採用、昇任は、職員就業規則、教員選考規程、教員選考基準に基づき適切に行われている。

専任教員の研究活動は、「学校法人国際学院「研究費補助金」審査委員会規程」等の規程及び学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、国内外の学会発表などで成果をあげている。研究倫理を遵守するための取組みとして、「国際学院埼玉短期大学における研究倫理を順守するための取組」及び「科学研究費補助金に関する説明会」をテーマとしてSD・FD研修会を実施している。

SD・FD活動は、SD・FD委員会規程を整備し、総回数で26回実施されており、テーマについては教育に関すること、各種規程に関すること、施設整備に関することなど多岐にわたって行われている。また、年間2回の授業公開週間を設定し、参加者が見学記録を作成して教職員共通フォルダに収録している。教員はそのピアレビューを基に、自身の授業改善に取り組んでいる。

事務組織は、事務組織規程で責任体制を明確に示し、配置されている。また、専任事務職員は、事務を司る専門的な職能を有しており、採用に際しては、経歴や職能を評価して、適切な部門に配属している。

教職員の就業に関する諸規程が整備され、採用時に法人事務局が規程集（抜粋）として配布・説明し、周知されている。また、教職員の就業管理は、各規程に基づき、総務課で適正に行われている。

校地、校舎面積は、短期大学設置基準に定める面積を満たしている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行う講義室、演習室、実験・実習室等及び機器・備品が管理・整備され、本館正面玄関の階段には昇降機を設置するなど、障がい者に対応した整備もなされている。図書館は十分な面積を有しており、蔵書数等及び座席数等は適切に整備されている。また、購入図書を選定や廃棄は、「附属図書館資料収集及び管理に関する規程」に基づいて、適切に実施されている。

施設設備は、計画的に点検・検査が行われ、規程に基づき維持管理されている。また、火災・地震対策のために自衛消防組織を編成し、避難器具の検査及び全学生・全教職員を対象とした避難訓練が年2回行われている。コンピュータシステムのセキュリティ対策は、ヘルプデスク等の専門家に委託し、ネットワーク、サーバー、パソコン等に対する対策が施されている。

情報処理演習室や学生支援センターなどに設置しているパソコンは、LAN接続によって

ネットワーク環境が整備され、チュートリアルルームなどには無線 LAN (Wi-Fi) 環境を整備し、タブレット型端末を配置している。また、実験室、実習室などでは、授業支援システムが導入され、自主学習や反転授業の環境が提供されている。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支は過去 3 年間収入超過であり、財務の健全性は確保されている。一方、短期大学全体の収容定員充足率が低いことから、具体的な学生確保策の検討を進めることが望まれる。経営力と教育力の強化を図って、志願者増と教育の質的向上を目指す「学校法人国際学院第Ⅳ期中期目標及び中期計画」が策定されている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、私立学校団体等の役職を歴任するほか、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みである「国連グローバルコンパクト」への加入を積極的に推進するなど、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。

理事長は、寄附行為に基づき理事会、評議員会を招集し、法人業務の運営に当たるとともに、運営面での短期大学改革にリーダーシップを発揮している。理事会は寄附行為による目的を達成するために法人が設置する学校の全ての活動に対して責任を負っている。また、理事会は予算、事業計画などの重要事項の最終決定を行っており、学校法人の最高意思決定機関として運営している。

理事は、学校法人の建学の精神を理解する者が選任され適切に構成されており、建学の精神を具現化する学校行事などの各種教育活動の取組みや発表の際には、理事が出席している。

学長の選考については、規程に基づき、選考委員会において学長候補者を選考し、教授会の意向を徴した上で、理事会で決定している。学長のリーダーシップの下、教職員の能力開発に向け SD 活動と FD 活動を一体化し全体 SD・FD として毎月開催するほか、長年にわたり取り組まれている「幼児絵画展」、「味彩コンテスト」の事業においても地域社会との連携強化が推進されている。また、「国際学院埼玉短期大学教学改革方針」を制定し、向上・充実に向けた方向性を明示するなど教学運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、「教授会の意見を聞くことが必要なものを定める学長決定」により、教授会の意見を聞くことが必要なものを整理するとともに、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌した上で最終的な判断を行っている。

監事は、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適正に監査しており、理事会、評議員会に出席して意見を述べるとともに、年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会へ提出し報告を行っている。また、平成 30 年度には初めての取組みとして業務、会計及び教学に関する期中監査が実施された。

評議員会は寄附行為に基づき理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織され、理事長を含め役員の諮問機関として運営されている。

なお、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっていた

点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

学校教育法施行規則に基づき、公表すべき教育研究活動等の教育情報を項目ごとにウェブサイト上に掲載し公表されている。

財務情報については、私立学校法を踏まえた「学校法人国際学院財務情報公開に関する規程」に基づき、情報公開が行われている。

## 埼玉医科大学短期大学の概要

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 設置者   | 学校法人 埼玉医科大学       |
| 理事長   | 丸木 清之             |
| 学 長   | 丸木 清之             |
| A L O | 霜田 敏子             |
| 開設年月日 | 平成元年 4 月 1 日      |
| 所在地   | 埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷 38 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科   | 専攻 | 入学定員 |
|------|----|------|
| 看護学科 |    | 100  |
|      | 合計 | 100  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻      | 入学定員 |
|-----|---------|------|
| 専攻科 | 母子看護学専攻 | 20   |
|     | 合計      | 20   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

埼玉医科大学短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月2日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は「真に求められる、人間性、技術共に優れた医療技術者の育成」、「自ら学び、努め、以て病める者への労りと奉仕心の育成」、「師弟同行の学風の育成」と明確であり、教育理念や指導体制に反映させている。学生及び教職員は建学の精神等が記載されている「行動のしおり」を携行し、意識付けの強化が図られている。

地域住民に対する公開講座や社会活動に関する授業科目の開講等を通じ、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

学科の教育目的及び教育目標を建学の精神、教育理念及び短期大学の教育目的に基づき確立している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかについては、外部の有識者を交えた会議を定期的に行い、確認している。

学科の学習成果は、教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針において、身に付けるべき六つの能力を「卒業時の特性の6項目」として定めている。

短期大学の三つの方針の下、学習成果の獲得を目標として掲げ、学科の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を関連付けて一体的に組織的議論を踏まえ定めている。これら建学の精神、教育目的・目標、三つの方針等はウェブサイトや配布物等を通じて学内外に表明されている。

自己点検・評価のための規程及び組織を整備し、日常的に自己点検・評価を行っており、自己点検・評価活動に学生や教育委員会による外部評価の意見も取り入れている。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応し、学科の教育目的・目標に基づき定められており、卒業の要件、具体的な知識・技術・態度等を示している。同方針は、自己点検・評価委員会が中心となって、教育課程との整合性や社会的要請を踏まえ、定期的に点検している。

教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育内容については科目構造図と科目進度表に示し、順次性に配慮して体系的に編成されている。教育課程の見直しは、カリキュラム委員会を中心に定期的に行われている。

入学者受入れの方針は学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価を示しており、

学生募集要項やウェブサイトで表明されている。

学習成果の獲得状況を国家試験合格率、GPA 分布、学生や就職先へのアンケート調査等の量的・質的データを用い、測定する仕組みを有している。

学習支援の一環として各種オリエンテーションやガイダンスを実施している。また、グループアドバイザー制を設けており、成績不振者や臨地実習、国家試験対策、学生生活で悩む学生に対して個別に指導や支援を行っている。

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を上回っており、専任教員と非常勤教員を適切に配置している。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学会発表や紀要への投稿等の研究活動を行っており、また、FD 活動を通じて授業・教育方法の質の向上に努めている。

事務組織は諸規程を整備しており、責任体制は明確である。学生の学習と生活支援の充実及び教職員の資質の向上に向けた SD 活動が実施されている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、各種施設・設備を整備している。学校法人設置の関連病院が隣接しているため、実習での移動時間の負担もなく連携が取りやすい環境である。

防災対策及び防犯対策については、諸規程を整備し、定期的な点検や消防防災避難訓練を行っている。コンピュータシステムのセキュリティは当該法人の IT センターで管理されている。

財務状況は、経常収支は学校法人全体で過去 3 年間収入超過であるが、短期大学部門は過去 2 年間、支出超過である。第 4 次長期総合計画により計画的に事業運営に取り組んでいる。

理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事長は寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事長は学長を兼任し、教学運営の最高責任者として、教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努めている。

監事は、寄附行為の規定に基づき適切に業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会は私立学校法及び寄附行為の規定に従い適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に努める観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

##### [テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神や三つの方針等を記載した「行動のしおり」を作成し、学生及び教職員は名札ケースに入れ携行している。特に学生は毎週月曜の授業開始時に読み上げたり、授業のレポートを作成する際に活用するなど有効に活用し、建学の精神等を学生に認識させる工夫をしている。
- 卒業後1年目の卒業生が集う懇親会を毎年開催している。新人看護師は就職後3か月前後にリアリティショックに陥りやすいこともあり、教員や卒業後2～5年目の先輩との交流は卒業生への励みとなると同時に、建学の精神を卒業後も培う役割を担っている。
- ボランティア活動を通して地域・社会に貢献した学生に単位を認定する「社会活動」は、選択科目であるが多くの学生が履修しており、ボランティア活動を重視する風土が醸成されている。また、この科目の履修を機に、自主的・主体的にボランティア活動に参画する学生もおり、建学の精神の一つである「自ら学び、努め、以て病める者への労りと奉仕心の育成」が具現化されている。

##### [テーマ C 内部質保証]

- 自己点検・評価の一環として学生参画の会議を年1回実施している。学生の意見を踏まえ、環境改善を行っている。また、三つの方針を踏まえた教育活動の適切性について自己点検・評価報告書、授業評価アンケート、学生便覧を基に地元の教育委員会から意見を聴取している。このように教職員以外の関係者も自己点検・評価活動に参画し、その実効性を高めている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

##### [テーマ A 教育課程]

- 職業教育の効果測定について、卒業時、卒業後1年目及び3年目に看護技術到達度レベルの自己評価アンケートを実施している。また、就職先の所属部署の看護師長に対し、就職後1年目の卒業生の看護技術習得状況に関する他者評価アンケートも実施している。これらの結果を学内の授業改善や臨地実習の指導内容の検討等に生かしている。
- 学生も国家試験委員会の構成員となっており、模擬試験や学習の進捗状況の管理を行ったり、上級生が下級生に学習方法を指導する機会を設けるなど、国家試験対策に主体的に参画している。こうした取組みが学生のモチベーション向上につながり、国家試験の合格率は平成8年度以降、全国平均を上回っている。

##### [テーマ B 学生支援]

- 学習成果の獲得状況の質的データとして、専門科目ではミニッツペーパーを活用し、毎回の授業終了後に理解度の確認や授業の評価（感想や気づいたことなど）を学生に記

載してもらっている。これにより、学生の学習成果の獲得状況を確認するとともに、授業方法や学習環境等について点検を行っている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神を確立し、教育理念や指導体制に反映させている。建学の精神はウェブサイト、学生便覧等を通じて学内外に表明されている。学生及び教職員は建学の精神等が記載されている「行動のしおり」を携行し、意識付けの強化が図られている。

地域住民に対する公開講座、高校生への正課授業の解放や幼稚園、保育所での出前講座を実施しており、また、社会活動の意義を学び、実際に活動を行う「社会活動」という科目を開講し多くの学生が履修しているなど、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

学科の教育目的を建学の精神、教育理念及び短期大学の教育目的に基づき学則に定めている。さらに三つの柱からなる教育目標を明示し、学内の掲示、配布物やウェブサイトでの明示等により、学内外に表明している。教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについては、外部の有識者を交えた「外部アドバイザー会議」を定期的に行い、確認している。

学科の学習成果は教育目的・目標に基づき、卒業認定・学位授与の方針の中で「卒業時の特性の6項目」として定められている。学習成果は配布物で明示し、ウェブサイト等により学内外に表明している。学習成果を学校教育法、その他関連法規に照らして定期的な点検している。

短期大学の三つの方針を定めるとともに、それらの方針を踏まえ学習成果の獲得を目標として掲げ、三つの方針を関連付けて一体的に定めている。三つの方針は教授会やカリキュラム委員会等を中心に組織的議論を重ねて策定されている。三つの方針は学生便覧やウェブサイト等により学内外に表明されている。

自己点検・評価活動は「自己点検・評価委員会規則」を定め、組織を整備している。自己点検・評価委員会を中心に、各教職員や学科、部署ごとの自己点検・評価及び各委員会活動により、自己点検・評価を行っている。自己点検・評価報告書は毎年発行されており、全教職員への配布やウェブサイトを通じ公表している。自己点検・評価活動には外部アドバイザー会議、地元の教育委員会による外部評価や、学生からの意見も取り入れている。

学習成果の査定は、各科目の成績評価、GPA、ルーブリック、アセスメントテスト等を通じ行われている。査定の手法については、IR委員会を中心に定期的な点検している。教職員は授業改善、FD活動や委員会活動等でPDCAサイクルを稼働させ、教育の向上・充実

に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、「卒業時の特性の 6 項目」として定める学習成果に対応し、学科の教育目的・目標に基づき定められており、卒業の要件、具体的な知識・技術・態度等を示している。卒業認定・学位授与の方針は、自己点検・評価委員会を中心に、教育課程との整合性や社会的要請を踏まえて定期的に点検している。

学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育内容については、科目構造図と科目進度表に示し、順次性に配慮して体系的に編成されている。シラバスには必要な項目が設けられ、「目的」、「到達目標」に各科目の学習成果を具体的に示している。教育課程の見直しは、カリキュラム委員会を中心に定期的に実施されている。なお、単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示されたい。

授業科目区分「科学的思考の基盤／人間と生活・社会の理解」を教養教育科目として配置し、教養教育の内容と実施体制は確立している。教養教育と専門教育との関連性は、科目構造図及び科目進度表で学生に明示されている。

教育課程及び卒業要件は、看護師国家試験受験資格を満たしており、専門教育と教養教育を主体とする職業教育の実施体制を整備している。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価として、履修していることが望ましい科目や経験していることが望ましい課外活動を明確に示している。同方針は学生募集要項に明示し、ウェブサイトで表明している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針に示す六つの能力を身に付けること及び看護師国家資格の取得であり、一定期間内での獲得は可能である。

学習成果の獲得状況については、GPA 分布、アセスメントテスト、国家試験の合格率等の量的データ、及び看護技術到達度に関する学生・卒業生による自己評価や就職先へのアンケート調査、外部アドバイザー会議での情報等の質的データを用い、測定する仕組みを有している。

教員は、授業科目の到達目標に応じて到達基準を明確にし、シラバスに示した到達目標及び評価方法に基づいて、学習成果の獲得状況の評価している。また、事務職員は、SD 活動や職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。

入学者に対して複数のオリエンテーションを実施し、学習や学生生活についての情報を提供している。入学時及び新年度には、シラバスや学生便覧を用いて主体的な学習方法や履修科目の選択のためのガイダンスを実施している。学習上の悩み等の相談に対する指導助言体制としてグループアドバイザー制を設けており、成績不振者、臨地実習、国家試験対策について個別指導を行っている。

学生生活については、学生部委員会が対応する体制を整えている。学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制が整えられており、また、学生はアドバイザー教員に学生生活の悩み等についても相談することができる。キャンパス・アメニティは、同一敷地内に併設大学等があることから、様々な機能を利用しやすい環境となっている。

主な就職先は学校法人が設置する関連病院であり、就職支援は法人関連の事務職員と短期大学の事務部学務課が連携し行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制されている。専任教員数は短期大学設置基準に定める教員数を上回っており、専任教員及び非常勤教員を適切に配置している。専任教員の職位は、教育実績、研究業績等、短期大学設置基準の規定を満たしており、ウェブサイト公表している。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学会発表や紀要への投稿等の研究活動を行っており、短期大学独自の特別研究助成金の制度も設けられている。また、科学研究費補助金や外部研究費の獲得を進めるなど、研究支援の更なる充実が期待される。

FD 活動については学校法人の「FD・SD 統括委員会運営規則」に規定し、FD 活動企画委員会が中心となって教育活動を改善する施策を検討し、実施している。専任教員は FD 活動を通じて授業・教育方法の質の向上に努めており、学生の学習成果の獲得が向上するよう学務課、庶務課、図書館と連携をしている。

事務組織は諸規程が整備され、責任体制は明確である。

SD 活動は、学校法人の「職員研修規程」及び「FD・SD 統括委員会運営規則」に従い実施されている。また、学生の学習と生活支援の充実及び教職員の資質の向上に向けた短期大学独自の SD 活動も実施されている。

教職員の就業に関する諸規程を整備しており、教職員は、学内ウェブサイトで見ることができる。教職員の就業は諸規程に基づいて適正に管理されている。

校地及び校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。また、教育課程編成・実施の方針に基づいて、講義室、演習室、実験・実習室、機器・備品を整備している。短期大学の図書館に加え、同一敷地内に併設大学の附属図書館もあり、利用できるようになっている。学校法人が設置する関連病院が隣接しているため、実習での移動時間の負担もなく連携が取りやすい環境である。

施設設備や備品の維持管理は、施設部及び経理部が諸規程に従い適切に行っている。防災対策及び防犯対策については、諸規程を整備し、定期的な点検や消防防災避難訓練を行っている。コンピュータシステムのセキュリティは IT センターで管理されている。

学内 LAN 及びコンピュータ実習室が整備されており、学生は情報技術向上のトレーニングを「情報科学」の授業で行っており、教職員は IT センターや「情報科学」の担当教員に相談できる体制がとられている。

財務状況は、経常収支は学校法人全体で過去 3 年間収入超過であるが、短期大学部門は過去 2 年間、支出超過であり、第 4 次長期総合計画により計画的に事業運営に取り組んでいる。

医療系短期大学として看護師・助産師を養成しており、社会への貢献も大きく、短期大学の将来像は明確である。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神、教育目的・目標を踏まえ、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。理事長は学校法人を代表し、その業務を総理し、寄附行為の規定に基づき理事会を適切に運営している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事は私立学校法及び寄附行為に基づいた構成となっている。理事長は学長を兼任し、自己点検・評価委員会の委員長として、認証評価に対する役割を果たす責任を負っており、理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。5年ごとに策定される長期総合計画は、理事会発表の基本方針を基に、各部署が主体的に計画・立案をし、全学を挙げて計画遂行に取り組んでいる。

学長は教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行い、職務遂行に努めている。寄附行為及び建学の精神に基づき、教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に努めている。学長は、教授会を教授会運営規則に基づいて開催し、審議機関として適切に運営している。教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識を共有し、その下に各委員会を規程等に基づき設置し適切に運営している。

監事は、寄附行為の規定に基づき適切に業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。また、監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に、理事会及び評議員会に提出しており、適切に業務を行っている。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されており、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、シラバス等の教育情報及び計算書類、監事の監査報告書等の財務情報をウェブサイトで公表・公開している。



## 聖徳大学短期大学部の概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 設置者   | 学校法人 東京聖徳学園     |
| 理事長   | 川並 弘純           |
| 学 長   | 川並 弘純           |
| A L O | 藪中 征代           |
| 開設年月日 | 昭和 40 年 4 月 1 日 |
| 所在地   | 千葉県松戸市岩瀬 550    |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 保育科第一部 |    | 200  |
| 保育科第二部 |    | 30   |
| 総合文化学科 |    | 50   |
|        | 合計 | 280  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻     | 入学定員 |
|-----|--------|------|
| 専攻科 | 保育専攻   | 45   |
| 専攻科 | 医療保育専攻 | 20   |
| 専攻科 | 服飾文化専攻 | 10   |
|     | 合計     | 75   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科  | 専攻 | 入学定員 |
|-----|----|------|
| 保育科 |    | 200  |
|     | 合計 | 200  |

### 通信教育専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻   | 入学定員 |
|-----|------|------|
| 専攻科 | 保育専攻 | 50   |
|     | 合計   | 50   |

## 機関別評価結果

聖徳大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月17日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は「和」を建学の精神とし、その精神に基づき「人間教育」、「女性教育」を実現することを目的とし、学内外に表明している。「聖徳学園 建学記念館」を設置し、展示を通して学園の歴史と建学の精神を紹介している。また、「聖徳教育」という授業科目を設け、その一環として全学生が参加して実施される合宿行事に学長講話の時間を設けるなど、建学の精神を全ての学生が確実に学ぶための工夫をしている。

建学の精神に基づき、短期大学及び各学科の教育目的を学則に定め、学内外に表明している。学習成果は教育目標とともに、全学及び各学科の卒業認定・学位授与の方針に明示されている。平成29年度に三つの方針について見直しを行い、それぞれを相互に関連付けてより一体的な整合性のあるものとして改訂し、学内外に表明している。

学則に基づき、「自己点検・評価委員会規程」を定め、理事長、学長のリーダーシップの下、全専任教職員で日常的に自己点検・評価活動に取り組み、結果を公表している。「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」を策定して、教育の質保証を図っている。また、学科として獲得を目指す学習成果と、各学科のカリキュラム・マップ上で示された科目群の学習成果との関係性を明示するとともに、学習成果の獲得状況を測定し、評価・判定するアセスメント手法を定めている。

卒業認定・学位授与の方針に定める教育目標と学習成果に対応した教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成している。入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示されている。

GPA分布、単位取得状況等により学習成果の獲得状況を総合的に把握し、コンピテンシー到達度を学生個人の能力推移を示すポートフォリオとして学生指導に活用している。また、授業や学外研修など様々な機会に学生は自己評価を行い、それらを記録することにより自己の成長を振り返る取組みを行っている。

基礎学力習得のための「聖徳ラーニングデザインセンター」、英語学習に特化した「語学教育センター」、ピアノ技能の向上を目指す「ピアノ相談室」を設け、組織的に学生の支援を行っている。また、三か所の学生寮でも24時間ピアノの練習ができる環境を用意して

いる。

短期大学設置基準を上回る専任教員を配置し、教員組織を適切に編制している。研究室や研究費等、研究環境を適切に整備しているほか、一定期間国内外で研究活動に専念できる制度を整備している。

事務組織については、規程等に基づき責任体制を明確化している。SD 活動の強化として、「事務職員人材マネジメント制度」を導入し職員の能力開発を図り、「スキル評価シート」によりその有効性を確認している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、講義室・実習室等の施設設備は教育課程編成・実施の方針に従って整備されている。また、読み聞かせ体験ができる「こども図書館」や貴重資料等を公開している博物館等を併設する図書館も充実したものとなっている。火災・地震対策については消防計画を作成し、毎年、消防・防災総合訓練を実施しており、「防災マニュアルハンドブック」により日頃からの防災意識の向上に努めている。省エネルギー・省資源対策にも積極的で、毎年度の取組み内容を「環境報告書」としてまとめ、ウェブサイト公表している。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支が過去3年間支出超過であり、その改善のため、学科改編や支出の削減に取り組んでいる。教職員が一体となって目標を達成するため中期計画を策定し、将来像を明確にするとともに、達成状況の確認を行っている。

理事長は学園長を兼任しており、学園報において具体的に取り組む課題を提示するなど、適切にリーダーシップを発揮している。学長は、短期大学運営に関して高い見識を持ち、規程に従って教授会から意見を聴取の上、教学運営の最高責任者として意思決定を行っている。また、監事については、学校法人に常勤監事が在職し、法人内の主要な会議に出席し業務執行状況について監査を行うほか、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査している。評議員会は理事長を含む役員との諮問機関として適切に機能している。教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトで行っている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

○ 「和」の精神に基づく人間形成を目的として必修科目「聖徳教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」という

授業区分を設け、教養教育、学外研修、キャリア形成の養成等を含む実践的なプログラムで建学の精神を学ばせているほか、全学生が参加する合宿行事に学長講話の時間を設けるなど、建学の精神を全ての学生が確実に学ぶための工夫が行われている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。
- 学科の卒業認定・学位授与の方針で定める学習成果と、カリキュラム・マップ上の科目群を単位とした学習成果との対応関係を明示するための「学びで得られる成果 (Student Learning Outcomes (SLO's))」を策定し、学習成果の獲得状況を測定し、評価・判定するアセスメント手法を定めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- コンピテンシー到達度を 2 年間の教育の成果を明確に示す指標として、半期ごとに調査し、学生個人の能力推移を示すポートフォリオとして学生指導に活用している。また、学生には学外研修の際にルーブリックを用いて研修の成果について自己評価を行わせている。
- 推薦入試において、基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度などが備わっているか否かの判断基準としてルーブリックを活用している。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 「事務職員人材マネジメント制度」を導入し、「職務基準書」、「役割基準書」において業務に必要な職員の知識・能力等や、職位の役割を具体的かつ詳細に定めており、事務職員が獲得すべき能力を明確にしている。また、「グレード職務要件」と「グレード昇格要件」を設定し、職能に応じた適切な人員配置を行える環境を整備している。

[テーマ B 物的資源]

- 「優れた人材の育成は最良の教育環境から」という理念の下で芸術家たちによる壁画や彫刻等を学内各所に配置し、キャンパス全体を芸術的空間として整備している。また、図書館には教育上必要な機能のほか、読み聞かせなどの体験ができる「こども図書館」や貴重資料等を公開する「聖徳博物館」を併設し、充実したものとなっている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が過去 3 年間支出超過であり、負債がやや多い。策定している中期計画に基づいて財務体質の改善に努力されたい。
- 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、今後の定員充足の在り方について検討し、改善に取り組むことが望まれる。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は「和」を建学の精神とし、その精神に基づき「人間教育」、「女性教育」を実現することを目的とし、学内外に表明している。「聖徳学園 建学記念館」を設置し、展示を通して学園の歴史と建学の精神を紹介している。さらに、必修科目「聖徳教育Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」という授業区分を設け、教養教育、学外研修、キャリア形成の養成等を含む実践的なプログラムで建学の精神を学ばせている。また、全学生が参加する合宿等で毎回学長講話を行い建学の精神の周知に力を入れている。

併設大学と共同で公開講座「聖徳大学オープン・アカデミー（SOA）」や教員免許更新講習等を継続的に開催しているほか、平成 25 年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（大学 COC 事業）に採択された「信頼と共感でつなぐ“ふるさと松戸づくり”－多主体間協働で－」の一環として「松戸子育てカレッジ」を開設している。また、学生が積極的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関するガイダンスを実施し、在学中のボランティア活動数の多い学生を表彰する制度を設けている。

建学の精神に基づき、学則に短期大学の教育目的及び各学科の教育目的を定め、学内外に表明している。また、全学の卒業認定・学位授与の方針に短期大学としての学習成果を定め、学科ごとの学習成果も同様に定めている。学校教育法施行規則の一部を改正する省令等を踏まえ、三つの方針をそれぞれ相互に関連付けて一体的な整合性のあるものとして改訂し、学生便覧、総合案内、入学試験要項、ウェブサイトなどを通して学内外に表明している。

学則に基づき、「自己点検・評価委員会規程」を定め、理事長、学長のリーダーシップの下、全専任教職員で日常的に自己点検・評価活動に取り組み、結果を公表している。自己点検・評価活動には、学外関係者や学生からのヒアリングも取り入れている。さらに自己点検・評価活動が適切に行われているかについての検証にも取り組んでいる。

教育の質保証については、教育活動全般の改善活動につなげるための評価の方針として「聖徳大学短期大学部アセスメント・ポリシー」を策定している。また、学科として獲得を目指す学習成果と、各学科のカリキュラム・マップ上で示された科目群の学習成果との関係性を明示する「学びで得られる成果（SLO's）」を策定するとともに、さらに学習成果の獲得状況を測定し、評価・判定するアセスメント手法を示している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、短期大学全体の卒業認定・学位授与の方針を具体化し、それぞれの教育目標と学習成果を明示している。卒業認定・学位授与の方針に定める教育目標と学習成果に対応した教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を編成している。学科及び学科内コース（ブランチ）ごとにカリキュラム・マップを示している。シラバスは必要な項目を明示しており、その作成に当たっては、全教員に「シラバス執筆要領」で到達目標、学習成果などの留意すべき事項を徹底している。また、年度末にシラバスの改善・教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程は専門教育科目のほか、全学共通科目として「聖徳教育」、「教養科目」、「外国語科目」などを編成し、教養教育に取り組んでいる。独自の「キャリア教育」を確立し、五つの目標を設定して、年間計画に基づいて教科担当、担任、キャリア支援課が連携をとって実施している。

卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針に基づき、入学者受入れの方針を示している。多様な入学者選抜試験を採用し、面接などを用いて思考力、判断力、表現力、主体的に学習に取り組む態度等を判断・評価している。特に、推薦入試ではルーブリックを作成し活用している。

GPA 分布、単位取得状況、コンピテンシー到達度調査等で、学習成果の獲得状況を総合的に把握し、コンピテンシー到達度調査は学生個人の能力推移を示すポートフォリオとして活用している。また、授業や学外研修など様々な機会に学生は自己評価を行い、それらを記録することにより自己の成長を振り返る取り組みを行っている。また、就職先への訪問調査やアンケートにより情報を収集し、学生の卒業後評価を行っている。

教員はシラバスに記載した評価方法と採点基準を基に、学習成果を判定し、厳格に成績評価を行っている。また担任は学内ウェブポータルシステムを活用し、学生個人の学習成果獲得状況を把握している。事務職員は、IR 室からの各種データの提供等により、学生の学習成果の獲得に向けて教員や関係部署と連携している。

学習支援体制も充実しており、補習授業や学習に関する相談業務を担う「聖徳ラーニングデザインセンター」と語学学習のための「語学教育センター」を設置している。また保育科ではピアノの技能習得に力を入れており、練習用ピアノを学内に多数配置するほか、特別補習授業や時間外でもピアノ指導が受けられる「ピアノクリニック」の制度等を設けている。通学に便利な学生寮を三か所設け、寮においても「楽器練習室」があり、24 時間ピアノの練習ができる環境を用意している。五つのタイプの異なる学生食堂や百貨店直営の売店などのアメニティ施設も充実している。さらに、全国各地からの入学生がいることに対応して、全国 11 地区で「保護者会」を毎年実施し、教員と保護者が主に学習状況等について個別面談を行い、必要に応じて保護者の協力を得る仕組みを構築している。

キャリア支援委員会及びキャリア支援課を設け、担任教員と連携し、就職支援を組織的に行っている。また各学科で、「公務員対策講座」やガイダンス、「就職セミナー」、「学生との個別面談」、「保護者懇談会」等を実施し、卒業生や就職先、保護者とも連携して進路支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

学校教育法に基づいて教員組織を編制し、各学科・専攻課程に短期大学設置基準を上回る専任教員を配置している。教員の職位は、短期大学設置基準に基づく教員選考基準等に基づき適切に決定されており、教員の採用、昇任については、就業規則及び関係諸規程に基づき適切に行われている。

専任教員の研究活動をウェブサイトで公開し、「実績振り返り制度」により教育研究業績の更なる向上を促している。FD 部会規程に基づき一般公開授業による授業評価、全学 FD・SD 研修会のほか、学科ごとの FD 活動にも取り組んでいる。

事務組織については、規程等に基づき責任体制を明確化している。SD 活動の強化として「事務職員人材マネジメント制度」を導入し職員の能力開発を図っている。この制度の「職務基準書」、「役割基準書」において各組織の業務に必要な知識・能力、職位の役割を具体的かつ詳細に記述し、事務職員が獲得すべき能力等を明確にしている。また、グレード職務要件とグレード昇格要件を設定し、職能に応じた適切な人員配置を行える環境を整備している。職能開発について「スキル評価シート」によりその有効性を確認しているほか、「SD 研修 5 か年計画」を策定し、組織的に研修を行っている。関係法令に基づき就業規則をはじめとする諸規程を定め、学内サイトで教職員に周知している。

加えて、「学校法人東京聖徳学園在外研修規程」により、専任教職員が在外研修員として短期 6 か月以内、あるいは長期 6 か月を超え 1 年以内、国外において研究、調査等に専念できる制度を設けている。

「優れた人材の育成は最良の教育環境から」という理念の下、キャンパス全体を芸術的空間として整備しており、校地・校舎面積は短期大学設置基準を十分に満たしている。「ピアノ練習室」、「調理実習室」等、専門的な学びの内容に合わせた実習室等を設けている。また、情報リテラシーを早期に習得させるため「コンピュータ演習室」のほか、自主学習のためのパソコンを学内各所に多数整備している。貴重資料等を公開している「聖徳博物館」を併設する図書館は、読み聞かせ体験ができる「こども図書館」や学生の学習スタイルに応じた多様なスペースを確保し、蔵書等も冊数・種類共に充実したものとなっている。

規程及び細則に基づき、固定資産等の維持管理を行っている。火災・地震対策については消防計画を作成し、毎年、消防・防災総合訓練を実施している。また、「防災マニュアルハンドブック」を作成し、日頃からの防災意識の向上に努めている。「中央管理装置」を設置し、校舎等の状況の常時監視や、警備員による巡回を行っており、情報システムセキュリティ対策や個人情報保護については規程を定め取り組んでいる。環境対策にも積極的に取り組み、毎年度取組み内容を「環境報告書」としてまとめ、ウェブサイト公表している。

学生及び教職員用に全学共通のポータルサイトを開設し、諸連絡や授業支援等に活用している。また、情報システム課及び総合メディア室は、学生及び教職員向けに、情報活用能力向上のためのガイダンスや教職員向けの研修会等を実施している。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支が過去 3 年間支出超過である。その原因を把握し、学科改編や支出の削減に取り組んでおり、策定している中期計画に基づいて財務体質の改善が望まれる。短期大学全体の収容定員充足率が低いので、今後

の定員充足の在り方について検討し、改善に取り組むことが望まれる。教職員が一体となって目標を達成するため中期計画を策定し、将来像を明確にするとともに、達成状況の確認を行っており、その計画の達成目標として収容定員充足、業務量削減、経費削減を掲げ、年次計画に反映し取り組んでいる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学園長を兼任しており、入学式の告辞をはじめ様々な学校行事の機会を通じ、学生及び教職員に対して建学の精神を説明し、学園報において具体的に取り組む課題を提示するなど適切にリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人の意思決定機関として寄附行為に従い理事の職務の執行を監督し、適切に運営されている。

学長は理事長が兼任しており、短期大学運営に関して高い見識を持っている。学長の選考は「聖徳大学短期大学部学長選任規程」に基づき、理事長が指名し理事会に諮って決定している。学長の下に副学長及び学長補佐を置くとともに、学長の諮問に応じて短期大学の運営に関する重要事項を審議する「学科長会」を組織し、各種委員会を特定の事項を審議する下部組織として位置付け、学長が適切なリーダーシップを発揮できる体制を整えている。学長は、学則及び教授会規程に規定された事項に関して教授会から意見を聴取した上で意思決定を行っており、教授会を審議機関として適切に運営している。また教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

常勤監事が在職し、日常業務として、決裁後の稟議書類をチェックし必要に応じて当該起案部署に意見を述べるほか、法人内の主要な会議に出席し業務執行状況について監査を行っている。また監事は理事会・評議員会に出席して意見を述べるとともに、学校法人の業務及び財産の状況について年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会へ提出して報告を行っている。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織し、私立学校法に基づき、寄附行為に理事長があらかじめ評議員会に意見を聞かなければならない事項を規定し、適切に運営されている。

教育活動等の状況やその成果に関する情報をウェブサイトで公表している。また、財務諸表等を経理部経理課に備え置き、在学生その他の利害関係人から請求があった場合、閲覧に供している。また、教職員及び後援会に配布する「学園報」に資金収支計算書を掲載するとともに、財務情報についてはウェブサイトで公開している。



## 千葉経済大学短期大学部の概要

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 設置者   | 学校法人 千葉経済学園        |
| 理事長   | 佐久間 勝彦             |
| 学 長   | 佐久間 勝彦             |
| A L O | 市岡 義章              |
| 開設年月日 | 昭和 43 年 4 月 1 日    |
| 所在地   | 千葉県千葉市稲毛区轟町 3-59-5 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科        | 専攻 | 入学定員 |
|-----------|----|------|
| ビジネスライフ学科 |    | 140  |
| こども学科     |    | 200  |
|           | 合計 | 340  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

千葉経済大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月15日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は「片手に論語 片手に算盤」であり、建学の精神と校是「良識と創意」は、学生便覧、短期大学案内、ウェブサイト等に公表され、学内外に向けて積極的に啓発している。地域連携活動として、鎌ヶ谷市と共催の公開講座「オープンカレッジかまがや」や「こども造形教室」のほか、地元企業や千葉県・市教育委員会等との連携事業を積極的に展開している。三つの方針は、設置する学科の教育目標に向け連動して教育活動に結び付くよう平成28年に見直し、学内外に公表している。卒業認定・学位授与の方針にビジネスライフ学科は六つの「学修目標」を、こども学科は三つの「学修目標」を学習成果として定め、学習成果の獲得は科目レベル、教育課程レベル、機関レベルそれぞれの指標から査定している。自己点検・評価報告書を定期的に刊行しウェブサイトにて公表しており、教職員は、所属の部会や委員会を通して自己点検・評価活動に携わっている。

卒業認定・学位授与の方針は、学則上の「卒業の要件等」と「短期大学士」の規定を踏まえ策定され、この方針に基づく教育課程は、各学科とも体系的かつ必要なものとなっている。入学者受入れの方針は、「求める学生像」と「高等学校において望まれる学習」を明示し、短期大学の学習に向かう意欲を喚起している。学習成果の獲得状況は、授業評価アンケートや満足度調査、卒業生の進路先からの評価、在籍率、卒業率、就職率等を活用して測定し、その結果をウェブサイト等で公表し、FD会議等で詳しく検討され学生の個別支援に活用している。

図書館等の施設やクラブ活動等の支援体制が充実しており、学園カウンセリングセンターは、多様な学生の悩みの早期対応に努めている。キャリアセンターは学科ごとにフロアを別に設け、就職部会と連携しながら、各学科の進路傾向や学生のニーズに応じて、求人情報の提供や学生相談、資格取得等のための課外講座等、きめ細かな就職支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、教員の職位及び採用・昇任は、規程に基づき厳格に審査している。専任教員は年度末に「研究業績書」を提出し、主な業績等はウェブサイトにて公開している。FD活

動として、「授業事例研究会」や「授業相互参観」等を行い授業改善に努めている。事務組織は「大学・短期大学部事務局」として一体的に運営され、計画的にSD活動を行うとともに、事務職員の自発的な研修を支援している。校地及び校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、講義室、演習室、実習室等を、教育課程編成・実施の方針に基づき設置している。施設設備の維持管理の規程が整備され、適切に運用されている。併設大学との合同防災避難訓練が毎年実施されている。情報機器や備品の導入は、使用状況や耐用年数等を把握しながら計画的に行い、平成30年度に「学園情報セキュリティポリシー」を策定し、不正アクセスの防止に取り組んでいる。財務状況は、経常収支は学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間支出超過となっており、「第3次中期財務計画」に基づき、財務状況の改善を図ることとしている。

理事長は、短期大学の学長を兼任しながら学校法人を代表し、その業務を適切に執行し、理事会も適正に運営されている。学長は、教学運営の最高責任者として教職員の意見を十分に聞き、短期大学の向上・充実に向けてリーダーシップを発揮している。教授会の審議事項は学内の諸会議を経て調整され、教授会は審議機関として適切に運営されている。監事は、決算書類等の説明や学校法人の業務及び財産の状況の報告を受け、定期的に会合をもちながら適正に監査を行っており、評議員会も寄附行為に定める諸事項に関して理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。教育情報は、「情報の公表」としてウェブサイト上で適切に公表し、財務情報もウェブサイト上で公開するとともに、「財務書類等閲覧規程」に基づき、学内外の関係者への閲覧に適切に対応している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 鎌ヶ谷市と共催の公開講座「オープンカレッジかまがや」では、市民の代表者による企画委員会においてテーマの選定に市民の要望が反映され、学長が委員長である運営委員会がそれを踏まえて計画立案しており、市民と大学が一体となって講座の企画と運営に関与している。
- こども学科主催の「こども造形教室」は、毎年度5月から1月までに7回開催され、近隣の小学生や幼稚園・保育所に通う子ども、保護者、高校生等と造形表現活動を通じて交流を図る地域イベントとして定着し、また、補助員として参加する学生にも、小学

校教員や保育者に必要な資質を育てる機会となっている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- ビジネスライフ学科、こども学科の教育目標に合わせ、それぞれの学科に二つの領域からなる教養教育が開設されており、そのうちビジネスライフ学科の「職業人として持つべき基礎的な知識と技能の科目群」とこども学科の「基礎科目」の各領域は、学科の専門教育との橋渡しを意図しており、教養教育と専門教育の関連が明確になっている。
- ビジネスライフ学科は、科目「キャリアデザイン」や「インターンシップ」を職業教育の中核に据え、各業界に対応した多彩な専門教育科目を配置することで職業意識を高める教育課程の編成とする一方、入学当初からゼミ担当教員とキャリアセンター職員が連携して個別面談を行うなど、学生の進路の明確化に向けきめ細かく支援している。

### [テーマ B 学生支援]

- FD 推進委員会による「授業事例研究会」は年間 4 回実施され、学科や担当科目の枠を超えて授業の事例を報告し合うなかで、「学生を育てる」という共通の目的に向けて実践力を磨く機会としているほか、年 1 回の「授業相互参観」では、参観教員による報告書とその公表を通じて、授業・教育方法の改善に役立てている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ A 人的資源]

- 学科会議後に行う FD 会議では、学生個々の学習面や生活面の課題を早期に検討・把握し、事務局とも連携しながら指導方針や指導内容を共有することによって、休学、退学等の抑止につなげている。
- 事務職員に「業務状況調査」を実施して、健康状態や現在の職務に対する満足度、今後就くことを希望する部署等を聴取するとともに、自発的な研修を奨励すべく、前年度に提出する「研修計画」に基づき「千葉経済学園事務局研修奨励金」を交付し、研修実績の報告によって職能の向上等の成果を共有している。

### [テーマ B 物的資源]

- 大学総合図書館は、建学の精神である「論語」の公開講座や「論語」の特設コーナーのほか所蔵資料による多彩な企画展を行う一方、県内の図書館職員を対象とした研修会、学生選書委員が書店に出向き選書する「ブックツアー」と PR 活動、キャリアセンターと連携した「キャリア別コース学修支援室」の整備など、学内外に開かれた図書館として活動している。
- 大規模災害時の帰宅困難者対策として、被災者のために十分な災害時備蓄飲料水や非常食を常時保管しており、また、学内滞在期間等も考慮した装備品や非常食の整備計画を立案するとともに、飲料水の自動販売機を災害時に無料提供できるよう備えている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果として示された「学修目標」と、シラバスに明示する各科目の「到達目標」との関連がより明確となるよう、両者の具体的なつながりを可視化するなどの工夫が望まれる。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 経常収支は、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、支出超過である。「第 3 次中期財務計画」に基づいて、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「片手に論語 片手に算盤」であり、建学の精神と校是「良識と創意」は、学生便覧、短期大学案内、ウェブサイト等に公表されている。学内外に向けた建学の精神の啓発として、月めくり「今月の論語」を各教室に掲示し、学生が論語に親しむ環境を整えるほか、大学総合図書館が毎年「論語」に関する公開講座を開催し、また、教職員には年度当初の教授会で、学長が建学の精神と校是に基づく年度の教育方針を示している。

地域連携活動として、鎌ヶ谷市との共催の公開講座「オープンカレッジかまがや」、こども学科主催の「こども造形教室」、地域の大学・行政等との連携協定「ちば産学官連携プラットフォーム」のほか、地元企業や千葉県・市教育委員会等との連携事業を積極的に展開し、学生の地域貢献活動では、東日本大震災や鬼怒川流域水害による公共図書館支援ボランティア等に継続して参加している。

三つの方針は、二つの学科それぞれの教育目標に向けて連動して教育活動に結び付くよう平成28年に抜本的に見直し、学内外に公表している。卒業認定・学位授与の方針にビジネスライフ学科は六つの「学修目標」を、こども学科では三つの「学修目標」を学習成果として定めている。学習成果については学校教育法の短期大学の規定に照らして、主にビジネスライフ学科は五つのステージの科目群を、こども学科では教養・基礎科目群と専門科目群を定期的に点検している。なお、各学科の卒業認定・学位授与の方針に学習成果として示された「学修目標」と、シラバスに明示する各科目の「到達目標」との関連がより明確となるよう、両者の具体的なつながりを可視化するなどの工夫が望まれる。

自己点検・評価は、規程に基づき「自己点検・評価委員会 短期大学部専門部会」を設置し、自己点検・評価報告書を定期的に刊行し、ウェブサイトで公表している。教職員は所属する部会や委員会を通して点検・評価活動に携わり、学科会議では各学科の総合的な点検と評価が、教授会では全学的な視野から評価が行われている。学校法人が設置する高等学校・大学間の連携会議等で短期大学への要望を聴取するほか、定期的に有識者による外部評価も行っている。学習成果の獲得は、科目レベルではシラバスの「到達目標」と「評価方法と基準」、教育課程レベルでは単位取得状況、成績分布、資格取得状況等、機関レベルでは両学科の集計データや授業評価アンケート、満足度調査等に基づいて査定している。査定の手法については、平成31年に策定したアセスメント・ポリシーを基に、査定結果をフィードバックする実質的な仕組みの構築に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学則上の「卒業の要件等」と「短期大学士」の規定を踏まえて策定されている。この方針に基づく教育課程は、各学科の専門教育の特色に沿った体系的かつ十分なものであるが、当該短期大学が認識しているように、シラバスの内容については組織的な点検・評価の取組みを期待したい。教養教育を、各学科の専門性に対応した内容と実施体制で展開する一方、建学の精神にある「算盤」に基づく職業教育として、ビジネスライフ学科は各業界・職種に対応した多数の資格取得科目を、こども学科は教員免許状（小学校教諭二種免許状・幼稚園教諭二種免許状）、保育士資格のほか、専門性に関連した諸資格も取得可能となるよう設置、編成している。なお、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示されたい。

入学者受入れの方針は教育目標とともに、「求める学生像」と、「高等学校において望まれる学習」を入学前の学習成果の把握・評価として明示しており、学生募集要項やウェブサイトで表明し、短期大学の学習に向かう意欲を喚起している。

学習成果の獲得状況は、学科レベルの学習成果の測定結果を学科会議とFD会議で詳しく検討し、さらに全学的に実施されたアンケート等の諸データに基づき、教授会において全学的視点から測定と評価・判定を行っている。学習成果の測定には、科目の単位取得率や成績分布のほか、満足度調査や授業評価アンケート、卒業率、就職率等を活用し、その獲得状況をウェブサイト等で公表している。卒業生の進路先からの評価は、ビジネスライフ学科は卒業生が就職した企業アンケート調査を、こども学科は、就職先の幼稚園、保育所、認定こども園、社会福祉施設への訪問聴取を行い、その結果を学習成果の点検に活用している。

FD推進委員会は学生による授業評価アンケートを年1回行い、各専任教員は、担当科目の評価結果を所属学科及び短期大学全体の平均値と比較しながら報告書を作成し、学生には各学科及び短期大学全体の評価結果を公表している。各学科のFD会議で、学生の学習成果の獲得状況を検討するとともに、学生の個別支援体制として、ビジネスライフ学科はゼミ担当教員、こども学科は相談教員を配置している。

大学総合図書館は、学生ブックツアーや大学祭での「ビブリオバトル」の開催や様々な企画・展示等の幅広い取組みを行っている。クラブ活動は、学内施設の利用が午後9時まで可能であり、学生の都合に合わせた時間帯で活動できるよう配慮している。学園カウンセリングセンターでは、カウンセラーが多様な学生の悩みに対応しており、同センターの運営委員会は学生支援の早期対応に努めている。キャリアセンターは学科ごとにフロアを別に設け、就職部会と密接に連携しながら各学科の進路の傾向や学生のニーズに応じて、求人情報の提供、学生の就職の相談、資格取得等のための課外講座等、きめ細かな就職支援を行っている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき編制され、短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等を、短期大学設置基準にのっとり、教員資格審査規程を踏まえて審査し、教員の採用及び昇任も規程に基づき厳格に審査している。専任教員は年度末に「研究業績書」を提出し、主な業績等はウェブサイトで公開している。研究活動に関する規程が定められ、紀要の発行、研究費、研究日、研究室等、研究活動の環境は整備されている。FD活動は「授業事例研究会」や「授業相互参観」等を通じて活発に行われ、授業評価アンケートや満足度調査を活用しながら授業改善に努めている。また、学科会議後に行うFD会議では、学生個々の学習面や生活面の課題を早期に検討・把握し、事務局とも連携しながら指導方針や指導内容を共有することによって、休学、退学等の抑止につなげている。事務組織は「大学・短期大学部事務局」として一体的に運営され、責任体制が明確になっている。事務局業務のあり方を課長会議と課内会議で点検・評価し改善に努めているほか、SD活動が規程等に基づき計画的に行われ、事務職員が自発的に行う研修活動を学校法人が支援している。

校地及び校舎面積は、短期大学設置基準が定める基準を十分満たしており、講義室、演習室、実習室等を、教育課程編成・実施の方針に基づき設置している。大学総合図書館にラーニングcommonsのほか、グループレアニングスペースを設置し、学生が自発的に学ぶ空間を整備している。また、固定資産と消耗品等、施設設備及び物品の維持管理の規程が整備され、適切に運用されている。併設大学との合同防災避難訓練を毎年実施するほか、災害時の帰宅困難者、被災者のために災害時備蓄飲料水と非常食を常時保管している。

情報機器や備品の導入は、使用状況や耐用年数等を把握しながら計画的に行い、平成30年度に「学園情報セキュリティポリシー」を策定し、情報資産への不正アクセスの防止等に取り組んでいる。パソコンは全て学内LANに接続され、個人フォルダー、学内共有フォルダー、学外インターネットにアクセス可能で、空き教室で学生が自学自習する環境を整えている。

財務状況は、短期大学の新校舎建設の借入れ等により、経常収支が学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間支出超過である。「第3次中期財務計画」に基づき財務状況の改善が望まれる。自己点検・評価委員会が設置する短期大学部専門部会で、各学科の強みと弱みを把握し、中期的な学科像を検討している。予算の編成及び執行は、所定の手続きや諸規程に基づき適切に管理されている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、平成17年度に短期大学学長を兼ねて現職に就任し、以来、学校法人を代表しその業務を適切に総理し、円滑に執行している。とくに自己点検・評価報告書の作成にあたりリーダーシップを発揮し、教育の質保証の査定に精力的に取り組んでいる。理事は、寄附行為に基づき法人各機関の代表者、評議員のほか学識経験者が選任され、理事会は適正に運営されている。

学長は、私立学校関連団体の役員等を歴任し、その私立学校運営の見識を生かしながら教学運営の最高責任者として、教職員の意見を十分に聞き、短期大学の向上・充実に向け

## 千葉経済大学短期大学部

てリーダーシップを発揮している。教授会の審議事項は、各部会・委員会及び学科会議を経て、各部局・委員会の長で構成される執行部会で調整され教授会に提案されており、審議機関として教授会は適切に運営されている。また、短期大学の運営組織は、「教務部会」、「学生部会」、「就職部会」の三つの部会と 11 の委員会で分掌され、円滑に運営されている。

監事は、経理責任者から説明を受けるとともに、内部監査を務める学園事務局主監から学校法人の業務及び財産の状況の報告を受けるほか、監査法人と定期的に会合をもち、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査を行っている。また、理事会と評議員会に毎回出席し、学校法人の業務の執行状況、財産の状況について適宜意見を述べており、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、理事定数の 2 倍を超える評議員が選任されており、寄附行為に定める諸事項に関して意見を述べ、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報は、必要な諸情報を「情報の公表」としてウェブサイトで公表するとともに、「大学ポートレート」においても公表している。財務情報の公開は、ウェブサイトで行うとともに、「財務書類等閲覧規程」に基づき、財産目録等の必要書類を学校法人本部に備え付けて、学生等の利害関係人の閲覧に供している。



## 湘北短期大学の概要

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 設置者   | 学校法人 ソニー学園        |
| 理事長   | 宮下 次衛             |
| 学 長   | 高野瀬 一晃            |
| A L O | 水上 裕              |
| 開設年月日 | 昭和 49 年 4 月 1 日   |
| 所在地   | 神奈川県厚木市温水字長久保 428 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科          | 専攻 | 入学定員 |
|-------------|----|------|
| 総合ビジネス・情報学科 |    | 220  |
| 生活プロデュース学科  |    | 125  |
| 保育学科        |    | 135  |
|             | 合計 | 480  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

湘北短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和 2 年 3 月 17 日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成 30 年 7 月 6 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

学校法人ソニー学園は、昭和 39 年にソニー株式会社の寄付により創設され、以来、時代の要請に応える教育を提供する取組みを推進しており、昭和 49 年には 2 学科体制で当該短期大学を創設し、現在は総合ビジネス・情報学科、生活プロデュース学科、保育学科の 3 学科を擁する短期大学である。

創立者井深大氏が「私の期待する大学教育」として述べた言葉を建学の精神とし、その一文「社会でほんとうに役立つ人材を育てる」を教育の理念とすることを、創立 25 周年の平成 10 年に再確認し、以来今日まで堅持している。建学の精神及び教育理念を基に、「湘北短期大学教育基本方針（3 つのポリシー）」を定め、学内外へ広く周知するよう努めている。

定期的に「自己点検・評価中間報告書」、「湘北短期大学データ集」、「自己点検・評価報告書」を作成し、理事長・学長のリーダーシップの下、多くの教職員が日常的に自己点検・評価に携わっている。また、「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」の設置、就職先へのアンケート調査により、地域・社会からの意見を共有して改革・改善に活用するなど、教育の向上・充実のための PDCA が機能しており、内部質保証の維持向上に努めている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、全学の卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、それぞれの学習成果を明確に示している。教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応して体系的に編成されている。教育課程のプラットフォーム化（全学共通化）により、リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目及び専門教育科目のように明確に区分され、優れた教育を実施できるよう整備されている。リベラルアーツ科目においては、ルーブリックを用いて成績を客観的に評価することに努めている。また、インターンシップセンターを中心に実施される職業教育は、対象学生のほぼ全員がインターンシップへ参加し高い就職率を達成しており、優れた試みといえる。また、「資格取得奨励制度」の整備など、就職・進学・留学に対する手厚い支援を実施している。

各学科の入学者受入れの方針は、それぞれの学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価について明確に定めている。同方針は学生募集要項やウェブサイト等で表明されている。

## 湘北短期大学

入学手続者に対して、入学事前授業「コミュニケーションリテラシー」等を開講して初年次教育の充実を図っている。また、学業不振学生に対する「四者面談」の実施体制など、学習支援方を組織的に行っている。

学生の課外活動支援としては「湘北ポイント制度」を設け、課外活動への参加意識の向上に役立っている。また、各種奨学金制度や「ワークスタディプログラム奨学制度」を設置し学生の生活支援体制を整えている。さらに、キャンパス・アメニティが非常に充実しており、学生の満足度は非常に高い。

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を満たし、教員組織は適切に編制されている。科学研究費補助金、学内助成金等による研究成果については、拡大教授会で発表している。事務組織は責任体制が明確に示され、事務職員の配置は適切である。事務職員はSD研修への参加を通じて職務を充実させ、教育研究活動の支援を行っている。相互授業参観週間、FD研修には事務職員も参加するなど教職員間で学生の情報を共有しながら、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たしている。教育課程編成・実施の方針を基に、講義室、演習室、実験・実習室等が用意され、機器・備品も整備され充実している。施設設備の維持管理は規程に基づき適切になされている。火災・地震対策は、「消防計画」に基づいて実施され、全学避難訓練等を実施している。

財務状況は、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門ともに、過去3年間収入超過である。教育研究経費比率は、適切な水準であり、施設設備等の資金配分は適切である。教育理念の下、教育の質の向上を目指すとともに、学生の希望に添う「就職の湘北」を堅持するという将来像を明確にしている。安定した入学定員が確保され、入学定員・収容定員に応じた教職員を配置し、施設設備の整備は中長期的な計画に基づき実施しており、定員管理と経費のバランスが取れている。

理事長は、学内の全ての事項・状況に精通している。教育目的・目標を理解し、その達成のために教育施設・設備の状況等に常に目を配り、リーダーシップを発揮して、学校法人・短期大学の発展に寄与している。学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌して最終的な判断をし、教学運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は寄附行為に基づき適切に業務を行っている。評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に従い、適正に運営されている。学校教育法施行規則、私立学校法に基づき、教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 従来からの「あつぎ協働大学」の実施に加え、平成 30 年度には新たに包括協定書を締結し、市内 5 大学、厚木市及び厚木商工会議所と「あつぎ市大学連携プラットフォーム」の形成を行い、地域への貢献と高等教育の活性化につなげていく試みを積極的に推進している。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。また、外部諮問委員の制度により高等学校教員、企業関係者、厚木商工会議所事務局長などを諮問委員に任命して意見聴取を行ったり、毎年度開催する高大連携連絡協議会、高大連携教育研究会等を通じて、高等学校の関係者から意見聴取を行っており、外部との意見交換をしている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 平成 30 年度に ICT 教育センターを統合して整備されたリベラルアーツセンターは、全学科の教養教育を担い、入学時のプレテスト及び履修後のポストテストにより学習成果の獲得状況を測定し、その結果等に基づいて専門家及び教育課程審議会で定期的に教育内容を見直す態勢が整っている。
- 教育課程のプラットフォーム化を実現し、リベラルアーツ科目として入学前から実施される「コミュニケーションリテラシー」及び初年度に実施される「日本語リテラシーⅠ、Ⅱ」、さらに「インターンシップ科目」、「就業力育成科目」を通して、対象学生のほぼ全員がインターンシップへ参加し、高い就職率を実現している。

[テーマ B 学生支援]

- 学生が主体的に参加する各種課外活動が活発に行われている。学友会活動やボランティア活動を含む課外活動支援の一つとして「湘北ポイント制度」を設けており、学生の参加意識の向上に役立っている。
- 奨学金制度、特待生制度、資格取得奨励制度、同窓会からの寄付による学生の活動実績優秀者奨学金制度など、各種制度が充実しており、さらに、経済的支援を必要とする学生を対象として、授業の空き時間等に大学の事務業務等に従事させる「ワークスタディプログラム奨学制度」の設置など学生への経済的支援が行われている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 就業力育成科目のシラバスにおいて、担当教員欄に所属のみを記載し、担当教員の明示がない科目がある。教育課程編成及び学生の成績評価を行う上で、担当教員名を明記し責任の所在を明確にする必要がある。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事長・学長の諮問機関として、常勤理事会が規程等に従い月 1 回開催されているが、この常勤理事会と年 3 回開催の理事会との関連性が弱く、常勤理事会で審議された学則変更等は理事会の審議内容に含まれていない。最終的な意思決定機関である理事会と、理事長、常勤理事会との責任体制を明確にすることが望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

創立者が述べた教育に対する言葉を建学の精神とし、その一文を教育の理念とすることを、創立 25 周年の平成 10 年に再確認し、以来今日まで堅持している。これらは、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有し、あらゆる場と機会をとらえて学内外に表明し、定期的に見直しを行い、建学の精神を確認している。

従来からの厚木市と市内 5 大学の連携による「あつぎ協働大学」に加え、平成 30 年度には、新たに包括協定書を締結し、市内 5 大学、厚木市及び厚木商工会議所で構成する「あつぎ市大学連携プラットフォーム」を形成し、学生が主体的に地域及び地域住民との連携を図る機会を創出し、高等教育の活性化につなげていくことを目指している。高等学校とも活発に連携し、教職員や学生は地域への貢献も積極的に行っている。

建学の精神と教育の理念に基づいて、「湘北短期大学教育基本方針（3 つのポリシー）」を定め、ウェブサイトや履修ガイドにより広く周知するよう努めている。「自己点検・評価に係る外部諮問委員会」の設置、就職先企業へのアンケート、保育学科就職先へのアンケートにより、人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについて意見聴取している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針等に明示されており、さらに平成 30 年度には、各学科及び各フィールド・コース単位での学習成果を体系的に示す「学修成果（ラーニングアウトカムズ）」を定めているが、学科の教育目的・目標を、「湘北短期大学教育基本方針（3 つのポリシー）」との関連も含め、体系的に整備して再構築することが望まれる。学習成果は、ウェブサイト、各種配布物で公表し、学校教育法の短期大学の規定に照らして定期的に点検している。

規程にのっとり、「自己点検・評価中間報告書」、「湘北短期大学データ集」、「自己点検・評価報告書」を作成し、多くの教職員が日常的に自己点検・評価に携わっている。外部諮問委員の制度で得られた意見や情報等は教職員全員が共有し、改革・改善に活用するなど、内部質保証の維持向上に努めている。学習成果を焦点とする査定（アセスメント）として多くの手法を有し、それらを定期的に点検し、教育の向上・充実のための PDCA の手順を定め活用している。関係法令の変更は、文部科学省通達やウェブサイト等を確認し遺漏のないように努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、全学の卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、それぞれの学習成果を明確に示している。教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応して編成されており、定期的な点検を経て体系化されている。また、教育課程のプラットフォーム化により、リベラルアーツ科目、国際理解科目、インターンシップ科目、就業力育成科目及び専門教育科目のように明確に区分され、それぞれを専門とする部署・教職員により、優れた教養教育、職業教育及び専門教育を実施できるよう整備されている。

リベラルアーツセンターが実施する教養教育においては、ルーブリックを用いて成績を評価することで同一科目に複数の担当者がある場合でも客観的な評価とすることができ、成績評価とは別に到達度を測定するプレイスメントテストを複数回実施して教育の効果を確認して教育課程の改善に努めている。また、インターンシップセンターを中心として合格決定後から実施される職業教育は、対象学生のほぼ全員がインターンシップに参加し高い就職率を達成している。

学習成果の達成状況は、免許・資格等の取得状況、各種アンケート結果、成績評価結果（成績分布状況、単位修得状況、GPA）、進路状況（就職率）、学外実習等の評価等により行っている。三つの方針に基づく学習成果の獲得が達成されるように教育課程は十分に整備されているが、現在の「カリキュラムマップ」、「学修成果（ラーニングアウトカムズ）」に加えて、各学科の教育目的と学習成果の対応及び獲得状況を一層可視化する工夫が望まれる。

各学科の入学者受入れの方針は、それぞれの学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価について明確に定めている。同方針は学生募集要項やウェブサイト等で表明されている。

教員は、「シラバス作成に関する要綱」に基づいたシラバス作成、教育計画会議等における授業担当者間での協力・調整体制、事務職員は学生の成績記録等の適切な保管体制、図書館の司書専門職員による学生へのレファレンス対応支援などにより、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。なお、就業力育成科目のシラバスにおいて、担当教員欄に所属のみを記載し、担当教員の明示がない科目があるため、教育課程編成及び学生の成績評価を行う上で、担当教員名を明記し責任の所在を明確にする必要がある。

入学手続者に対し入学事前授業「コミュニケーションリテラシー」や基礎学力が不足する学生を対象とした「基礎教養のための数学演習」を開講し、初年次教育の充実を図っている。また、学業不振学生に対する「四者面談」の実施体制の整備、優秀な学生に対する「英語の習熟度別クラス編成」など、学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づいた学習支援方策を組織的に行っている。

学生の課外活動支援として「湘北ポイント制度」を設け、課外活動への参加意識の向上に役立っている。また、各種奨学金制度や「ワークスタディプログラム奨学制度」を設置し学生の生活支援体制を整えている。さらに、310台の学生用パソコンや各種AV機器をそろえる演習室・PC教室、蔵書数11万冊以上、AV資料数4,900点、座席数168席の充実した図書館、廉価でバリエーションのある食事の提供と学生向けの企画が常時開催される400席のキャンパスレストラン・売店など、キャンパス・アメニティが非常に充実しており、学生の満足度は非常に高い。

## 湘北短期大学

就職を支援する専門部署「キャリアサポート部」の設置や「資格取得奨励制度」の整備など、常に就職状況を把握・分析し、就職・進学・留学に対する手厚い支援を実施している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める専任教員数を満たし、教員の配置は、専任教職員採用選考規程、非常勤講師就業規則に基づき、適切になされている。また、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置し、教育サポートスタッフ（SA・TA）制度に関する規程を制定し運用している。研究活動は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき行われ、研究成果は公表されている。教員研究費規程や、不正防止体制を整備する規程により適正に研究が実施されている。外部研究費の獲得の支援も行われ、採択された科学研究費補助金や、学内助成金等による研究成果については、拡大教授会でその成果を発表している。FD 活動は規程に基づき計画的に実施され、教員は FD 活動への参加等を通して授業・教育方法の改善を行っている。相互授業参観週間、FD 研修には事務職員も参加している。

事務組織は責任体制が明確に示され、事務職員の配置は適切である。事務職員は SD 研修への参加を通じて職務を充実させ、教育研究活動の支援を行い、教職員間で学生の情報を共有しながら、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携している。教職員の就業に関する事項は、就業規則をはじめとする諸規程により整備され、学内ネットワーク上に掲示し常時閲覧が可能である。出退勤は教職員証 IC チップにより記録されており、教職員の就業は、就業規則に基づいて適正に管理されている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たし、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、3 学科共用で使用する一般教室や PC 教室等に加え、学科の教育課程の授業に対応した専用の演習室、実験・実習室等が用意され、機器・備品も整備され充実している。施設設備の維持管理を適切に行うために必要な規程は整備されている。火災・地震対策は、「消防計画」に基づいて実施され、全学避難訓練等を実施している。省エネルギー・省資源対策等の配慮もなされている。有線及び無線 LAN は全学的に整備され、授業や学校運営に活用されている。PC 教室、CALL 演習室等が整備され、教員は、スマートフォンやウェブアプリケーションなどの新しい情報技術を活用した効果的な授業を実施している。

財務状況は、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門ともに、過去 3 年間収入超過であり、貸借対照表は健全に推移している。教育研究経費比率は適切な水準であり、施設設備等の資金配分は適切である。教育理念の下、教育の質の向上を目指すとともに、学生の希望に添う「就職の湘北」を堅持するという将来像を明確にしている。全体に安定した入学定員が確保され、入学定員・収容定員に応じた教職員を配置し、施設設備の整備は中・長期的な計画に基づき実施しており、定員管理と経費のバランスが取れている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学内の全ての事項・状況に精通している。教育目的・目標を理解し、その達

成のために教育施設・設備の状況等に常に目を配り、リーダーシップを発揮して、学習環境の改善・充実を図り、学校法人・短期大学の発展に寄与している。

理事会は学内理事のほか、学外理事により構成されており、理事は建学の精神をよく理解し、教育に関する諸情報が共有されている。また、理事長・学長の諮問機関として、常勤理事会が規程等に従い月 1 回開催されているが、この常勤理事会と年 3 回開催の理事会との関連性が弱く、常勤理事会で審議された学則変更等は理事会の審議内容に含まれていない。最終的な意思決定機関である理事会と、理事長、常勤理事会との責任体制を明確にすることが望まれる。

学長は、教学運営の最高責任者として最終的な判断をし、教学運営全般にリーダーシップを発揮している。学長は学則及び教授会運営規程に基づき、教授会を審議機関として適切に運営している。教授会は、学習成果及び三つの方針（湘北教育基本方針）、アセスメント・ポリシー等の審議を行っており、教授会運営規程に基づき適切に運営されている。

監事は、年度はじめに監査計画書を作成し、学校法人の業務及び財産の状況について監査計画に基づいた監査を行い、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。また、寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織しており、期中退任があっても後任が速やかに選任され、評議員数を保持している。評議員会及び評議員に係る寄附行為の規定は、私立学校法に準拠しており、評議員会は私立学校法に従い運営されている。

また、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、教育情報及び財務情報を、ウェブサイトを通じて、積極的に公表しており、説明責任を果たしている。



## 大垣女子短期大学の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 設置者   | 学校法人 大垣総合学園      |
| 理事長   | 田口 義隆            |
| 学 長   | 曾根 孝仁            |
| A L O | 松村 齋             |
| 開設年月日 | 昭和 44 年 4 月 1 日  |
| 所在地   | 岐阜県大垣市西之川町 1-109 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科       | 専攻 | 入学定員 |
|----------|----|------|
| 幼児教育学科   |    | 50   |
| デザイン美術学科 |    | 50   |
| 音楽総合学科   |    | 50   |
| 歯科衛生学科   |    | 50   |
|          | 合計 | 200  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

大垣女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月18日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学を設置する旧学校法人大垣女子短期大学は、平成29年4月に旧学校法人岐阜経済大学との新設合併により学校法人大垣総合学園としてスタートした。建学の精神は設立当初からの「中庸を旨とし、勤労を尊び、職業人としての総合能力を有する人間性豊かな人材の養成」であり、「中庸」を中核とし「徳・知・体」を備えた調和のとれた人間性豊かな人材育成を目指しており、その教育理念は「品格」、「豊かな人間性」、「専門的な知識と技能」、「社会貢献」などの要素を掲げている。建学の精神や教育理念を大学案内、ウェブサイトなどで学内外に表明している。

地域・社会への貢献として、全学的な協力体制のもと公開講座などを継続的に実施している。また、地域の行政機関と地域包括連携協定を締結し、大垣市の子育て支援会議に参画している。

各学科の教育目的・目標は「教育に関する基本方針」に明記され確立し、学科ごとの人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が定められている。

学習成果については建学の精神に基づき「学修成果及び教育効果の検証に関する方針」（アセスメント・ポリシー）を策定しており、各種調査により、一定期間での獲得・測定が可能であり、学生要覧やウェブサイトなどで公表されている。

三つの方針については、その関連性に配慮しながら一体的に定められている。

自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会により計画や実績の点検が定期的に行われ、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。自己点検・評価活動には、全教職員が関わっている。教育の質保証については「教学マネジメントに関する要項」に基づき学習成果の検証・改善が行われている。

卒業認定・学位授与の方針は学科の学習成果に対応しており、学科の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応している。入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学試験要項に示されている。

学習成果の獲得に向けて、授業評価の結果を報告書「FD Information」として公表し、授業改善に活用している。また、教員が少人数の学生を受け持つチューター制度による個

別指導に役立っている。

学生の生活支援組織である学生支援委員会は、学生生活、諸活動を支援する役割を果たしており、学生支援委員会就職部会ではキャリア支援のための授業内容の検討を行うなど具体的な方策をとり、就職率向上に努めている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。教員の任用及び昇任、昇格については、規程に基づき適切に行われており、専任教員の履歴、研究業績等を積極的にウェブサイトで公表している。教員の資質向上を目的とした FD 活動は、FD 研修会実施要項に基づき適切に運営されており、教員の授業改善と資質向上のために機能している。

事務局の組織体制と所掌事務は業務分掌規則により明確化されており、責任体制は確立している。また職員の SD 活動は規程を基に適切に行われており、教員と連携して学生の学習成果の獲得が向上するよう、業務を遂行している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。資産・物品管理に関しては、関係規程に基づき、施設設備、物品の維持管理が適切に行われている。

情報機器環境の整ったコンピュータ室を複数有しており、教員は、新しい情報技術などを活用して、学生に映像資料を提示するなど、教育効果の高い授業展開をしている。

財務状況は、余裕資金があるものの、学校法人全体は過去 3 年間、短期大学部門は過去 2 年間、経常収支が支出超過となっている。資産の運用管理については、資産運用規則にのっとり適切に行われている。

理事長は、短期大学の運営に際し、培われてきた建学の精神を継承し、教職員に周知徹底を図るとともに、強力なリーダーシップの下、学校法人を代表して業務を総理している。

理事会は寄附行為に基づき、予算や決算をはじめ、学校法人運営に必要な重要事項の審議、決定を行っている。また、理事は私立学校法に基づき適切に選任されている。

学長は、建学の精神や教育方針を基礎とした教育研究活動を推進するため、教授会及び各種委員会を統括し、教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、適宜監査を行うために定例で行われる理事会に出席し、理事の業務執行や学校法人の運営状況を確認している。また、毎会計年度、監査を行い、監査報告書を作成し理事会・評議員会へ提出し報告を行っている。

評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として、理事の定数の 2 倍を超える評議員数により組織されており、学校法人の財務状況等について意見を述べるなど、評議員会としての役割を果たしている。

教育情報、財務情報はウェブサイトにより公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域・社会貢献活動として、大垣市の子育て支援事業に参画する形で平成 20 年度に学内に設置された「子育てサロン」や平成 25 年度に市から委託を受け行っている「子育てママ大学」講座は、地域住民への具体的なサービスとして貢献している。また、幼児教育学科の学生たちによる託児は学生自身にとっても、実践での有益な学びとなっている。
- ボランティア活動において、各種団体からの依頼を受け、地域・社会に向け各学科の特色を生かし、教員は出前講座などを行っている。教養科目「社会活動演習」では単位認定をするなど、全学をあげて地域・社会の要望に応え、貢献している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 各学科の学生を混合で小グループ化し、「教養・キャリア基礎演習Ⅰ」、「教養・キャリア基礎演習Ⅱ」を開講していることは、学科交流と人間的成長、学びの確認に有効であり、初年次教育の充実と改善に貢献している。

[テーマ B 学生支援]

- 授業評価のデータを分析し、授業改善計画、次年度の授業に対する目標、学生への要望の 3 点について報告書「FD Information」にまとめ、ウェブサイトで公表し、授業改善のために活用している。
- 教育効果を高めるために、入学前教育、入学直後に行う独自の「基礎教養テスト」、チューター制度など入学から卒業まで各学生の進度に合わせた、柔軟かつきめ細かな支援・指導を全学的な体制で実施している。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学生にとって授業形態の分かりにくい表記が一部あるので、科目名称を変更するなどの改善が望まれる。
- シラバスの「評価の特記事項」に欠席を減点とする文言が、多くの科目で記載されて

いる。成績評価に欠席を含めることは適切ではないので、改善が望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金があるものの、経常収支が学校法人全体は過去 3 年間、短期大学部門は過去 2 年間で支出超過となっている。策定した「ビジョン・中期計画（2018～2022）」を着実に履行し、財政改善に努められたい。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 3 人の監事が理事会及び評議員会に一人も出席していない会がある。監事としての監査業務を適切に執行できるよう開催日程の調整をされたい。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「中庸」を中核とした教育の理念が明確に示され、教育基本法などに基づいた公共性を有している。建学の精神は大学案内やウェブサイトなどで学内外に表明され、学内ではオリエンテーションの中で学長が講話を行い、教室や事務室などには「額」を掲示するなど、学生及び教職員全体で共有され、随時、確認している。

地域・社会への貢献として、全学的な協力体制のもと公開講座などを継続的に実施している。地域の行政機関と地域包括連携協定を締結し、大垣市の子育て支援会議に参画し、学内では「子育てサロン」を開設するなど、地域や行政と密接に連携している。ボランティア活動も各学科の特色を生かした出前講座などを行い、地域の要望に答えている。

教育目的・目標の確立については、各学科の教育目標・到達指標や各授業における到達目標などを明確に示し、学科ごとの人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が定められている。学科の教育目的・目標は学生要覧、ウェブサイトに掲載され、公表されている。また、卒業生が就職した企業等に対する「卒業生雇用主アンケート調査」などにより検証を行っている。

学習成果については建学の精神に基づいた「教育に関する基本方針」が明確に定められており、各学科の教育目標・到達指標を明確化し、授業の到達目標を示し、学習成果を定めている。学習成果は、学生要覧、ウェブサイトなどで、学内外に表明され、自己点検・評価委員会において、定期的に点検されている。

三つの方針は、一体的に定めている。三つの方針を含めた「教育に関する基本方針」は、学科長会議や各部署で確認し、自己点検・評価委員会でも定期的に確認するなど、組織的に議論がなされている。全教職員及び非常勤教員には打合わせ会などで周知徹底し、保護者には入学時などに説明を行っている。

自己点検・評価の規程を定めて、学長が委員長となり、体制が整えられ、自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価活動には全教職員が関わっている。

教育の質保証については「教学マネジメントに関する要項」が制定され、要項に基づき学習成果の検証・改善を行っている。PDCAサイクルの活用にあたり、活用のための「GPA制度に関する要項」を制定し、学生要覧にも掲載して周知を行い、GPA値の検証及び検証結果による改善を行っている。関係法令の変更などについては関係省庁の通知、また各会議などを通して確認され、運用が進められている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学科の学習成果に対応しており、学則に卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。シラバスに必要な項目を明示しているが、欠席は減点との記載があるので改善を要する。また、一部の演習科目の名称が学生にとって授業形態が分かりにくい表記であるので、科目名称を変更するなどの改善が望まれる。教養教育の教育課程編成・実施の方針を定めただうえで、これに基づいた教育内容が確立しており、専門分野の異なる各学科の学生に共通する、専門分野の学習の基礎となることを目標に、教養教育を行い、教養教育と専門教育との関連が明確である。また、全学で社会人として身に付けておくべき素養の育成に取り組んでおり、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学試験要項に明確に示されている。入学前の学習成果の把握・評価を明確に示し、それらに対応した入学者選抜の方法を実施している。

「学修成果及び教育効果の検証に関する方針」（アセスメント・ポリシー）を策定しており、学習成果は、卒業認定・学位授与の方針の評価・検証、他の各種調査により、一定期間で獲得可能であり、測定可能である。GPA 分布、卒業要件の達成に関する状況、単位取得、国家試験の合格状況、資格・免許等取得に関する状況、短期大学生調査（*Tandaiseichosa*）、学修行動調査、学生による授業評価アンケート、卒業生雇用主アンケート調査、卒業生満足度調査、就職率、進学率、退学率、休学率等の状況を活用し、学習成果を量的・質的データに基づき評価し、ウェブサイト公表している。「卒業生雇用主アンケート調査」を毎年すべての就職先に実施し、進路先からの評価を聴取している。

学習成果の獲得に向けて、授業評価の結果を報告書「FD Information」として公表し、授業改善に活用している。授業評価をさらに活性化させるためには、専任教員のみを対象にしている授業評価、及び授業評価に対する学生に向けての回答について、今後、非常勤教員の授業においても実施されることが望まれる。また、教員が少人数の学生を受け持つチューター制度による個別指導に役立っている。入学前教育から連携させた独自の「基礎教養テスト」を行い、入学後の学習において柔軟な指導を実施している。学生の生活支援の組織である学生支援委員会は学生生活、諸活動を支援する役割を果たしており、大学専用のアパートを確保するなど学生生活及びキャンパスアメニティに配慮している。学生相談室でメンタルヘルスケアや個別カウンセリングを行ったり、学内奨学金制度や分納・延納制度にも対応するなど個々の課題についても丁寧である。学生支援委員会就職部会は就職内定状況の確認やキャリア支援のための授業の内容の検討、企業等への求人依頼など支援を行っている。編入学や留学についても学生支援課が情報収集を行い個別に対応している。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

## 大垣女子短期大学

教員組織は、短期大学設置基準で規定する必要な教員数を充足している。教員の任用及び昇任、昇格については、規程に基づき適切に行われており、専任教員の履歴、研究業績等を積極的にウェブサイトで公表している。

教員の資質向上を目的とした FD 活動は、FD 研修会実施要項に基づき適切に運営されており、教員の授業改善と資質向上のために機能している。

事務局の組織体制と所掌事務は業務分掌規則により明確化されており、責任体制は確立している。事務関係規程及び事務処理に必要な備品類、情報機器類が整備されている。

職員の SD 活動は規程を基に適切に行われており、教員と連携して学生の学習成果の獲得が確実に向上するよう、業務を遂行している。

人事管理については、教職員の就業に関する規程として職員規則等が整備されており、適切な人事管理が行われている。関係規程は学内専用 Web 掲示板にて全教職員が閲覧できるようにしており、周知の徹底が図られている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。図書館は短期大学の規模と専門領域に即応した蔵書、学術雑誌等を有している。また、インターネットを介して学術データベースの利用も可能となっており、学生の学習意欲向上のための環境が整備されている。

規程に基づき、施設設備、物品の維持管理が適切に行われている。火災・地震等危機管理対策及びコンピュータシステムのセキュリティ対策については、規程により対策が講じられている。省エネルギー対策や省資源対策などの環境保全対策も講じられている。

教員はパソコン教室や図書館に設置されている情報機器を積極的に利用し、学生の学習成果の向上に努めているが、ICT を指導、管理する人材が配置されていないため、人材配置が課題である。

財務状況は、余裕資金があるものの、入学定員未充足の影響及び法人合併後の創立記念事業や併設大学の新学部設置に伴う準備資金等の増加により、経常収支は、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間支出超過となっている。策定した改善計画の着実な履行が望まれる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、短期大学の運営に際し、学校法人合併後も旧学校法人大垣女子短期大学時代から培われてきた建学の精神を継承し、教職員に周知徹底を図るとともに、強力なリーダーシップの下、学校法人を代表して業務を総理している。

理事会は寄附行為に基づき、予算や決算をはじめ、学校法人運営に必要な重要事項の審議、決定を行っている。また、理事は私立学校法の規定に基づき適切に選任されている。

学長は、建学の精神や教育方針を基礎とした教育研究活動を推進するため、教授会及び各種委員会を統括し、教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。

学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営し、各学科の目標や三つの方針を共有しつつ、教育研究推進のための諸活動を行っている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、適宜監査を行うために定例で行われる理事会に出席し、理事の業務執行や学校法人の運営

## 大垣女子短期大学

状況を確認している。また、毎会計年度、監査を行い、監査報告書を作成し当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会・評議員会へ提出し報告を行っている。ただし、3 人の監事が理事会及び評議員会に一人も出席していない会があるので、監事としての監査業務を適切に執行できるよう開催日程の調整をされたい。

評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として、理事の定数の 2 倍を超える評議員数により組織されており、学校法人の業務や財産の状況等について、必要に応じて理事に対して意見を述べ、または報告を求めるなど、評議員会としての役割を果たしている。予算の策定については、各部署から提出された予算案を、評議員会において諮られ、理事会で決定している。予算の執行については、予算決定後各部署にその旨が伝達され、定められた手順を踏んで適切に執行されている。公認会計士は、経理処理及び財務に関する監査を行い、理事長及び監事を交えて監査結果を適切に報告しており、資産の運用管理については、資産運用規則にのっとり適切に行われている。

教育情報及び財務情報の公表・公開については、ウェブサイトや事務局据え置き資料により、適切に行われている。



## 中部学院大学短期大学部の概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 設置者   | 学校法人 岐阜済美学院     |
| 理事長   | 片桐 武司           |
| 学 長   | 片桐 多恵子          |
| A L O | 横山 さつき          |
| 開設年月日 | 昭和 43 年 4 月 1 日 |
| 所在地   | 岐阜県関市桐ヶ丘 2-1    |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 幼児教育学科 |    | 100  |
| 社会福祉学科 |    | 80   |
|        | 合計 | 180  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

中部学院大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月26日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神を「神を畏れることは、知識のはじめである」と掲げ、キリスト教精神による人格教育の実現を目指している。建学の精神はウェブサイト等で学内外に示すとともに、学内においてチャペルアワーなどにより学生及び教職員への浸透を図っている。また、各行事も建学の精神を基に企画・運営され、キリスト教主義の学校として確立されている。

「シティカレッジ」、「子ども家庭支援センター」、「人間福祉相談センター」、「地域連携推進センター」及び「国際交流・留学生センター」等を設置し、建学の精神に基づいた社会貢献活動を積極的に行っている。

建学の精神を基本とし、短期大学の教育目的に基づき各学科の教育目的・目標を明確に定めている。教育目的・目標については、実習を通して現場の指導者と内容を確認するとともに、現場と連携し、現場の視点から点検・評価を行っている。

各学科・コースの教育目的・目標に基づき、各学科の学習成果をそれぞれの卒業認定・学位授与の方針に明確に定め、学科会議・学科長会議において、随時点検している。また、教育目的・目標に基づき、各学科の三つの方針をそれぞれ一体的に策定し、ウェブサイト、大学案内等で公表している。

自己点検・評価活動は規程を定め、これを基に毎年自己点検・評価を行い、報告書を作成し、ウェブサイトで公表している。また、新潟青陵大学短期大学部との相互評価や外部からの意見聴取等を行い、外部評価の結果は教育改革委員会において検討され、改善に生かされている。

短期大学全体の包括的なアセスメントポリシーを基に、入学前・入学後、在学中、卒業時を通して学習成果の達成状況を検証し、PDCAサイクルを機能させ改善策につなげる試みを行っている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、教育目的・目標に基づき、学生が身に付ける学習成果を明確に示している。教育課程編成・実施の方針は、両学科ともに卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は基礎科目と専門科目から体系的に編成されている。

入学者受入れの方針は明確に定められ、学生募集要項、ウェブサイト等で周知している。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布や単位修得率、学生生活実態調査等、量的に測定する仕組みのほか、質的データも充実しており、多方面にわたり質的・量的評価を行っている。

図書館は学生による館内ツアーなど、利用を促進するための工夫が凝らされている。

少人数クラス担任制でのきめ細かな学習支援が行われている。また、教職員による学生支援委員会が組織され、教職員が一体となった生活支援が行われている。進路支援には教職員からなるキャリア支援委員会が組織され、また、就職支援には両キャンパスにキャリア支援センターが置かれ、手厚い支援がなされている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、適切に編制されている。研究活動は活発で、専任教員による科学研究費補助金の申請率は平成 28 年度からの 3 年間 100 パーセントを達成しており、研究環境も整えられている。

事務組織の責任体制は明確であり、職員は専門的な職能を有し業務に精通している。また、各種研修会に積極的に参加し専門性の向上と事務処理の効率化を図っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための教室、特別教室と機器備品を整備している。防災対策、情報セキュリティ対策には適切な対応がなされており、ICT 環境も適切に整備されている。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに経常収支が過去 3 年間収入超過であり、安定した財務体質を維持している。

理事長は、建学の精神に基づき、教育や福祉の現場経験の豊富な教授陣による教育と、学生が自分自身の未来を実現するための教育を展開するべくリーダーシップを発揮している。理事会は、学校法人の最高意思決定機関として適切な運営を行っている。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮しており、短期大学の教学、研究等に関する教授会の意見を参酌して最終的な判断を適切に行っている。

監事は、理事会及び評議員会に常に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について適正に監査業務を行っている。評議員会は寄附行為に基づき、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報の公表・公開はウェブサイトで行っている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 内部質保証を組織的に行っており、定期的に点検するとともに、教職員に対して周知するシステムが確立している。短期大学全体の包括的なアセスメントポリシーを策定し、入学前・入学後、在学中、卒業時（卒業後を含む）に、機関別レベル、教育課程レベル、科目レベルの評価指標を基に学習成果の達成状況を検証しており、検証結果の分析、検討、共有等、PDCA サイクルを実施し、改善策につなげる試みを行っており、教職員が一体として教育の質保証を確保する意識が生まれるシステムが確立している。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 多様な学生を積極的に受け入れ、充実した学生支援を実施している。全般的なリテラシー能力測定のため、学外業者のアセスメント・テストを導入し、テスト結果分析の視点に関する教員向け説明会や IR 委員会における学科ごとの結果分析等により、基礎的リテラシーの異なる学生への支援を組織的に行っている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生による授業評価アンケートを実施するだけでなく、実施方法に対する学生の評価を IR 推進センターによる「学生生活実態調査」で集計している。その結果を基に学科長会議、教授会、教育改革委員会等で改善策を検討するなど、積極的に取り組んでいる。また、図書館は学生による館内ツアーなど、学生の利用を促進するための工夫が凝らされており、パソコンの貸し出しシステムなど情報機器の環境も充実している。
- 留学生や社会人学生など多様な学生を受け入れ、教職員の連携の下、入学前から組織的なサポートが行われている。留学生に対しては「国際交流・留学生センター」を設置し、学習と生活の両面で助言を行い教育環境の充実を図っており、社会人学生には当該学生限定のオリエンテーションや交流情報交換会など実施し、また、留学生、社会人学生と現役生の交流も活発である。
- 学生がボランティア活動に参加するための支援体制が整備されている。ボランティアサークルなどの学生主体の活動に対して同窓会や学生支援委員会が活動を評価し、その評価に準じて活動費が助成される制度がある。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 第 1 期中期計画（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、経営会議を中心に、予算編成、人事政策等を審議している。また、部門ごとに毎年度 PDCA サイクルにより点検を行い、事業推進に向けた構造改革を推進している。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結

果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 授業計画（シラバス）において、一部空欄の項目や成績評価の欄に「出席状況」が記載されているものがあるため、組織的なチェック体制を整備し周知徹底が望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 教員情報の公表について、一部の教員の業績が公表されていないので、的確な教育情報の公表に努められたい。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、建学の精神を「神を畏れることは、知識のはじめである」と掲げ、キリスト教精神による人格教育の実現を目指している。建学の精神は大学案内やウェブサイト等で学内外に示すとともに、チャペルアワーなどにより学生や教職員への浸透を図っている。また、宗教委員会が設置され、委員長である宗教主事が建学の精神の具現化のために様々なプログラムを提案、運営するなど、キリスト教主義の学校として確立されている。

「シティカレッジ」、「子ども家庭支援センター」、「人間福祉相談センター」、「地域連携推進センター」及び「国際交流・留学生センター」等を設置し、建学の精神を基に社会貢献活動を積極的に行っている。「シティカレッジ」は、ビジネス系、福祉系、語学系等の様々な分野についての講座を設けて地域の生涯学習に大きな役割を果たしている。「子ども家庭支援センター」では育児に関する講座の企画及びセミナーの開催等を行い、「人間福祉相談センター」では、乳幼児から高齢者に関する相談室の設置など、福祉に関する社会貢献を実現し、「地域連携推進センター」では様々な地域団体との連携協定に基づく活動を行っている。また、「国際交流・留学生センター」は、留学生の受入れとともにその支援の充実に努めており、国際貢献の一端を担っている。

建学の精神を基本とし、各学科の教育目的及び教育目標を明確に定め、社会福祉学科では介護福祉コース及び美・デザインコースもそれぞれ教育目標を明示しており、大学案内、ウェブサイト等を通して公表している。教育実践報告会に保育や介護等の実習指導者や現場関係者を招き、教育目的・目標の内容を確認するとともに、現場と連携し、現場の視点から点検・評価を行っている。

各学科の教育目的・目標に基づき、各学科の身に付けるべき能力としての学習成果を卒業認定・学位授与の方針に明確に定めている。学習成果は、履修要項に示すとともに、具体的な達成目標としてシラバス、実習の手引き等により学生や教職員に周知し、学科会議・学科長会議において、随時点検している。

教育目的・目標に基づき、三つの方針を一体的に策定し、ウェブサイト、大学案内等で公表している。さらにこれらの方針を具体的な活動に反映させるため、各学科・コースの教育目標と講義科目の関連性や科目の特性についてカリキュラムマップとナンバリングで示すなど、三つの方針を踏まえた教育活動を進めている。

「中部学院大学短期大学部自己点検・評価等規程」を定め、これを基に毎年自己点検・

評価を行い、報告書を作成し、ウェブサイトで公表している。また、新潟青陵大学短期大学部と協定を締結し、相互評価を実施している。さらに、外部（高等学校関係者、非常勤講師、実習指導者、教育委員会等）から意見を聴取し、教育改革委員会で協議し、改革・改善の具体的な取組みに反映させている。

短期大学全体の包括的なアセスメントポリシーを基に入学前・入学後、在学中、卒業時を通して学習成果の達成状況を検証している。具体的には、入学時・在学中にアセスメント・テストを実施し、学生の基礎的なリテラシー能力を把握し、学習活動へ反映させるよう試みている。また、PDCA サイクルを機能させ、改善策につなげる試みを行っている。関係法令の変更などについては、両学科に教務委員を配置し、教務委員会において教務課と連携し、定期的に点検・整備に努めている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、教育目的・目標に基づき、学生が身に付ける学習成果を明確に示している。

教育課程編成・実施の方針は、両学科ともに卒業認定・学位授与の方針に対応している。教育課程は保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士などの資格取得要件に沿ったものであり、基礎科目と専門科目から体系的に編成されている。

教養科目は基礎科目として位置付けられ、中でも「キリスト教概論」は必修科目となっており、建学の精神の涵養に貢献している。

また、社会人の基礎的な知識やマナーを1年次の基礎科目「仕事と人生」で学び、幼児教育学科では1年次前期から保育現場での「見学実習」を行い、社会福祉学科では1年次より地域の高齢者との交流が図られ、早期から職業への具体的なイメージをつかめるよう配慮されている。美・デザインコースにおいても全員参加のインターンシップが体系的に編成されている。教養科目と専門科目の連携についても、それぞれの分野における教養を身に付けることが専門教育への架け橋となるよう、目的を持って編成されている。

教育課程編成・実施の方針をより明確に学生に周知させるために、2年間の学習の体系的な積み上げがより視覚的に理解できるようなカリキュラムマップやツリーを作成するなどの工夫が求められる。授業計画（シラバス）に関しては、一部空欄の項目や成績評価の欄に「出席状況」が記載されているものがあるので改善が望まれる。

入学者受入れの方針は明確に定められ、学生募集要項やウェブサイトに掲載されている。また、オープンキャンパスでも参加者に周知している。

学習成果の獲得状況は、GPA 分布や単位修得率、「学生生活実態調査」など量的に測定する仕組みのほか、幼児教育学科の「卒業研究レポート要旨集」、社会福祉学科の「介護実習ケース研究」といった成果物も充実しており、多方面にわたり質的・量的評価を行っている。

学生には、1年次に基礎ゼミナール、2年次に専門ゼミナールが設けられ、少人数クラス担任制でのきめ細かな学習支援が行われている。学生の抱える問題を早期に発見し対応するために、保健室や学生支援室、学生相談室等が設置されている。さらに教職員による学生支援委員会を組織し、教職員が一体となって学生支援を行っている。

学生のボランティア活動は非常に活発で、同窓会や学生支援委員会が活動を評価し、その評価に準じて活動費が助成される制度があるほか、年度末には表彰も行われている。

進路支援には教職員からなるキャリア支援委員会が組織され、また、両キャンパスにキャリア支援センターが置かれ、学生の就職活動を支援している。保育士、幼稚園教諭二種免許状、介護福祉士以外にも様々な資格取得の教育課程が用意されている。就職希望者に対する内定率は100パーセントであり、個々の学生の希望にあわせた丁寧な就職支援が反映されている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たし、適切に編制されている。

研究活動については、研究日が設定されており、研究室の環境も適切である。教育研究支援課を設置して研修会等を開催し、研究アドバイザーが個別支援を行うなど、恵まれた研究環境の整備が行われている。科学研究費補助金の申請率が平成28年度からの3年間は100パーセントを達成している。FD活動については、学則の規定に基づきFD委員会を設置し、併設大学との合同のFD活動ほか、短期大学独自のFD活動も行っており、主に教員の研究活動として国語力向上や授業力向上に取り組んでいる。

事務職員は、専門的な職能を有し、当該業務に精通している。また各種研修会に積極的に参加し専門性の向上と事務処理の効率化を図っている。SD研修規程を整備し、理事長、学長を中心に全教職員を対象とした研修を毎年度、計画的に実施している。

キャンパスは、併設大学と共用で使用し、校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。

校舎はエレベータ等が設置され、バリアフリー化がされている。

両キャンパスともに教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための教室、特別教室と機器備品を整備している。

図書館は、併設大学と共用であり、地域住民も利用でき、開館時間は学生、地域住民共に利用しやすい時間帯にしている。また、学生による館内ツアーなど、利用を促進するための工夫が凝らされている。

防災対策は、学生及び教職員を対象に、地震による火災発生を想定した避難訓練を行っている。

情報セキュリティ対策は、外部からの攻撃的進入に対する防御対策や外部への情報漏えいの遮断対策等に対応している。

また、学内ネットワーク環境の整備のほか、ラーニングコモンズを設置して学生用のパソコンやタブレット型端末の貸出を行うなど、ICT環境を整備している。情報機器やソフトウェアの学習機会として、1年次前期に全員が履修する「情報活用論」の授業を設け、学内ポータルサイトの利用方法や学習支援システムの周知・習熟を図っている。幼児教育学科の初学者向けのピアノレッスンにタブレット型端末を利用した学習支援を実施し、社会福祉学科では国家試験対策の学習支援システムの導入を進め、学習成果の向上を図っている。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支が過去3年間、収入超過で

あり、安定した財務体質を維持している。収入超過の理由は、学生募集の強化、人件費及び各種経費の削減、補助金獲得による財務体質の改善などである。教育研究経費比率も適正な水準である。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神に基づき、教育や福祉の現場経験の豊富な教授陣による教育と、学生が自分自身の未来を実現するための教育を展開するべくリーダーシップを発揮している。平成 27 年度には岐阜済美学院経営会議及び教育機関ごとに経営会議を設置し、「学校法人岐阜済美学院第 1 期中期計画」を策定し、経営強化を進めている。

理事会は、学校法人の最高意思決定機関として短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識し適切な運営を行っている。

学長は学識に優れ、クリスチャンとして建学の精神を深く理解し、教育研究活動において建学の精神の具現化を図っている。また、校務全体をつかさどり、所属する教職員を統督し、教学運営の最高責任者として教授会における審議事項を学則で示し、短期大学の教学、研究等に関する教授会の意見を参酌して最終的な判断を適切に行っている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況の監査を適宜行っている。決算に関わる計算書類及び収益事業に係わる財務諸表についての監査を適切に実施し、公認会計士と情報交換等も行っている。また、理事会及び評議員会に常に出席し、学校法人の業務及び財産の状況の監査結果について、毎会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を提出している。

評議員会は、寄附行為に基づき理事の定数の 2 倍を超える評議員により構成しており、理事長を含め役員の間問機関として適切に運営されている。

教育情報は、学校教育法施行規則の規定に基づき、教育研究上の目的に関することなどをウェブサイトで公表している。

財務情報は、私立学校法の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等を作成し、ウェブサイトで公開している。ただし、教員情報の公表について、一部の教員の業績が公表されていないので、的確な教育情報の公表に努められたい。



## 中日本自動車短期大学の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 設置者   | 学校法人 神野学園        |
| 理事長   | 山田 弘幸            |
| 学 長   | 山田 弘幸            |
| A L O | 長谷川 達也           |
| 開設年月日 | 昭和 42 年 4 月 1 日  |
| 所在地   | 岐阜県加茂郡坂祝町深萱 1301 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科                 | 専攻 | 入学定員 |
|--------------------|----|------|
| 自動車工学科             |    | 200  |
| モータースポーツエンジニアリング学科 |    | 30   |
|                    | 合計 | 230  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻        | 入学定員 |
|-----|-----------|------|
| 専攻科 | 一級自動車整備専攻 | 20   |
| 専攻科 | 車体整備専攻    | 40   |
|     | 合計        | 60   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

中日本自動車短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月27日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は、「技術者たる前に良き人間たれ」である。高度な知識と最先端の技術を理解する力、人間力に基づく実践力が要求される自動車技術者育成を基本精神として、建学の精神は重要性と公共性を有している。

地元自治体や地域の高等学校と協力・連携に関する協定を締結し、様々な活動に取り組んでいる。多数の留学生が在学しており、留学生と地域住民との交流を深めるための活動にも積極的に取り組んでいる。

短期大学の教育目的は建学の精神、教育理念に基づき学則に定めている。さらに教育理念・教育目的の下に全学的な五つの教育目標を具体的に示し、学内外に表明している。なお、評価の過程で、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取り組みが求められる。

自己点検・評価のための規程及び組織は整備され、日常的に行われ、それらの結果は自己点検・評価報告書として公表されている。学習成果を焦点とする査定については、科目レベル、教育課程レベル、機関レベルで方法が確立され、査定手法の定期的な点検も各レベルで行われている。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針は明確で、学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。学習成果の測定・評価は授業アンケート、学習到達度評価アンケートで実施し、授業改善に活用している。入学者受入れの方針は明確に示され、学内外に公表されている。

学習成果については、学科の学習成果を踏まえて科目ごとに学習到達目標を定め、シラバス（講義要綱）に明記し、具体性がある。学習成果の獲得に向けて、教職員は、教育施設設備等の学内教育資源を有効に活用し、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

学習支援センターが設置され、学生カルテで教職員による学生情報の共有化を図るなど、学習支援は組織的に実施されており、留学生の受入れも積極的に実績を上げている。学生

の生活支援は学生支援センターと学務課が連携して行っており、進路支援も充実している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が整備され、専任教員数は短期大学設置基準を満たし、必要な教員が適切に配置されている。教員は、学生の学習成果の獲得のため学内関係部署と連携している。事務組織の責任体制は明確で、諸規程は整備され、事務職員の能力や適性を発揮できる環境及び必要な情報機器、備品等が整備されている。FD・SD委員会規程を定め、FD研修会、FD・SD研修会、法人全体のSD研修会などを実施している。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づき、講義室、実験演習室等を設置している。規程に基づき、施設設備、物品が適切に維持管理されている。全学生に対する定期的な災害避難訓練も実施されている。「情報セキュリティポリシー」を策定し、コンピュータ・セキュリティに関する体制が整備されている。

財務状況は、学校法人全体で過去1年間、短期大学部門で過去3年間、経常収支は支出超過である。各年度事業計画や予算は、適正に執行され、資産及び資金は適正に管理されている。長期経営計画の中で短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行い、将来像を明らかにし、法人全体として危機意識の共有化を図っている。

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人発展のためリーダーシップを発揮している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、適切に運営されている。理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

理事長は学長を兼任し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会を規程に基づき定期的に開催し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

監事は、学校法人の財産の状況及び業務について適宜監査し、理事会、評議員会には毎回出席して意見を述べている。また、学校法人の財産の状況又は業務について、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

教育研究活動等の情報及び財務情報については、ウェブサイト上に公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマC 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ B 学生支援]

- 「NAC 学生カルテ」という学生支援システムは、教育目的・目標の達成状況を把握・評価するために有効活用され、教務・図書・学生健康管理・学友会会員管理等のシステムや、その他基礎データ出力機能などを包含した総合的な学生の学習成果把握システムであり、充実している。加えてこれらをベースにして自動車修理関係の技術者資格取得を目標として学生への指導体制を構築している。
- イタリア国立の工業専門学校と提携し、学生の交換留学や短期留学（インターンシップ）における指導は継続的で成果を上げ、日本の自動車工業の発展へ貢献している。
- 留学生への支援として、留学生のための自動車整備関係用語の教育や生活ガイドが設けられ、日本文化や生活に馴染むように留学生の社会活動に力を入れている。また、留学生のための就職ガイダンスの実施や、留学生向けの就職先企業の開拓などの就職支援も行っている。
- 就職指導支援の一環として、企業後援会組織による「産業講座」や、学内就職説明会という支援や連携活動が行われており、高い就職率に結び付いている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ D 財的資源]

- 経常収支が、学校法人全体は過去 1 年間、短期大学部門は過去 3 年間で支出超過である。長期経営計画に沿って収支バランスの改善に取り組むことが望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

### [テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、短期大学設置基準の規定ののっとり、学科ごとに学則等に定めていないという問題が認められた。  
当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学の建学の精神は、「技術者たる前に良き人間たれ」である。人の命を預かる技術者として豊かな人間性を兼ね備えた社会に有用な人材の育成が目標である。学生の多くが卒業後は自動車産業界に採用される。高度な知識と最先端の技術を理解する力、人間力に基づく実践力が要求される自動車技術者育成の基本精神として、建学の精神は重要性と公共性を有している。

地元自治体や地域の高等学校とそれぞれ協力・連携に関する協定を締結し様々な活動に取り組んでいる。短期大学には多数の留学生が在学しており、留学生と地域住民との交流を深めるための活動にも積極的に取り組んでいる。

短期大学の教育目的は、建学の精神、教育理念に基づき学則に定めている。さらに教育理念・教育目的に対する全学的な五つの教育目標を具体的に示し、学内外に表明している。それらの定期的点検は、企業後援組織の総会などでの意見交換を通して定期的に行われている。なお、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

国土交通省が認定する自動車整備士養成認定大学であり、その学習成果は、建学の精神及び教育目的・目標に基づき、確立され、学生便覧、講義要項、ウェブサイトで学内外に表明されている。

入学者受入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針は、二級自動車整備士資格の取得を主な学習成果として定め、これらの方針に基づき組織的な教育活動が行われている。

自己点検・評価のための規程及び組織は整備され、日常的に行われ、それらの結果は自己点検・評価報告書として公表されている。自己点検・評価活動と人事考課システムとが連携し、全教職員を関与させる組織的枠組みが機能している。自己点検・評価活動の改革・改善への活用も人事考課システムの中で活用されている。

学習成果の定期的な点検・評価は、年度ごとの二級自動車整備士資格取得結果をベースに「学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）」に基づいた PDCA サイクルにより実施されている。学習成果を焦点とする査定については、科目レベル、教育課程レベル、機関レベルの三つのレベルで方法を確立し、査定手法の定期的な点検も各レベルで行われている。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正などを確認し、対応している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科の卒業認定・学位授与の方針は明確に定められ、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件も学則に示されている。これらについては学外からの評価・意見を聴取するなどし、逐次見直しを図っている。

教育課程編成・実施の方針は明確で、学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されている。授業科目の編成は、自動車整備技術教育のための専門科目と人間教育のための教養科目に分類して配置されている。学習成果の測定・評価は授業アンケート、学習到達度評価アンケートで実施し、授業改善に活用している。

入学者受入れの方針は明確に示され、学生便覧、学生募集要項、ウェブサイトにて学内外に公表され、授業料、入学に必要な経費をはじめとする必要事項は学生募集要項に明示されている。

短期大学及び学科の学習成果は明確である。また、科目ごとに学習到達目標を定め、シラバスに明記し、具体性がある。学習成果は一定期間内で獲得可能で、二級自動車整備士の国家試験の合格率で測定可能である。

学習成果の獲得状況は、二級自動車整備士の国家試験合格率と GPA 分析を関連付けて量的・質的に測定・評価している。学生の卒業後の評価については就職先企業にアンケートを実施している。

学習成果の獲得に向けて、教職員は教育施設設備等の学内教育資源を有効に活用している。教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしており、シラバスの学習到達目標と成績評価の方法によって学習成果を評価し、学内 LAN によって学期ごとの単位取得状況を把握している。また授業評価の実施や公開を通じて授業改善に取り組んでいる。達成状況は NAC 学生カルテに反映され、各学生の状況を効果的に把握できるシステムが整っている。事務職員も学習成果の獲得に向けて責任を果たし、履修及び卒業に至る支援を行っている。成績記録は保管している。図書館では利用促進のためのガイダンスや「お楽しみ企画」スタンプラリーなどを実施している。

学習成果の獲得に向けての学習支援は組織的で、入学手続者に対する情報提供、ガイダンスの実施、学生便覧、講義要項等の発行、補習教育などが計画的に実施されている。学習支援センターが設置され、NAC 学生カルテでの学生情報の共有化や保健室でのカウンセリングが行われている。

学習成果の獲得に向けての学生の生活支援は学生支援センターと学務課が担当し、組織的に行い、その支援は充実している。留学生に対しては「留学生センター」を設け、生活、就学、就職などの様々な支援を行っている。

進路支援は充実している。就職支援組織として学務課就職担当と学生支援センターが担当し、就職資料室が整備され、NAC 就職支援システムも活用して就職支援が行われている。進学・留学についての指導も行われている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織が整備され、専任教員数は短期大学設置基準を満たしている。専任教員の学位、教育・研究業績、経歴等はウェブサイトで公表されている。教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行われている。

専任教員の研究活動としては論叢（研究紀要）を発刊し、研究成果は論叢の巻末にリストアップするとともにウェブサイト等で公開している。専任教員の研究室は整備され、教員の研究、研修等を行う時間が確保されている。FD・SD 委員会規程を定め、FD 研修会をはじめ FD 活動を行っている。

事務組織の責任体制は明確で、諸規程は整備され、事務職員の能力や適性を発揮できる環境が整えられている。FD・SD 研修会のほか、法人全体の SD 研修会も実施している。日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携し、活動している。教職員の就業に関する規程が整備され、適正に管理されている。教職員の人事評価は、目標管理制度を導入し、個人の目標は半期ごとに設定するなど、継続的な評価に取り組んでいる。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たし、運動施設も適切に整備されている。教育課程編成・実施の方針に従って、講義室や実験実習室などの教育・実習施設、授業用機器・備品は整備されている。

規程に基づき、施設設備、物品が適切に維持管理されている。防火管理規程が整備され、全学生に対し定期的に災害避難訓練が実施されている。「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、コンピュータ・セキュリティに関する体制が整備されている。

情報ネットワークに関する全般的な技術支援、施設の設置、維持管理、将来計画などは、「ネットワーク運営委員会」及び「情報センター」が行っている。情報演習室や自学自習システム、e ラーニングの利用方法など学内情報環境に係る教育が実施され、授業科目でも必要な情報教育が実施されている。必要な学内 LAN が整備され、教職員間で学生情報の共有がされ、学生支援に生かされている。

財務状況は、学校法人全体で過去 1 年間、短期大学部門で過去 3 年間、経常収支が支出超過である。長期経営計画に沿って収支バランスの改善に取り組むことが望まれる。

退職給与引当金等の引き当て、資産運用は適切である。教育研究経費比率も適正な水準である。公認会計士の監査意見への対応は適切である。

年度ごとの事業計画や予算は、理事会で承認されたのち、適正に執行されている。資産及び資金は資産管理規程に基づいて運営され、適正に管理されている。

長期経営計画の中で短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行い、将来像を明らかにしている。全教職員に現状と将来計画について説明し、危機意識の共有化が図られている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標をよく理解し、学校法人発展のためリーダーシップを発揮している。また、学校法人を代表しその業務を総理し、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営してい

る。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、学校法人及び短期大学の運営に関する必要な規程を整備している。

理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

理事長は学長を兼任し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会を規程に基づき定期的に開催し、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

学長は、選考規程に基づき専任され、短期大学運営に関し幅広い識見を有している。また、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力しており、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

教授会は、学則及び教授会規程に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されており、学長は学生の入学、卒業等教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。教授会の議事録は整備されている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。また、理事会、評議員会には毎回出席し、意見を述べている。

監事は、学校法人の財産の状況又は業務について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為に従って運営されている。

教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則の規定に基づき、ウェブサイト上にて公表している。

私立学校法の規定による財務情報については、毎会計年度終了後、速やかにウェブサイト上に公開されている。

## 大阪女学院短期大学の概要

設置者 学校法人 大阪女学院  
理事長 錦織 一郎  
学 長 加藤 映子  
A L O 関根 聡  
開設年月日 昭和 43 年 4 月 1 日  
所在地 大阪府大阪市中央区玉造 2 丁目 26 番 54 号

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科  | 専攻 | 入学定員 |
|-----|----|------|
| 英語科 |    | 100  |
|     | 合計 | 100  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

大阪女学院短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月4日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、昭和43年開学の英語科を設置する単科の短期大学であり、明治17年開校のウエルミナ女学校と、明治19年開校の大阪一致女学校を母体とする基督教に基づく女学校である。短期大学の建学の精神に基づき、平成16年に大学・短期大学のミッション・ステートメントが制定された。学習成果は、ミッション・ステートメントを受けて定めた「学位授与方針」にまとめられ、この実現のため「教育課程編成方針」を明示し、「入学者受入れ方針」を定めており、三つの方針は、ミッション・ステートメントとともにウェブサイトなどで公表されている。自己点検・評価活動については、自己点検・評価規程に基づき、実施体制を確立し、管理・運営が行われている。学習成果を焦点とする査定を有し、教育の質保証は、全学規模のPDCAサイクルによる自己点検・評価システムで行っている。

「学位授与方針」及び「教育課程編成方針」は明確に定められている。専門教育、教養教育の目的にかなった実施体制を確立している。短期大学独自の Placement Test を用い、1年次に英語習熟度に応じた三つのクラスを編成した英語領域科目では、学生による達成度評価結果を英語教育委員会で検討の上、教材や教員用指導ガイドラインに反映している。なお、評価の過程で、平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、学期末試験等の上、単位を与えるものとなっていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

「入学者受入れ方針」は、教育目的を踏まえ、多種多様な方法で、公正・適正に実施し、「学位授与方針」及び「教育課程編成方針」と併せて、学習成果に対応している。達成度評価や TOEIC-IP から、学習成果は具体性があり、一定期間内で獲得可能であり、測定可能である。教学 IR では情報の一元化、検証の可視化のもと、学習成果の獲得状況を量的・質的に測定する仕組みを持っている。教育・学習の支援組織としての学習支援センターでは、上級生がチューターとして、基礎学力不足の学生の英語学習の予習・復習、学習方法の助言を行うなど、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。また、学生

の生活支援や就職支援を組織的に行っている。

教員組織は短期大学設置基準を充足し、「教育課程編成方針」に基づき、専任教員と非常勤教員を配置している。教員の任用、昇任は規程等に基づき審査が行われており、適切である。科目の進度や内容を見渡す学科目リエゾンを置き教育プログラムの質の維持・向上に努めている。事務職員は、短期大学と併設大学の業務を兼務し、学習成果の獲得向上を目指し配置されている。教職員は資質向上のためFD活動、SD活動を行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、演習室、教室、図書館等を整備している。キャンパスは、耐震化、省資源対策を含め施設設備の維持管理は適切に行われている。「大規模震災・初期対応ハンドブック」を学内者に配布し、訓練を行い、危機管理室を常設している。学習成果獲得のため、ラーニング・ソリューション・センターを置き、学習環境を支援している。

財務状況は、学校法人及び短期大学部門の経常収支は過去3年間支出超過であるが、学生募集の取組みにより学生数は増え、収支は改善傾向にある。事業計画の作成、予算の策定、予算執行及び会計処理は適切である。

理事長は、学校法人の意思決定と業務執行責任を担う理事会の長として、また、学院運営会議を設置し、理事会付託課題に取り組むなど、学校法人の永続性と経営の安定化のため、リーダーシップを発揮している。

学長は、教育目標の達成、教育課程及び教育の実施状況の点検、教育の向上・充実のため、リーダーシップを発揮し、教授会は、学長が議長を務め、大学の教育研究に係る重要事項を審議し、学長に意見を述べている。

監事は、法人の業務及び財産の状況についての監査機能の役割を果たし、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として機能している。教育・財務情報はウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマC 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- 同一のシラバスと教材で、複数のクラスで展開する英語領域科目では、学生による達成度評価の結果を英語教育委員会で検討の上、教員用指導ガイドライン「College Catalogue for English Teachers」を絶えず点検し、担当全教員の出席を求めて行っているファカルティ・デベロップメント（FD）で共有している。

### [テーマ B 学生支援]

- 学力不足が懸念される学生の援助を担当する学習支援センター（「Self-Access & Study-Support Center（SASSC）」）において、英語を母語とする教員や大学院生が、ライティングに困難を覚える学生の指導に当たる（ライティングセンター）ほか、在学生及び卒業生がチューターとして基礎学力不足の学生の英語学習の支援を行うなど、様々な取組みがなされている。
- 奨学金制度が多岐にわたって整備されている。特に、給付型奨学金の自律学修応援学費減免奨学金と自宅通学圏外学生支援奨学金は、採用人数に制限を設けず、該当者全てを対象としている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ A 人的資源]

- 複数の職員が、教授会の正式メンバーとして議決権を持って出席し、提案し意見を述べるなど、教員と職員が共同して学校運営に当たる体制が定着している。

### [テーマ B 物的資源]

- 全館一斉リスニングテスト用システムの設置をはじめ、Interactive Global Theater（劇場型演習室）、語学学習システムを整備したコンピュータ演習室など、専門教育を支える施設・設備が充実している。

### [テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- マルチメディアコンテンツやコンピュータ・インターネットを利用する教育・学習環境の設定、運用、利用支援に関して、文系学生の入学時におけるコンピュータリテラシーの多様性を前提にしたサポートが充実している。

## （２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ D 財的資源]

- 学校法人全体及び短期大学部門の経常収支は改善傾向にあるものの、過去3年間支出超過である。中期経営計画に基づき、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、学期末試験等の上、単位を与えるものとなっていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、昭和 43 年開学の英語科を設置する単科の短期大学であり、明治 17 年開校のウエルミナ女学校と、明治 19 年開校の大阪一致女学校を母体とするキリスト教に基づく女学校である。建学の精神に基づき、平成 16 年に大学・短期大学のミッション・ステートメントが制定され、『学生要覧』、ウェブサイト等で学内外に広く公表している。地域にある高等学校と教員派遣協定の締結、生涯学習としての Wilmina 公開講座等の展開、地元商店街・会社との玉造地区商店街活性化プロジェクト等の連携を通して、地域・社会に貢献している。

教育理念に基づき教育目標を定め、ウェブサイトに公表し、各学期及び卒業アンケートにより、教育目標の達成度合いを測っている。学習成果は、「学位授与方針」の中で、学位を授与される学生が身に付けるべき能力として具体的な 7 項目にまとめられ、修得が期待される英語領域と教養領域の学習成果とともにウェブサイト等で学内外に示されている。ミッション・ステートメントの実現を期して、三つの方針を踏まえた教育活動を行っており、三つの方針は、ウェブサイト等で学内外に公表している。

自己点検・評価規程に基づき、学長が決定した取組み課題に対し、学長が設置した会議が検証し、大学運営会議に改善策を提案することにより、教育の質の改善と向上を図るとともに、学外者からの意見もフィードバックし、教育課程を改善している。学習成果を焦点とする査定として、教育理念の共有、教育効果、授業評価、学外プログラム、学習支援に関する調査結果を検証し、教授会や全教職員会に報告している。教育の質保証に係る取組みと教育の組織的・総合的な運用は、大学運営会議を中心に全学規模の PDCA サイクルによる自己点検・評価システムで行っている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

「学位授与方針」は明確に定められ、知識、理解力、外国語能力、汎用的技能などの獲得、学位授与の方針の実現を目指した、明確な「教育課程編成方針」を示している。Placement Test によって、1 年次の英語クラスを、「Advanced」、「Standard」、「Foundation」の三つのレベルに分け、習熟度に応じた共通英語科目の履修科目・年次を設定している。また、英語専門教育と連動する形で、教育課程は、教養教育の目的を明確に定め、教養教

育と専門教育の授業を並行して履修することにより、理解の促進、学びの深化を可能にしている。教養教育は、カリキュラム委員会内の教養教育部会を中心に、教育領域ごとの委員会による企画立案、大学運営会議での協議を経て、教授会での協議という体制を確立している。授業の内容や展開は、学生の学期末の達成度評価により改善されている。特に、英語習熟度に応じてクラス編成した英語領域科目では、学生による達成度評価結果を英語教育委員会で検討の上、共通教材の改訂や授業展開方法の改善に結びつけ、自学開発教材や教員用指導ガイドライン「College Catalogue for English Teachers」に反映させている。リベラルアーツ教育の考え方を基本としたキャリア教育を含め、グローバル世界を取り巻く環境の急速な変化に対応できる知識、理解力、外国語能力、汎用的技能などの獲得、「学位授与方針」に挙げる7項目の実現を目指した教育課程を構築している。なお、平常の学習のみにより評価する科目が多数あり、学期末試験等の上、単位を与えるものとなっていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

「入学者受入れ方針」は、教育目的を踏まえ、「学位授与方針」及び「教育課程編成方針」と併せて、学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価とともに学生募集要項、ウェブサイト等に明示している。入学者選抜は、多種多様な方法の下、公正・適正に実施し、入学者受入れ方針に対応する学生の受入れを行っている。学生の達成度評価やTOEIC-IPの平均点から、英語運用能力の伸びには一定の成果があり、学習成果は具体性があり、一定期間内で獲得可能であり、測定可能である。評価のため様々なデータを活用し、教学IRでは情報を一元化し、項目間の相関関係分析や集団、個別の学習成果の検証を可視化しており、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。学生の卒業後評価への取組みとして、就職先の企業に対する調査を行っている。

教育・学習の支援組織として、ラーニング・ソリューション・センターや学習支援センター等を設置している。学習支援センターでは、在学生及び卒業生がチューターとして、基礎学力不足学生の英語学習の予習・復習、プレゼンテーションやリサーチペーパーの組立て方の助言を行うなど、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。また、学生の生活支援のため、学生指導、厚生補導等、学生の生活支援を組織的に行っている。就職支援はキャリアサポート委員会及びキャリアサポートセンターが担い、編入学を望む学生に対しては学習サポート委員会が担っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。「教育課程編成方針」に基づき、専任教員と非常勤教員を配置するとともに、学科目リエゾンを置き教育プログラムの質の維持・向上に努めている。教員の研究活動のための規程は整備され、研究日は週2日設定されている。海外派遣に関する規程、FD活動に関する規程も整備されている。事務職員は短期大学と併設大学の業務を兼務し、教授会に複数の職員が正式メンバーとして出席している。SD活動は、規程に基づき積極的に展開されており、クラウド環境を活用し事務局内で情報の共有が図られている。海外留学プログラムにおける危機管理に備え、危機管理室を常設している。大規模震災・初期対応ハンドブックを作成し、全学生、教職員に配布している。大規模災害が発生した場合も対応に当たることとなっている。人事管理に関する規程

に基づき、教職員の就業は管理されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を満たしている。キャンパスはバリアフリーが進み、耐震化は西館を除き終了するなど、施設設備の維持管理は適切に行われている。校舎内には、教室、演習室のほか、学生自身がマルチメディアコンテンツを編集できるコーナーやコンピュータ演習室等も整備されている。図書館は適切な蔵書数、座席数等を備え、授業期間中の開館時間も適切である。固定資産、消耗品及び貯蔵品等は規程に基づき維持管理されている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策、省エネルギー・省資源対策も取組みが進んでいる。ラーニング・ソリューション・センターを設置し、マルチメディアコンテンツやコンピュータ・インターネットを利用する教育・学習環境の設定、運用、利用支援を行い、ティーチング・マネジメントスタッフ向けの FD・SD 研修も開催している。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門ともに、過去 3 年間の経常収支は支出超過である。学生募集の取組みにより学生数は増え、収支は改善傾向にあるが、中期経営計画を着実に実行し、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。理事長は中・長期的展望に基づき事業計画を作成し、予算を策定している。予算執行及び会計処理は適切である。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、意思決定と業務執行責任を担う理事会の長として、リーダーシップを発揮し、学校法人の持続性と経営の安定化のため、学校法人を代表し、その業務を総理するとともに、最終的な意思決定機関である理事会を招集し、議長を務めている。更に、常勤理事会としての機能を有する学院運営会議を設置し、理事会から付託された課題解決に取り組んでおり、法令遵守の下、管理運営体制を確立している。

学長は、教育目標の達成と諸課題の解決のため、リーダーシップを発揮している。教育課程及び教育の実施状況の点検、教育の向上・充実のため、大学運営会議を核にして、各委員会が参画する PDCA サイクルを回すことにより、学生が学習成果を獲得するための教学運営体制を確立している。教授会は、学長が議長を務め、大学の教育研究に係る重要事項を審議し、学長に意見を述べている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査をし、理事会及び評議員会に出席して意見陳述を行うとともに、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、学校法人の業務等について、理事長を含め役員の諮問機関として、適切な運営がなされている。平成 30 年度から、学校法人運営に関する意見表明の場として、理事・監事・評議員懇談会を開催し、学校法人の方向性についての自由な意見交換を行っている。

教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表・公開するとともに、財産目録等は学校法人事務局で閲覧に供している。

## 大阪成蹊短期大学の概要

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 設置者   | 学校法人 大阪成蹊学園          |
| 理事長   | 石井 茂                 |
| 学 長   | 紺野 昇                 |
| A L O | 小関 佐貴代               |
| 開設年月日 | 昭和 26 年 4 月 1 日      |
| 所在地   | 大阪府大阪市東淀川区相川 3-10-62 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科               | 専攻 | 入学定員 |
|------------------|----|------|
| 生活デザイン学科         |    | 50   |
| 調理・製菓学科          |    | 120  |
| 栄養学科             |    | 120  |
| 幼児教育学科           |    | 300  |
| 観光学科             |    | 90   |
| グローバルコミュニケーション学科 |    | 30   |
| 経営会計学科           |    | 50   |
|                  | 合計 | 760  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

大阪成蹊短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月13日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「桃李不言下自成蹊」を基本とする教育理念は、短期大学名とも一致して明確であり、「人間の徳」の涵養は、教育基本法及び私立学校法に基づく公共性を有している。建学の精神は、学内では新入生オリエンテーションや初年次教育の共通科目「キャリアベーシック」での指導等により全学的に共有され、ウェブサイト等で周知されている。

各学科の専門性に応じて地域の様々な機関と連携協定を締結し、教育研究活動を充実させ、社会貢献活動を推進するよう連携事業を展開しており、全学的な社会貢献活動も活発である。

建学の精神に基づき短期大学の教育目的を定め、「人間力」を養いながら7学科それぞれで専門的な学びを展開し、専門性の高い職業人の育成を各学科の教育目的としている。

学習成果は、全学の卒業認定・学位授与の方針に「確かな専門性」、「社会で実践する力」、「協働できる素養」、「忠恕の心」として掲げ、さらに各学科で育成する人間像にあわせて、各学科の学習成果を卒業認定・学位授与の方針に明記している。三つの方針も、教育目的を実現するため、教学改革 FSD 会議における全学的な議論を経て一体的に定められている。

自己点検・評価委員会を組織し、学科や委員会等からの活動内容をまとめて、自己点検・評価報告書をウェブサイト等を通して公表している。教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有する教学ガバナンス体制は確立されている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神、行動指針、各学科の教育目的に基づいて定め、社会的な通用性がある。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、共通科目と専門科目によって体系的な教育課程を編成している。特に、教養教育は、共通科目として設置され、確かな専門性を身に付けるために欠かせない「人間力」の基盤を形成する教育と位置付けて五つの科目群の科目を開講している。入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づいて定め、学生募集要項に明示されている。

学習成果は育成する人材像が明確であり、さらに学習成果に対する各学科の学びの体系

性をより分かりやすく示すために、「カリキュラムマップ」及び履修モデルを作成しており、2年間での学習成果の獲得が可能となっている。学習成果の獲得状況については、13項目の量的・質的データに基づいて把握・評価する組織的な仕組みを有している。

学習支援は、「教育研究支援センター」をはじめ、多くのセンターを設けて組織的に行っている。学生生活全般の支援については、学生委員会において教職員が協働できる体制を整えており、学生サービス、厚生補導に関しては、全体の学生指導方針を取りまとめる学生本部が中心となり対応している。

教員組織は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて適切に編制され、短期大学設置基準を遵守して定める教員数を満たしている。専任教員は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行って成果を上げている。FD活動は規程を定め、全員参加のFD研修等を実施している。

事務組織の責任体制は明確であり、事務職員に必要とされる基本的な知識、技能等の向上に向け、FSD（FD・SD）研修を行っている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。教育施設・機器備品等は教育課程編成・実施の方針に従い整備され、施設設備は規程に基づき維持管理されている。火災・地震対策は消防計画を策定し、自衛消防組織体制等を定めており、避難訓練は定期的に行っている。学生に対して共通科目で情報教育及び情報技術の向上を図るとともに、教職員がICTを活用した教育が展開できるよう環境を整備している。

財務状況は、過去3年間、学校法人全体、短期大学部門ともに経常収支は収入超過である。

理事長は、学校法人経営の活性化・健全化に努め、学校法人全般にリーダーシップを発揮している。学長は様々な教学改革を積極的に推し進め、教学運営の最高責任者としてその権限と責任において最終的な判断をしている。監事は、学校法人の業務と財産の状況を適宜監査し、適切に業務を遂行している。評議員会は理事の定数の2倍を超える評議員で構成され、私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に運営されている。

教育情報及び財務情報はウェブサイトで適切に公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 建学の精神の意識付けを目的に、「学園ブランド力向上運動の深化」プロジェクトチームが作成したテキストや DVD 等を活用して、専任教員が共通科目「キャリアベーシック」において建学の精神や行動指針について説明、指導するなど、初年次・キャリア教育を全学的に行うことにより、学生は建学の精神を理解している。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。
- GPA 分布、資格試験・国家試験等合格率、学生による授業評価アンケート、卒業生アンケート、授業と連動した大会・コンペティションやインターンシップや留学などへの参加率など、様々なデータを用いて多角的に学習成果を可視化し、恒常的に分析・検証を行っている。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ B 学生支援]

- 平成 28 年度に立案した「退学率縮減 7 カ年計画」を基に、学生部と担当教員による学習支援体制を整備して授業の出欠管理及び迅速な学生指導を行い、成果を上げている。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ A 人的資源]

- 理事長を議長とする教学改革 FSD 会議の設置を行い、FD 研修、SD 研修を併せ持った 20 の教学改革プロジェクトチームを編成して、組織体制を構築し、積極的な教学改革に取り組んでいる。また、IR 推進室を設置して、教学の質の保証に関する客観的な指標の検証と、改善計画の立案を進めており、全学的な取組みとして積極的に推進している。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「桃李不言下自成蹊」を基本とする教育理念は、短期大学名とも一致して明確であり、「人間の徳」の涵養は、教育基本法及び私立学校法に基づく公共性を有している。建学の精神は短期大学案内やウェブサイト等で学外に周知され、学内では新入生オリエンテーションでの「建学の精神 DVD」を活用した解説や、初年次教育の共通科目「キャリアベーシック」での指導等により全学的に共有され、確認されている。

各学科の専門性に応じて地域の様々な機関と連携協定を締結し、教育研究活動を充実させ、社会貢献活動を推進するよう連携事業を展開しており、全学的な社会貢献活動も活発である。

建学の精神に基づいて短期大学の教育目的を学則に定め、さらに7学科がそれぞれの専門的な学びを展開し、「人間力」を養いながら、専門性の高い職業で活躍できる人材を育成することを各学科の教育目的とし明示している。

学習成果は、全学の卒業認定・学位授与の方針に「確かな専門性」、「社会で実践する力」、「協働できる素養」、「忠恕の心」として掲げるとともに、各学科で育成する人材像に合わせて、各学科の学習成果をそれぞれの卒業認定・学位授与の方針に明記している。また、「学習成果を発揮する機会の充実」プロジェクトが中心となり、各学科の専門性に応じて学習成果を発揮する機会を充実させ、学習成果に対応する全学的な教育も開始している。

三つの方針も、教育目的を実現するため、教学改革 FSD 会議における全学的な議論を経て一体的に定めている。三つの方針を踏まえた教育活動の充実を図り、アセスメント・ポリシーを制定して学習成果を査定している。

「大阪成蹊短期大学自己点検・評価に関する規程」を設けて自己点検・評価委員会を組織し、学科や委員会等からの活動報告内容をまとめて、自己点検・評価報告書を公表している。教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかなどについて、企業や自治体等の地域関係者や、高等学校関係者に対する意見聴取等、様々なステークホルダーからの意見聴取が行われ、恒常的に点検されるとともに、自己点検・評価の結果を FD や教学の改善に活用している。

教育の向上・充実については、教学改革 FSD 会議、教学改革の各プロジェクト、IR 推進室、各部門の密接な連携の下、授業レベル、教育課程レベル、機関レベルでの PDCA サイクルの教学ガバナンス体制は確立されており、査定手法の点検も行われている。これら

は、入学時の配布物等に明記するとともにウェブサイトで学外に周知している。また、学習成果や学生の成長・変化をグラフ化して令和元年度のオープンキャンパス等で公表している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

短期大学全体の卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神、行動指針に基づき定めるとともに、各学科の教育目的に基づいて各学科の卒業認定・学位授与の方針を定めており、社会的・国際的な通用性があり、教学改革 FSD 会議で定期的に点検している。

短期大学全体及び各学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応しており、共通科目と専門科目によって体系的な教育課程を編成している。特に、教養教育は、共通科目として設置され、確かな専門性を身に付けるために欠かせない「人間力」の基盤を形成する教育と位置付けて五つの科目群の科目を開講している。

シラバスは、必要な項目の記載がなされ、成績評価は、成績評価ガイドラインに従って適切に実施している。学生の授業出席状況はポータルシステムを活用して出席を促し、出席率が向上している。授業評価アンケート結果に基づき報告書を作成して授業改善に努めており、「教育課程の抜本的な見直し」プロジェクトチームを中心に改革を行っている。

共通科目に「キャリアデザイン」を開講して、実際の職業現場で就労する際に必要な能力を育成し、初年次教育「キャリアベーシック」における教育内容と、専門教育科目との接続を意識した内容となっている。学生のキャリア意識等のアンケート結果を基に、次年度の改善計画を立案し、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づいて定め、学生募集要項に明示されており、入学前の学習成果の把握・評価を取り入れている。高校生の進路希望の動向や高等学校関係者の意見を聴取し、「アドミッション・ポリシーと入試方法の整合」プロジェクトチームが中心となって点検を行って、入試改革に取り組んでいる。

短期大学及び学科の学習成果は、それぞれの卒業認定・学位授与の方針の中で明記されており、育成する人材像が分かりやすく示されている。学習成果に対する各学科の学びの体系性をより分かりやすく示すために、「カリキュラムマップ」及び履修モデルを作成し、2年間の在学期間での学習成果の獲得が可能となっている。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを有し、GPA 分布、資格試験・国家試験等合格率、各種アンケートのほか、授業と連動した大会・コンペティションやインターンシップや留学などへの参加率等の 13 項目のデータを分析し改善を進めていく組織的な教学改革体制を整備している。これらは、報告書やウェブサイト、優秀作品集等で公開している。また、卒業生の進路先からのアンケート結果、企業からの評価、企業の採用ニーズ、卒業生による在学時の学びに対する評価を点検に活用している。

教員は、適正な評価のため「成績評価ガイドライン」に沿って成績を評価し、学習成果の獲得状況を把握している。学生による授業評価は学期ごとに実施され、教員はその結果を踏まえた授業実施報告書を提出し授業改善に活用している。また、IR 推進室や教学改革各プロジェクト、各部署は、学生の学習成果の獲得状況を可視化する様々なデータを集計、分析し、教学改革 FSD (FD・SD) 会議、経営会議等で報告の上、各専任教員と連携しな

から学生の指導の改善に取り組むなど、学生の学習成果の獲得の向上に向け、組織的に推進する体制が整っている。

学習支援については、「教育研究支援センター」、「こども教育支援センター」、「音楽教育センター」、「英語教育センター」、「ラーニングcommonsセンター」など多くのセンターを設けて組織的な支援を行っている。入学手続き者に対する入学前教育、入学後の各種オリエンテーションやセミナー、学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを実施し、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮もなされている。協定校との短期、長期の交換留学制度を実施している。

学生の課外活動への支援、食堂等の学生のキャンパス・アメニティへの配慮、学生の健康・衛生面の支援、私費外国人留学生の生活支援、障がい学生への合理的配慮の範囲内での修学支援、無料スクールバスの運行など、学生の生活支援を組織的に実施している。

就職強化対策会議を組織し、学生の就職活動支援対策を企画・遂行している。就職部では、学科担当の職員やキャリアカウンセラーが学生一人ひとりにきめ細かく対応している。また、就職のための資格取得等については、教育研究支援センターが年間を通じて対策講座を開催し支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて適切に編制され、短期大学設置基準が定める専任教員数を満たしている。専任教員の職位については、「大阪成蹊短期大学教員資格審査委員会規程」、「大阪成蹊短期大学教員資格審査委員会細則」に定めて運用している。専任教員の学位、教育実績、研究業績等はウェブサイトの各学科の教員紹介において公表している。非常勤教員の採用も規程に従い適切に行っており、教育課程編成・実施の方針に基づき実習助手を配置し、教育効果を向上させるため、必要に応じてティーチングアシスタント（TA）などを配置している。

専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき研究活動を行って成果を上げている。年1回研究紀要の発行のほか、短期大学及び併設大学において教員養成に従事する教員による「大阪成蹊教職研究」をウェブ版で発行し、研究成果の発表機会を提供している。専任教員の研究活動を支援するために、特別研究費が設定されており、また、科学研究費補助金の採択数をはじめ、外部研究資金獲得数も多く、教員は積極的に研究に取り組んでいる。

FD活動については委員会規程を定め、原則全員参加による様々なFD研修を実施している。

事務職員の各部、センター等の組織は規程で定め、責任体制を明確化しており、それぞれの業務が円滑に行えるよう情報共有を徹底し、業務の効率化、迅速化を促進している。事務職員に必要とされる基本的な知識、技能等の向上に向け、全教職員を対象としたFSD（FD・SD）研修を行っている。

教職員の就業に関する諸規程を整備し、学校法人人事本部を管理部門として適正に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。講義室、演習室、実習室等は教

育課程編成・実施の方針に従い、各学科の特性に応じた専門の機器・備品などを設置しており、学生の学習意欲が高まる環境になっている。併設大学と共用の図書館の蔵書数は充実しており、外国書も豊富である。図書館内の座席は、学生がゆとりを持って利用できる数が設けられている。全学科において図書館司書資格の取得が可能なことから、図書館の取組みとして、イベントが数多く実施されており、学生の図書館利用機会を創出している。

施設設備の維持管理に係る諸規程を設け、固定資産、備品管理の取扱等について規定して、維持管理を行っている。火災・地震対策は消防計画を策定し、自衛消防組織体制等を定めており、避難訓練は定期的に行っている。防犯対策では、防犯カメラの設置や夜間・休日等の入退室を監視する機械警備設備の設置等、日常的に保全管理を行っている。コンピュータシステムのセキュリティ対策として、学内運用ルールに基づき、システム利用者を厳密に限定し、法人事務本部情報システム部が管理し運用している。

共通科目に「コンピューターリテラシー」を開講し、学生への情報教育及び情報技術の向上を図り、また、法人事務本部情報システム部が計画的に学内のコンピュータの運営や整備を担って、教職員がICTを活用した教育を展開できるよう環境を整備している。

財務状況は、過去3年間、学校法人全体、短期大学部門ともに経常収支は収入超過である。学校法人全体での教学・経営の改革を進め、社会のニーズに合った学科の再編成を行い、また定員を増加するという総合短期大学ならではの政策を展開してきた。

学校法人及び短期大学は、中期経営計画に基づき毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に評議員会から意見を聞いた上で理事会で決定し、事業計画と予算を速やかに関係部門に指示し、年度予算を適正に執行している。

計算書類と財産目録に関しては、公認会計士の指導の下、経営状況及び財産状態を適正に表示しており、資産及び資金の管理と運用も、規程に従い適切な会計処理を行っている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の活性化、経営の健全化に努めることの重要性を深く認識し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。常任理事会を設置し、学校法人のガバナンスを保証するとともに、スムーズな意思決定や各理事の役割を明確にすることにより、実質的な議論の場として適宜、事案が具現化されるよう努めている。

理事会は、私立学校法の定める短期大学運営について法的な責任があることを認識しており、理事の執行を監督している。理事は、寄附行為に基づき適切に選任され、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

学長は、教学改革の各プロジェクトを中心とした短期大学全体の改革や、各改革の方向性、取組みの趣旨等を明確にして教学運営を牽引し、教学運営全般について、最高責任者としてその権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。また学長は、短期大学の教育研究上の審議機関として、学則に従い議長となって教授会を適切に運営している。教育研究面においては、教育理念に基づき学生の学習成果の獲得を支援し、教育環境の整備、教育体制の充実、研究環境の向上に努めている。

監事は、学園監査部との連携による定期的な監査及び決算における学校法人の業務と財産の状況の監査を実施している。また、監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、

## 大阪成蹊短期大学

毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数で構成されている。また、評議員会は私立学校法に基づき、寄附行為に掲げている事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞く体制で、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。自己点検・評価に関しても、理事長等より適宜説明されている。

情報の公表・公開については、教育情報を積極的に公表しており、教員数、学生数はもとより、各種アンケート調査報告や教職課程に関する情報、設置認可等申請の履行状況報告、就学支援制度、及び財務情報をウェブサイトにて公表・公開している。



## 関西外国語大学短期大学部の概要

設置者 学校法人 関西外国語大学  
理事長 谷本 榮子  
学 長 谷本 榮子  
A L O 浅田 忠久  
開設年月日 昭和 28 年 4 月 1 日  
所在地 大阪府枚方市中宮東之町 16 番 1 号

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科    | 専攻 | 入学定員 |
|-------|----|------|
| 英米語学科 |    | 800  |
|       | 合計 | 800  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

関西外国語大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月26日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の理念は、「国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材の育成」、「公正な世界観に基づき時代と社会の要請に応じていく実学」と定め、学内外に広く表明されている。特に学内においては、専門必修科目「K.G.C.ベーシックス」に学生と教職員を集め、学長自ら建学の理念について説明する機会を作り、共有できる仕組みを確立している。

教育目的・目標は、建学の理念に基づき人材養成の目的として学則に定められている。人材養成の目的は、ウェブサイトや入学試験要項で確認できるほか、学内で実施される履修ガイダンスや保護者懇談会等でも説明されている。

学習成果は、建学の理念や人材養成の目的に応じた形で定められている。

三つの方針は、平成29年の学校教育法施行規則の改正に伴い、学長の指導の下、教務委員会での検討、教授会での審議を経て、一体のものとして策定され、ウェブサイトなどを通じて学内外に広く表明されている。

自己点検・評価は、学長を中心とする自己点検・評価委員会を中心に、全教職員が関与する形で取り組んでいる。

教育の質保証については、「学修ルーブリック」にて学習成果の可視化に取り組み、手法や活用方法について継続的な見直しが行われている。また、教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルが確立され、活用されている。

学科の人材養成の目的に基づいて卒業認定・学位授与の方針が定められており、同方針に対応した教育課程が、短期大学設置基準に基づき体系的に編成されている。さらに、短期大学の教育理念・方針に従い、専門必修科目「K.G.C.ベーシックス」の設置をはじめ、豊かな教養の修得につながる教育課程が組み立てられている。入学者受入れの方針は、入学後に目指す学習成果と結び付け、入学者に求める基礎学力や意欲が明確に示されている。学習成果の測定・評価は、GPA、単位取得、学位取得状況等によって行われ、また、在籍率、卒業率、就職率等のデータは学内で共有されている。これらの基本情報は冊子やウェブサイト等を通して公表されている。

学習成果の獲得に向けて教職員が一体となり、学習支援センターや図書館の運営等を通

して、手厚い学生支援を行っている。米国のカレッジと連携した「短期大学部ダブル・ディグリー留学」のプログラムを設けているほか、留学生と共同生活を送るための寮も整備されている。キャリアセンターを設置し、充実した進路支援がなされており、編入学を希望する学生への支援も手厚く行われている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に従って編制されている。年2回刊行の「研究論集」のほか、五つの論文集を刊行し、専任教員の研究活動状況は、教育実践上の主な業績などを含めウェブサイトで公開されている。

事務組織の責任体制は明確であり、事務職員の専門的な能力を育成するために様々な研修を行っている。FD活動、SD活動については、規程に基づき年間を通じて研修会等が計画的に開催されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を十分満たしている。全ての建物は障がい者に対応したものとなっており、講義室等の整備も教育課程編成・実施の方針に基づき適切になされている。二つの図書館は、蔵書数、閲覧座席数共に十分である。

規程に基づき、物品及び施設整備は適切に維持管理されている。「危機管理マニュアル」を策定し、学生、教職員を交えた防災訓練等を実施している。省エネルギー対策等の地球環境保全にも配慮がなされている。

情報環境利用における倫理教育・セキュリティ対策を重視し、情報セキュリティ委員会を中心に日常的な啓発に努め、学生、教職員向けにそれぞれ講習や研修会を計画的に実施している。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支が過去3年間収入超過であり、財政基盤は確立されている。

理事長は、建学の理念に基づき運営全般に強いリーダーシップを発揮し、学校法人を代表しその業務を総理している。理事会は、理事の選任を含め、寄附行為に基づき適正に運営されている。

学長は、理事長が兼任しており、教学運営の最高責任者としてもその任務を果たしている。建学の理念及び中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」等を踏まえた教育研究活動を実践・推進し、短期大学の向上・充実に向けて先頭に立って努力している。

監事は、公認会計士監査や教授会等の学内会議にも出席して情報収集に努めるとともに、学校法人の業務及び財産の状況について適正に監査している。評議員会は寄附行為に従い、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果は、建学の理念、人材養成の目的、卒業認定・学位授与の方針等から抽出された三つの力と九つの能力要素として、独自に開発した「学修ルーブリック」に示されている。このルーブリックは、学生の自己評価のツールとして、また教員がほかの指標と合わせて学習成果獲得に関する分析に活用され、教育効果の可視化に向けた取組みを積極的に行っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。自己点検・評価は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会（担当事務はインスティテューショナルリサーチ・大学評価部）を中心に、「自己点検・評価実施要項」に基づき年度を単位として、全教職員が関与する形で取り組んでいる。各部門で実施した活動は、「自己点検・評価活動のまとめ」として集約され、報告を受けた理事会が、次年度の事業計画に反映し組織運営等の改善に活用している。このように内部質保証を図るための体制が確立され、機能している。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 留学生と日本人の学生が共同生活を送る学生寮「Global Commons 結-YUI-」は、幅広い国際性を身に付けることのできる教育施設である。審査に通った学生は、留学生と生活を共にしながら学び、支援する学生 RA（レジデント・アシスタント）として、入居する留学生のサポートを行っている。
- 米国のマーセッドカレッジの準学士と、当該短期大学の短期大学士の二つの学位を取得できるダブル・ディグリー制度を開発し、運営している。平成 30 年度にはダブル・ディグリー取得者を輩出しており、学生にとって非常に魅力的なものとなっている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の理念は、「国際社会に貢献できる豊かな教養を備えた人材の育成」、「公正な世界観に基づき時代と社会の要請に応じていく実学」と定め、ウェブサイト等でも閲覧が可能であり、学内外に広く表明されている。特に学内においては、専門必修科目「K.G.C.ベシックス」に学生と教職員を集め、学長自ら建学の理念について説明する機会を作り、共有できる仕組みを確立している。

建学の理念を踏まえた中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」に示された地域参画の方針の下、様々な公開講座が実施され、地域住民の生涯学習の機会を提供しているほか、大阪府内外の各教育委員会や企業等と連携協定を締結し、地域社会における社会資源の一つとして貢献している。

教育目的・目標は、建学の理念に基づき人材養成の目的として学則に定められている。人材養成の目的は、ウェブサイトや入学試験要項で確認できるほか、学内で実施される履修ガイダンス等でも説明されている。

学習成果は短期大学での 2 年間を通じて獲得されるものとして設定され、具体的には、所定単位の修得、独自に設定した「学修ルーブリック」による三つの力と九つの能力要素、TOEIC 及び TOEFL 等の数値で測定できる英語力、留学及びクラブ活動等の課外活動を通して得られる学びがあげられている。ルーブリックによる九つの能力要素は各学期末に学生が自己評価を行って次学期の目標を設定するため使用されている。

三つの方針は、平成 29 年の学校教育法施行規則の改正に伴い、学長の指導の下、教務委員会での検討、教授会での審議を経て、一体のものとして策定され、ウェブサイトなどを通じて学内外に広く表明されている。この三つの方針を踏まえた教育活動を実施するために、教務委員会による全授業のシラバス点検や担当教員への改善要請が行われている。

自己点検・評価については、「自己点検・評価実施要項」により学長を委員長とする自己点検・評価委員会が整備され、毎年度全教職員が関与する形で取り込まれている。活動により集約された「自己点検・評価活動のまとめ」は、理事会に報告され、次年度の事業計画に反映するなど組織運営の改善に役立てられている。また、自己点検・評価報告書は、刊行物やウェブサイト上で公表されている。

教育の質保証については、学習成果の可視化に取り組み、「学修ルーブリック」等で得られたデータを FD 研修会で教員にフィードバックし、各教員が担当科目の改善を行うなど、

手法や活用方法について継続的な見直しが行われている。また、教育の質の向上・充実のためのPDCAサイクルが確立され、活用されている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は学科の人材養成の目的に基づき定められ、学習成果を明示している。卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程が、短期大学設置基準に基づき体系的に編成されている。学習成果に対応した各種の授業科目が用意され、各学期に履修できる単位数の上限が設定されている。必要な項目を明示したシラバスが公開されている。

「言語教育にとどまらず、平和な国際社会の構築に貢献し得る人材として必要な国際教育、豊かな人間性に裏付けられたコミュニケーション力、そのための教養教育を重視する」という短期大学の教育理念・方針に従い、専門必修科目「K.G.C.ベーシックス」の設置をはじめ、豊かな教養の修得につながる教育課程が組まれている。また、専門知識を深化、発展させ幅広い進路に対応する三つの科目群では、「編入学準備科目群」、「国際コミュニケーション科目群」、「サービス・ホスピタリティ科目群」により区分され、卒業後のキャリアイメージを念頭においた科目設定もなされている。

入学者受入れの方針には、入学後に目指す学習成果と結び付け、入学者に求める基礎学力や意欲が明確に示されている。求める人材像は高等学校教育での到達点を踏まえた上で定められ、入学前の学習成果の把握や、入学後の学習の基盤となる学力を評価するため、多様な形態の入学者選抜が実施されている。

学習成果の測定・評価は、教務委員会において、GPA、単位取得、学位取得状況の把握が行われているほか、「学修ループリック」の分析結果の報告によって、数値化することが困難な面での学生の学習状況の把握も行われている。在籍率、卒業率、就職率等のデータは常時把握され学内で共有されている。また、これらの基本情報は冊子やウェブサイト等を通して公表されている。

卒業後評価への取組みとしては、卒業生の現状と企業側からの評価、在学中に高めておくべき学生の資質や学力、力量等について、企業の採用担当者からの個別の聞き取りを積み重ねている。

学習成果の獲得に向けて教職員が一体となり、学習支援センターや図書館の運営等を通して手厚い学習支援を行っている。特に学習支援センターは、学習方法等に関する学生への個別相談や指導だけでなく、「パワーアップ講座」を開設し、基礎学力の不足する学生に対するリメディアル教育の役割を担うとともに、上級講座も開講して学習意欲の高い学生に対する学習支援も行っている。

また、米国のカレッジと連携し、2年半で当該短期大学の短期大学士及び米国の準学士の双方の学位が取得できる「短期大学部ダブル・ディグリー留学」を設けているほか、留学生と共同生活を送るための寮も整備されている。

奨学金制度は非常に充実している。キャンパス・アメニティも充実しており、通学のための交通手段を整備し、学生の心身の健康管理のための施設も設置されている。ボランティア活動はボランティア実習の単位として認定しており、「ボランティア実習ハンドブック」を学生に配布して活動の活性化を図っている。

## 関西外国語大学短期大学部

キャリアセンターを設置し、カウンセリングや資格取得サポートなどを行うと同時に、「K.G.C.ベーシックス」により社会人基礎力の育成やSPI対策なども行われている。また、編入学を希望する学生への支援も手厚く行われている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

平成30年度の理事会において、「関西外大の教員像」と「教員組織の編制方針」がまとめられ、これに適合する教員を採用し、適正な教員組織を編制している。専任教員については、短期大学設置基準に定める基準数を上回る、教育課程の各分野に必要な資格と能力を有する体制を有している。また、専任教員の採用、昇任についても規程に基づき厳格に行われている。

専任教員の研究活動状況は、ウェブサイトで公開されている。研究活動に関する規程等は整備されており、研究成果を発表する機会として年2回刊行の「研究論集」のほか、五つの論文集を刊行している。

FD活動については「関西外国語大学短期大学部FD委員会規程」に基づき、併設大学との合同委員会を設置し、活動方針・計画等を決定している。さらに短期大学独自の取り組みとして、関連委員会が連携し、「K.G.C.ベーシックス」担当者によるFD研修を行っている。

事務組織の責任体制は明確であり、事務職員は専門的な能力を育成するために学内研修だけでなく外部研修会にも参加している。SD活動については「学校法人関西外国語大学SD委員会規程」に基づき、年間を通じて計画的に研修会が開催されている。教職員の就業等については、就業規則及び関係諸規程が整備され、適正に管理されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を十分満たしている。全ての建物は障がい者に対応したものとなっており、講義室等の整備も教育課程編成・実施の方針に基づき適切になされている。二つの図書館は、蔵書数、閲覧座席数共に十分であり、図書館学術情報センターにはラーニング・コモンズが整備され、学生の主体的な学びの支援や授業外の学習に活用できる施設設備を提供している。

固定資産管理規程、施設等管理規程を定め、物品及び施設整備は適切に維持管理されている。「危機管理マニュアル」に基づき、学生、教職員を交えた防災訓練等を実施している。省エネルギー対策等の地球環境保全の配慮として、井戸水・雨水の散水利用、太陽光発電システムの導入、LED照明への切り替えを実施している。

情報環境利用における倫理教育・セキュリティ対策を重視し、情報セキュリティ委員会を中心に日常的な啓発に努めており、学生には「情報倫理講習」、教職員には「個人情報保護、情報セキュリティ研修会」を計画的に実施している。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、経常収支が過去3年間収入超過であり、財政基盤は確立されている。

短期大学を高等教育の「ファーストステージ」と位置付け、コミュニケーションツールとしての実用英語力の養成と、豊かな人間力を兼ね備えた人材の育成を目的とする明確なビジョンを持っており、高い入学志願倍率、収容定員充足率を維持し成果をあげている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の理念に基づき、運営全般に強いリーダーシップを発揮し、学校法人を代表し、その業務を総理している。

理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、建学の理念を理解し、学校法人の健全な経営に相応しい学識、識見を有する者が選任されている。理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営されており、理事会の下に設置した自己点検・評価委員会と連動して自己点検・評価活動を統括し、その結果を事業計画に反映している。

学長は、理事長が兼任しており、短期大学運営全般に関する識見が豊富で、教学運営の最高責任者としてもその任務を果たしている。自らが理事長として策定した中・長期ビジョン「関西外大ルネサンス 2009」の実現を目指し、「短期大学部の教育理念・方針」を踏まえた「3つのポリシー」に基づいた教育研究活動を実践・推進し、短期大学の向上・充実に努めている。

常勤の監事を置き、常勤の監事は教学を担当する理事から定期的に意見聴取を行うとともに、3か月ごとに実施される公認会計士監査のほか、教授会、教員連絡会議等の学内会議にも出席して情報収集に努めている。また、学校法人の業務及び財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。これらを通して監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員の諮問機関として必要な事項が審議され、適切に運営されている。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教学情報及び財務情報は、ウェブサイトにおいて公表・公開している。



## 関西女子短期大学の概要

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 設置者   | 学校法人 玉手山学園              |
| 理事長   | 江端 源治                   |
| 学 長   | 大嶋 隆                    |
| A L O | 木村 重信                   |
| 開設年月日 | 昭和 40 年 4 月 1 日         |
| 所在地   | 大阪府柏原市旭ヶ丘 3 丁目 11 番 1 号 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 保育学科   |    | 120  |
| 養護保健学科 |    | 40   |
| 歯科衛生学科 |    | 100  |
| 医療秘書学科 |    | 40   |
|        | 合計 | 300  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

関西女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月4日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、建学の精神を「感恩」とし、50年以上にわたり普遍的理念として受け継ぎ、建学の精神に基づく人材育成を行っている。建学の精神は、学内外に掲示や印刷物、ウェブサイトへの掲載、諸行事での言及を行い共有化が図られ、毎年各学科・部署を含む学校法人・短期大学全体で点検・確認を行っている。学校法人全体の地域連携活動に学生を積極的に参加させることにより、教育効果を高めるとともに、人々が健やかに生きる地域・社会を支援している。教育目的及び学習成果は、建学の精神に基づき確立され各学科で定め、ウェブサイト等を通じて学内外に周知を図り、学内会議で毎年見直しを行っている。三つの方針は、一体的に策定され、学内会議で審議・策定され学内外に周知を図っている。

「短期大学自己点検・評価規程」に基づいて自己点検・評価委員会を設置し、総合的な自己点検・評価を行い、学内会議を経て最終的に理事会に報告している。「外部評価委員会規程」を制定し、学外の有識者による評価を行っている。学習成果を焦点とする査定については、資格試験や国家試験の合格率、就職率等、及び各学科において「夢ノート」により学習成果の評価を行い、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルが機能している。

卒業認定・学位授与の方針は、各学科で目標としている職業へ就くために必要な免許や資格が取得できる資質・能力といった概念的な枠組みとして定められ、各学科の教育課程も卒業認定・学位授与の方針に基づいて体系的に編成されている。成績評価は、学則及び「試験内規」に基づき厳正に行っている。教育課程は、教養教育である「総合教養科目」に設置されたゼミ形式の「基礎演習」におけるゼミ担当教員と学生との直接面談や、コミュニケーションツールである「夢ノート」を用いて個々の学生に応じた細やかな指導体制が確立されている。職業教育の実施体制は、明確である。

入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価が明確に示され、学生募集要項等を通じて公表されている。入学者選抜は、多様な方法で実施されており、各入学試験の特性に応じた選考基準が設定され、実施から合否判定に至るまで公正かつ適正に対応している。学習成果の獲得状況を多面的かつ量的に評価するため、GPA値推移、資格試験や国

## 関西女子短期大学

家試験の合格率、「勤務状況アンケート」等の様々なデータが活用されている。

教員は、より正確な成績評価、学生の学習成果の獲得状況を評価できるように、シラバス作成時には「自己点検シート」、「授業アンケート」に基づき作成している。

教職員一体となって学習支援、生活支援、進路支援を行っている。入学手続き者に対しては、授業や学生生活の情報提供と入学前教育が実施されている。基礎学力の不足する学生には、全学的な指導に加え、学科及びゼミ担当教員による指導体制が整えられている。学生の生活支援は、課外活動や福利厚生等の学生生活全般及び就職活動全般を支援する学生支援センターと各学科のゼミ教員の連携により行われており、女子学生寮、大学独自の種々の奨学金が設けられている。学生生活に関して学生の意見や要望は「学生満足度調査」に加え、「学長ポスト」から聴取している。

教員組織は、短期大学設置基準を充足し教員の専門性を生かして配置されている。専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育活動を行っている。当該短期大学は、専任教員が活発な研究活動を行えるように、個人研究室や基準授業担当コマ数を定めるなど研究や研修等を行う時間の確保を図っている。FD活動を活発に行い、授業改善のためのPDCAサイクルを実践している。

事務組織は、併設大学と事務業務を兼務し、事務局長の下に各部署に管理者を配置し業務を遂行している。火災・地震対策、防犯対策及び情報セキュリティ対策も規程にのっとり行っている。事務職員はSD活動を通して、学生支援及び教育研究活動等に貢献している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足しており、図書館は館内の各設備が充実し、図書選定については規程に基づき選定し、図書の廃棄についても適切に行っている。各学科は教育課程の専門性に即応する各教室を設置するとともに必要な器具・備品、教材等を適正に配置している。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、共通教育科目系列の情報教育科目及び専門教育科目に対応できるよう、学習用パソコン、ソフトウェア、LAN環境などの充実を図り、情報処理授業については、補助員を配置し支援を行っている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が過去2年間で収入超過となっている。教職員に対して財務勉強会を開催し、全体の財務情報等の共有を図っている。

理事長は寄附行為に基づき学校法人を代表し、学校法人の運営全般及び学校法人全体の取組み等を全教職員に説明し、周知を図ることによりリーダーシップを適切に発揮している。

学長は学内規程にのっとり理事会において選任され、教学運営だけでなく学校法人・短期大学の運営においてその職務を遂行し、責任者としてリーダーシップを発揮している。

教授会は、学長が議長となり、教育研究に関わる重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べ適切に運営されている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務及び財産の状況を適正に監査している。評議員会は、寄附行為に基づき組織し、適正に開催されている。理事長は、評議員会への諮問事項とされる予算、事業計画等について、評議員会に意見を聞くなど、私立学校法の規定に従って理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。教育情報、財務情報は、ウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神は学校法人・短期大学全体で掲示や印刷物、ウェブサイトへの掲載、諸行事での言及を行い共有化が図られ、学生を対象に建学の精神についての調査を行い大多数の学生が認知しているとの結果を得ている。また、毎年、各委員会で協議し、最終的に理事会で審議し点検・確認を行っている。
- 学校法人全体で「地域連携公認プログラム」を毎年実施している。また、柏原市と包括連携に関する協定書を交わし連携事業を行い、地域に貢献している。こうした取組みが柏原市に評価され、市制施行 60 周年記念式典において、地域の振興発展に尽力し柏原市の進展に大きく貢献したとして市長表彰を受けている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 全学でゼミ形式の演習科目を初年次から開講し、それぞれの専門職分野に関する内容の発表・討論を通して、課題の発見とその解決能力を早い時期から養っている。さらに演習科目では、同級生と協同して実習や研究を行い、チームワーク力、課題を探究する能力、論理的・批判的に物事を考える思考力、表現力を養う機会が設けられている。
- 各教員の授業アンケート結果を踏まえた「自己点検シート」による担当科目の振り返りと改善が図られており、授業改善への組織的な取組みが行われている。
- 「関女技能オリンピック」において、学生の主体性、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等、社会で求められる基礎的な能力をベースに、各学科の専門職に特化した技術を競い合わせ、専門的技術の向上と職業意識の涵養が図られている。

[テーマ B 学生支援]

- 基礎学力が不足する学生に対して全学的な取組みである「入学時学力テスト（数学）」の結果により、全5回のリメディアル授業を実施している。更に学科の特性に合わせた学習指導を実施しており、学生の意識を変えるとともに知識・技術を定着させている。

## （２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

## （３）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、建学の精神を「感恩」とし、50年以上にわたり普遍的理念として受け継いでいる。建学の精神は、学内外において掲示や印刷物、ウェブサイトへの掲載、諸行事での言及を行い共有化が図られている。建学の精神は、毎年各学科・部署を含む学校法人・短期大学全体で点検・確認を行っている。

学校法人全体の地域連携活動に学生を積極的に参加させることにより、教育効果を高めるとともに、人々が健やかに生きる地域・社会を支援している。また、柏原市と包括連携協定に関する協定書を交わし、教職員及び学生はボランティア活動を通じて地域・社会に貢献している。

教育目的は、建学の精神に基づき学科ごとに定められ、学則に明記され、ウェブサイト等を通じて学内外に周知を図るとともに、教務委員会を中心に各学科で毎年見直しを行い、短大運営委員会、大学評議会において定期的に修正内容を協議・審議している。毎年、卒業生及びその就職先の事業所を対象に、卒業後半年を経過した時点で「勤務状況アンケート」を実施し、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを検証している。

学習成果は、建学の精神に基づき策定され、学内外に周知を図り、各学科で点検を行い、短大運営委員会等の協議を経て、大学評議会にて修正内容を審議している。

三つの方針は文部科学省のガイドラインに沿って、関連付けて一体的に策定されている。また、三つの方針は、学内会議で審議し策定され学内外に周知を図っている。

「短期大学自己点検・評価規程」に基づいて自己点検・評価委員会を設置し、教学面と管理・運営面からの総合的な自己点検・評価が展開できる体制を整備している。自己点検・評価に関する情報は、教授会や学内の関係会議で協議し、最終的に理事会に報告している。自己点検・評価については全専任教職員が関与するよう、各学科・部署等において情報共有を行いながら実施している。「外部評価委員会規程」を制定し、学外の有識者による評価を行っている。学習成果を焦点とする査定については、資格試験や国家試験の合格率、就職率等、及び各学科において「夢ノート」により学習成果の評価を行い、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルが機能している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、各学科で目標としている職業へ就くために必要な免許や資格が取得できる資質・能力といった概念的な枠組みとして定められ、各学科の教育課程も卒業認定・学位授与の方針に基づいて体系的に編成されている。シラバスは、担当科目の「自己点検シート」による振り返りと全科目の GPA 平均値を踏まえた上で作成し、適切に設定された到達目標を達成すべく授業改善に努めている。成績評価は、学則及び「試験内規」に基づいて厳格に実施するよう取り組まれている。教育課程は、基礎学力を高めさせ、建学の精神「感恩」に基づいた幅広く深い教養を培うよう編成された教養教育を専門教育の基礎となるように位置付けており、教養教育と専門教育との関連が明確である。教養教育の効果測定・評価については、「自己点検シート」による自己評価が行われているものの、非常勤教員については提出が徹底できていない。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応する卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針と一体性、整合性を持つよう策定され、入学前の学習成果の把握・評価が明確に示され、学生募集要項等を通じて公表されている。入学者選抜は、多様な方法で実施されており、「IR・FD・アドミッション推進室」の入学者選抜試験の成績評価及び入学者の追跡調査等による選抜方法の妥当性の検証に関する業務と、その整備が進められている。

学習成果は、具体的に項目化されており、カリキュラム・マップにおいて各科目と学習成果の対応を明示している。学習成果の獲得状況を GPA 値推移、資格試験や国家試験の合格率等の様々な量的データのほか、「授業アンケート」、「夢ノート」、卒業生や就職先の事業者に対する「勤務状況アンケート」等の質的データを用いて測定している。学習成果獲得方法の有効性が検証されている。

教員は、上記の各種統計データや各種アンケート調査の結果のほか、教員による授業評価として学期ごとに開催される「授業公開・授業研究会」の結果等を用いて学生の在学中から卒業後に至るまでの教育効果を測定・評価し、次年度に向けて見直し・改善に取り組んでいる。

教職員一体となって学習支援、生活支援、進路支援を行っている。入学手続者に対しては、授業や学生生活の情報提供と入学前教育が実施されている。基礎学力の不足する学生には、全学的な指導に加え、学科及びゼミ担当教員による指導体制が整えられている。また、学生必携の「夢ノート」が学習支援方策に活用されている。

「海外学生との交流推進」が中・長期計画の目標の一つに掲げられ、以前より学生訪問を受け入れていた韓国の大学との連携について協議が進められている。

学生の生活支援では、課外活動や福利厚生等の学生生活全般及び就職活動全般を支援する学生支援センターと、各学科のゼミ担当教員が共に効率的に展開できるように学生支援委員会（短大部会）が設置され、情報共有を行っている。女子学生寮の設置、大学独自の種々の奨学金制度がある。学生生活に関しての学生の意見や要望は「学生満足度調査」に加え、「学長ポスト」から聴取している。

全学生に共通する就職支援は学生支援センターが、専門性の高い就職支援は各学科が中心となって相互に連携して行っており、高い就職率を維持している。

## 関西女子短期大学

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づいて編制され、短期大学設置基準を充足している。専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準を充足している。教員の採用、昇任は、就業規則及び「短期大学教員任用・昇任等選考規程」などに基づき適正に行われている。専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育活動を行うとともに、学会発表や紀要掲載など研究活動を行っており、活動状況はウェブサイトにて公開している。また、基準授業担当コマ数を定めるなど、専任教員の研究や研修等を行う時間の確保を図っている。FD活動については、研修会開催のほか、授業アンケートを実施し、その結果を基に各教員の「自己点検シート」記入による振り返りを行い、授業改善につなげている。また、授業アンケートで学生の評価が高かった教員を顕彰する「教育活動顕彰制度」を設けており、教員のモチベーションを上げている。

事務組織は、併設大学と事務業務を兼務し、事務局長の下に運営企画室、総務部、入試広報部、教務部、学生支援センター、図書館、情報センターの7部署に管理者を配置し業務を遂行している。

情報セキュリティ対策は、情報倫理規程、情報システム利用規程等により行っている。SD活動は、規程に基づいて活動実施方針及び実施計画を定め各種研修会を実施し、情報共有や活動で得た知識を生かしながら、教育研究活動等の支援・充実に取り組んでいる。

教職員の就業については、就業規則が整備されており、新任教職員に対しては学園新任研修会を開催し、就業規則について説明を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。障がい者への対応については、エレベーター、身障者用トイレが一部の校舎で整備されていない。図書館は、館内に閲覧席、書架、書庫のほか、情報探索端末、視聴覚コーナーを整備している。図書選定については、図書館資料収集・管理規程に基づき選定し、図書の廃棄についても適切に行っている。各学科の教育課程の専門性に即応する講義室、演習室、実験・実習室を設置するとともに必要な器具・備品、教材等を適正に配置している。火災・地震対策については、防火・防災管理規程を定め、大地震対応マニュアルを学生・教職員に配布し、併設大学合同の防災訓練を実施している。

各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、共通教育科目系列の情報教育科目及び専門教育科目に対応できるよう、学習用パソコン、ソフトウェア、LAN環境などの充実を図り、情報処理授業については、補助員を配置し支援を行っている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が過去3年間のうち2年間収入超過となっており、1年間は既存校舎の改築準備支出のために支出超過になっている。教職員に対して財務勉強会を開催し、短期大学及び学校法人全体の財務情報等の共有を図っている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は寄附行為に基づき学校法人を代表し、業務を総理し、学校法人の運営全般及び

## 関西女子短期大学

学校法人全体の取組み等を全教職員に説明し、周知を図ることによりリーダーシップを適切に発揮している。理事長は、毎年度の決算及び事業の実績について、監事の監査を受け、理事会の決議を経て評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事は、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について深い学識と見識を有する者から寄附行為に基づき選任している。

学長は学内規程にのっとり理事会において選任され、教学運営だけでなく学校法人・短期大学の運営においてその職務を遂行し、責任者としてリーダーシップを発揮している。

教授会は、教授会規程に基づき適正に開催され、教育研究に関わる重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べ適切に運営されている。学長は学則にのっとり、併設大学と合同で開催する教学に関する最高の審議機関として大学評議会を設置し、併設大学・当該短期大学の将来計画、学則の改廃、教員人事等、多岐にわたる重要な事項について審議を行っている。

監事は、寄附行為に基づき選任され、学校法人の業務及び財産の状況を監査し、理事会及び評議員会に出席し必要に応じて意見を述べている。また、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為に基づき、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、適正に開催され、評議員の出席状況も良好である。理事長は、寄附行為に基づき評議員会の諮問事項とされる予算、事業計画など決められた事項に対して、評議員会に意見を聞くなど、私立学校法の規定に従って理事長を含め役員会の諮問機関として適切に運営している。

教育情報については、学校教育法に基づき、当該短期大学のウェブサイトにおいてステークホルダーにも分かりやすいよう公表している。また、財務情報については、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、資金収支予算書、事業活動収支予算書、財産目録等を学校法人ウェブサイト及び『学園広報』において公開しており、私立学校法の規定に基づき、適正に行われている。



## 近畿大学短期大学部の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 設置者   | 学校法人 近畿大学        |
| 理事長   | 世耕 弘成            |
| 学 長   | 細井 美彦            |
| A L O | 井田 泰人            |
| 開設年月日 | 昭和 25 年 4 月 1 日  |
| 所在地   | 大阪府東大阪市小若江 3-4-1 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 商経科第二部 |    | 80   |
|        | 合計 | 80   |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科  | 専攻 | 入学定員 |
|-----|----|------|
| 商経科 |    | 2000 |
|     | 合計 | 2000 |

## 機関別評価結果

近畿大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月29日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「実学教育」と「人格の陶冶」であり、ウェブサイトや印刷物等において公表され、学内行事等を通じて教職員及び学生で共有している。地域・社会貢献について、公開講座の開催、外部依頼による講演、企業と連携した商品開発などが行われている。教育目的は、学則に明記され、ウェブサイトを通じて学内外に公表されている。

三つの方針は、相互の関連性を重視して定められ、それらを踏まえて教育活動が行われている。学習成果を査定する手法として、授業評価アンケート、卒業生アンケート等を実施し、短期大学全体と教員個人でPDCAサイクルにより教育の改善に取り組んでいる。自己点検・評価委員会規程に基づいて、自己点検・評価活動が行われている。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しつつ学生に分かりやすく示されている。教育課程編成・実施の方針に基づいた教育課程は、地域・社会に貢献できる資質形成のための専門科目が履修モデルとして編成されている。入学者受入れの方針は、学内外に公表され、適切な入学者選抜を行っている。入学前にガイダンス、eラーニング指導、施設見学等の入学準備教育を行い、入学後にも基礎学力不足を補うために基礎学習講座を開講している。学習成果獲得状況は、GPAや単位取得状況、編入のための模擬試験の成績等がマイキャンパスプランに集積され、量的・質的データとして活用されている。

学生の生活支援は、学生・国際交流・予算・総務各委員会と短期大学部事務部が連携し組織的に行っている。進路支援は、就職委員会と編入学委員会、キャリアセンターが中心となり、資格取得のための課外講座や各種プログラムが整備され、編入学の支援にも力を入れている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、併設する総合大学のメリットを生かして編成している。年1編以上の学術論文や著作の公表、外部資金獲得申請など、個人研究費を取得する基準を明確に定め厳格に運用し、教員の研究活動を促している。規程に基づいて、FD活動が行われており、SD活動についても適切に実施されている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。併設大学との共有施設である各種の講義室、演習室、中央図書館の蔵書・閲覧用設備、アカデミックシアター、英語村、

学生食堂、講堂、体育館等の教育環境が整備維持され、学生や教職員に必要な ICT 資源も充実化が図られている。

財務状況は、学校法人全体の経常収支が過去 3 年間収入超過であるが、短期大学部門では過去 3 年間支出超過である。

理事長は、建学の精神、教育の目的を理解し、学校法人の運営にリーダーシップを発揮し、その業務全般を総理している。学長は、併設大学並びに当該短期大学の教学運営の最高責任者として職務を遂行し職員を統督している。学生の懲戒の手続は、学則、学生懲戒規程に定められている。教授会は、学則等に基づいて、適切に運営されている。

監事は、毎会計年度監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。なお、評価の過程で、監事が出席していない評議員会が開催されているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。評議員会は、寄附行為の規定に基づいて理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織され、予算及び事業計画等の理事会審議前の諮問が行われ、理事長を含め役員の諮問機関として機能している。教育情報及び財務情報はウェブサイト公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

#### [テーマ A 教育課程]

- 学生自身が学生生活の目標・実行計画、結果を自己管理するマイキャンパスプランを活用し、学生が記録した学習状況と今後の課題等を担当教員がチェックフィードバックすることで、学生は学習成果の蓄積が一目で確認できるようになっている。
- 企業人養成、生涯教育などの多様な社会的要請に応えうる教育課程を備えるために「受講時間自由選択制」を導入しており、これによって多様化する現代のライフスタイルに合わせた受講時間の編成を可能とし、学生の科目履修のしやすさにつながっている。

#### [テーマ B 学生支援]

- 共通教養科目が 23 科目と多いことに加え、他学部科目履修制度、通信教育部との単位互換制度もあり、学生は多くの選択肢の中から学びたい科目を履修することができる。キャリアサポートセンター主体で資格取得のための課外授業も多数開講されている。

- 入学直後から編入学支援が充実しており、学生は設定されたカリキュラムを段階的に学修していくことで、併設大学又は他の四年制大学への編入を目指すことができる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ A 人的資源]

- 短期大学の中心となる科目については、短期大学の専任教員が担当し、共通科目などの教養を身に付ける科目については、併設大学の教員が兼任するなど、総合大学としてのメリットを生かし、有効に人的資源を活用している。
- 個人研究費を取得するための基準（年1編以上の学術論文や著作の公表、または外部資金獲得申請）を明確に定めるとともに厳格に運用し、教員の研究活動を促している。

#### [テーマ B 物的資源]

- アカデミックシアター内にあるビブリオシアターという図書で構成された空間では、マンガをきっかけに学生の知的好奇心を刺激し、それにつながる新書・文庫へと誘い、さらには専門書へと向かう仕組み（これを「知のどんでんがえし」が巻き起こる設計と表現）を構築している。
- 併設大学との共有施設ではあるものの、校舎内には各種の講義室、演習室が配置され、中央図書館の蔵書・閲覧用設備、アカデミックシアター、英語村、学生食堂、講堂、体育館等、教育環境が整備維持されている。

## （2）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

#### [テーマ C 内部質保証]

- 第2評価期間の認証評価時以降の自己点検・評価報告書がウェブサイト等で公表されておらず、学内での開示に留まっているため、学外への公表が望まれる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

#### [テーマ B 物的資源]

- 学生参加による防災訓練が実施されていないので、学生も参加する訓練の実施が望まれる。

## （3）早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス**

[テーマ C ガバナンス]

- 評価の過程で、監事が出席していない評議員会が開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「実学教育」と「人格の陶冶」と明確に示され、ウェブサイトや印刷物等、様々な媒体、行事等を通じて学内外に広く公表されている。教職員は自己点検・評価報告書の通読によって建学の精神を定期的に確認している。高等教育機関としての地域・社会への貢献は、公開講座、外部からの依頼による講演、企業と連携した商品開発など行っている。ただし、教員の個別の関係で行っているものがほとんどである。

教育目的は、それぞれ学則に明記され、履修要項やウェブサイトを通じて学内外に公表されている。学習成果が定められているが、教育目標を踏まえて学科の学習成果をより明確にすることが望まれる。卒業生の就職先、編入学先にアンケートを実施することにより、人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか、自己点検評価・FD委員会、教務委員会が中心となって点検している。三つの方針は、各種委員会、教授会で検討され、相互の関連性を重視して定められている。学生募集、教育内容、成績評価、学位授与などは、三つの方針を踏まえて行われている。

自己点検・評価活動については、規程が制定され、同規程に基づく組織体制の下、活動が行われている。自己点検・評価報告書は毎年作成されているが、その公表は学内に留まっているため、学外への公表が望まれる。高等学校を訪問し意見を聴取しているが、学生募集的な意味合いが強い。教育の質を保証するために、関連法令の変更等を常に確認し、FD研修会、全体会議等を通じて法令遵守に努めている。学習成果を査定する手法として、全科目で実施する授業評価アンケート、卒業生アンケート等を実施し、これらの結果を教務委員会、自己点検評価・FD委員会が中心となって改善策を検討し、短期大学全体と教員個人でPDCAサイクルにより教育の改善に取り組んでいる。なお、自己点検・評価報告書において、観点の主旨とは異なる記述となっている部分、現状の記述が不足している部分があるので、丁寧に報告書の作成及び確認に取り組むことが望まれる。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は当該短期大学の建学の精神と教育理念に基づいた教育課程を通して、ビジネスパーソンとして社会に貢献し、グローバル社会に求められる人材を育成という短期大学の特性を考慮した内容となっており、学習成果に対応しつつ学生に分か

りやすく示されている。教育課程編成・実施の方針に基づいた教育課程は、建学の精神に基づき、地域・社会に貢献できる資質の形成のための専門科目が履修モデルとして編成され、資格取得と連動している。学びに対する多様化に対応できるように、3つのコースを設置し、企業人養成や生涯教育などにも対応した教育課程、受講時間自由選択制度など、現代のライフスタイルに合わせた教育を行っている。卒業に必要な62単位のうちの10単位が共通教養科目に割り振られており、科目数や分野の広さからも十分な教養教育の内容と実施体制を確立している。職業人としての必要な知識、ビジネスパーソンに必要な能力を身に付けるなどの職業生活を念頭においた内容のものが、商経科としての専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が整っている。

入学者受入れの方針は学内外に公表され、適切な入学者選抜を行っている。卒業要件は2年間で定められた教育課程を修得し、かつ資格取得も可能であることから学習成果には具体性があり達成可能である。卒業生の就職先及び編入学先にアンケート調査を実施し、課題の抽出や今後の改善計画の立案に役立てている。

教員は各科目のシラバスに成績評価方法を記載し、全科目で授業評価アンケートを実施し、結果をシラバスに反映させている。事務職員は教育目的・目標を共有し、教務情報を管理・整備するとともに、図書館の活用、パソコン教室の利用について、講習会を行うなど積極的に学生支援を行っている。入学前ガイダンスや施設見学などの入学準備教育を行い、入学後のオリエンテーションにおいて履修方法や生活の情報を提供してスムーズに学生生活に入れる取組みを行っている。基礎学力不足を補うために基礎学習講座を開講している。学習上の悩みについては演習担当者が対応している。GPAや単位取得状況、編入のための模擬試験の成績は各学生に適切に提示されており、マイキャンパスプランに集積され、量的・質的データとして活用されている。学生・国際交流・予算・総務委員会と、短期大学部事務部が連携して生活支援を組織的に行っている。メディカルサポートセンターにおける学生の健康管理及び専門家によるカウンセリングの体制が整えられ、短期大学部自治会が設置したQ&A・質問箱等により、教職員が学生生活に関する意見・要望を聴取して支援改善に努めている。進路支援については、就職委員会と編入学委員会、キャリアセンターが中心となって行っている。資格を取得するための課外講座や各種プログラムが整備され、学生の70パーセントが編入学希望者であるため、編入学対策講座やガイダンスを行うなど支援に力を入れている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、経営学や商学、経済学、情報処理や秘書学等の専門科目については専任教員が担当し、共通科目や外国語科目については、併設大学の教員が兼任するなど、総合大学としてのメリットを生かしている。専任教員の研究成果については、年1編以上の学術論文又は著作が義務付けられている。研究成果の報告する場としては、「近畿大学短大論集」を年1回刊行している。「短期大学個人研究費実施要項」が整備され、専任教員に対しては研究活動に要する経費が支出されている。FD活動は規程に基づいて、適切に行われている。学生に対する情報セキュリティ対策としては、入学時に行うセキュリティに関する講義、KUDS（情報処理教育棟）のウェブサイト上に

セキュリティ対策等を公開しており、情報セキュリティに関する不測の事態に対応できる体制を整えている。学校法人近畿大学職員就業規則が整備され、改定する時は従業員を代表する者の意見を聴くなど、適切に行われている。SD 活動は教員と事務職員が協働で教学を向上させるための研修を年に複数回実施するなど、適切に行われている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。中央図書館では、通信制課程の開講形態にあわせ、休日・休暇期間中も利用できるようにし、開館時間も月曜から土曜までの間は、1日13時間と学生の学習効果向上に適した環境を整えている。アカデミックシアター施設内のビブリオシアターでは、マンガをきっかけに学生の知的好奇心を刺激し、新書や専門書へと繋げていく仕組みを整えている。防犯対策については、防犯カメラや、警備員を配置し、年2回の外部点検を実施している。学生が参加する防災訓練が実施されていないので、学生が参加する訓練の実施が望まれる。

学生や教職員に必要なICT資源は、学生・教職員への技術的サービスを主とした補助要員を常駐配備し、充実化を図っている。教務システムやeラーニングシステム、オンラインストレージ等を自宅やスマートフォン等の学外からでもアクセスできる環境を整えている。

財務状況は、学校法人全体の経常収支が過去3年間収入超過であるが、短期大学部門では過去3年間支出超過である。全教職員が、財政状態について併設大学への依存度が高いことを理解し、危機意識を共有している。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育の目的を理解し、学校法人の運営にリーダーシップを発揮しその業務全般を総理している。また、理事長は、寄附行為に基づいて理事会で議決した決算及び事業の実績について評議員会に報告し、意見を求めている。理事会は、寄附行為に基づいて開催され、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事は、私立学校法及び寄附行為に基づき適正に選任され、その業務を行っている。

学長は、併設大学並びに当該短期大学の教学運営の最高責任者として職務を遂行し職員を統督している。学生の懲戒の手続は、学則、学生懲戒規程に定められている。教授会は、学則、教授会運営に関する内規に基づいて適正に運営され、教学運営上の重要事項を審議している。学長は、事前に議題を教授会に示すとともに、学生の入学、卒業等、教授会意見申述事項について意見を聴取している。短期大学部長の下、教務委員会等教育上の委員会が設置され、専門的な事項を協議している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施している。監事は、理事会に出席して監査結果について意見を述べるとともに、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づいて理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、私立学校法の規定に基づいて予算及び事業計画等の理事会審議前の諮問が行われているが、定例評議員会以外においては実出席評議員数がやや少ない。なお、監事が出席していない評議員会が開催されていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。教育情報及び財務情報はウェブサイト公表・公開されている。

## 鳥取短期大学の概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 設置者   | 学校法人 藤田学院       |
| 理事長   | 山田 修平           |
| 学 長   | 松本 典子           |
| A L O | 野津 伸治           |
| 開設年月日 | 昭和 46 年 4 月 1 日 |
| 所在地   | 鳥取県倉吉市福庭 854    |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科       | 専攻        | 入学定員 |
|----------|-----------|------|
| 国際文化交流学科 |           | 40   |
| 生活学科     | 情報・経営専攻   | 35   |
| 生活学科     | 住居・デザイン専攻 | 30   |
| 生活学科     | 食物栄養専攻    | 50   |
| 幼児教育保育学科 |           | 145  |
|          | 合計        | 300  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻        | 入学定員 |
|-----|-----------|------|
| 専攻科 | 国際文化専攻    | 10   |
| 専攻科 | 経営情報専攻    | 5    |
| 専攻科 | 住居・デザイン専攻 | 10   |
| 専攻科 | 食物栄養専攻    | 10   |
| 専攻科 | 幼児教育専攻    | 20   |
|     | 合計        | 55   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

鳥取短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月13日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「地域の発展に貢献する人材を育成する」である。年2回、「法人教職員全体会」を開催し、建学の精神をはじめとする教育理念、教育方針の共通理解を図り、教職員全員が同じ認識の下に教育に当たることができるよう組織を運営している。

さらに、建学の精神を具現化する「めざす学生像」を明示するとともに、このような学生を育てるための学科・専攻課程の教育目的・目標を定め、学生便覧やウェブサイトにより学内外に表明し周知している。短期大学の学習成果は、建学の精神に基づき、「めざす学生像」と教育方針を前提に「人間関係を大切にし、幅広い視野をもって社会生活を送ることができる」、「職業および実際生活における専門的・実践的能力をそなえている」、「社会の構成員として、よりよい地域社会を形成しようとする」と定めている。三つの方針は全学的な方針の下、各学科・専攻課程の方針を一体的に定めている。また、「グローバルセンター」を設置し、公開講座や高齢者生涯学習事業、「研研究室・研美術館」等の運営を行い、地域の高等教育機関としての役割を果たしている。

自己点検・評価運営委員会は毎年重点事項を策定し、全教職員が参画して点検・評価に取り組み、中期計画を実行している。事務局部署を含めた全ての教職員が課題意識を持って改善・改革に取り組み、次のステップにつなげる仕組みを作っている。

学習成果の査定は、各学生のGPA、各学科・専攻課程の学位取得率及び単位取得率、各種アンケート等を毎年活用するとともに、学科・専攻課程ごとに専門分野の特性に応じた多様な手法で査定を行っている。査定の方法についても、各学科・専攻課程の会議における定期的な点検のほか、学習成果部会において全学及び各学科・専攻課程の査定方法を検討している。これらは自己点検・評価運営委員会で協議し、教育の質の保証に努力している。

卒業認定・学位授与の方針は、全学共通の方針とそれに関連付けられた各学科・専攻課程の方針が明確に設定され、学習成果にも対応している。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、教育課程は学科・専攻課程の専門性を生かして編成されている。各学科・専攻課程における学科会議と教務委

員会において毎年、教育課程の検討・見直しを行っている中で、効果的、かつ主体的な学びにつながる教育課程の再編や体系化に取り組んでいる。

学習成果の獲得のため、学生支援室において専任の学生支援員による学び方の支援を充実させるだけでなく、演習系授業では学生間で学習を支援するピア活動を導入し、学生たち自身が成長を実感できる取り組みを行っている。キャンパス・アメニティの整備に加え、サークル活動や大学祭など、学生が主体的に活動するための支援体制を整えており、給付型や入学金免除型の独自の奨学金制度も設けている。

進路支援は、キャリアガイダンスを実施するだけでなく、教養科目に「キャリアデザイン入門」を学科の特性に応じて開講するなど、希望する職種と自らの適性について学生が知る機会を提供している。

教員組織は短期大学設置基準を満たしている。専任教員は、毎年、研究・教育活動の結果を報告書にまとめて学長に提出するとともに、学科長会で活動状況を協議するなど、研究活動の活性化に組織的に取り組んでいる。

事務組織は適切に整備され、業務分担や責任体制も明確である。事務職員に対しては、学内外の研修への参加を積極的に促しているほか、充実した自己啓発支援制度の導入によって、人材育成につなげる仕組みを整えている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。各校舎は障がい者に対応したものとなっており、講義室等の整備状況も適切である。機器・備品等の整備や施設設備等の維持管理は適切に行われており、防災対策、防犯対策、コンピュータシステムのセキュリティ対策についても十分な体制が構築されている。

財務状況は、余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体では過去3年間、支出超過となっている。短期大学部門については経常収支が過去2年間収入超過である。

理事長は学校法人の代表として、学長は教学運営の最高責任者として、共に強いリーダーシップを発揮して学校法人・短期大学運営を推進している。監事は寄附行為に基づき適切に業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会は私立学校法に従い、適切に運営されている。教育情報及び財務情報はウェブサイト上で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「地域の発展に貢献する人材を育成する」という建学の精神とも調和する、「地域（社会）」を生かした教養科目「現代鳥取学」、「現代鳥取研究」を設け、専門教育科目への橋渡しとなる教養教育を実施している。鳥取県の現状や様々な取組みを学ぶ機会があることによって、地域に根差した職業意識を高めることに結び付いている。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 各学科・専攻課程における学科会議と教務委員会において、毎年、教育課程の検討・見直しを行っている中で、効果的、かつ主体的な学びにつながる教育課程の再編や体系化を行い、それぞれの専門性に合わせて、時代や現場に即した教育課程を意識して編成している。

[テーマ B 学生支援]

- 平成 29 年度より学生支援室を開設し、専任の学生支援員による学び方の支援を充実させるだけでなく、演習系授業では学生間で学習を支援するピア活動を導入し、学生たち自身が成長を実感できる取組みを行っている。一方、進路支援としては、進路三者懇談会を開催して学生への個別指導を充実させており、1 年生を対象とした就職合宿も実施している。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ A 人的資源]

- 学習成果にかかる事務職員の関わりとして、全事務職員が年に 2 回実施される授業公開・見学に参加している。教育内容・方法等の実際を学ぶとともに、学生の様子を理解することによって、より適切な学生支援ができるよう心がけている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体で過去 3 年間、支出超過になっている。財務計画に沿った着実な改善が望まれる。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「地域の発展に貢献する人材を育成する」という建学の精神は、理事長の指揮の下、全教職員に共有され、全教職員が同じ認識の下に教育に当たることができるよう努めている。また、建学の精神はウェブサイト、「カレッジガイド」、「藤田学院ガイドブック」等で学外に向けても公表している。さらに、大学説明会や県内高等学校長、民間企業との懇談会、地域交流等の場においても周知されている。年2回、「法人教職員全体会」を開催し、中期計画や事業計画書・事業報告書等を点検するとともに、建学の精神をはじめとする教育理念、教育方針の共通理解を図り、鳥取県・島根県を中心とする山陰圏域で期待される人材を育成するという使命を果たしているかどうかについても確認している。

「グローバルセンター」を設置し、公開講座、正課授業の開放、「絃研究室・絃美術館」の運営等にあたり、地域の高等教育機関としての役割を果たしている。地域社会における情報発信として、「グローバルセンターだより」を年2回発行し、また「グローバルセンター年報」を年1回発行して、自治体、大学、企業等との連携協定及び高齢者向け生涯学習事業等の取組みも広報している。

建学の精神を具現化する「めざす学生像」を明示するとともに、このような学生を育てるための学科・専攻課程の教育目的・目標を定め、学生便覧やウェブサイトにより学内外に表明し周知している。全学の学習成果は、「他人の意見を理解し、自分の考えを伝える力を備えている」、「職業および實際生活に必要な専門的・実践的能力を備えている」、「社会の一員としてルール・マナーを守り、積極的に行動する態度を身につけている」の3点とし、非常にわかりやすく規定している。三つの方針は全学的な方針の下、各学科・専攻課程の方針を一体的に定めている。

自己点検・評価運営委員会は毎年重点事項を策定し、全教職員が参画して点検・評価に取り組み、中期計画を実行している。また、全ての教職員が課題意識を持って改善改革に取り組み、次のステップにつなげる仕組みを作っている。

学習成果の査定として、各学生のGPA、各学科・専攻課程の学位取得率及び授業科目の単位取得率、授業評価アンケート、学習成果を含めた教育全体に対する入学生アンケート及び卒業生、雇用主アンケートを毎年活用している。また、学科・専攻課程ごとに専門分野の特性に適合するよう資格取得率、事前・事後テスト、学習成果の自己評価、ルーブリック、ポートフォリオ等の手法でも査定を行っている。査定の方法は、各学科・専攻課程

の会議における定期的な点検のほか、学習成果部会において全学及び各学科・専攻課程の査定の方法を点検し、これらの査定の結果及び内容は自己点検・評価運営委員会において協議し、教育の質の保証に努力している。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は全学共通のものとそれに関連付けられた各学科・専攻課程のものが明確に設定されて学習成果にも対応している。定期的に適切な点検を行っており、卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応し、学科・専攻課程の専門性を生かして教育課程が編成され、成績評価も適正に実施されている。全学の教育課程編成・実施の方針に基づいて教養・語学・体育の科目群を設け、実施体制も整っている。また、各学科・専攻課程にそれぞれ適した教育科目を組み込み、実践的な授業内容を行うことで卒業後の職業への接続を円滑にできるよう設定されている。

全学及び各学科・専攻課程のそれぞれの学習成果とその分野に合わせた入学者受入れの方針は対応しており、適切に公表されている。入学者選抜は入学者受入れの方針に根差しており、入学前の学習成果の把握・評価や入学後の学習成果につながるよう配慮されている。

学習成果については学科や専攻課程の特性に応じて達成の度合いを測定し、確認できるようにしている。加えて、学習成果を着実に獲得できるよう考えられ、各学科・専攻課程に合わせた量的データと質的データも活用している。採用実績がある企業を対象に雇用主アンケートを実施し、卒業認定・学位授与の方針に準拠した評価項目と採用時に重要とされる項目等について聴取して進路先の現状や実態を常に把握できるように考えている。

学習成果の獲得のため、平成 29 年度から開設した学生支援室では、組織や支援体制の整備が行われており、主に学び方の支援で成果を上げている。ただし、基礎学力不足の学生に対して、学科会議における教員間の情報共有だけでなく、リメディアル教育等による基礎学力を向上させる仕組みを作ることが望まれる。学生会館や食堂などのキャンパス・アメニティの整備だけでなく、サークル活動や大学祭など、学生が主体的に活動するための支援体制も整えている。給付型や入学金免除型の独自の奨学金制度を設け、保健室、学生相談室も整備されている。

授業参観や授業公開を整備し、教員及び職員が定期的実施するなど、学習成果の獲得に向けた組織的な改善を行っている。教員は、授業評価を定期的に受けて授業改善に活用するだけでなく、「ティーチングポートフォリオ」を作成し、学内で問題点・改善点を共有することによって、教育方法や教育プログラムの見直しを定期的実施しており、教職員の FD 活動が PDCA サイクルによって機能している。また、社会人学生に対する長期履修制度や障がいのある学生を受け入れるために入学前から支援を協議する体制を整え、全学的・組織的に取り組んでいる。

進路支援は、キャリアガイダンスを実施するだけでなく、学科の特性に応じて教養科目に「キャリアデザイン入門」を開講するなど、希望する職種と自らの適性について学生が知る機会を提供している。1 年生を対象とした就職合宿や学生・保護者・担任による進路

三者懇談会など、教職員が連携して個々の学生に適した進路支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、各学科・専攻課程ともに短期大学設置基準に定められた専任教員数を満たしている。

専任教員の研究活動については、毎年「研究・教育活動計画書」に記載し、実施した研究活動については、「研究・教育活動報告書」にまとめ、学科長を経由して学長へ提出することを義務付けている。これによって、各教員の研究活動に対する意識を高め、学科長及び学長は年度単位で各教員の研究活動状況を把握できるようにしている。

事務組織については、適切に整備されており、業務分担や責任体制も明確である。

事務職員に対しては、学内外の研修への参加を積極的に促しているほか、充実した自己啓発支援制度の導入によって、人材育成につなげる仕組みを整えている。

事務関係の諸規程は整備されており、事務機器等の備品の整備状況も適正である。

SD 活動は規程に基づいて適切に実施されており、事務職員による内部相互監査の実施等、学校法人のガバナンス向上に関しても積極的に取り組んでいる。また、授業見学の実施や教員との連携によって、学生の学習成果の獲得が向上するように努めている。

就業に関する諸規程は整備されており、クラウド型の例規集検索システムでいつでも閲覧することができる。教職員の就業については、クラウド型の勤怠管理システムを導入しており、適正に管理できる体制を整えている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を満たしている。各校舎は障がい者に対応したのとなっており、講義室等の整備状況も適切である。付属図書館については座席数、蔵書数共に十分であり、体育館、アリーナ、大講義室の機能を備えたシグナスホールは、授業や課外活動で有効に活用されている。機器・備品等の整備状況や施設設備等の維持管理についても適正であり、防災対策、防犯対策、コンピュータシステムのセキュリティ対策についても十分な体制が構築されている。

ICT 機器については、積極的に導入し、活用しており、情報処理教室の開放や、学内すべてに Wi-Fi アクセスポイントを設置するなど、学生の利便性の向上にも努めている。

財務状況は、余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体で過去3年間、支出超過になっている。平成27年度に新設した併設大学が学年進行中であったことによるものと考えられるが、財務計画に沿った着実な改善が望まれる。

教育研究経費や教育研究用の施設設備等については、適切に資金配分がなされており、事業計画及び予算についても、中期計画等に基づいて適正に編成されている。

資産及び資金の管理、寄付金の募集及び資産運用についても規程等に基づいて適正に実施されている。中期計画においては、短期大学の目指すべきビジョンを明確に掲げており、学生募集対策、人事計画、施設設備の将来計画及び外部資金の獲得についても具体的に定めている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

## 鳥取短期大学

理事長は、建学の精神等を理解し、学校法人の発展に寄与しており、学校法人の代表として、寄附行為にのっとり業務を総理している。常任理事会に加え、経営戦略検討委員会、外部資金獲得委員会を各月 1 回開催し、理事長のリーダーシップの下で学校法人の安定的な運営に向けた方策を協議し、実施している。

学長は、教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。重要事項については事前に大学協議会及び学科長会等で協議した上で教授会に諮り、教授会の意見を十分に参酌した上で最終的な判断を行っている。また、学内においては職位ごとに個人面接を実施し、各教員の教育研究状況、将来計画等も把握している。教授会は、教授会規則に基づき、教育研究上の審議機関として適切に機能している。

理事会の運営は寄附行為に基づいて適正に行われており、いずれの理事についても、教育、経済及び行政に識見が高く、その責任を自覚した上で運営に当たっている。

監事については、監事監査規程に基づいて、義務・権限・監査項目等を明確にしており、さらに常勤監事の下に「監事会」を設置することによって、監事監査体制を強化している。監事は、毎月開催する常任理事会に出席しているほか、理事会及び評議員会に出席し、議案について専門的な立場から意見を述べている。監査を実施した際には、被監査部署ごとの監事監査調書を作成しており、さらに監査終了後には、毎会計年度、学校法人の業務及び財産の状況について監査報告書を作成するとともに、監査状況報告書を理事会及び評議員会に提出している。

評議員会については、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、学校法人の業務等に関して意見を述べる諮問機関として適切に機能している。私立学校法に規定されている事項については、理事長があらかじめ評議員の意見を聞き、理事会に反映させている。

学校教育法施行規則に定める教育情報については、ウェブサイト上で公表しており、財務情報についても、私立学校法の規定に基づいて、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を閲覧できるように備え付けているほか、学校法人のウェブサイトで公開している。



## 岡山短期大学の概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 設置者   | 学校法人 原田学園       |
| 理事長   | 原田 博史           |
| 学 長   | 原田 博史           |
| A L O | 尾崎 聡            |
| 開設年月日 | 昭和 26 年 4 月 1 日 |
| 所在地   | 岡山県倉敷市有城 787    |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 幼児教育学科 |    | 100  |
|        | 合計 | 100  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻     | 入学定員 |
|-----|--------|------|
| 専攻科 | 幼児教育専攻 | 10   |
|     | 合計     | 10   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

岡山短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月3日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、「教育三綱領」（自律創生、信念貫徹、共存共栄）を建学の精神とし、「学生のしおり」、入学式における学長式辞、ウェブサイト等によって学内外に表明されている。また、建学の精神は、全教職員が出席する会議等での学長（理事長）講話等により、学内で共有し定期的に確認されている。

地域・社会に向けた各種公開講座を開催するとともに、生涯学習事業やボランティア活動が実施され、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

短期大学及び学科の学習成果は、建学の精神及び学科の教育目的・目標に基づき「Ⅰ.専門的学習成果」及び「Ⅱ.汎用的学習成果」として定め、ウェブサイト等により学内外に表明している。三つの方針は、建学の精神「教育三綱領」を基盤として、教授会、理事会の審議を経て組織的議論がなされ一体的に策定されている。

自己点検・評価は「岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程」に基づき、理事会に教育研究活動推進委員会を設置し、内部質保証に取り組んでいる。学科FD会議、SD委員会で全教職員が関わり日常的に自己点検・評価活動が行われ、教育の向上・充実のための「学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」を有している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、学則の規定する卒業の要件等を明確に示している。教育課程は、幼稚園教諭二種免許状、及び保育士資格の取得に必要な専門教育科目と、汎用的学習成果を獲得する一般教育科目を有している。全ての授業においてルーブリックを使って評価をしているほか、学生による「授業アンケート」は全ての授業・教員に関して遺漏なく実施している。入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学案内、学生募集要項、ウェブサイト等で公表している。

学習支援に関しては、クラスメンター（担任）を中心に、履修から卒業に至る指導を細やかに行っている。学生の生活支援は、組織的に行われており、購買、学生食堂、学生寮等のキャンパス・アメニティが充実している。駐輪場・駐車場があり、無料通学バスも運行しており、通学のための便宜が図られている。キャリア支援室では、模擬面接や集団面接、履歴書作成、実技試験や公務員試験対策等、多角的に就職支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、事務組織の責任体制も明確である。専任教員の研究活動に関する規程が整備され、FD・SD活動に関しては、規程に基づき適切に行われている。学生の学習成果の獲得へ向けて、専任教員と学内の関係部署が連携している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場・教室・図書館等、適切な施設・設備を有している。火災・地震対策、防犯対策についても諸規則が整備され、定期的な点検・訓練が行われている。また、学内 LAN システム（OWCNET）を整備し、無線 LAN により学生が自由にパソコンを利用できる環境を整えている。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門ともに過去 3 年間経常収支は支出超過である。経営改善計画（5 ヶ年）を策定して経営改善に努めている。

理事長は、建学の精神をはじめ教育理念・目的を理解し、学校法人を代表して業務を総理し、理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。学長は、理事長を兼任し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。教授会は、学則及び教授会規程にのっとり開催され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、毎会計年度監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、私立学校法の規定に従い、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務情報をウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### （1）特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「おかたん子育てカレッジ」の事業でもある「子どもといっしょに発表会」や「子どもといっしょに運動会」は、「卒業研究（A）（B）」、「卒業予備研究（B）」の授業成果発表や活動の場であるとともに、地域の幼稚園、保育所、施設、認定こども園や一般の参加者の子どもたちとの積極的な交流の場として貴重な地域・社会への貢献となっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部

質保証に取り組んでいる。学科 FD 会議及び SD 委員会により、自己点検・評価活動が日常的に行われており、毎年 12 月に開催される岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップにおいて、活動結果を報告し、併設大学教員の質疑応答を経るとともに、外部評価者の評価も受けるなど、全教職員に加え外部関係者からの評価も受ける体制が確立されている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- シラバスの「授業回数別教育内容」において、授業回ごとの講義内容、学習成果、時間内の課題、予習・復習の内容、授業で使う参考文献・映像資料名等が各授業科目の特徴に合わせて具体的に記載されている。シラバスは、印刷物と CD-ROM を配布しており、学生が学習成果を獲得するに当たって有効かつ明確なガイドとなっている。
- 毎年度末に行われる幼児教育学科授業担当教員（専任教員・特別専任教員・非常勤教員）会議において学習成果マトリックスにより担当授業での学習成果の獲得をシラバスに反映させるよう打ち合わせ、全教員で共有している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### [テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、経常収支が学校法人全体、短期大学部門ともに過去 3 年間支出超過である。経営改善計画について進捗管理と必要に応じた修正を行い、財政の健全化に向けて努力を継続することが望まれる。
- 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、充足率を上げるよう努力されたい。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、「教育三綱領」（自律創生、信念貫徹、共存共栄）を建学の精神とし、「学生のしおり」、入学式における学長式辞、ウェブサイト等によって学内外に表明されている。また、建学の精神は、全教職員が出席する会議等での学長（理事長）講話等により、学内で共有し定期的に確認されている。

地域・社会に向けた各種公開講座を開催するとともに、「倉敷市大学連携講座」や「倉敷市大学連携福祉事業」等において、生涯学習事業やボランティア活動が実施され、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

学科の教育目的・目標は建学の精神に基づき、学則施行細則に幼児教育学科が幼稚園教諭及び保育士養成のための学科であることを示し、学内外に表明している。また、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについて、毎月の学科 FD 会議の中で点検するとともに、就職先アンケート等による量的・質的な調査結果を用いて点検がなされている。

短期大学及び学科の学習成果は、建学の精神及び学科の教育目的・目標に基づき「Ⅰ.専門的学習成果」及び「Ⅱ.汎用的学習成果」として定め、「学生のしおり」、ウェブサイト等により学内外に公表している。また、学習成果は、学科 FD 会議において定期的な点検が行われている。

三つの方針は、建学の精神を基に、教授会、理事会の審議を経て組織的議論がなされて一体的に策定されている。また、教職協働により、三つの方針を踏まえた教育活動が行われており、ウェブサイト等によって学内外にも公表されている。

自己点検・評価は「岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程」に基づき、理事会に教育研究活動推進委員会を設置し、内部質保証に取り組んでいる。学科 FD 会議、SD 委員会で全教職員が関わり日常的に自己点検・評価活動が行なわれ、「自己点検・評価報告書」はウェブサイト上で公表されている。また、高等学校訪問の際に当該短期大学の教育活動に関する意見聴取が実施されており、教育の向上・充実のための「学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定のサイクル」を有している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、学則の規定する卒業の要件等を明確に示している。法改正に遅滞なく対応を図っていることに加え、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学位授与の方針（DP）のPDCAサイクル」によって教育の質保証を図っている。

学科の教育課程は、幼稚園教諭二種免許状、及び保育士資格の取得に必要な専門教育科目と、社会生活を送る上で必要な汎用的学習成果を獲得する一般教育科目を有している。シラバスはシラバス作成規則に従い、授業各回の講義内容、学習成果、時間内の課題、予習・復習の内容、授業で使う参考文献・映像資料名等が具体的に記載されている。卒業生の就職先を訪問し、雇用主への聞き取り調査とアンケートを実施し、測定・評価結果を基に職業教育の効果を把握し、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学案内、学生募集要項、ウェブサイト等で公表している。毎年教員が高等学校を訪問し、高等学校からの意見を改善につなげている。

全ての授業においてルーブリックを使った評価をしているほか、教職科目においては学生個々人の教職カルテを作成し、2年間の学生の学習成果を評価している。さらに学生による授業アンケートは全ての授業・教員に実施している。FD活動の一環として、専任教員全員で就職先を訪問し、卒業生の就業後の状況を聴取するとともに、学習成果に関するアンケート調査の集計結果によって教育内容・方法の改善を図り、学習成果の点検に活用している。

学生支援に関しては、クラスメンター（担任）を配置し、履修から卒業に至る指導を行っている。学生は学内に整備されたパソコンを日常的に利用することができる上、個々のパソコンについても利便性の高い環境にある。入学手続者に対して入学前に学習・学生生活に関するオリエンテーションを実施して各種の情報を提供しているほか、希望者に対してピアノレッスンや保育に関する特別講座を実施している。基礎学力が不足する学生に対しては、実情に応じてピアノや学習の補習指導を行っている。

学生の生活支援は、組織的に行われており、購買、学生食堂、学生寮等のキャンパス・アメニティが充実している。駐輪場・駐車場があり、無料通学バスも運行しており、通学のための便宜が図られている。学生の実質的なニーズ・満足度を把握するために、学生生活アンケート等の設問の工夫と、アンケート結果の更なる活用を期待したい。就職指導に関しては主担当の教員、保育所長経験者の教員、2年生主任、2年生のクラスメンターが就職支援を行っている。キャリア支援室では模擬面接や集団面接、履歴書作成の指導、実技試験や公務員試験対策等、多角的に就職支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、事務組織の責任体制も明確である。専任教員の研究活動に関する規程が整備され、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果を上げている。事務職員は、責任を持って職務に当たっており、事務室、情報機器、備品等の整備も適切である。FD・SD活動に関しては、規程に基づき適切に行われている。学生の学習成果の獲得へ向けて、専任教員と学内の関係部署が連携している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、運動場・教室・図書館等、施設・設備を有している。障がい者に対しても、キャンパス内でのルート確保のため、校舎間の接続、エレベーターの配置等に配慮が見られる。

また、固定資産及び物品管理規程が整備されており、施設設備の維持管理に努めている。火災・地震対策、防犯対策についても諸規則が整備され、定期的な点検・訓練が行われている。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生が主体的に技術的資源にアクセスできるよう、学内ネットワークが整備されている。「学生の学習成果のコンピュータリテラシーの充実」に対し改善計画を示し、改善に取り組まれない。

財務状況は、余裕資金はあるものの、過去3年間の経常収支は学校法人全体及び短期大学部門ともに支出超過である。経営改善計画（5ヶ年）を策定して経営改善に努めているが、定員充足率は低下傾向にある。経営改善計画について進捗管理と必要に応じた修正を行い、財政の健全化に向けて努力を継続することが望まれる。短期大学全体の収容定員充足率を上げるよう努力されたい。教育研究経費比率は適正であり、学習資源に十分に資金配分されている。毎年度の事業計画と予算は、評議員会を経て理事会で決定され、日常的な出納は理事長決裁を経て適切に執行されている。

また、全教職員参加の全体会議等の機会を通して学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有が行われている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

学校法人の管理運営は、私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行われている。理事長は、建学の精神をはじめ教育理念、教育目的・目標を理解し、入学式や年頭・年度初めの会議等において学生や教職員に講話等を行い、広く伝えている。理事会は、寄附行為に基づいて理事長が招集し議長を務め、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督しており、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。理事は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき適正に選任されている。

学長は、理事長を兼任し、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて教学運営の最高責任者として、リーダーシップを発揮している。教授会は、学則及び教授会規程にのっとり開催され、学長は教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定しており、教授会は、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。教授会は、学習成果及び三つの方針、アセスメント・ポリシーに対する認識を共有し、PDCAサイクルを用いて教育の質保証の向上・充実をFD活動を通して推進している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織されて、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

## 岡山短期大学

教育情報は学校教育法施行規則の規定に基づき、ウェブサイトにおいて公表されている。  
また、財務情報は私立学校法の規定に基づき、事務室に備え置いて利害関係人の閲覧に供するとともに、ウェブサイトにおいて公表・公開されている。

## 広島文化学園短期大学の概要

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 設置者   | 学校法人 広島文化学園              |
| 理事長   | 森元 弘志                    |
| 学 長   | 田中 宏二                    |
| A L O | 古川 博仁                    |
| 開設年月日 | 昭和 39 年 4 月 1 日          |
| 所在地   | 広島県広島市安佐南区長東西三丁目 5 番 1 号 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科         | 専攻 | 入学定員 |
|------------|----|------|
| コミュニティ生活学科 |    | 80   |
| 食物栄養学科     |    | 50   |
| 保育学科       |    | 100  |
|            | 合計 | 230  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻     | 入学定員 |
|-----|--------|------|
| 専攻科 | 保育専攻   | 5    |
| 専攻科 | 栄養専攻   | 5    |
| 専攻科 | 生活文化専攻 | 5    |
|     | 合計     | 15   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

広島文化学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月27日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神「究理実践」は当該短期大学の教育理念・理想を示し、学生及び全教職員が共有し、「学生生活の手引き」やウェブサイトにおいて学内外に表明されている。

中高大連携講座等のほか、地域や企業等と連携協定を進め、学科の特性を生かした地域ボランティア活動を学生が教員とともに実施して地域・社会貢献に、積極的に取り組んでいる。

建学の精神に沿った全学の教育目的・目標を明示し、さらに各学科の教育目的・目標に基づき三つの方針を定めて、教育課程委員会が中心となり組織的に点検・見直しを行っている。各学科の四つの力（学習成果）については、さらにそれぞれ「最終的な学習到達目標」及び「具体的な下位項目」がカリキュラムマップでより具体的に明示されている。

自己点検・評価委員会と評価推進委員会により毎年度の自己点検・評価報告書を作成し、課題・改善方針を次年度事業計画に活用している。「中期経営計画Ⅲ」で学習成果の達成目標を具体的に設定し、改善策を教授会で審議・承認し、教育の向上・充実のための組織的なPDCAサイクルの確立に努めている。

卒業認定・学位授与の方針は、四つの力（学習成果）を理解しやすく示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針により定めており、教育課程は短期大学設置基準に沿って体系的に示されている。入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示した学習成果と教育課程編成・実施の方針を基に定められ公表している。

アセスメント・ポリシーを策定し、GPA分布などの多様なデータにより学習成果を測定・評価し、結果を教育の改善と質の向上の推進に活用している。学生ポートフォリオ内にある「HBG夢カルテ」は、学生自身の学習状況の振り返りを可能にしている。

セミナー&チューター制による、学生の学習上の悩みなどに対する指導助言や、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の支援制度など、学習支援を組織的に行っている。教職員で組織された学生生活支援体制も整備されている。

専任教員数は短期大学設置基準を満たしており、職位等は短期大学設置基準及び規程等に基づき適正に決定している。教員の研究活動は、研究費規程及び学科の教育課程編成・

実施の方針に基づき行われている。研究活動の状況は、ウェブサイトに著書、論文、その他の研究活動、社会活動として公開している。

規程等により事務組織の責任体制は明確にされ、事務職員は、役職者の面談により業務量等や適性を生かした配置がなされている。事務職員と教員が教職協働体制で学生・学習支援に関する情報共有に努めている。FD委員会規程により、FD研修会等のFD活動が実施されている。SD活動は活発であり、規程に基づき多くの研修会が開催されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うための講義室、演習室、実習室等は整備されている。防災対策は、当該キャンパスの消防計画に関する規程を整備しており、火災訓練は全学生及び全教職員を対象に定期的に実施している。

経理規程を整備し財務業務を適切に行い、省エネルギー対策にタブレット型端末等を活用して会議のペーパーレス化を進めている。スマートフォンを活用するアクティブラーニングシステム等の活用のためにICT支援員を配置し、教職員の活用促進に向けて専門的支援を行うとともに、施設設備の向上と充実を図っている。

財務状況は、学校法人全体、短期大学部門ともに、過去3年間の経常収支は収入超過である。短期大学に関わる環境分析を進め、理事長の諮問機関として将来構想ワーキンググループを設置して中長期的な視野を持って将来像を明確化している。

理事長は建学の精神・教育理念を理解し、学園の方向性を見極めてその発展に寄与している。理事会は、中期経営計画、事業計画、予算策定において、あらかじめ評議員会から意見を求めている。

学長は短期大学運営の先頭に立ち、教学運営の最高責任者として責務を果たしている。学長は規程に基づき選任され、教授会は規程等に基づき適切に運営されている。

監事は寄附行為に基づき業務を行っており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。評議員会は私立学校法及び寄附行為に従い組織され、運営されている。なお、評価の過程で、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっているという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、財務情報と教育情報についてウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 短期大学の学習成果を卒業認定・学位授与の方針において「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の4項目で定め、さらに各学科の学習成果を短期大学の方針に対応させて具体的かつ詳細に示すことで、学生が参照しやすくなっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 文部科学省の「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1（教育の質的転換）において、6年連続で採択されており、教育改革において実績を上げている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 入学者選抜の実施に当たり、各入試の選考方法と「学力の3要素」である「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」との関係性を明確に表にて示しており、多面的・総合的に評価するように努めている。
- 学生ポートフォリオの中にある「HBG 夢カルテ」は学習の動機付けとして活用されている。学生が卒業後の「なりたい自分」(夢)を思い描き、その夢の実現に向けて Semesterごとに具体的な目標を設定し、Semester終了時にその達成度を自己評価するものとして、学習状況について振り返りが可能である。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 会議資料のペーパーレス化をタブレット型端末やパソコンを用いて実施しており、会議の準備等に関して効率化を図るとともに、省エネルギー・省資源対策に取り組んでいる。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスについて、評価方法に評価割合が明確でないものや、学習成果との関連の項

目が未記入のもの、授業内容が白紙のものがあるなど、学習成果の獲得状況を評価していく上で、作成方法の周知、また点検方法に改善が望まれる。

- 単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマC ガバナンス]

- 評価の過程で、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっているという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、寄附行為に従って適切な学校法人運営に取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神「究理実践」は、本来矛盾する理論と実践を敢えて一つに結び合わせようとする懸命の努力の中にこそ人間の成長の可能性がある、という短期大学の教育理念・理想を明確に示している。「学生生活の手引き」及びウェブサイトにより学内外に表明され、学生及び全教職員に共有されている。

広島県の高等教育機関の連携事業「教育ネットワーク中国」による中高大連携講座など様々な公開講座を実施している。広島市安佐南区役所との地域連携協力に関する協定締結など、企業等、教育機関との連携協定を進めるとともに、各学科の特性を生かした地域へのボランティア活動を実施しており、地域・社会への貢献に、積極的に取り組んでいる。

短期大学の教育目的・目標を建学の精神「究理実践」に基づき定め、さらにその目的を達成するための各学科の教育目的・目標を具体的に定め、「学生生活の手引き」及びウェブサイトにより学内外に表明している。

短期大学の卒業認定・学位授与の方針において、学習成果を「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の4項目と定め、それに対応して各学科の学習成果を教育目的・目標に基づき具体的に定めている。学習成果は「履修の手引き」及びウェブサイトにより学内外に表明している。

各学科の三つの方針を関連付けて一体的に定めており、かつ教育課程の改編に合わせた点検・修正を教育課程委員会が中心となり組織的に行っている。各学科の三つの方針及びカリキュラムマップも「履修の手引き」に掲載し、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

全学的な自己点検・評価委員会及び評価推進委員会を設置している。毎年度自己点検・評価報告書を作成し、その結果等に基づいた課題・改善計画を、次年度事業計画策定にフィードバックする形で改革・改善に活用している。

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価に関する方針）を策定し、学習成果を評価する方針・内容・方法等を明示するとともに、学習成果の査定をより精緻化する改革・改善を行っている。「中期経営計画Ⅲ」において学習成果の達成目標を具体的に設定し、改善計画を教授会等で審議後、政策会議、経営企画会議で承認を得るなどして組織的にPDCAサイクルの確立を目指している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針を各学科で定め、各学科は四つの力（学習成果）を理解しやすく具体的に示している。また毎年、各学科会で点検し、変更する場合は、教育課程委員会等の各種会議の段階を経て審議し決定され、理事会において最終決定されている。なお、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示されたい。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して定められている。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に示されている。履修単位の上限を定め、成績優秀学生には履修単位の上限を緩和する措置が取られている。シラバスには、科目の最終到達目標や卒業認定・学位授与の方針が示す学習成果との関連等が明示されているが、記載内容に関する点検方法の改善が望まれる。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示した学習成果と教育課程編成・実施の方針に対応して定め、学生募集要項に明確に示している。

各学科とも、卒業認定・学位授与の方針の四つの力ごとに「最終的な学習到達目標」と「具体的な下位項目」をカリキュラムマップで示している。アセスメント・ポリシーを策定し、GPA分布、単位取得率など多様なデータから学習成果の獲得状況を測定し評価する仕組みを示し、評価結果を教育の改善と質の向上の推進につなげている。学生ポートフォリオの中にある「HBG夢カルテ」を活用し、学生が学習状況を振り返ることが可能になっている。学習成果の獲得状況は量的・質的データに基づき評価してウェブサイト公表している。

卒業生の進路先に対して卒業6か月後にアンケート調査を実施して評価を聴取し、その結果を学習成果の点検に活用している。

各学科が設定した学習成果を獲得させるために、教員はシラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。また、授業評価アンケート結果で低評価の教員に対して授業改善計画書の提出を求めている。

事務職員は教職協働による教員のサポートを受け、学習のための環境づくりに努め、教育目的・目標の達成状況を把握して学生・学習支援に関する情報共有に努めている。スマートフォンを活用するアクティブラーニングシステムを導入し、ICT支援員を配置して教職員の活用促進に向けて技術支援を進めている。

セミナー&チューター制を設けて、学生の学習上の悩みなどに対して適切な指導助言を行う体制を整備しており、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の支援にも様々な制度を設け、学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

教職員で組織された学生生活支援体制が整えられ、それを基盤として、クラブ活動や学生自治会、キャンパス・アメニティの運営を行っている。また、学生への経済的支援として、独自の奨学生制度を各種設けている。

ボランティア活動は学生と教員が積極的に取り組み、ウェブサイトで紹介することで社会活動意欲を高めている。

就職支援は、就職・キャリア支援委員会において就職キャリア支援アドバイザーを含めて、教員と事務職員とが教職協働で活動している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

短期大学設置基準の規定に基づき短期大学及び各学科に必要な専任教員数を満たしている。また、教員の年齢構成のバランスを図ることが検討されている。

専任教員の職位は規程及び細則に基づき適正に決定されており、教育研究業績はウェブサイト公表されている。学科の主要科目は専任教員が担当している。教員の採用と昇任は短期大学設置基準に対応した規程等に基づき適正に行っている。

専任教員の研究活動は、個人研究費規程と学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて行われ、その成果は紀要等で発表されている。研究活動の状況はウェブサイトに著書、論文、その他の研究活動、社会活動として公開されている。専任教員の研究倫理については、研究倫理指針及び研究倫理委員会規程が定められている。

FD 委員会規程を基に FD 活動が行われ、FD 研修会などが適切に実施されている。

事務組織は事務組織及び事務文書規程等を整備し、責任体制を明確に規定している。役職者が全職員の面談を行い、能力や適性を生かした環境を整えている。

SD 活動は規程を整備し、SD 研修会のほか、SD・FD 合同研修会が開催され、併設大学との合同 FD 委員会にも原則全職員が参加し、事務職員は資質向上と職務の充実、教育研究の支援を図っている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準の規定を満たしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行うための講義室、演習室、実習室等が整備されている。

経理規程を整備し、固定資産、消耗品及び貯蔵品管理、財務業務を適切に行っている。防災対策は、当該キャンパスの消防計画に関する規程を整備し、年度はじめに関連組織表等の確認をしている。火災訓練は全学生及び全教職員を対象に定期的に実施している。

情報セキュリティ対策は、個人情報規程等や情報セキュリティポリシーを整備し管理している。

省エネルギー・省資源対策については会議のペーパーレス化を図り、タブレット型端末等で会議資料の閲覧を進めている。

情報関連の整備は、ICT 支援員を配置して学生及び教職員に技術的支援を行い、技術サービス、専門的支援、施設設備の向上・充実を図っている。

財務状況については、学校法人全体、短期大学部門ともに、過去 3 年間の経常収支は収入超過である。次年度の事業計画と予算は学長と理事長がヒアリングを実施し、適切な行程を経て策定され、中期経営計画Ⅲと当該年度の事業計画の実施状況等を踏まえて原案を作成し、評議員会、理事会で承認を行い、各キャンパスに伝達している。

年度予算の執行は、事務部長が会計責任者として伝票処理、証憑書類のチェックなどを行い、会計基準に基づいて適切に処理されている。短期大学を取り巻く環境を分析し、理事長の諮問機関として将来構想ワーキンググループが設置され、中長期的な視野を持って将来像を明確化している。外部要因などの環境分析からは、学生募集と学納金計画が中期経営計画Ⅲにおいて策定されている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神・教育理念等を十分に理解し、情報収集に努め健全な学校法人の発展に寄与し、理事会を学校法人の意思決定機関として運営している。理事会等でリーダーシップを発揮し、中期経営計画、事業計画、予算の策定に当たっては、理事長自らが各部門のヒアリングに同席して全教職員の意見聴取に努めている。

理事の選任は私立学校法及び寄附行為に従って適切に行われている。理事会は、理事の職務執行を監督し、私立学校法の定める短期大学運営の責任を負うことを認識し、健全な法人運営に努めている。

学長は、規程に基づき適切に選任され、短期大学全体の管理運営に主導的に関わり、特に教学運営の最高責任者としてその権限と責任において最終的判断を行っている。建学の精神の学内共有に努め、定期的に教育方針や大学の運営方針を表明して短期大学の向上・充実に努めている。学長は規程に基づき副学長をおいて教職員との連携を図り、校務を適正に行っている。

教授会は教授会規程及び運営細則に基づき、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は業務執行状況を議事録等の各種書類で確認し、会計監査時にも原則立ち合い、財産の状況を監査しており、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える数の評議員で組織され、運営されている。なお、寄附行為には、理事会、評議員会に付議される事項について書面によりあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなすとの規定があるが、議事録では欠席者となっていた点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

法令遵守により、教育情報の公表や財務情報の公開は、ウェブサイトで適切に行われており、財務情報に関する書類は事務室に備え付けられている。



## 山口芸術短期大学の概要

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 設置者   | 学校法人 宇部学園               |
| 理事長   | 二木 寛夫                   |
| 学 長   | 三池 秀敏                   |
| A L O | 佐藤 智朗                   |
| 開設年月日 | 昭和 43 年 4 月 1 日         |
| 所在地   | 山口県山口市小郡みらい町一丁目 7 番 1 号 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 保育学科   |    | 120  |
| 芸術表現学科 |    | 70   |
|        | 合計 | 190  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻        | 入学定員 |
|-----|-----------|------|
| 専攻科 | 音楽専攻      | 15   |
| 専攻科 | デザインアート専攻 | 10   |
|     | 合計        | 25   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

山口芸術短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月23日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、「至誠」を建学の精神として定め、教育理念「芸術を基盤とする教育」、教育目的とともに学生ハンドブックやウェブサイト等で学内外に周知している。また、建学の精神と教育理念は、教職員の間では非常勤教員との意見交換会やFD・SD研修、学生には学生部と各学科が実施するオリエンテーション等を通して理解が深められ共有されている。

学科の専門性を生かした公開講座を開催し、短期大学が有する資源を地域に還元しており、地元の自治体や企業との連携活動や学生のボランティア活動などにより、地域・社会に貢献している。

建学の精神及び教育目的に基づき、短期大学の学習成果をはじめ、各学科、コースの学習成果を定め、ウェブサイト上で学内外に表明している。学習成果については三つの方針との関連も含め、各学科での議論を基に教授会で確認し、見直しを図る体制が整えられている。なお、評価の過程で、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

短期大学の三つの方針を踏まえ、各学科の三つの方針を一体的に定め、学内外に表明している。三つの方針は、教職員の間では非常勤教員との意見交換会やFD・SD研修、学生には学生部及び各学科が実施するオリエンテーション等を通して理解が深められている。

規程に基づき自己点検・評価実施委員会を設置し、自己点検・評価のための組織及び実施体制が整備されている。特に、外部の有識者及び学生の意見を聴取する「外部評価・意見交換会」が実施され、毎年度の自己点検・評価活動は事業計画、カリキュラム改革及び授業改善等の諸活動に反映されている。

教育の質向上を図ることを目的とし、学習成果の可視化と査定を全学的に行うための「学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」が制定され、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの査定が定期的実施されており、教育の向上・充実のため

の PDCA サイクルが確立している。

卒業認定・学位授与の方針は学習成果を明示し、この方針に基づく教育課程は 2 年間の学びを通して学習成果が獲得できるように編成されている。入学者受入れの方針は求める人材像を明確に定め、学生募集要項やウェブサイト等で学内外に公表されている。

学生支援については、チューター制度を取り入れ、学習支援、キャリア支援を適切な管理の下、効率的かつ円滑に行うための情報の共有化が図られている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、適切に編成されている。専任教員の教育研究活動は、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育活動と研究活動を行い、成果をあげており、研究活動についてはウェブサイトで開催されている。

事務組織は、事務組織規則に基づき、各部署の業務分担を定め、責任体制を明確にしている。また、就業規則等を定め、適正な人事管理を行い、教員と事務職員が一体となった教職協働体制で業務を行うなど、効率的かつ学生本位の業務運営がなされている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たし、施設設備については「学校法人宇部学園施設耐震化計画」に基づき、計画的に耐震化と教育環境の整備を進めており、教育に係る設備等も充実している。

防災対策に関するマニュアルと学内の情報セキュリティに関する規程が定められ、それぞれに対策が講じられている。

財務状況は、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、経常収支が収入超過である。資産及び資金の管理と運用は、学園管理規程及び学園経理規程に基づいた会計処理により安全かつ適切に管理されている。

理事長は、学校法人の代表として業務を総理し、学校法人の発展に寄与している。学長は、理事長と連携を深めつつ教学の最高責任者として短期大学の運営にリーダーシップを発揮している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について監査し、適切に業務を遂行している。評議員会は、寄附行為に従って理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務状況は、ウェブサイトにて公表、公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

○ 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内

部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- 学科ごとに「学修ベンチマークルーブリック（評価基準表）」とポートフォリオを活用して学習成果の把握に努めている。学生インタビューにおいても「自分の学びを振り返ることができ、今後の目標につなげやすい」との声が聞かれ、学習成果の把握に効果的なツールとなっている。
- 毎年、新卒者の就職先企業を訪問し、卒業生を激励するとともに、企業側の意見や要望を聴き取っている。また、過去 10 年間に卒業生が就職した保育・介護現場を対象に「現場の求める人材像に関するアンケート調査」を実施・分析するなど、卒業後評価に積極的に取り組んでいる。

### [テーマ B 学生支援]

- 教務課に「学部・学科支援室」を置き、学科ごとに「学科支援員」を配置している。学科支援員は、学生と年齢が近い職員で構成され、学生が事務室に入って最も対応しやすい前列に配置されている。学科教務担当者と連携し、履修指導や生活指導等を丁寧に支援している。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

### [テーマ B 教育の効果]

- 評価の過程で、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を、短期大学設置基準の規定ののっとり、学科ごとに学則等に定めていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれたい。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

「至誠」を建学の精神として定め、教育理念「芸術を基盤とする教育」とともに、学生ハンドブック及びウェブサイト等で学内外に周知している。初年次教育では建学の精神について触れられ、その理念、精神は教職員と学生に共有されている。

教員免許状更新講習のほか、学科の専門性を生かした公開講座を開催し、短期大学が有する資源を地域に還元している。地元の自治体や企業と包括連携協定を締結し、地域の課題解決に貢献しているほか、学生のボランティア活動や教員の地域の委員としての活動を通して、地域・社会に貢献している。

短期大学の教育目的は学則に明記され学内外に対して表明されている。なお、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。学生の就職先への訪問やアンケート調査、実習先との懇談会を通じて地域・社会の人材ニーズを定期的に把握し、教育課題のフィードバックを行っている。

短期大学の学習成果を建学の精神に基づいて定めるとともに、それぞれの学科、コースの教育目的・目標に基づき学習成果を定め、ウェブサイト上で学内外に表明している。学習成果については三つの方針との関連も含め、学科での議論を基に教授会で確認し、見直しを図る体制が整えられている。

短期大学の三つの方針を踏まえ、各学科の三つの方針を一体的に定め、学内外に表明している。三つの方針は学科会議、教育課程委員会、教授会における議論を踏まえて学長が承認し、定められている。三つの方針は、教職員の間では非常勤教員との意見交換会やFD・SD研修、学生には学生部及び各学科が実施するオリエンテーション等を通して理解が深められており、三つの方針を踏まえた教育活動が実施されている。

自己点検・評価規程に基づき、自己点検・評価のための組織及び実施体制が整備されている。各部署の長により構成された自己点検・評価実施委員会が、報告書を作成し、定期的に公表が行われている。自己点検・評価活動により明確化された課題は全教職員で共有されており、全教職員が関与するとともに、改善策が円滑に実施されている。自己点検・評価活動の一環として産業界の有識者、他大学の機関の教員、行政の有識者及び学生の意見を聴取する「外部評価・意見交換会」が実施されており、毎年度の自己点検・評価活動は事業計画、カリキュラム改革及び授業改善等の諸活動に反映されている。

学習成果を焦点とする査定の手法として、「山口芸術短期大学学修成果の評価に関する方針」が制定され、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの査定が行われている。査定の手法については「授業に関するアンケート」の質問項目の見直しを中心に、定期的実施されており、教育の向上・充実のための PDCA サイクルが確立している。

関係法令の変更については学生部、事務部で把握するとともに、関連する各委員会により伝達、連携が行われている。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

短期大学の卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、各学科の卒業認定・学位授与の方針は、学習成果を明示している。また、卒業要件、成績評価の基準、資格取得の要件を学則及び関係規程において具体的かつ明確に示すとともに、定期的な点検がなされている。卒業認定・学位授与の方針は、保育学科、芸術表現学科ともに、関連資格の要件や社会人基礎力を取り入れ、社会的にも通用性がある。

学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は2年間の学びを通して学習成果が獲得できるように編成されている。シラバス（講義概要）には必要項目を明示するとともに、科目ごとの達成目標と卒業認定・学位授与の方針との相互関係を明示している。教養教育の科目は、各学科とも専門科目との関連性を持たせつつ、職業への接続を図っている。教育課程については、学科、関係の常設委員会、運営委員会、教授会で審議し、定期的に見直しを行っている。

入学者受入れの方針は、建学の精神である「至誠」の下、各学科の学習成果に対応して定められ、公表されている。入学者選抜については選考基準を入学者選抜に関する規程に示し、多面的・総合的に評価している。

短期大学の学習成果として示された態度・志向性、汎用的能力、専門的知識・技能、総合的な学修経験と創造的思考力の4項目に基づき、各学科は8項目の学習成果を定めている。この8項目について学生が自身の到達度を把握するとともに到達目標を明確化できるように、学修ベンチマークルーブリックと学生の業績を集積したポートフォリオを作成し、学習成果の到達目標を段階的・具体的に学生に示している。学習成果の獲得状況は、GPA分布、資格・免許の取得率・取得者数、公務員採用試験・国家試験の合格率・合格者数、専門領域への就職率、授業アンケート、学生生活アンケート（満足度）等の測定可能な量的・質的データにより測定している。学習成果に関するデータはウェブサイト公開され、現状の把握に活用されている。

卒業後評価の取組みとして、毎年6月に新卒者の就職先企業を訪問して企業側の意見や要望を聴き取っている。また、卒業生の就職先への調査として過去10年間に卒業生が就職した保育・介護現場を対象に「現場の求める人材像に関するアンケート調査」を実施し、その結果は次年度の授業計画に反映するなど、授業改善のPDCAサイクルに生かされている。

シラバスに示した学習成果をGPAや学生による授業アンケート等で把握し、教育目的・目標の達成状況を把握している。また教員は、授業アンケートの結果を基に、問題点や改善の方策等をまとめた授業改善報告書を提出し、授業改善に活用している。

入学者に対しては、入学前セミナー等を開催して入学前課題を課すなど、授業や学生生活の情報を提供している。個別指導体制としてチューター制度を導入し、学習上の相談、進路相談にきめ細かく応じている。学生会、課外活動の指導・助言を含め、学生生活全般にわたる支援活動は学生部学生課が行っている。

また、教務課に「学部・学科支援室」を置き、学生と年齢が近い職員で構成された「学科支援員」を配置し、学科教務担当者と連携して履修指導等を行っている。

進路支援は、キャリア支援センターにおいて、就職希望先ごとに就職支援室、保育職支援室、教職支援室の3室で対応し、各学科と情報共有しながら支援に当たっている。また、学生が早い段階から主体的に就職活動に取り組めるよう「就職ガイドブック」を毎年発行している。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

短期大学設置基準に基づき教員組織が編制されている。専任教員の職位は、学園組織規程及び短期大学の職員採用規程、教員資格審査基準内規に資格要件が定められている。教員採用は職員採用規程に基づき短期大学設置基準の規定が遵守されており、専任教員の学位、教育・研究実績等はウェブサイトで公表されている。専任教員は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、教育活動と研究活動を行っている。専任教員の教育研究活動に対して学園規程を定め研究費助成を行っている。研究費の助成は成果報告書に基づき、四つの観点から5段階評価で評価され研究費の査定に反映されている。FD・SD活動は、FD・SD委員会規程に基づき、委員会の年間計画によりFD・SD研修等を実施している。

事務組織は、学園組織規程に基づき事務組織、事務分掌及び職務権限等が規定され、責任体制が明確化されている。学生の学習成果の獲得が向上するよう各種委員会に事務職員が委員として加わっている。事務職員は学生に関するデータを教員・関係部署に適宜情報提供することで、学生の学習成果向上に向け教員と連携している。

就業規則等を定め適正な人事管理を行っている。教職員の就業に関する諸規程は、学内グループウェアに掲載するとともに、教職員に周知している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たし、教育に係る設備等は教育課程編成・実施の方針に基づき、授業が円滑に行えるよう整備している。併設大学と共有のキャンパスは効率よく活用されている。また、施設設備については「学校法人宇部学園施設耐震化計画」に基づき、計画的に耐震化と教育環境の整備を進めている。

防災対策として「危機管理基本マニュアル」を作成し、緊急連絡網の作成、緊急避難経路MAPを各所に掲示し周知するとともに、消防設備の整備や専門業者による定期点検など不断の努力が重ねられている。避難訓練や講習会、防災知識や災害時の情報共有などを図る訓練が行われている。当該短期大学も認識しているように、非常事態に備えた避難訓練においては、より現実的な災害を想定した訓練とする工夫が望まれる。

情報セキュリティ対策は学術情報センター及び学術情報センター委員会情報部会が行っており、情報セキュリティに関する事事例をFD・SD研修会や学内グループウェア掲示板で定期的に全教職員に周知している。また、学術情報センターは情報資源及び設備の維持管理、見直し等を組織的に行っている。学生に対しては、教養科目「情報処理」を配

置し、情報技術向上に努めている。

財務状況は、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間、経常収支が収入超過である。資産及び資金の管理と運用は、学園管理規程及び学園経理規程に基づいた会計処理により安全かつ適切に管理されている。

短期大学の将来像について、建学の精神である「至誠」に基づき中・長期計画である「宇部学園経営改善計画」を策定し、学園の教学改革（組織、カリキュラム等）、教育研究施設の改修、施設整備の充実、研究費の増額、学生募集等に取り組んでいる。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人の代表として業務を総理し、運営全般にリーダーシップを発揮しており、学校法人の発展に寄与している。理事長は寄附行為に基づき、学校法人の最高意思決定機関である理事会を開催し、適切に運営している。学校法人の運営に関して必要な規程が整備され、適切に管理運営する体制が確立されている。理事会の構成員である理事は、寄附行為に基づき適切に選任されている。

学長は、理事長と連携して教学運営の最高責任者として短期大学の運営にリーダーシップを発揮している。教授会規程に基づき、学長が教授会を招集し議長となり、審議においては意見を聴取した上で意思決定を行っている。各種委員会のほか、各学科に設置された学科会議では、学科内の教育研究に関する事項や、学長又は教授会からの諮問事項について審議しており、教学上の審議に係る学長のリーダーシップ（トップダウン）と現場の意見（ボトムアップ）との調整機能が確立している。

監事は、寄附行為に基づき、理事会にて選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事は寄附行為に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、その状況について理事会、評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、報告している。

評議員会は、寄附行為に基づき、理事長が招集し定例会及び臨時会を開催している。評議員の選任は寄附行為に基づき行われ、評議員会は理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報について学校教育法施行規則に基づき、ウェブサイトにて教育研究活動の状況を公表している。また、私立学校法に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書を法人事務局及び大学・短期大学事務局に備え置き、閲覧可能とするとともに、ウェブサイトにおいて財務状況を公開しており、公共性とその説明責任を果たしている。

## 香川短期大学の概要

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 設置者   | 学校法人 尽誠学園            |
| 理事長   | 大久保 直明               |
| 学 長   | 加野 芳正                |
| A L O | 辻 真樹                 |
| 開設年月日 | 昭和 42 年 4 月 1 日      |
| 所在地   | 香川県綾歌郡宇多津町浜一番丁 10 番地 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科       | 専攻       | 入学定員 |
|----------|----------|------|
| 生活文化学科   | 食物栄養専攻   | 50   |
| 生活文化学科   | 生活介護福祉専攻 | 40   |
| 子ども学科第Ⅰ部 |          | 60   |
| 子ども学科第Ⅲ部 |          | 40   |
| 経営情報科    |          | 60   |
|          | 合計       | 250  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

香川短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月6日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は「愛敬誠」であり、その具現化を目標に、社会の発展に寄与することのできる有為な人材の育成に努め、公共性を有する教育活動の共有と表明を積極的に展開している。地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放等を行っており、地方公共団体や企業と協定を結び地域の課題解決等に取り組むなど、豊かな未来社会の構築に尽力している。四十数年の歴史のある「こども劇場」や、町内の小学校を中心として自転車で防犯見回り活動を行う「チャリパト隊」など、地域に密着したユニークな活動をしている。

建学の精神に基づいて学科・専攻課程の教育目的・目標を定め、三つの方針については一体的となるように定めて固有の教育を展開し、学習成果の可視化・獲得向上を目指している。三つの方針等の策定・改定に関しては全学的に取り組み、学内外へ表明している。

学習成果の改善を実現していくために、規程に基づき自己評価委員会を設置し、毎年、自己点検・評価報告書を作成している。平成27年度には、他短期大学と相互評価を実施している。当該短期大学の教職員と学外識者を委員とする「教育推進協議会」を毎年開催し、高等学校等からの意見を積極的に聴取して継続的な内部質保証の構築に挑んでいる。

カリキュラム・マップの整備やシラバスの改変等、学習成果の可視化に向けて全学的に検討している。また、教員と学生間の距離が近く、子ども学科においては、きめ細やかな教育・指導を可能とする環境形成にも目を配り、当該短期大学の伝統的な教育活動を展開している。

卒業認定・学位授与の方針は、明確に示されており、FD/SD研修会や学科会等で定期的に点検している。学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、シラバスには必要な項目が明示され、成績は履修者の到達目標等の観点から評価している。入学者受入れの方針は、学生募集要項やウェブサイト等で明確に示されている。なお、評価の過程で、学生募集要項において募集人員を入試方法の区分ごとに明記していないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取り組みが求められる。

教員は学生の学習成果の獲得に向けて担任制を採用し責任を果たしている。教員と事務職員は連携しながら、キャリア支援センターや図書館等の施設の機能を有効に活用し多様な学生の学習成果の獲得に寄与している。就職進学委員会のほか、キャリアアドバイザー等を配置して組織的に就職支援に取り組んでいる。また、キャリア支援センターとしての部室を設け、就職・進学・留学情報の提供や個別相談等を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。教員の研究についての規程は整備しており、毎年、研究紀要を発行し、専任教員の研究成果を発表しているほか、外部研究費等を獲得し、研究活動を行っている。

FD 活動に関する規程を定め、教員は、授業・教育方法の改善に向けて取り組んでいる。事務職員は、SD 委員会規程に基づき研修会を介して専門的な職能の獲得・向上に努め、教育研究活動の支援に取り組んでいる。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。火災・地震対策、防犯対策として危機管理マニュアルを策定し、全教職員への周知を行い、火災・地震等に備えているほか、地元消防署の協力を得て、避難訓練を実施している。

コンピュータは、実習室を中心に設置している。学内すべての場所で Wi-Fi 接続ができるネットワーク環境を整備し、e ラーニングシステムを稼動するなど、学内外からの学習環境を整えている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が過去 3 年間収入超過である。

理事長は、建学の精神のもと、当該短期大学の移転をはじめ、中高一貫校や附属幼稚園の設立など、学校法人の発展に尽力している。また、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営しているほか、大学運営では、就職進学部の強化を図り、地域を担う人材を数多く輩出して短期大学としての盤石な地位獲得に貢献している。

学長は、高い識見を有し、高潔な人格を具え、学識に優れ、理事長の負託に応え、抜本的な改革に取り組み、建学の精神に基づく三つの方針の共有・深化、及び教育研究の活性化を推進して、当該短期大学が地域に開かれた学校であり続けるよう努めている。また、教授会を短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行い、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 地域・社会貢献の取組みが多様であり、かつ活発である。中でも、四十数年の長きにわたって取り組んでいる子ども学科主催の「こども劇場」は、地域での認知度が高く、当該短期大学の教育力を表明する機会となると同時に、地域住民の関心を高めることにつながっている。

[テーマ C 内部質保証]

- 内部質保証の取組みにおいては、香川短期大学教育推進協議会規程を定め、平成 18 年度より継続して毎年、高等学校や教育委員会、行政団体、自治会等関係者より幅広く意見を聴取し、外部からの意見を反映している。

#### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 図書館に、絵本に関する高度な知識などを具えた専門職員を配置しており、教員と連携し、子ども学科の学生に対して、「絵本の読み聞かせ」技術や「絵本に親しませる」技法等を習得させている。

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 情報教育研究センター運営委員、コンピュータ委員、及び情報教育研究センター兼務職員による、情報機器の整備・分配、情報技術の向上に関するトレーニング、及び情報セキュリティ対策に関する企画立案・取組みは、綿密であり、機能的に行われている。また、e ラーニングシステムの導入により、学内外から学生が学習できる環境も整っている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、学生募集要項において募集人員を入試方法の区分ごとに明記していないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は、創立以来 130 余年の伝統の上に立ち、建学の精神である「愛敬誠」の具現化を目標に、社会の発展に寄与することのできる有為な人材の育成に努めている。建学の精神は、大学案内及びウェブサイト等で学内外に表明し、また、学校法人尽誠学園の歴史書等を刊行して建学の精神の理解を深めている。

高等教育機関の使命として、地域・社会への貢献にも極めて多様に、かつ活発に取り組んでいる。中でも、四十数年の長きにわたって継続している「こども劇場」は、地域の幼稚園や保育所に通う子どもや子育て支援団体を招待し、子ども学科の主催により毎年行われている。

建学の精神に基づき学科・専攻課程の教育目的・目標を定めている。同時に、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を一体的となるように定めて展開し、学習成果の可視化、及び学習成果の獲得向上を目指して、日常的に自己点検・評価活動を行っている。なお、学習成果については、学生への全学的な周知を図るため、学習成果が方針等と混同されないよう、学科の学習成果として明確に示すことが望まれる。三つの方針等の策定・改定に関しては、FD/SD 研修会、学科会、自己評価委員会、評議会、教授会の審議を経て全学的に取り組み、ウェブサイト等を介して学内外へ表明している。

自己点検・評価報告書を毎年作成し、公表しており、全教職員による主体的な自己点検・評価活動の形成に努めている。平成 27 年度には、他短期大学と 2 回目となる相互評価を実施し、年度当たり 4 回の訪問調査等を行い、報告書を本協会のウェブサイトを通じて公表している。当該短期大学の教職員と学外識者を委員とする「教育推進協議会」を毎年開催し、高等学校等からの意見を積極的に聴取している。学校教育法や短期大学設置基準等のもと、教育の質保証に向けた議論を展開し、学習成果を焦点とする査定の仕組みづくりに着手している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、明確に示されており、FD/SD 研修会や学科会等で定期的に点検している。学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応して

おり、シラバスには必要な項目が明示され、成績は履修者の到達目標等の観点から評価している。入学者受入れの方針は、学生募集要項やウェブサイト等で明確に示されている。入学試験においては、様々な試験方法を採用し、幅広く人材の確保に努めている。なお、学生募集要項において募集人員を入試方法の区分ごとに明記していなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。

三つの方針は明確に学生便覧やウェブサイトに掲載され、広く学内外に公表されている。シラバスは統一性があり、到達目標は学生が主語となり、卒業認定・学位授与の方針への到達の関連も学生に分かりやすい形で明示されている。また、事前・事後学習の時間も明記されている。カリキュラム・マップは整備されている。

学習成果について、FD 活動を通じて、問題意識やその取組みは図られているものの、学生自らが主体的な立場で自らの学習成果を確認できる尺度や測定方法の確立に向けての検討を進められたい。

各学科は、それぞれに専門資格の獲得を中心とした教育課程になっていて、その基本となる三つの方針も、簡潔にまとめられている。

専門科目とともに教養科目の充実とその連動が、全学的に図られる取組みが今後もなお一層求められる。

教員は学生の学習成果獲得に向けて責任を果たしている。担任制を採用し、キャリア支援センターや図書館の事務職員とも連携しながら、その機能を有効に活用し多様な学生の学習成果獲得に寄与している。就職進学委員会やキャリア支援センターを中心に、「卒業生の動向に関する調査」や「校外実習先の指導者からの評価」などの調査や外部的な評価も参考にしながら組織的な就職支援を行っている。

学習上の悩みや進度の遅い学生に対しては担任の個人面談を中心にこまやかな配慮がなされている。カウンセリングルームを運営し、学生のメンタルヘルスケアを行っている。学生ラウンジを改装し、ラーニングコモンズの拠点整備を行っている。学生のクラブ活動や学友会等への主体的な参画・活動を支援する体制、及び社会活動の活性化を目的とする学生表彰制度を整えている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき、選考された専任教員により編制されている。教員の研究についての規程は整備されており、毎年研究紀要を発行し、専任教員の研究成果の一部を発表している。科学研究費補助金、その他の外部研究費等を獲得しており研究活動が行われている。FD 活動に関する規程を定めており、教員は、授業・教育方法の改善に向けて取り組むとともに、学生支援部、附属図書館など、学内の関係部署と連携して、学生の学習成果の獲得向上に努めている。事務組織は諸規程に沿って、明確な責任体制の下に運営している。また、SD 委員会規程に基づき研修会を介して専門的な職能の獲得・向上に努め、能力・適性に応じた配置の下に教育研究活動の支援に取り組んでいる。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、校舎の学習環境も教育課程編成・実施の方針に沿って整備活用されている。火災・地震対策、防犯対策として危機管理マニ

ュアルを策定し、全教職員への周知を行い、火災・地震等に備えているほか、地元消防署の協力を得て、避難訓練を実施している。

コンピュータ実習室を中心にコンピュータを設置しており、ビジネスソフトウェアの定期的な更新や、最新のアプリケーションの利用など、学習成果を獲得させるための技術的資源を整備している。学生には教養科目「情報リテラシー」を開講し、教員には学内コンピュータ講習会を開催して、新しい情報技術等を活用した効果的な授業をしている。学内すべての場所で全学生と全教職員が安全に Wi-Fi 接続できるネットワーク環境が整備されたほか、e ラーニングシステムが稼動しており、学内外からの学習環境が整備されている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が過去 3 年間収入超過である。教育研究経費比率等をはじめ、資産運用や寄付金の募集、公認会計士の監査意見への対応等も適切である。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神及び教育理念・目的のもと、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮して当該短期大学の移転をはじめ、中高一貫校や附属幼稚園の設立など学校法人の発展に尽力している。また、法令及び寄附行為の規定に基づき、理事を配置して理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。短期大学の運営において、就職に強い短期大学を提唱して就職進学部の強化を図り、20 年連続で就職率を 100 パーセントに導き、地域・社会を担う人材を数多く輩出するなど、短期大学としての盤石な地位獲得に貢献している。

学長は、教育、研究、管理運営、社会貢献、国際的通用性に関して高い識見を有し、高潔な人格を具え、学識に優れている。教学運営の最高責任者として、学則や規程等の整備を進めて抜本的改革に取り組み、建学の精神に基づく三つの方針の共有・深化、及び教育研究の活性化を推進して、当該短期大学が地域・社会に開かれた学校であり続けるよう努めている。また、教授会を開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

監事は、寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。公認会計士と連携して 10 月と 1 月には期中監査を、5 月には期末監査を行い、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。また、評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事定数の 2 倍を超える数の評議員で組織し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務情報は、ウェブサイトで公表・公開している。

## 高知学園短期大学の概要

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 設置者   | 学校法人 高知学園                |
| 理事長   | 吉良 正人                    |
| 学 長   | 小島 一久                    |
| A L O | 吉村 斉                     |
| 開設年月日 | 昭和 42 年 4 月 1 日          |
| 所在地   | 高知県高知市旭天神町字陣が森 292 番地 26 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻     | 入学定員 |
|--------|--------|------|
| 生活科学学科 |        | 80   |
| 幼児保育学科 |        | 80   |
| 医療衛生学科 | 医療検査専攻 | 40   |
| 医療衛生学科 | 歯科衛生専攻 | 40   |
| 看護学科   |        | 60   |
|        | 合計     | 300  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻       | 入学定員 |
|-----|----------|------|
| 専攻科 | 応用生命科学専攻 | 10   |
| 専攻科 | 地域看護学専攻  | 20   |
|     | 合計       | 30   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

高知学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月11日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

学園のシンボル「世界の鐘」に刻まれた建学の精神に基づいて教育目的を学則で定め、教育理念・理想として「世界の平和と友愛」を柱とした教育基本方針を定めている。建学の精神、教育目的及び教育基本方針は様々な媒体で内外に表明し、学生には「学生生活と履修の手引き」等に明記し、オリエンテーション等で説明している。

生活科学学科、幼児保育学科、医療衛生学科医療検査専攻及び歯科衛生専攻、並びに看護学科と、2専攻科を有し、高知県内からの入学生が9割を超え、地域社会からの期待も大きい。地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を定期的を実施している。それぞれの専門性に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等との活発な交流活動を行っており、地域のニーズに沿った、地域に根差した短期大学である。

学科・専攻課程は、それぞれの教育目的に基づいた専門的能力及び汎用的能力の獲得として学習成果を定めている。学習成果と三つの方針間の整合性及び三つの方針の一体性を保つため、学習成果と三つの方針は「高知学園短期大学ポリシー・マップ」に基づき見直し等を行い、評議会及び教授会において検証している。

自己点検・評価には全教職員が取り組み、点検活動から報告書の審議・取りまとめ、公表に至る体制が整備されている。学習成果の査定は、短期大学及び各学科・専攻課程の「学習成果査定の方針(アセスメント・ポリシー)」を基に実施し、教育の質保証を図っている。

各学科・専攻課程の教育課程は卒業認定・学位授与の方針に対応し、それぞれの専門知識・技能等を育成するよう体系的に編成されている。教養教育は「芸術と文化」、「社会と自然」、「運動と健康」を基本とする分野から構成され、専門教育とも連携する内容になっている。

基礎学力が不足する学生には補習等を実施し、学習上の悩みなどにはクラス担任及び学生支援課を中心に適切な指導助言を行っている。生活支援のため、学生委員会やカウンセリング委員会を組織し、その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。各学科・専攻課程における学生の生活支援はクラス担任教員を配置して対応している。

教員組織は短期大学設置基準を満たし、専任教員は教育・研究業績等を基に適正に配置

されている。専任教員の教育研究活動は毎年、業績報告書の概要をウェブサイトで公表している。事務組織の責任体制は明確であり、FD・SD活動も定期的に行われている。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を満たし、講義室・実習室等の施設設備も整備されている。また、図書館では自主学習の場としての機能を充実させるなど、学習環境が整えられている。危機管理については規程を定め、危機管理マニュアルを作成して対応している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する講演会と避難訓練を行っている。

財務状況は、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間収入超過である。教育研究経費比率は適正な水準で推移し、学習資源にも適切に配分されている。

理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、法人本部を総括するとともに、学校法人を代表してリーダーシップを発揮している。学長は教育の質保証と時代の変化に対応できる短期大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めるなどリーダーシップが十分に発揮されている。監事、評議員会は適切に機能している。教育情報の公表及び財務情報の公開はウェブサイトで行っている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマA 建学の精神]

- 建学の精神にのっとり、教職員、学生が一体となったボランティア活動、それぞれの専門性を生かした地域貢献活動が非常に活発に行われている。学園のシンボルである「世界の鐘」は、学園の教職員、幼稚園児や小・中・高校生、学生に建学の精神が自覚されるよう、1日2回鳴らされている。入学式や卒業証書・学位授与式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し、共有している。
- 地域社会との連携について、とりわけ医療衛生学科歯科衛生専攻を中心として、高知県歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定」の締結や、高知県及び2大学との「歯科保健医療対策に関する協定」の締結など、積極的な活動を行っている。また、医療、健康、福祉、栄養分野においても知的・人的資源の交流連携を推進する観点から、高知医療センターとの協定を締結している。
- 教職員及び学生が短期大学周辺の清掃活動のほか、医療衛生学科歯科衛生専攻は高知市と連携して、小学校及び中学校で教員と学生が歯科口腔健康指導に取り組むなど様々

な地域支援活動を行っている。また学科によっては、その活動をポートフォリオにまとめ、就職支援などに積極的に活用している。

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果の定期的な点検の一環として、各学科・専攻課程では前・後期に授業アンケートを実施している。授業アンケートは質量ともに優れており、教員はこれらの結果に基づき自己分析を行い、課題等に対して授業改善を図っている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 各学科・専攻課程とも、就職率は高く、それぞれの専門・資格を生かした就職先に就職しており、就職支援・指導が大変よくされている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 災害対策委員会規程を定めて災害対策委員会を設置し、防災に必要な事項を防災マニュアルとして定めている。また、教職員と学生用のヘルメットを準備するほか、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配布しており、災害時対応の準備がなされている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

学園のシンボル「世界の鐘」に刻まれた建学の精神に基づいて教育目的を学則で定めるとともに、教育理念・理想として「世界の平和と友愛」を柱とした明確な教育基本方針を定めている。また、「世界の平和と友愛」は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神で、公共性を有している。建学の精神は、大学案内アカデミックポリシー編やウェブサイト等を通じて学内外に表明し、特にオープンキャンパスでは、志願者とその保護者に対して、果たすべき「世界の平和と友愛」の精神を説明して理解を求めるなど、教育理念の達成に向けて取り組んでいる。なお、建学の精神は教育目的及び学習成果を達成するための基盤であるため、「世界の鐘」とそこに刻まれた精神(文言)、及び教育理念・理想との関係について、学生をはじめ学内外に分かりやすく示す工夫が望まれる。

地域の栄養と健康の分野の発展に貢献するために、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を定期的実施している。それぞれの専門性に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行い、高知県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結し、災害時の歯科医療救護を支援するなど、地域に対する貢献度が高い。医療、健康、福祉、栄養の分野においても、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している。また、各学科・専攻課程の特性を生かし、食・教育・医療の分野でボランティア活動を行い、教職員及び学生は地域に貢献している。

教育目的と教育基本方針に基づき、各学科・専攻課程はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する明確な教育目的を確立している。さらに、学科・専攻課程において、各教育目的に基づいた具体的な専門性を掲げ、専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得をそれぞれの学習成果として定めている。教育目的、教育基本方針及び学習成果は、学生生活と履修の手引き、大学案内アカデミックポリシー編、高知学園短期大学要覧、及びウェブサイト等で表明するとともに、オープンキャンパスや大学説明会、入学式等で説明している。

学習成果は全学的な内容を評議会にて点検し、その方針に基づいて、学科・専攻会議で学習成果の達成状況や課題について情報を共有し、定期的に点検を行っている。学習成果と各方針間の整合性及び三つの方針の一体性を保つため、「高知学園短期大学ポリシー・マッ

プ」に基づき学習成果及び三つの方針の見直しなどを行い、評議会及び教授会で検証している。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科・専攻課程及び専攻科各専攻、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、自己点検評価委員会規程に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討している。その際、自己点検・評価報告書作成に向けた記録シートを活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。同委員会で作成された案は、最終的には自己点検評価検討会議を経て、報告書として公表されている。学習成果の査定については、短期大学及び各学科・専攻課程の「学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）」に査定の手法を明示することによって、教育の質保証を図っている。教員同士による授業参観と事後検討会、学科・専攻会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートの分析及び問題点の点検等によって改善に取り組み、PDCAサイクルによって教育の質の向上・充実を図っている。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針では、学習成果の「知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「知識や技能を習得し、教育目的に合致する資質と能力を獲得」する方針を示している。

授与する短期大学士の学位は、学校教育法の規定に基づく学位規則に定められ、平成30年度には英語表記も示すよう改正して運用しており、卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。卒業認定・学位授与の方針は、教授会や評議会、学科・専攻会議等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。

各学科・専攻課程は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。

成績評価は学則及び学習成果査定の方針に基づき、試験やレポート、授業等における取組状況等を総合して行っている。教育の質を保証するため、短期大学設置基準に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバスで示し、成績評価を実施している。なお、シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。

教養教育は、広い教養を身に付けることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、思考力やコミュニケーション能力、さらには実行力を養うことによって、社会に求められる教養ある人間を育成することを目的としている。

学習成果に基づいて入学者受入れの方針を掲げ、学生募集要項や学生生活と履修の手引き、高知学園短期大学要覧、大学案内アカデミックポリシー編、ウェブサイト等で示している。入学者選抜は、多様な選抜方法で入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正に実施されている。

短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す各項目を踏まえ、「知識・技能を身につけ、その内容と意義を説明する」、「適切な判断」、「自ら行動する」、「役割を果た

す」等のように具体的に示されている。

学習成果は、定期試験、レポート、授業への取組状況、学外実習先からの評価、社会活動への取組状況等、多様な点から測定し総合して評価している。授業科目に示した到達目標の状況の測定には、GPA 評価を導入し、その分布状況を分析している。卒業後の学習成果に関しては、全学科で進路先や学外実習先等から卒業生の取組状況を聴取し、学習成果の分析に活用している。

学習支援として、オリエンテーションやガイダンスを実施して学習の動機付けを図っている。基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が補習を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科・専攻課程、学生支援課を軸に事務局各課で相談にのるとともに、産業カウンセラー等資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。学生生活支援組織として、学生委員会やカウンセリング委員会があり、各学科・専攻課程における学生の生活支援ではクラス担任教員を配置して対応している。

就職支援は、就職委員会と学生支援課が互いに連携を密にしながら指導・支援を行っている。また、キャリアセンターにおいて、将来にわたる生活設計や社会貢献に対する意識の高揚を目的にキャリア形成支援に取り組んでいる。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備している。専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、及び教員の資格に関する内規を定め、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している。非常勤教員についても、非常勤講師規程を定め、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している。

専任教員は研究活動計画書を作成し、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている。研究費や研究旅費を予算編成方針や旅費規程等に基づいて支給し、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取組みに対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援している。FD活動は規程を整備してファカルティ・ディベロップメント委員会を設置し、毎年度全教員を対象とした研修会を実施している。FDに関する研究活動も推進し、FD・SD活動研究発表会の概要は、FD・SD活動報告書として公表している。

事務組織は規程に基づき整備され、責任体制は明確である。短期大学教育組織規程に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員は各部署での専門的な職能を有している。規程に基づきスタッフ・ディベロップメント委員会を設置し、外部団体主催の会議や研修プログラムへの参加等を通して、事務職員の事務能率の向上とともに、教育研究活動の支援を図っている。教職員の就業に関する諸規程は整備され、適切に管理されている。

校地・校舎面積については短期大学設置基準を満たしている。短期大学設置基準に基づ

いて講義室、演習室、実験・実習室、パソコン実習室を有し、各学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されている。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供の機能に加え、学生が自主学習をする場を整備し学習支援としての機能を充実させている。

固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については規程が整備され、また、施設設備や物品等も諸規程に基づき維持管理がなされている。危機管理については規程を定め、危機管理マニュアルを作成して対応している。防災対策には防災マニュアルを作成し、毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する講演会と避難訓練を実施している。コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策は、情報セキュリティポリシーに基づいて情報セキュリティ対策基準を定め、学生支援課を中心に対応している。

財務状況は、経常収支が学校法人全体及び短期大学部門ともに過去3年間収入超過である。教育研究経費比率は適正な水準で推移し、学生の教育に必要な経費について十分に配慮している。教育研究用の施設設備及び学習資源への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しており、法令等に規定される職務を行い、法人本部を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。理事長は会計年度終了後2か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、寄附行為に基づいて、理事長が招集し議長を務めている。寄附行為には、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めており、理事会は学校法人運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、学校法人運営や短期大学運営に必要な規程を整備している。理事については、寄附行為に基づき、適切に選任している。

学長は建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質保証と時代の変化に対応できる短期大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。短期大学運営に当たり、学長は学則及び教授会規程に基づき、教授会を短期大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、適切に運営している。

監事は、寄附行為に基づいて選任され、適切に職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、報告している。

評議員会は、理事定数の2倍を超える人数で構成され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報はウェブサイトにおいて公表・公開されている。

## 香蘭女子短期大学の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 設置者   | 学校法人 山内学園        |
| 理事長   | 坂根 康秀            |
| 学 長   | 坂根 康秀            |
| A L O | 濱田 尚志            |
| 開設年月日 | 昭和 33 年 4 月 1 日  |
| 所在地   | 福岡県福岡市南区横手 1-2-1 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科            | 専攻 | 入学定員 |
|---------------|----|------|
| ファッション総合学科    |    | 80   |
| 食物栄養学科        |    | 80   |
| 保育学科          |    | 150  |
| ライフプランニング総合学科 |    | 150  |
|               | 合計 | 460  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻      | 入学定員 |
|-----|---------|------|
| 専攻科 | テクニカル専攻 | 15   |
|     | 合計      | 15   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

香蘭女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月24日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学は、平成6年に建学の精神の解釈を見直し、「いかなる困難な場にあっても、創意・工夫を大切に、人を愛し、人から愛される自立した女性の育成」を建学の精神としている。建学の精神は教育理念としての学訓とともに、学生便覧、シラバス、大学案内、ウェブサイト等により学内外に表明されている。

地域の社会人や小学生に向けた公開講座、地域・社会の団体等との連携協定締結による連携活動や各学科の特性を生かした学生及び教職員によるボランティア活動等、様々な形で地域・社会への貢献を実施している。

各学科の教育目的・目標に基づき、それぞれの学習成果が明示され、短期大学としての学習成果も、「建学の精神から導かれた『創意・自立・敬愛』の学訓を基に、専門知識と技能及び社会人としての基礎能力を身につけている」と定められている。

学訓を基に、全学の三つの方針を関連付けて一体的に定めており、全学及び各学科の三つの方針は、学生便覧、シラバス、ウェブサイトに掲載している。

自己点検・評価のための組織として、学長を委員長とする教学活動点検委員会を設けている。平成28年度に高松短期大学との相互評価を行っている。自己点検・評価報告書及び相互評価報告書はウェブサイトにて公表している。

全学共通の学科（教育課程）レベルでの学習成果の査定の場合として、年度末に、1年生を審議の対象とする進級指導会議、及び2年生を審議の対象とする卒業認定会議を設け、各学科での会議と全学での会議の2部構成で行っている。

全学の卒業認定・学位授与の方針は、「創意・自立・敬愛」の学訓を基に定められ、各学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。

各学科の教育課程編成・実施の方針は各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は、各学科の教育目的・目標及び学習成果に応じて編成されている。全学及び各学科の入学者受入れの方針は、募集要項、大学案内、ウェブサイトにより表明されている。

各学科の学習成果は明確であり、学習成果の獲得状況については、各学科の学習成果に

応じた量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。また、学生調査として在学生調査や卒業時調査を実施し、学生の卒業後評価への取組みとしてアンケート調査等を行っている。

教員は、シラバスの「評価方法と評価基準」及び学期終了ごとの学科全学生成績順 GPA 一覧表を基に、学習成果の獲得状況を評価している。学習上の悩みなどの相談や指導助言は学科のクラスアドバイザーが中心となって対応しており、生活支援体制としてキャリア相談室、カウンセリングルーム等を設けている。「学生の生活指導・進路指導及び厚生に関する事項」について審議を行う学生指導委員会や就職支援のための就職推進委員会などを設置し学生を支援している。

各学科の専任教員数及び必要教授数はそれぞれ短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教員組織は適切に編制されている。専任教員は各自研究に精励しており、専任教員の学位、研究業績等についてはウェブサイトで公表されている。FD 活動は FD・SD 委員会規程に基づいて行われている。

事務組織は業務の責任体制を明確にしており、SD 活動は、FD・SD 委員会規程に基づく研修会等の実施のほか、外部研修会にも積極的に参加している。教職員の就業に関する諸規程を整え、教職員に周知している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を十分に満たしている。校舎は、中長期計画を基に教育研究環境の充実を図っており、講義室、演習室、実験室、実習室等は、教育課程編成・実施の方針に従って適切に整備されている。

規程に従い施設設備・物品を管理しており、情報環境の維持・管理や利用に関する事柄も規程に基づき適切に運営されている。火災、地震、防犯の対策については防災規程を整備し、避難訓練は学生・教職員合同で実施している。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支は支出超過である。経営の安定化に資する「短期大学経営戦略委員会」を設置して経営改善計画を推進している。

理事長は学長を兼任し、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解しており、全国の短期大学の動向や文部科学省政策を熟知し、短期大学をはじめ学校法人の発展に寄与している。理事長は、寄附行為に基づいて理事会を開催し、適切に運営している。

学長は教学運営の最高責任者として短期大学の先頭に立って教育活動に邁進し、現在の学生たちの傾向、動向等に関して授業及び学校行事等を介して知る努力を重ねている。教授会は、審議する内容等を教授会規程で規定し運営されている。

監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、学校法人の業務及び財産の状況について年度ごとに監査報告書を作成し、理事会及び評議員会へ提出し報告を行っており、適切に業務を遂行している。

評議員は理事定数の 2 倍を超える人数が選任されており、評議員会は私立学校法及び寄附行為に基づき理事長を含め役員の間問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイトで適切に公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 地域総合科学科であるファッション総合学科では、学習成果の発表の機会として、学園祭のファッションショーのほか、卒業・修了制作展としての市内の商業施設でのファッションショーにおいて、教員による評価だけでなく、外部からの審査員を招いたり、来場者へのアンケートを実施したりして、客観的に学習成果を測定するとともに、アンケート結果をその後の指導に生かしている。
- 食物栄養学科では、複数の産学連携協定において専門職務や立場を理解させる取組みを生かして基礎力や応用力の重要性を認識させ、また修得した知識を、連携協定を通じて学生自身に評価させる機会を与えており、栄養士の主たる業務である献立作成能力の養成に直結する取組みである。
- 保育学科の学習成果「実践力」、「協働力」、「たい力（体力・耐力・対力）」の獲得を支援する取組みとして「保育学科賞」という報奨制度を設けている。成績優秀者だけではなく、GPAが規定以上アップした学生、学園祭にてイベントの成功に貢献した学生、その他委員会活動にてリーダーシップを発揮した学生、出席率100パーセントの学生、教育実習・保育実習での評価が優れていた学生など複数の表彰項目を設けて、年度末に表彰を行っている。
- 地域総合科学科であるライフプランニング総合学科では、平成29年度の教育課程改定に伴いユニット制からメジャー制へ移行するとともに、卒業認定・学位授与の方針との関係をカリキュラムマップで示し、七つのメジャーごとに科目間のつながりと学びの時期をカリキュラムツリーに明示し、2年間の学びの可視化を図っている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。
- ライフプランニング総合学科では学科創設以来、学科独自の自己点検評価活動を定期的に行い、報告書の作成と報告会が実施され、それらを教育課程の改善に活用している。学習成果の可視化の取組みである「メジャー完成証」と「学習成果賞」は学生の意欲向上につながっている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 通常の教育課程に加え、学生の積極的な学び・研究・活動を応援するために「アクティブ・香蘭」を設け、活動に必要な資金援助をする制度を整備し、平成 17 年度から毎年、学生による取組みを採択し支援している。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 「学生 FD スタッフ」の配置、FD・SD カフェ（教職員の連絡会）の企画・運営のほか、非常勤教員を含む全授業の公開期間を設けている。また授業の顕彰・改善制度を取り入れるなど特長的な FD 活動を行っている。

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 学長は自ら授業を担当するほか、学校行事等を介して現在の学生たちの傾向、動向等に関して知る努力を重ねるとともに、日頃より教職員の意見を聴きながら職務遂行に努めている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- ファッション総合学科の「検定演習Ⅰ・Ⅱ」はシラバスに記載がない。当該科目のシラバスを作成し、学科の学習成果との対応関係、成績評価基準及び学習時間等を明確に示すことが求められる。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 余裕資金はあるものの、経常収支が、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間、支出超過であるので、財務改善計画に基づいて、財政の健全化に向けての取組みが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学は平成6年に建学の精神の解釈を見直し、「いかなる困難な場にあっても、創意・工夫を大切に、人を愛し、人から愛される自立した女性の育成」を建学の精神としている。さらに建学の精神を基に、簡潔に、学生に分かりやすく馴染み深いものとするため、教育理念として学訓「創意・自立・敬愛」を定め、建学の精神とともに、学生便覧、シラバス、大学案内、ウェブサイト、学内の学訓碑、学園の編纂物、教室への掲示により学内外に表明されている。

地域に向けた多様な公開講座、卒業生を対象としたリカレント教育「新任保育者研修会」、「管理栄養士国家試験受験準備講座」、地域・社会の団体等との連携協定締結による連携活動や各学科の特性を生かした学生及び教職員によるボランティア活動等、様々な形で地域・社会への貢献を実施している。

各学科の学習成果は、それぞれの教育目的・目標に基づき定められている。短期大学としての学習成果も、平成30年度に「建学の精神から導かれた『創意・自立・敬愛』の学訓を基に、専門知識と技能及び社会人としての基礎能力を身につけている」と定められた。

全学の三つの方針は、学訓を基に一体的に定めている。各学科の三つの方針は全学の方針を踏まえて定め、教育活動は三つの方針を踏まえて行っている。全学及び各学科の三つの方針は、学生便覧、シラバス、ウェブサイトに掲載している。

自己点検・評価のための組織として、規程に基づき、学長を委員長とする教学活動点検委員会を設けている。自己点検・評価活動の内容は、各学科の学科会議、各委員会、教学活動点検委員会、代表教授会での報告を経て、全教職員で共有している。平成28年度に自己点検・評価報告書を作成し、高松短期大学との相互評価を行っている。自己点検・評価報告書及び相互評価報告書はウェブサイトにて公表している。

全学共通の学科（教育課程）レベルでの学習成果の査定場として、年度末に、1年生を審議の対象とする進級指導会議、及び2年生を審議の対象とする卒業認定会議を設けている。それぞれ学科での会議と全学での会議の2部構成となっている。科目レベルでの学習成果の査定として、非常勤教員を含む全教員が全ての科目において「授業改善アンケート」を実施し、専任教員はその集計結果を基に「授業改善振り返りシート」を提出するとともに授業改善を図っている。さらに査定の手法について全学的に検討を行い、平成31年1月に新たにアセスメント・ポリシーを定め、内部質保証の充実に着手している。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

全学の卒業認定・学位授与の方針は「建学の精神から導かれた『創意・自立・敬愛』の学訓を基に、専門知識と技能及び社会人としての基礎能力を身につけ、所定の単位を修得し、各学科が定めたディプロマ・ポリシーを満たした人に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する」とし、各学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。

各学科の教育課程編成・実施の方針は各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応しており、教育課程は、各学科の教育目的・目標及び学習成果に応じて編成されている。履修規程にキャップ制を定めて単位数の上限を設けている。

就職推進委員会において「キャリア教育の方針」を定めており、職業への接続を図る職業教育として、全学共通の科目として各学科で「総合演習Ⅰ～Ⅳ」を設置し、就職ガイダンスやマナー講座などキャリア支援の教育を行っている。

全学の学習成果を踏まえ、全学の入学者受入れの方針は「入学後、本学の学生としての教養と専門知識および技能を身につける意欲がある人の入学を求める」と定められている。各学科の入学者受入れの方針もそれぞれの学習成果に対応しており、募集要項、大学案内、ウェブサイトにより表明している。

各学科の学習成果は明確であり、学習成果の獲得状況については、各学科の学習成果に応じた量的・質的データを用いて測定する仕組みを持っている。学生調査については、IR委員会を設け、短期大学コンソーシアム九州参加7短期大学による共通調査として1年生対象の在学生調査、2年生対象の卒業時調査を行っており、また、独自の入学時調査についてはその結果を「IR年次レポート」にまとめ改善点などを共有している。

学生の卒業後評価への取り組みとして、卒業生が在籍する「企業・園へのアンケート調査」及び就職先の担当者からの聞き取りを行っており、その結果は就職推進委員会及び代表教授会において報告し共有している。

教員は、シラバスの「評価方法と評価基準」及び学期終了ごとの学科全学生成績順 GPA 一覧表を基に、学習成果の獲得状況を評価している。しかしながら、ファッション総合学科の「検定演習Ⅰ・Ⅱ」はシラバスに記載がない。当該科目のシラバスを作成し、学科の学習成果との対応関係、成績評価基準及び学習時間等を明確に示されたい。また、シラバスには「授業内容」の15週目に試験等と記載されている科目があり、「評価方法・評価基準」の表記にばらつきがある。シラバス作成要領等を明示し、組織的なチェック体制が望まれる。

授業担当者間の意思疎通、協力調整の場として、FD・SD委員会による非常勤教員を交えた教育情報交換会を実施している。事務職員の学習成果獲得のための支援については、平成31年度より教務課・学生課を統合して学生支援課とし、学生支援課職員全員で履修及び卒業に至る支援を行う体制を整備した。

学習支援は、入学式後5日間の「オリエンテーション期間」を設定し、クラスアドバイザーが中心となり説明・ガイダンスを行っており、学習上の悩みなどの相談や指導助言は学科のクラスアドバイザーが中心となって対応している。なお、ライフプランニング総合学科は、クォーター科目とsemester科目が混在しているので、学生に分かりやすい行事

予定表等を作成し、周知されることが望まれる。

土・日・祝日や長期休暇中もパソコン教室等を開放しているが、5 限目終了時には閉室しているため、学生の自主学習のための施設については利用時間等に配慮されたい。

生活支援体制としてキャリア相談室、カウンセリングルーム等を設けている。奨学金制度が整備され、留学生への支援組織として国際化推進委員会を置いている。「学生の生活指導・進路指導及び厚生に関する事項」について審議を行う学生指導委員会や就職支援のための就職推進委員会などを設置し、進路支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

各学科の専任教員数及び必要教授数はそれぞれ短期大学設置基準に定める教員数を満たしている。また、各学科とも、主に実験、実習、演習教科の補助教員として助手を配置している。専任教員の職位は学位、教育実績、研究業績、制作物発表等その他の経歴等を含め、短期大学設置基準の規定を満たし、専任教員の学位、研究業績等についてはウェブサイトで公表している。専任教員の年齢構成の偏り・高齢化に課題があったが、かなり改善してきている。

専任教員は各自研究に精励している。専任教員の研究成果の発表のために研究紀要を発行し、研究活動に関する規程は整備されている。FD 活動は FD・SD 委員会規程に基づいて行われている。専任教員は 1 科目 1 コマ以上の授業公開を義務付けられてきたが、これに加え、平成 28 年度前期より、非常勤教員を含む全授業の公開週間を設けている。平成 30 年度から学生に対し授業に関する聞き取り調査を実施しており、FD・SD 委員会が 4 学科から各 3~4 名の「学生 FD スタッフ」を委嘱し行っている。

事務組織は業務の責任体制を明確にしており、各職員は専門的な職能を十分に有している。SD 活動については、FD・SD 委員会規程に基づく研修会等の実施のほか、外部研修会にも積極的に参加している。

教職員の就業については諸規程を整え、教職員に周知している。

校地・校舎面積は短期大学設置基準を十分に満たしている。校舎は、中長期計画を基に教育研究環境の充実を図っており、耐震化、バリアフリー化にも対応している。講義室、演習室、実験室、実習室等は、設置学科の教育課程編成・実施の方針に従って適切に整備されている。また、図書館も十分な蔵書があり、学習環境が整えられている。情報教育に対応するため、マルチメディア室（パソコン）をはじめ、語学自習室、図書館、ラウンジ室、キャリア相談室等に総数 280 台以上のパソコン・OA 機器を整備している。

規程に従い施設設備・物品を管理している。情報環境の維持・管理や利用に関する事柄は、情報機器・ネットワーク環境管理規程とその細則により定められ、運営されている。火災、地震、防犯の対策については防災規程を整備している。防災は、意識・技術の向上を図るため毎年、自衛消防訓練を実施し、外部の防火・防災講習会、救命講習会へも積極的に参加している。また、避難訓練は学生・教職員合同で実施している。

パソコン教室の更新の際には、情報端末利用運営委員会で各学科の教育に必要な設備を把握し、計画的かつ効果的な更新内容を協議している。各学科では、いずれも情報処理の入門教育が前期・1 期に行われ、その後、各学科の専門教育へと接続し、専門的な情報技

## 香蘭女子短期大学

術を修得することとしている。学生・教職員は情報共有方法として、電子メールやクラウドベースのコラボレーションツールのアカウントが全員に貸与されており、学生生活全般や研究・教育、日常業務に大いに活用されている。

財務状況は、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支は支出超過である。経営の安定化に資する「短期大学経営戦略委員会」を設置して経営改善計画を推進しており、計画に基づいて収支バランスの改善を図ることが望まれる。貸借対照表については過去から堅実な経営を行っているため、学校運営を行うのに十分な資産を擁している。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学長を兼任しており、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を十分に理解している。私立学校関係団体の役員を歴任しており、全国の短期大学の動向や文部科学省政策を熟知し、短期大学をはじめ学校法人の発展に寄与している。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催している。理事会は学校法人の業務を決しており、緊急を要する業務や日常の業務の決定は理事会の下に置かれた常任理事会で行われている。理事は私立学校法及び寄附行為に従って適切に選任されている。

学長は教学運営の最高責任者として短期大学の先頭に立って教育活動に邁進している。自らも授業を担当し、現在の学生たちの傾向、動向等に関して授業及び学校行事等を介して知る努力を重ねている。短期大学運営を円滑に行うため、審議機関として教授会を置き、その結果を勘案して学長が決定しており、教授会で審議する内容等は教授会規程で規定されている。教授会は代表教授会と学科教授会に分けられる。学科教授会は各学科構成員全員が参加して原則毎月開催されている。代表教授会は各学科選出委員、事務局選出委員及び学長指名委員からなり、原則毎月開催し、議事録を整備している。

平成30年度より常任監事を置き、適宜事務部門との業務の状況について意見交換し、公認会計士の実地監査の際には必ず同席し監査業務を行っており、教育情報等についても常任監事は各種委員会に出席し、教職員との面談を実施するなどして教育研究活動などの情報を得ている。監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるとともに、学校法人の業務及び財産の状況について年度ごとに監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会へ提出し報告を行っている。

評議員は、理事定数の2倍を超える人数が選任されており、評議員会は私立学校法及び寄附行為に基づき理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイトで適切に公表・公開されている。

## 西九州大学短期大学部の概要

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 設置者   | 学校法人 永原学園         |
| 理事長   | 福元 裕二             |
| 学 長   | 福元 裕二             |
| A L O | 平田 孝治             |
| 開設年月日 | 昭和 38 年 4 月 1 日   |
| 所在地   | 佐賀県佐賀市神園三丁目 18-15 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科       | 専攻 | 入学定員 |
|----------|----|------|
| 地域生活支援学科 |    | 100  |
| 幼児保育学科   |    | 90   |
|          | 合計 | 190  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

西九州大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月14日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

創設者によって起草された「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神は、教育理念である日々の努力精進を謳う「あすなろう」精神と結び付けられ、学内外に示され、教職員・学生に共有されている。また、創設当初から地域住民との交流の場を設け、地域の生涯学習の拠点としての役割を担っている。

短期大学及び各学科の教育目的は学則に示されている。学習成果は、到達度を評価できる具体的な学修到達目標として定められている。三つの方針は、毎年見直しを行っており、公表されている。アカデミックアセスメント・ポリシー、エバリュエーション・ポリシーも設定され、教育の質保証に対する教学マネジメント体制の充実が図られている。

自己点検・評価のための規程及び組織が整備され、毎年アクションプログラムの実施状況評価が全学的に行われている。定期的に認証評価の基準に基づく自己点検・評価の報告書が作成されている。

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神及び学習成果の双方向からの整合性を図って策定されている。教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針と一体的に策定され、各学科・コースはそれらを踏まえて共通教育科目群及び専門科目群によって教育課程を編成している。入学者受入れの方針は、学生募集要項等に明確に示されている。

学習成果の獲得に向けた学習支援は多様に取り組みされており、学習支援は入学前教育から始まり、継続的にクラス担任やチューターによって行われている。また、全教員が学習成果の獲得状況を把握して個別指導を行っており、成績不振者への指導を規程に位置付けて実施している。学生の学習成果の獲得状況は電子化された評価支援システムによって把握でき、データ処理も容易である。このデータを分析・解釈することで教育の効果の顕在化、教育の改善が可能となっている。生活支援は五つのサポート体制を構築して取り組まれている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、専任教員は適切に配置され、教育・研究に取り組み、研究等の業績は毎年ウェブサイト公表されている。事務組織は、業務遂

行上の責任体制を明確にし、各部署には学生の学習成果の獲得の向上に必要な経験と専門的能力を有するスタッフを配置している。FD 及び SD 活動に関する規程は整備され、共同で研修会が開催されており、教職員評価システムが試行されている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を充足しており、専門職業人の養成施設として必要な施設・設備を備えている。施設・設備、物品の維持管理は適切に行われ、火災・地震対策、防犯対策、コンピュータシステムのセキュリティ対策等も適切に行われている。地震対策として、旧校舎と食堂棟を建て替えている。学生の学習支援のために学内 LAN を整備して敷地内どこでも無線ネットワーク（Wi-Fi）の利用を可能としている。

財務状況は、学校法人全体で過去 3 年間、短期大学部門で過去 2 年間、経常収支が収入超過である。

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を具現化するため、中期目標・中期計画を策定し、学校法人の運営において陣頭指揮を執っている。理事長は学長を兼務しているため、経営面と教学面の両面においてリーダーシップが発揮できており、スムーズに意思決定できる管理運営体制が確立している。理事会は適切に運営され、認証評価に対する責任も果たしている。学長は、教学について最終的な責任を負っている。加えて、科目担当者として教育理念である「あすなろう」精神に基づく教育の実現に向けてリーダーシップを発揮している。教授会は学長が議長となり、「西九州大学短期大学部教授会規則」に定める事項について審議し、学長の権限と責任において審議事項の最終的な判断を行っており、教学運営体制は確立している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。評議員会は、寄附行為に基づいて適切に組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務情報をウェブサイト等で公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 創設者によって起草された建学の精神と教育理念である「あすなろう」精神が、三つの方針に貫かれており、必修の教養科目「あすなろう」系科目が開講され、理事長・学長自らがこれらについて語る機会を積極的に設けている。建学の精神、教育理念は、当

該短期大学の教職員及び学生に浸透している。

- 「昼間は大学生、夜は地域住民を教育する」という創設者の思いを継承し、建学以来、地域社会に生涯学習の機会を多様に提供し続けている。「健康福祉・生涯学習センター」による「エルダーカレッジ」は、多くの卒業生を輩出し、さらに各学科も授業と結び付け、自治体とつながりながら多様な地域貢献活動に取り組んでいる。

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果は学修到達目標としてその到達度を測定できるように定められている。これを踏まえて「三つの方針」が定められ、教育課程が編成され、教育の効果が評価される。そのために、アカデミックアセスメント・ポリシーとエバリュエーション・ポリシーも策定されている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 教育課程は、学科・コース別に各科目と学修到達目標を関係付けるカリキュラム・チェックリスト（カリキュラム・マップ）のほか、科目系統図、科目ナンバリングによって体系化され可視化できるようになっている。
- 電子システム化された評価支援システムで学習成果（学修到達目標）の査定を行っている。GPAによる成績評価だけではなく、学習成果の4要素ごとの学修到達度及びルーブリック評価による学生の自己評価を総合的に実施でき、学生も教職員も評価結果を把握・確認できるので、学生自身による学習課題の発見や教員による教育の改善に活用することができる。

[テーマ B 学生支援]

- 五つのサポート体制（オフィスアワー、チューター制度、健康相談、学生相談、ハラスメント相談）を構築するとともに、学生の履修や資格取得に関しては、全体指導で理解できない学生への個別指導を丁寧に行い、成績不振者に対する指導を規程に定めて履修指導の強化を教職協働で図っている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- 教職員の新しい人事評価システムとして「教育職員用ヒアリングシート」、「ティーチング・ポートフォリオ」、「事務職員用ヒアリングシート」、「スタッフ・ポートフォリオ」を導入し、学生同様に①態度・志向性、②知識・理解、③技能・表現、④実効性の四つの項目でルーブリックを作成している。自ら点検・評価できる客観的指標を取り入れたものである。

[テーマ B 物的資源]

- 校舎や食堂棟を建て替え、採光を取り入れた明るい環境のもと、子育て支援室、保育演習室、表現スタジオ等、十分な広さと機器・備品を備えた新たな校舎・教室等があり、

教育環境が充実している。

- 環境推進委員会を設置し、教授会等の会議資料のペーパーレス化、キャンパス間の会議への Web 会議システムの導入、太陽光発電設備の設置、学生・教職員による近隣地域の定期的な清掃活動等によって省エネルギー・省資源対策、地球環境保全に取り組んでいる。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- シラバスにおいて、15 週目の授業において定期試験を実施している科目があるので、改善が望まれる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

創設者によって起草された「高度の知識を授け、人間性の高揚を図り、専門知識と応用技術をもって社会に貢献し、世界文化の向上と人類福祉に寄与する人物を養成する」という建学の精神は、教育理念である日々の努力精進を謳う「あすなろう」精神と結び付けられて学内外に示され、教職員・学生に共有されている。

創設当初より地域住民との交流の場を設け、地域の生涯学習の拠点となっている。学校法人全体として「地域大学宣言」を行い、リカレント教育・研究推進本部を設けて、リカレント教育・産学官民連携事業の推進に取り組んでいる。

学則には短期大学及び各学科の教育目的が示されている。学習成果は、建学の精神及び教育目標の具体的な到達目標として機関レベルと各学科・コースの教育課程レベルで設けられ、それぞれの学修到達目標を定めている。

三つの方針は、毎年の見直しの上、公表されている。アカデミックアセスメント・ポリシー、エバリュエーション・ポリシーも設定され、教育の質保証に対する教学マネジメント体制の充実が図られている。学科・コースの卒業認定・学位授与の方針は、科目系統図の中で分野別科目群との直接的な関係付けがなされており、三つの方針を踏まえた教育活動が行われている。

自己点検・評価のための規程及び組織が整備され、毎年アクションプログラムの実施状況評価が全学的に行われ、4年ごとに認証評価の基準に基づく自己点検・評価の報告書が作成されるが、全教職員による自己点検・評価の日常化、定期的な結果の公表等の取組みが望まれる。学習成果（学修到達目標）を評価する仕組みが構築されているが、この仕組みはまだ途上の段階であり、今後の精緻化と徹底が期待される。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、建学の精神及び学習成果の双方向からの整合性を図って策定され、「Campus Life Handbook」、ウェブサイト等に示されている。各学科・コースの卒業認定・学位授与の方針は学習成果（学修到達目標）に対応しており、学則に卒業の要件・成績評価の基準・主要な資格取得の要件を明確に示している。

各学科・コースの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針と一体的に

策定されている。シラバスには必要な項目を明示しているが、15週目の授業において定期試験を実施している科目があるので、改善が望まれる。各学科・コースは、短期大学設置基準にのっとり、共通教育科目群及び専門科目群によって教育課程を編成している。その中で、職業教育が実施されているが、その効果測定やそれに基づく改善の取組みは実習以外の科目についても取り組まれない。

各学科・コースの入学受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針を達成するために、受入れの際に教育上必要とされる内容を示している。学生募集要項、ウェブサイト等に、入学に必要な経費、授業料とともに明確に示されている。また、包括連携協定を結ぶ高等学校等から意見を聴取する場を設け、毎年定期的な点検を実施し、改善に取り組んでいる。

学習成果は、学修到達目標及びその評価指標であるルーブリックとして策定されている。学習成果の獲得状況は、各科目の成績評価に基づく能力要素別の学修到達度と、学習成果の評価指標（ルーブリック）による自己評価の二つの評価軸によって測定されている。学生の卒業後評価は、各学科とも学生支援課と協力して3年ごとに「卒業生の勤務状況に関するアンケート」を実施し、また、実習巡回先等で意見聴取し、各種委員会で共有され、授業や教育課程の改善、学習成果の点検に活用している。

学習成果の獲得に向けて、学習支援は入学前教育から始まり、継続的にクラス担任やチューターによって行われている。また、全教員が学習成果の獲得状況を把握して個別指導を行っており、成績不振者への指導を規程に基づいて実施している。学生の学習成果の獲得状況は電子化された評価支援システムによってデータ処理が容易になり、そのデータを分析・解釈することで教育の効果の顕在化、教育の改善が可能となっている。今後、学生への理解を促進させ、評価支援システムを活用した学習支援の充実がさらに期待される。学生支援環境として修学支援・キャリア・学修の三つのポートフォリオが整備されているが、十分有効活用されていない。

生活支援は、オフィスアワー、チューター制度、健康相談、学生相談、ハラスメント相談の五つのサポート体制を構築し、多様に行われている。留学生には、借り上げアパートの準備、国家試験対策等の勉強会等の学習・生活支援が実施されているが、更なる留学生支援体制の整備が期待される。

進路支援は、進路ガイダンスや個人面談、リクルートブース（就職資料室）の整備等が行われている。各学科・コースは基礎学力アップ対策、資格・検定等の試験対策講座等を実施している。進学支援は、併設大学の教員による進学説明会が実施され、他大学への編入学に関する情報はリクルートブースに備えられている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を充足している。教員は資格・業績と経験に基づいて適切に配置している。専任教員は学科の教育課程編成・実施の方針に基づく教育・研究に取り組み、研究業績等は毎年ウェブサイトに公表されている。事務組織は、業務遂行上の責任体制を明確にし、各部署には学生の学習成果の獲得の向上に必要な経験と専門的能力を有する職員を配置している。SD活動については、規程に基づき適切に行われ、FD委員会と連携を図り合同の学内研修会も開催している。人事・労務管理は諸規程に基づいて適切に

行われ、教職員評価システムが試行されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、専門職業人養成施設として必要な施設・設備を備えている。施設・設備、物品の維持管理は適切に行われ、火災・地震対策、防犯対策、コンピュータシステムのセキュリティ対策等も適切に行われている。教職員・学生による防災避難訓練を実施している。地震対策として、旧校舎と食堂棟が建て替えられ、教育環境は充実している。学内の無線ネットワークも整備されている。なお、学習成果の評価支援システム等、教職員や学生のネットワークの活用が必須なので、情報機器の操作等、技術的支援体制の拡充が期待される。

財務状況は、学校法人全体で過去3年間、短期大学部門で過去2年間、経常収支が収入超過である。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を具現化するため、中期目標・中期計画を策定し、学校法人の運営において陣頭指揮を執っている。理事長は学長を兼務しているため、経営面と教学面の両面においてリーダーシップが発揮できており、双方の意向を機能的に結び付けて、意思決定もスムーズにできる管理運営体制を確立している。理事会は適切に運営され、認証評価に対する責任も果たしている。

学長は規程に基づき、教学について最終的な責任を負っている。加えて、科目担当者として教育理念である「あすなろう」精神に基づく教育の実現に向けてリーダーシップを発揮している。また、教授会は学長が議長となり、「西九州大学短期大学部教授会規則」に定める事項について審議し、学長の権限と責任において審議事項の最終的な判断を行っており、教学運営体制は確立している。

監事は、寄附行為に基づき選任されている。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適切に監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。教学面の監査についても可能な範囲で取り組む努力をしている。

評議員会は、寄附行為に基づいて適切に組織されており、複数回開催され、評議員会は理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

教育情報については、学校教育法施行規則の規定に基づいてウェブサイトや刊行物等に公表している。また、私立学校法の規定に基づいて財務情報をウェブサイト等で公開している。

## 長崎女子短期大学の概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 設置者   | 学校法人 鶴鳴学園       |
| 理事長   | 原田 雄司           |
| 学 長   | 玉島 健二           |
| A L O | 武藤 玲路           |
| 開設年月日 | 昭和 41 年 4 月 1 日 |
| 所在地   | 長崎県長崎市弥生町 19-1  |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 生活創造学科 |    | 100  |
| 幼児教育学科 |    | 100  |
|        | 合計 | 200  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

長崎女子短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月14日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神、「鶴九阜（きゅうこう）に鳴きて声天に聞こゆ」に基づいた教育理念から、「尽心・創造・実践」の教育目標（学訓）を定め、「建学の精神」・「教育理念」・「教育目標（学訓）」を明確に位置付け、学内外に公表している。建学の精神に根ざした全学的な取り組みとしての公開講座やボランティア活動などが自治体・企業等との連携を生かして展開されている。建学の精神、教育理念に基づく全学の教育目標（学訓）、学科及び学科の下に設定したコースの教育目標は、三つの方針と併せて、「教育システム総覧」に一体的・体系的に示され、学内外に表明されている。教育活動は、「教育システム総覧」、「評価指標査定方針」等に従って実施されている。また、学習成果と成績評価の関係はシラバスに明記され、成績評価には学習成果の到達度が的確に反映されている。

自己点検・評価は規程に基づき、種々のフローチャートを活用して毎年定期的を実施し、公表している。

教育課程は、学習成果に対応して定められた卒業認定・学位授与の方針に従い、体系的に編成されている。教養教育及び、職業教育において、特色のある科目が設置され複数の優れた取り組みがなされている。学科・コース別のカリキュラムフローチャートで、学習成果に対応した科目群をナンバリングとともに明示しており、さらにシラバスで各科目と学習成果との関連を示し、学生自身が学習計画や学習成果の獲得状況把握の参考にできる。また、シラバスは、教務課職員による確認・点検がなされ、組織的に教育の質の保証及び向上に努めている。

教育の質の保証に関する「評価指標査定方針」及び「評価指標測定時期を示すアセスメントマップ」に基づいて、学習成果を4段階で査定する仕組みを構築し、多角的な測定を行い、可視化を図っている。さらに各段階において、学内外の評価結果も含む多様な質的・量的データを収集、活用している。また、卒業後の就職先調査の回収率も高く、短期大学と就職先との良好な関係が築かれている。

学生支援は、学生寮の設置や多彩な独自の奨学金制度により生活支援と経済支援を積極的に行っている。教育資源の活用に関して、図書館利用を促進するための種々の工夫が行

われている。

キャリア支援センター（委員会）を設置し、学科・コースの教員と連携・協働しながら進路支援を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を満たしており、非常勤教員も含めて教育課程編成・実施の方針に基づき適切に配置されている。教員は研究成果発表の機会と研究室が確保されており、論文発表・学会発表等の研究活動を積極的に行っている。

事務組織は、事務組織規程を整備し、責任体制は明確である。FD・SD活動については、FD・SD委員会規程を策定し、各種の研修会等を通じて教育及び職務遂行の質の向上を図っている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、授業実施に必要な講義室、個人レッスン室、実験・実習室等が整備されている。図書館は、適切な面積を有し、購入図書選定システム及び廃棄システムの規程に基づき関連図書を整備している。

施設設備は、鶴鳴学園固定資産及び物品管理規程、備品管理内規を整備し、適切に維持管理されている。火災・地震・防犯対策に関しては、防災管理規程と危機管理マニュアルを整備し、避難訓練を実施している。情報機器や学内LANとサーバー等のネットワークシステムを整備し、それらのセキュリティ対策も講じている。省エネルギー・省資源対策は、照明のLED化に着手するとともに意識涵養も図られている。

財務状況は、学校法人全体で過去2年間、短期大学部門で過去3年間、経常収支が収入超過である。短期大学の状況を客観的に分析し、学校法人全体及び短期大学部門の経営実態、財務状況を把握しつつ、毎年、事業計画を作成している。

理事長は学校法人の代表として、建学の精神にのっとり学校法人の運営を統括するとともにその発展に尽力している。学長は、教授会や多数の委員会の統括に加え、学生の意見聴取や学生指導などの学生支援にも積極的に関わり、短期大学の教学運営の最高責任者としての役割を遂行している。

監事は、学校法人の業務及び財産の状況について、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行い、さらに教育活動への助言も行っている。評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として適切に機能している。

学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育研究活動の情報及び財務情報を、ウェブサイトにて公表、公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

### [テーマ B 教育の効果]

- 各学科とも全学の教育目標（学訓）「尽心・創造・実践」に対応した、6項目の学習成果を定め、独自の評価指標査定方針及び評価指標測定時期を示すアセスメントマップに基づき、4段階（学生個人・授業科目・教育課程・機関）のレベルの学習成果の査定手法を確立し、外部の検定試験等を含む多様な評価指標により学習成果を測定・評価している。

### [テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- 生活創造学科栄養士コースの授業科目である1年生の「長崎食育学」（栄養士養成の教育支援に長崎の食育を取り入れた専門科目）及び2年生の「卒業研究」を組み合わせた「卓袱料理試食会」（おもてなしの心と伝統的な料理を伝承する目的で開催される試食会）は、地域の食文化に親しみ伝統の継承を図るとともに、調理を担当する2年生が学習成果を1年生に示すことができ、コース内でも学びの継承ができています。

### [テーマ B 学生支援]

- 離島及び通学困難地域出身の学生に対する「学生寮費減免制度」や、家計を支える保護者の失職等の理由で就学困難な学生に対する「経済支援奨学金制度」など、独自の奨学金制度を多数設け、経済支援を積極的に行っている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### [テーマ A 教育課程]

- 単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示することが求められる。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神、「鶴九阜（きゅうこう）に鳴きて声天に聞こゆ」に基づいた教育理念から、「尽心・創造・実践」の教育目標（学訓）を定め、「建学の精神」・「教育理念」・「教育目標（学訓）」を明確に位置付けており、これらは学内外に公表されている。

地域連携推進センターを中心に展開している地域貢献活動については建学の精神の下、全学的に取り組んでいる。特に、長崎市、南島原市等と連携し、地域が抱える課題に応じて年間を通して公開講座やボランティア活動を積極的に実施している。また、短期大学コンソーシアム九州（略称「JCCK」）及び九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（略称「QSP」）による大学間連携を通して、地域貢献等に関する新展開が期待されている。

建学の精神、教育理念に基づく全学の教育目標（学訓）「尽心・創造・実践」、学科及び学科の下に設定したコースの教育目標は、卒業認定・学位授与の方針をはじめとする三つの方針と併せて、教育システム総覧に一体的・体系的に示され、学内外に表明されている。教育活動は、教育システム総覧、評価指標査定方針、アセスメントマップに加えて、内部質保証フローチャート及び PDCA サイクルフローチャートに従って実施されている。また、学習成果と成績評価の関係はシラバスに明記され、成績評価には学習成果の到達度が的確に反映されている。

自己点検評価室規程に従い、内部質保証フローチャート及び 6 種類の PDCA サイクルフローチャートに基づく自己点検・評価を毎年定期的の実施し公表している。特に、評価においては関係高校連絡協議会等の外部からの意見も取り入れている。

教育の質の保証については評価指標査定方針及び評価指標測定時期を示すアセスメントマップに基づいて、①学生個人レベル、②授業科目レベル、③教育課程レベル、④短大機関レベルの 4 段階で、学習成果の獲得状況を査定する手法及びこれらの学務データを管理する学務システムを開発し、学内外の評価結果を用いて総合的・定期的に点検している。学生個人の学習評価及び成果の到達度等の情報を全教職員が学務システム上で閲覧・出力可能にしていることで、きめ細かな指導を実現させている。ただし、情報の種類によっては閲覧制限を検討すると同時に教職員の守秘義務の徹底等の整備が望まれる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

教育課程は、全学的な学習成果に対応して定められた卒業認定・学位授与の方針に従い、6項目（①誠実性・真摯性②多様性・協働性③知識・技能④思考力・判断力・表現力・創造力⑤主体性・自立性・実行力⑥就業力・貢献力）で示される学習成果が社会に適応し地域社会に貢献できるレベルに達することができるよう編成されている。卒業認定・学位授与の方針は全学的な学習成果を踏まえて学科及び学科の下に設定したコースごとにも定められており、教育システム総覧で相互関係と全体像が示されている。

学科・コース別の、カリキュラムフローチャートで、学習成果に対応した科目群をナンバリングとともに明示しており、さらにシラバスで各科目と学習成果との関連を示し、学生が学習計画を立てる際や学習成果の獲得状況把握の参考にできる。また、シラバスの作成は授業担当者任せではなく、教務課職員が確認・点検することで組織的に教育の質の保証及び向上に努めている。なお、単位の計算方法について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることを学則に明示されたい。

教養教育及び、職業教育において、特色のある科目の設置及び取組みが見られる。特に、1年生の「長崎食育学」と2年生の「卒業研究」を組み合わせた「卓袱料理試食会」は、地域文化の継承とともに、2年生が1年生に学習成果を示すことで学内における学びが引き継がれていく機会にもなっている。

入学者受入れの方針は、教育目標（学訓）「尽心・創造・実践」に基づく学習成果の到達目標及び卒業認定・学位授与の方針に従い、学生募集要項、大学案内、ウェブサイトにも明確に示している。

学習成果は「学生個人レベル」、「授業科目レベル」、「教育課程レベル」、「短大機関レベル」の4段階で査定する仕組みを構築し、多角的な測定を行い、可視化を図っている。さらに各段階において、多様な質的・量的データを収集、活用している。

卒業後評価の取組みにおいて、就職先調査の回収率が高く、回収の努力とともに短期大学と就職先との普段からの良好な関係が築かれている。

学生支援については、学生寮の設置や多彩な独自の奨学金制度により生活支援と経済支援を積極的に行っている。教育資源の活用に関して、図書館利用を促進するための種々の工夫が行われている。特に、図書館をよく利用する学生とそうでない学生の二極化という課題を認識し、検討が進められている。学生の意見・要望に対して学友自治会定期総会において事務局長、学生委員長、場合によっては学長が直接説明する機会を設けており、学習成果の獲得に向けた学生支援体制が確立している。

キャリア支援センター（委員会）を整備し、学科・コースの教員と連携・協働しながら進路支援を行っている。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準が定める教員数を満たしており、非常勤教員も含めて教育課程編成・実施の方針に基づき適切に配置されている。教員は研究成果発表の機会と研究室が確保されており、論文発表・学会発表等の研究活動を積極的に行っている。

事務組織は、事務組織規程に示される各課担当部門所掌の業務を適切に処理しながら、

繁忙期には所属部門にこだわらず柔軟に対応している。FD・SD 活動については、FD・SD 委員会規程を策定している。全教員対象の FD 研修会等を通じて教育の質の向上に努め、また、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを基本として職員の知識や資質の向上を図っている。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を満たし、教育課程に基づいて授業実施に必要な講義室、ピアノ演習室（個人レッスン室）、実験・実習室等が整備活用されている。特に、カステラ用の特殊なオーブンを備えた調理実習室は、授業以外に公開講座や外部主催の講演会等でも十分使用できる設備となっている。図書館は、適切な面積を有し、購入図書選定及び廃棄に関する規程に基づき関連図書を整備している。

施設設備は、固定資産及び物品管理規程、備品管理内規を整備し、適切に維持管理されている。火災・地震・防犯対策に関しては、防災管理規程と危機管理マニュアルを整備し、全学的及び学生寮での避難訓練をそれぞれ年 1 回実施している。コンピュータシステムのセキュリティ対策も講じられている。省エネルギー・省資源対策は、平成 30 年度に環境省関連の補助事業である「CO2 削減ポテンシャル診断事業」の下、体育館及び 2 号館ロビーの照明を LED 化し、学友自治会の協力も得て学生への省エネルギー意識の涵養も図っている。

在学生、教職員には学内ネットワークを通して、電子メール等の各種のネットワークサービスを提供している。また、学科及び学科の下に設定したコースの教育課程編成・実施の方針に基づき、全ての学生に対し情報処理に関する授業を実施し、情報技術修得の機会を提供している。

財務状況は、学校法人全体で過去 2 年間、短期大学部門で過去 3 年間、経常収支が収入超過である。余裕資金もあり、教育研究経費比率も適切な水準である。

短期大学の状況を客観的に分析し、毎年、学校法人全体及び短期大学部門の経営実態、財務状況を把握し、事業計画を作成している。なお、生活創造学科の収容定員の充足状況については、具体的な数値目標を含む中・長期計画の策定・推進など、更なる学生募集対策が望まれる。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学園創始者が掲げた建学の精神にのっとり、学校法人の代表として、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事会は認証評価に対する役割を果たし、また、学校法人及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

学長は、学長任用規程に基づき選任され、教授会の運営はもとより、原則週 1 回開催される運営委員会をはじめ、多数の委員会に出席している。また、学友自治会定期総会の場合には学生の意見や要望に対し丁寧の説明するなど、短期大学の教学運営の最高責任者としての役割を遂行している。

監事は、毎月開催される学園合同会議に出席して業務状況を把握するとともに、寄附行為の規定に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況については毎会計年

## 長崎女子短期大学

度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、2 年生が行うゼミナール発表会や卒業研究発表会等にも出席して感想を述べるなど、教育活動への助言も行っている。

評議員会は、理事、職員、卒業生及び学識経験者を含め、理事定数の 2 倍を超える評議員で組織され、私立学校法及び寄附行為の規定に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に機能している。

学校法人及び短期大学は、学校教育法施行規則及び私立学校法の規定に基づき、教育研究活動等の状況についての情報及び財産目録等の財務情報を、ウェブサイトにて公表、公開している。



## 長崎短期大学の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 設置者   | 学校法人 九州文化学園      |
| 理事長   | 安部 直樹            |
| 学 長   | 安部 恵美子           |
| A L O | 陣内 敦             |
| 開設年月日 | 昭和 41 年 4 月 1 日  |
| 所在地   | 長崎県佐世保市椎木町 600 番 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科            | 専攻     | 入学定員 |
|---------------|--------|------|
| 食物科           |        | 60   |
| 保育学科          | 保育専攻   | 100  |
| 保育学科          | 介護福祉専攻 | 20   |
| 国際コミュニケーション学科 |        | 60   |
|               | 合計     | 240  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻   | 入学定員 |
|-----|------|------|
| 専攻科 | 保育専攻 | 10   |
|     | 合計   | 10   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

長崎短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月4日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である「高い知性と豊かな教養を持つ」、「たくましい意志と健康な身体を養う」、「日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につける」に基づき全学の教育目標を、「心豊かな人間力」、「確かな専門知識や技能」、「コミュニケーション能力」、「課題解決能力」、「主体的に学ぶ力」を学生が身に付ける五つの力として定め、学内外に表明している。

これらの教育目標は学習成果として、全学の卒業認定・学位授与の方針にまとめられている。さらに各学科・専攻課程の三つの方針は全学の三つの方針を踏まえて一体的にまとめられ、組織的な議論を経て学内外に公表されている。

自己点検・評価委員会を組織し、自己点検・評価活動は全教職員が従事し、毎年度、自己点検・評価報告書を作成しウェブサイトに掲載している。さらに、三つの方針に対するPDCAサイクルに基づいた教育の質保証が図られている。

全学の卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針はそれぞれ五つの力を「人材養成の到達目標」と定め、学習成果としている。学科・専攻課程の教育課程は体系的かつ系統的に編成され、専門教育科目と教養科目の関連も明確である。産業界・地域との強いつながりの中で授業や行事が運営され、学生が高い意識でそれらに取り組んでいる。教養教育に「茶道文化」を取り入れ全学で取り組んでおり、学生が建学の精神を身に付けることに大いに効果を上げている。

全学及び各学科・専攻課程の入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針の五つの力に到達することが期待できる学生像として策定しており、学習成果に対応している。学習成果の量的・質的評価の面では、様々な測定ツールが用いられており、卒業認定・学位授与の方針と卒業目標のベンチマーク化が継続的に検討されている。卒業後評価として、就職実績を含む事業所に対して「大学教育の成果に関するアンケート」を実施し、その結果を教育改善等に生かしている。

教員による学習成果の獲得状況の把握は、シラバスの成績評価基準に基づいて行われ、卒業判定に利用されており、ルーブリック評価も一部導入され、クラスアドバイザー制度による支援体制が確立されている。事務職員は、学習成果の獲得に向けた学習支援を教職

協働で行っている。学生支援は、地域活動、ボランティア活動等が推奨されており、茶道教育の一環として開催される茶道大会は特筆に値する。留学生も多く受け入れ、奨学金制度も充実しており、十分な支援体制が整えられている。学生の就職支援については、就職支援講座等も実施し、資格を生かした就職は高い割合で推移している。

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置し、専任教員の研究活動はウェブサイトにおいて公開されている。事務組織は、管理・運営に関する諸規則が整備されており、責任体制・事務分掌が明確となっている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室・演習室・備品等が整備されている。図書館を地域住民にも開放し、地域の学習センターとしての役割を担っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策が行われており、全ての学生と教職員が個別のIDを持ち、情報共有・閲覧ができるようLANを整備している。

財務状況は、経常収支が学校法人全体、短期大学部門ともに過去3年間収入超過である。教育研究経費比率は適正に推移し、社会のニーズに合った学科の構築という将来像を実現し、経営体質の強化を図っている。

学校法人九州文化学園は昭和20年に設立され、現在は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、専門学校等を有する総合学園である。理事長は、理事会を中心とした学校法人の健全な管理運営体制を確立している。外部理事の任用については、学外の企業役員を選任しており、学校法人が健全に運営されるように努めている。理事長は私立学校法、寄附行為、理事会規則に基づき理事会を開催し、地域に根ざした学園像を築き、リーダーシップを発揮している。

学長は、教学体制を確立するために、運営会議と教授会を組織し、その審議結果を受け、教育研究機能を最大限に発揮できるよう教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。

監事は寄附行為に基づき選任され、各学校を随時訪問し、職員個別面接、管理職面接等を行うなどして業務進捗状況及び財産状況を適宜監査し、その結果を理事会と評議員会で報告している。評議員会は、寄附行為の規定に基づき、寄附行為に定める評議員で組織され、理事長を含め役員との諮問機関としての役割を果たしている。

情報公開については、ウェブサイトにて教育研究活動、財務情報、自己点検・評価報告書を公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。自己点検・評価の結果は、毎年の自己点検報告書に詳しく記載され、改革改善の方向性を明瞭にしている。また、改革改善策を進めた結果、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ1「教育の質的転換」として、平成26年度以降、毎年採択されるという実績を上げている。
- 学習成果査定の信頼性を上げるため、卒業認定・学位授与の方針の五つの「資質・能力別の人材育成の到達目標」、及び五つの到達目標の具体を示したベンチマーク項目と Semester 到達目標の設定や、建学の精神、学科・専攻課程の教育目的、卒業認定・学位授与の方針等の相互関連の確認と問題点の抽出を目的とする、カリキュラムマップ（カリキュラムマトリックスとカリキュラムフローチャート）の設定、さらに総まとめ科目となるキャップストーン科目を全ての学科ごとに定めるなど、実効力を備えたアセスメント・ポリシーを定めている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 資格の取得率及びインターンシップ・海外留学への参加率が高いことは、地域及び産業界との連携を図り社会性と国際性の豊かな教育が行われていることを証明している。また進路先へのアンケート結果は、地域・産業界から短期大学及び卒業生への信頼が厚いことを示している。

[テーマ B 学生支援]

- 学則第1条「地域社会の発展に寄与する」、及び次の50年に向けた短期大学の姿勢を表明した「三つの未来宣言」にあるとおり、学生の地域活動、地域貢献、ボランティア活動等の場を積極的に提供している。特に佐世保市などの自治体や地元企業と連携したプロジェクト型学習である「Awesome Sasebo! Project」は、活動等が科目に含まれており、一歩踏み込んだ地域との共生活動を通じた学生支援が行われている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- シラバスの書式は整理されているが、担当教員によってシラバスの内容にばらつきがある。委員会などにシラバスのチェック機能を設け、記載内容・フォーマット等の統一を図ることが望ましい。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD/SD 研修会は実施されているが、FD 活動や SD 活動の目的や実施体制等を規程に明記し、組織的・継続的な取組みにすることが望まれる。

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「高い知性と豊かな教養を持つ」、「たくましい意志と健康な身体を養う」、「日本人の誇るべき徳性と品格の香り高さを身につける」に基づき、短期大学の教育目標を学生が身に付ける五つの力（「心豊かな人間力」、「確かな専門知識や技能」、「コミュニケーション能力」、「課題解決能力」、「主体的に学ぶ力」）として定め、全学の卒業認定・学位授与の方針に明示している。様々な機会を通して学内外に表明し、教職員及び学生に共有が図られている。建学の精神の定期的な確認については、教授会、自己点検・評価委員会、大学改革委員会等で行われており、現代に適合させるための取組みが行われている。

開学 50 周年記念事業として、学生・地域・国際化をキーワードとした「三つの未来宣言」を採択し、次の 50 年に向けた短期大学の姿勢を表明し、キャンパスガイドやウェブサイト学内外に広く周知が図られている。また、文部科学省「大学教育再生加速プログラム」(AP) に採択されたプログラム「Awesome Sasebo! Project」により、地域社会の要請に応じた人材養成のため、地域を支える中堅人材育成への教育改革に取り組んでいる。

全学の教育目標及び卒業認定・学位授与の方針を踏まえ、学科・専攻課程ごとの学習成果は「能力、資質・能力別の人材育成の到達目標」として、到達目標の具体を示したベンチマーク項目とともに、卒業認定・学位授与の方針にまとめられ、具体的な取組みをしている。学習成果の学内外の表明も適切になされている。

三つの方針と五つの学習成果については、一体的な到達目標が定められており、全教職員対象の FD/SD 研修会のほか、教授会、大学改革委員会などでの組織的議論が定期的開催されており、クラスアドバイザーを通じた学生への伝達や、ウェブサイトにより公開されている。

自己点検・評価については、学則に基づき自己点検・評価委員会を組織し、毎年度、自己点検・評価報告書を作成しウェブサイト公開している。自己点検・評価活動は全教職員が従事し、教育活動組織及び校務分掌は PDCA サイクルを用いて点検され、教授会における報告を経て改善に努めている。三つの方針に対する PDCA サイクルに基づいた教育の質保証が図られている。

学習成果の査定については、学科・専攻課程ごとに「長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」が策定されている。卒業認定・学位授与の方針が掲げる能力・資質を評価するためのベンチマークとセメスター到達目標を設定し、さらに

全ての教育課程の最終学期に学修総まとめ科目（キャップストーン科目）を配置した。特に、キャップストーン科目の総合的な学習成果の確認は、ルーブリック評価によって定期的に点検がされており、積極的に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

各学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの専門性や養成する人材の特質を反映させた五つの力を「人材養成の到達目標」と定め、学習成果としている。学科・専攻課程の教育課程は体系的かつ系統的に編成され、専門教育科目と教養科目の関連も明確である。産業界や地域との強いつながりの中で様々な授業や行事を運営しており、学生が高い意識でそれらに取り組んでいる。クォーター制学事暦の導入や地域貢献を目的とした「Awesome Sasebo! Project」に関連する新科目の改定など、教育課程や各種行事の工夫により、インターンシップや留学の高い参加率にその効果が表れている。教養科目に「茶道文化」を取り入れ、全学で取り組んでおり、学生が建学の精神を身に付けることに大いに成果を上げており、学生からの評判も良好である。全学及び各学科・専攻課程の入学者受入れの方針は、学習成果に対応し、卒業認定・学位授与の方針の五つの力に到達することが期待できる学生像を明示しており、学生募集要項やウェブサイト等で表明している。

シラバスの書式は整理されているが、担当教員によってシラバスの内容にばらつきがある。委員会などにシラバスのチェック機能を設け、記載内容・フォーマット等の統一を図ることが望ましい。

学習成果の量的・質的評価の面では、学生の自己評価、カリキュラムマトリックス、GPA分布、授業アンケート、卒業認定・学位授与の方針と学習成果可視化テスト（PROG）の紐づけ結果という5点の測定ツールを用いている。卒業認定・学位授与の方針と卒業目標のベンチマーク化については継続的に検討されており、PROGに代わるコンピテンシーの測定方法の検討と合わせ、更なる向上・充実に努めている。

卒業後評価として、就職実績を含む事業所に対して「大学教育の成果に関するアンケート」を実施し、回答率も高く、その結果を教育改善等に生かしている。

三つの方針の学内周知については学生便覧のほか、各教室への掲示も併用するなどして対応されているが、更なる周知が望まれる。

教員による学習成果の獲得状況の把握は、シラバスの成績評価基準に基づいて行われ、年度末の卒業判定に利用されている。ルーブリック評価による把握も既に実施されており、具体的な取組みがなされている。事務職員は、学生支援課をはじめとする各担当部署の管轄活動を通じ、学習成果の獲得に貢献するとともに、教職協働で教育改善活動にも取り組んでいる。図書館を使った情報収集や、ウェブサイト履修等のインターネット環境も整えられており、教職員は学内の教育資源を有効に活用している。

入学前教育の案内を含む学習支援は適切に行われており、学生の学習の動機付けに焦点が置かれている。また、学習成果獲得に向けて、アクティブポータル（ウェブサイト上の教務システム）やクラスアドバイザー制度による支援体制が確立されており、積極的な取組みがなされている。学習進度の違いのある学生に対しても、習熟度別のクラス編成や補習授業等の配慮がなされている。

学生の生活支援については、学生支援課、入試募集・就職課の事務組織、学生委員会を通じて組織的に行われている。学生による地域活動、地域貢献、ボランティア活動等が奨励されており、茶道教育の一環として開催される茶道大会は特筆に値する。また、留学生の受入れ人数が毎年多いほか、各学科・専攻課程の日本学生支援機構等の奨学金制度の延べ利用学生数も多く、十分な支援体制が整えられている。

様々な学生支援にかかわる学生委員会のほか、事務局の入試募集・就職課が主体となり、学生の就職支援が適切に行われている。就職支援講座等も充実しており、資格を生かした就職割合は高い割合で推移している。併設大学への編入指定枠があるほか、海外大学との留学提携を結んでおり、多くの留学生派遣実績を有する。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員を配置している。専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に従い成果をあげており、ウェブサイトにおいて研究活動実績一覧等を公開している。研究倫理を遵守する取組みとして、「長崎短期大学研究倫理指針」を定め、「研究倫理委員会」を設置している。全教職員を対象とした FD/SD 研修会にも注力しており、学内外の研修を通じて授業・教育方法の改善、資質向上に取り組んでいるが、FD 活動や SD 活動の目的や実施体制等を規程に明記し、組織的・継続的な取組みにすることが望まれる。事務組織は、管理・運営に関する諸規則が整備されており、責任体制・事務分掌が明確となっている。教職員の就業に関しては、学校法人九州文化学園就業規則、同契約職員就業規則等の諸規程を整備している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を満たしている。スロープの設置、多目的トイレの設置等、障がい者への対応をしている。教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室・演習室等が用意され、機器・備品を整備している。図書館を地域住民にも開放し地域の学習センターとしての役割を担っている。資産の管理については、学校法人九州文化学園固定資産及び物品管理規則等を定め適切に維持管理している。危機管理全般は学校法人九州文化学園危機管理規則を整備しており、毎年避難訓練を教職員・学生が参加して実施している。サーバ等のウイルス対策も実施し、コンピュータシステムのセキュリティ対策が行われている。学生に対しては、コンピュータ演習等の科目を設け、情報技術向上の機会を設けている。全ての学生と教職員が個別の ID を持ち、情報共有・閲覧ができるよう LAN を整備している。

財務状況は、経常収支が学校法人全体、短期大学部門ともに過去 3 年間、収入超過である。教育研究経費比率は適正に推移している。資金運用に関しては、学校法人九州文化学園資金運用規則に基づき安全性を重視した運用がなされている。

学校法人九州文化学園中期計画（平成 28～32 年度）を策定し、自校の強みと弱みを分析しつつ、社会のニーズに合った学科の構築という将来像を実現し経営体質の強化を図っている。中期計画内に学生募集、人事計画、施設計画等が具体的に計画されている。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

学校法人九州文化学園は昭和 20 年に設立され、現在は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、専門学校等を有する総合学園である。理事長は、学園の創始者の教育理念に基づき、理事会を中心とした学校法人の健全な管理運営体制を確立している。特に、理事会における外部理事の任用については、学外の企業役員を選任し、学校法人が健全に運用されるように努めている。理事長は私立学校法、寄附行為、理事会規則に基づき理事会を開催し、地域に根ざした学園像を築きリーダーシップを発揮している。

学長は、教学体制を確立するために、運営会議と教授会を組織し、その審議結果を受け教育研究機能を最大限に発揮できるよう教学運営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。また、長年の研究と教育活動の実践が認められ、文部科学省が設置する委員会委員をはじめ、短期大学関連団体の役員を歴任しており、短期大学運営に関して高い識見を有している。

監事は寄附行為に基づき選任され、各学校を随時訪問し、職員個別面接、管理職面接等を行うなどして業務進捗状況及び財産状況を適宜監査している。その状況について四半期ごとに監事活動報告書を作成し、理事会と評議員会に報告するとともに、毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会、評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づき、法人職員、卒業生及び学識経験者から選任され、理事定数の 2 倍を超える評議員で組織されている。また、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事長による評議員からの意見聴取は適切に行われ、規定に従って運営されている。

情報公開については、学校教育法施行規則及び私立学校法を遵守し、ウェブサイトでは教育研究活動、財務情報、自己点検・評価報告書を公表・公開し、広くステークホルダーに情報を提供している。



## 別府大学短期大学部の概要

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 設置者   | 学校法人 別府大学       |
| 理事長   | 二宮 滋夫           |
| 学 長   | 仲嶺 まり子          |
| A L O | 海陸 留美           |
| 開設年月日 | 昭和 29 年 4 月 1 日 |
| 所在地   | 大分県別府市北石垣 82    |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科    | 専攻 | 入学定員 |
|-------|----|------|
| 食物栄養科 |    | 50   |
| 初等教育科 |    | 200  |
|       | 合計 | 250  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻     | 入学定員 |
|-----|--------|------|
| 専攻科 | 初等教育専攻 | 15   |
|     | 合計     | 15   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

別府大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年7月11日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「真理はわれらを自由にする」であり、「自由」の意味を時代に合った解釈で捉え直すなど、理念の明確化に努めており、教養科目「基礎演習」やFD研修等を通して、学生、教職員に共有されている。自治体等の委託事業への参画等、地域・社会への貢献活動が行われている。また、食育推進グループ「育ドル娘」の活動等、ボランティア活動が推進され、外部表彰の受賞など地域から高い評価を受けている。

建学の精神に基づき、各科の教育目的が策定されており、人材養成が地域・社会の要請に込んでいるか、就職先における評価等により定期的に点検が行われている。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において明確に定められている。三つの方針は、「3ポリシーの策定・運用に関する基本方針－教育の内部質保証システムの確立に向けて」に基づき、一体的に定められている。

自己点検・評価活動に関わる事項は、FD委員会が管理・運営を行っている。学習成果の査定のためにアセスメント・ポリシーが策定されており、PDCAサイクルによって教育内容の改善を図るなど、教育の質保証に取り組んでいる。

卒業認定・学位授与の方針は、「教養」、「専門力」、「汎用力」に区分・整理され、各科の学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針と対応している。入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価方法を明確に示している。客観的な評価指標である「PROG (Progress Report on Generic Skills) テスト」を全学で導入するなど、教養教育、職業教育の充実、改善に取り組んでいる。

教員は、各授業の到達目標ごとの学生自己評価結果、GPA分布等を共有することにより、学習成果の獲得状況を把握している。入学手続者には、入学前に事前講座を実施し、入学後には、科目履修の方法や学生生活全般の説明が行われている。「ポートフォリオ学修支援システム」等を活用し、担任と教科担当者が連携して学習支援を行っている。学生委員会と学生課が連携して学生の生活支援に当たっている。短期大学独自の奨学生制度、「学生生徒の緊急生活支援対策基金」制度を設け、学生の経済的支援を行っている。各科の教員で構成された就職委員会とキャリア支援センターが中心となり、就職支援が行われている。

## 別府大学短期大学部

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。規程に基づいて、教員の採用・昇任が行われている。研究活動に関する規程が整備されており、研究活動が促進されている。規程に基づき FD 活動が行われており、学生代表が参画のもと意見交換を行うなど、授業・教育方法の改善に努めている。事務組織は、管理運営規則により明確化されている。事務職員は SD 研修等、各種研修の成果を活用し、教員と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう業務を遂行している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、運動場、体育館も有しており、キャンパスのバリアフリー化が推進されている。施設設備の維持管理は、規程に基づいて適切に遂行されている。防災については規程を定め、避難訓練等を毎年実施している。

学内のハードウェア及びソフトウェアの管理、専門的な技術支援等は、メディア教育・研究センターが行っている。学生の ICT 活用技術を育成するため、全教室に Wi-Fi 環境が整備され、全学で学生自身のノートパソコン等を授業に必携とする BYOD (Bring Your Own Device) による教育が展開されている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が、過去 3 年間収入超過である。

理事長は、建学の精神を理解し、学校法人の改善・改革に必要な施策を推し進めるなど、学校法人を代表し、その業務を総理している。理事会は、学校法人の意思決定機関として適切に運営されている。

学長は規程に基づき選任され、学習成果獲得、教育実践、社会貢献・地域貢献等の教学運営の推進に努め、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、業務の執行状況等について意見を述べている。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づき、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。教育情報及び財務情報はウェブサイトで公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 大学正門正面及び中庭に建学の精神の銘を刻んだ碑の設置、全学必修科目「基礎演習」の授業において大学史展示室で学校法人の歴史を学ばせるなど工夫し、建学の精神が学生に浸透するように努めている。

- 建学の精神を反映した地域・社会への貢献に向けたボランティア活動が推進され、食物栄養科の食育推進グループ「育ドル娘」の活動、初等教育科の研究会の活動等を実施し、外部表彰の受賞など地域から高い評価を受けている。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。
- アセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の査定として「ポートフォリオ学修支援システム」を活用した学生自身による学業達成度の評価、卒業生・雇用主アンケート、卒業年次生を対象とした「口頭試問」、DP 達成度試験等、多様な測定方法を用いており、教育内容の改善を図るための PDCA サイクルが構築されている。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ B 学生支援]

- 全授業科目を対象に授業アンケートを行い、担当教員はその結果を踏まえて実効性のある「私の授業改善プラン」を作成して授業評価の結果と集約した「授業評価報告書」にまとめ、全教職員に配布するとともに、ウェブサイトにも掲載し、学生にフィードバックする仕組みを定め、授業改善に活用している。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

- 全教室に Wi-Fi 環境が整備された中で全学生に自身のノートパソコン等を授業に必携とする BYOD (Bring Your Own Device) による教育が展開され、メディア教育・研究センターにより学生や教職員の ICT 利用技術向上のための支援を行っており、教育効果の向上に努めている。

### (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

### (3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は、「真理はわれらを自由にする」であり、「自由」を「人間らしく生きること」と時代に合った解釈で捉え直すなど、理念の明確化に努めている。建学の精神は、全学必修の教養科目「基礎演習」やFD研修等を通して、学生、教職員に浸透しており、「学長諮問会議」等において定期的に確認されている。

公開講座、卒後教育講座が、毎年、開催されている。併設大学では、複数の自治体、企業と協定を締結しており、当該短期大学も、自治体等の委託事業に参画している。食物栄養科の食育推進グループ「育ドル娘」の活動、初等教育科の研究会の活動等、ボランティア活動が推進され、外部表彰の受賞など地域から高い評価を受けている。

建学の精神に基づき、各科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的が策定されている。人材養成が地域・社会の要請に込えているか、卒業生の就職先における評価等により定期的に点検が行われている。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において明確に定められており、「PROG テスト」、「卒業生・雇用主アンケート」等の調査を活用し、定期的に点検されている。

三つの方針は、「3ポリシーの策定・運用に関する基本方針－教育の内部質保証システムの確立に向けて」に基づき、一体的に定められており、ウェブサイト等で公表されている。三つの方針の策定に当たっては、各科と入試委員会が案を作成し、短大企画運営会議、教授会の議を経るなど、組織的に検討が重ねられている。

FD委員会が、自己点検・評価活動に関わる事項について定期的に協議し、管理・運営を行っている。自己点検・評価報告書の作成には、全教職員が関与しており、報告書はウェブサイトで公表されている。自己点検・評価活動には、高等学校及び「学長諮問会議」における学外有識者からの意見や提案を取り入れている。

アセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の査定が行われている。「ポートフォリオ学修支援システム」を活用して学生自身による査定を試みるなど、学習成果の査定の手法の点検・見直しが行われている。多様な項目をチェックすることによって「学修目標」の達成度を総合評価するなど、教育内容の改善を図るためのPDCAサイクルが構築されている。

## 別府大学短期大学部

### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、「教養」、「専門力」、「汎用力」に区分・整理され、各科の学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応し、単位数の上限は規程で定められている。シラバスには必要な項目が明示されている。

教養教育の効果を測定・評価するために、客観的な評価指標である「PROGテスト」を全学で導入するなど、教養教育の充実、改善に取り組んでいる。職業教育では、全学生がキャリア科目を受講する体制を取っている。教育効果の測定・評価のため、実習先・卒業生・雇用主等へのアンケートを実施している。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に示された学習成果に対応し、入学前の学習成果の把握・評価方法を明確に示しており、高等学校に意見聴取を行うなど、点検に努めている。

教育課程レベルでの学習成果は、卒業認定・学位授与の方針において具体的に明記し、科目ごとの学習成果は、シラバスに「到達目標」として明記している。学習成果の獲得状況を把握するために、「ポートフォリオ学修支援システム」が活用されている。「自己点検評価書」や「授業評価報告書」により、学習成果の評価を公表している。卒業生及び雇用主へのアンケートを実施し、学習成果の点検を行っている。

教員はシラバスに明記された成績評価基準に従って学習成果を評価し、評価結果を学生と共有している。また、各授業の到達目標ごとの学生自己評価結果、GPA分布等を全教員で共有することにより、学習成果の獲得状況を把握している。全授業科目を対象に授業アンケートを実施し、授業評価の結果と授業改善プランを「授業評価報告書」にまとめ、全教職員に配布し、授業改善に活用している。

入学手続者には各科の学習成果の獲得に向けて、入学前に事前講座を実施している。新入生オリエンテーションでは、各科において履修科目や学生生活全般等について詳しく説明している。各科で、担任と教科担当者が連携して組織的な学習支援を行っている。

教員組織である学生委員会と、事務組織である学生課が、協同して学生生活の支援を行っている。短期大学独自の奨学生制度、「学生生徒の緊急生活支援対策基金」制度を設け、平成30年度には「在学学生修学支援奨学金」、「在学学生成績優秀者奨学金」制度を増設するなど、学生の修学支援に努めている。保健室・健康相談室、学生相談室が設置されており、学生の心身のケアに当たっている。各科の教員で構成された就職委員会とキャリア支援センターが中心となり、学生の就職支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、「別府大学短期大学部教員資格審査基準」を基に、学位や研究業績の審査を行っている。専任教員の学位や研究業績はウェブサイト上で公表されている。

研究活動に関する規程が整備され、研究倫理審査委員会が設置されている。専任教員全員に個人研究室があり、研究時間も確保されている。「別府大学短期大学部紀要」は毎年発行されており、研究成果を発表する機会が確保されている。外部資金の採択も行われており、研究成果を上げている。

## 別府大学短期大学部

規程に基づき FD 活動が行われており、学生代表参画のもと意見交換を行うなど、授業・教育方法の改善に努めている。学生の学習成果の獲得が向上するよう、図書館における学習コンシェルジュの活用等、学内の各部署との連携が行われている。

事務組織は、管理運営規則により責任体制が明確化されている。規程に基づき、防災対策、情報セキュリティ対策が適正に行われている。事務職員は SD 研修や各種研修等の成果を活用し、担当教員と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう業務を遂行している。教職員の就業に関する諸規程が整備されており、それらに基づき適正に管理されている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、運動場、体育館も有している。障がい者に対するキャンパスのバリアフリー化が推進されている。施設設備の維持管理は「学校法人別府大学経理規程」を基本に、「学校法人別府大学固定資産および物品管理規程」を定め、適切に管理されている。防災については「学校法人別府大学（別府キャンパス）防災・防火対策規程」を定め、避難訓練等を毎年実施している。

学内のハードウェア及びソフトウェアの管理、専門的な技術支援等は、メディア教育・研究センターが行っている。学生の ICT 活用技術を育成するため、全教室に Wi-Fi 環境が整備され、全学で BYOD (Bring Your Own Device) による教育が展開されているなど、学習成果を獲得させるための ICT 関連の技術的資源が整備されている。

財務状況は、学校法人全体及び短期大学部門の経常収支が、過去 3 年間収入超過で、安定した収益力を維持している。

### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神を理解し、学校法人の改善・改革に必要な施策を推し進めるなど、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。理事長は、寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。理事は、寄附行為に基づいて適正に選任されており、建学の精神を理解し、学校法人の健全な経営について学識及び識見を有し、その責務の重大さを認識している。

学長は、企画運営会議において教授会議題等に関する検討及び調整を行い、規程に基づいて教授会を開催し、最終判断を行っている。学長は規程に基づき選任され、学習成果獲得、教育実践、社会貢献・地域貢献等の教学運営の推進に努め、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。学長は、教育方針、目標、事業計画に対して、各教職員が具体的な方策を練って実行に移すための主要な委員会を設置している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、業務の執行状況等について意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況については、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、寄附行為に基づき、予算、借入金、事業計画等に関して理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育研究上の目的や基本組織等の教育情報がウェブサイトで公表されている。私立学校法の規定に基づき、財産目録、貸借対照表等の財務

情報がウェブサイトで公開されている。

## 宮崎学園短期大学の概要

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 設置者   | 学校法人 宮崎学園            |
| 理事長   | 山下 恵子                |
| 学 長   | 宗和 太郎                |
| A L O | 井上 浩義                |
| 開設年月日 | 昭和 40 年 4 月 1 日      |
| 所在地   | 宮崎県宮崎市清武町加納丙 1415 番地 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科      | 専攻 | 入学定員 |
|---------|----|------|
| 保育科     |    | 210  |
| 現代ビジネス科 |    | 50   |
|         | 合計 | 260  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

| 専攻科 | 専攻   | 入学定員 |
|-----|------|------|
| 専攻科 | 福祉専攻 | 50   |
|     | 合計   | 50   |

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

宮崎学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和2年3月17日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成30年6月21日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神である「礼節・勤労」を学内外に公表し、地域交流研究センターを設置し、諸講座を開講し、地域連携のため、県内国立大学、宮崎市などと連携協定を結び、地域貢献を積極的に行っている。各学科の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立し、ウェブサイト、学生便覧等を通じて学内外に表明している。建学の精神に基づく学習成果を各学科の教育目的・目標に基づき定めウェブサイト等で表明している。

三つの方針は、建学の精神である「礼節・勤労」を基とし、全学的に定められている。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価推進委員会が中心となり、全教職員が行い、自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表している。教育の質保証のため様々な調査及び評価指標をその目的ごとに整理したアセスメントポリシーを定め、学習成果の査定を行い、結果を学生にフィードバックしている。

学科ごとに学習成果に対応した「卒業認定・学位授与の方針」を定め、自己点検・評価活動及び外部評価委員会において定期的に点検、評価している。教育課程は各学科・コースの学習成果に対応した授業科目を編成し、GPA、CAP制により単位の実質化が図られている。全学の「入学者受入れの方針」をウェブサイトや大学案内、学生募集要項に明示し、それに対応した多様な入試形態を採用し、選考基準を定めて公正な入学者選抜を行っている。学習成果に関する学生の自己評価、卒業生・就職先へのアンケートは毎年実施し、それらの結果を分析して次年度以降の教育活動に活用している。なお、評価の過程で、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針が学科ごとに定められていないという、早急に改善を要する事項が認められたが、その後、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層の内部質保証への取組みが求められる。

学生支援部の学生指導課と就職指導課が学生の学習支援と生活支援を組織的に行っており、「教職員・学生連絡協議会」で学生生活に関する学生からの意見・要望の聴取も行われている。キャンパス・アメニティの充実が図られている。就職指導課職員と教員が連携を取りながら就職・進学の支援活動を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の教育研究活動に関する規程

を整備し、研究室や研究時間を確保し、紀要等を発行している。FD 推進委員会規程に基づき、研究授業や授業評価アンケートなどを行い、授業・教育方法の改善を図っている。

事務組織は規程に基づき職務及び事務分掌を定め、SD 推進委員会を設置し、SD 研修を行っている。「災害対策マニュアル」を整備し、防災訓練を実施している。情報セキュリティガイドラインを作成し、対策を行っている。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、運動場を有している。校舎はバリアフリーに対応している。教育課程編成・実施の方針に基づき教室及びパソコン、ピアノ、タブレット端末といった機器・備品等が整備されている。また、Wi-Fi も導入されている。図書館は併設大学と共用している。技術的資源の分配に関しては教職員に対するヒアリング等を活用して、学内コンピュータ、学内 LAN の整備を行い、コンピュータ教室も整備している。

財務状況は、学校法人全体としては、過去 2 年間で経常収支が支出超過になっていたが、綿密な経営改善計画のもと、平成 30 年度には収入超過となっている。短期大学部門では過去 3 年間経常収支が収入超過である。

理事長は、学校法人を代表し業務を総理し、学校法人の幹部連絡会議、全教職員への「理事長だより」の発行や各学校の管理者への個別面談を通して、学校法人運営にリーダーシップを発揮している。理事会は、決議を要する重要事案を通して、短期大学の運営に法的な責任を有することを認識している。

学長は、教学運営の最高責任者として教職員を統督し、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」(特色 GP) ほか、「質の高い大学教育推進プログラム」(教育 GP)、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」(学生支援 GP) の採択など学校改革と運営にリーダーシップを発揮している。教授会は、規程に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、学校法人の監事監査実施細則にのっとり、適切に業務を行っている。また、毎回の評議員会・理事会に出席し意見を述べている。評議員会は、寄附行為に従って適切に運営されている。教育情報及び財務情報は、ウェブサイトにおいて公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 建学の精神を教育理念・理想として具現化する取組みを行い、「礼節・勤労」を抽象概念にとどめず、学生に身に付けさせる行動目標として具体化し、その達成度を学生本人や保護者、そして卒業生の就職先に調査し、その結果を年度末の全教職員が参加する自己点検・評価相互交流会で報告し、課題を検討している。
- 全学生に必修科目「人間の研究Ⅰ（礼節）」、「人間の研究Ⅱ（勤労）」を開設し、学生の建学の精神（礼節・勤労）に対する理解を深める取組みは、当該短期大学における学生の向学心の向上に寄与する。

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定レベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業認定・学位授与の方針は、5つの柱にまとめ、更に具体的な行動目標（学習成果）として可視化するとともに達成度を4レベルのルーブリックによって評価測定できるようにしている。
- 学生は、学期ごとにポートフォリオを記入することで、卒業認定・学位授与の方針の達成度と成長を実感できるシステムを構築している。学級主任による学生との個人面談が行われ、学生が学習成果獲得状況を客観的に把握できる体制を整えている。
- 全学の卒業認定・学位授与の方針に対応する学生各自の到達目標を各学期の始期に立案させ、学期の終期に自己評価して自己課題を明らかにする『「私の到達目標」設定・到達度チェック表』は、学生が自らの学びの状況を自己覚知し、その後の学びへと向かう構えを培う取組みである。
- 「地元宮崎で働く魅力を伝えるとともに、宮崎の産業を担う人材として求められる資質を身に付けさせる」、「学生の豊かな感性や発想力を伸ばし、宮崎の新たな可能性を探り、産業を創造することの出来る資質を身に付けた将来の産業人を育成する」という2つの大きな目的で、宮崎市の「地元とつながる人材育成支援事業助成金」を獲得し、地域創生に資する実践的授業に取り組んだ。

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 建学の精神「礼節・勤労」を具現化する施設として明教庵がある。必修科目「人間の研究」において、明教庵を活用し、礼法、和室マナー、茶道等日本文化の伝統的所作、行動様式等の学習を通して、社会人としての実践的教養、コミュニケーション能力の基盤を身に付けさせている。
- 新館がバリアフリーに配慮した施設・設備を整備したとして市の「だれもが住みよいまちづくり大賞」を受賞し、今後の高等教育機関のバリアフリー化のモデルとなりうる。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

なし

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- 評価の過程で、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針が学科ごとに定められていないという問題が認められた。

当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、適切な自己点検・評価を行い、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

| 基準                | 評価結果 |
|-------------------|------|
| 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果   | 合    |
| 基準Ⅱ 教育課程と学生支援     | 合    |
| 基準Ⅲ 教育資源と財的資源     | 合    |
| 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス | 合    |

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神である「礼節・勤労」を学内外に表明し、必修科目「人間の研究Ⅰ（礼節）」、「人間の研究Ⅱ（勤労）」を開設し、学生全員に履修させている。地域交流研究センターを設置し、諸講座を開講し、地域連携のため、県内国立大学、宮崎市、商工会議所等と連携協定を結び、地域貢献を行っている。

教育目的・目標を建学の精神に基づき確立し、ウェブサイト・学生便覧等を通して学内外に表明している。

建学の精神に基づく学習成果を、各学科の教育目的・目標に基づき卒業認定・学位授与の方針に具体的に定め、学内には学生便覧、ポートフォリオ、シラバスを通して、学外へは大学案内やウェブサイトを通して周知されている。

学習成果の点検は、外部評価委員会、DP推進委員会、FD推進委員会において定期的に行っている。具体的には、①機関レベル、②教育課程レベル、③科目レベルにおいて、毎学期実施している学生の自己評価、授業者の評価、卒業生・就職先からの評価を踏まえ、社会のニーズに合致しているか、学生が学習成果を獲得できているかという観点に基づき実施している。

三つの方針は建学の精神である「礼節・勤労」を基とし全学的に定められ、大学案内及びウェブサイトを通じて公表され、学生便覧にも掲載されている。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価推進委員会が中心となり、全教職員が行い、自己点検・評価報告書をウェブサイト上で公表している。自己点検・評価の結果について、外部評価委員会において報告され、意見を求めている。

教育の質保証のため様々な調査及び評価指標をその目的ごとに整理したアセスメントポリシーを定め、学習成果の査定を行ない、結果を学生にフィードバックしている。学習成果の査定に関して、高等学校や就職先等から意見聴取を行い、査定の手法の点検や教育の向上・充実に努めている。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科ごとに学習成果に対応した卒業認定・学位授与の方針を定め、自己点検・評価活動及び外部評価委員会において定期的に点検している。教育課程は各学科・コースの学習成

果に対応した授業科目を編成し、GPA、CAP 制により単位の実質化が図られている。教養教育として全学生が建学の精神「礼節・勤労」に基づく総合分野「人間の研究Ⅰ」、「人間の研究Ⅱ」を履修し、社会人として必要とされる力の育成に努め、それを基礎として各学科の専門科目を学ぶ体制が構築されている。各学科・コースの職業的な専門性を高めるための実習、演習等の体制を整えている。職業教育の効果を在学生、卒業生、就職先へのアンケートを通して検証し、改善している。

全学の入学者受入れの方針をウェブサイトや大学案内、学生募集要項に明示し、それに対応した多様な入試形態を採用し、選考基準を定めて公正な入学者選抜を行っている。なお、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針が学科ごとに定められていなかった点については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。全学卒業認定・学位授与の方針に基づき、学科・コースごとの卒業認定・学位授与の方針の評価項目として学習成果を具体的に示している。学生にポートフォリオを提供し学生の自己評価における PDCA サイクルを促進すること、及び学級主任による個別指導により、2年間で学習成果を獲得出来るよう体制を整えている。GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験の合格率などのデータを基に学習成果の獲得状況を測定し、それらに基づき教育活動・学生支援を行っている。学習成果に関する学生の自己評価、卒業生・就職先へのアンケートは毎年実施し、それらの結果を分析して次年度以降の教育活動に活用している。アンケート等の調査結果は拡大教授会、自己点検・評価相互交流会等を通して共有され、学習成果の点検に活用する取組みがなされている。

非常勤教員を含めて授業アンケートの評価点の平均が低い教員については、授業改善計画の学長への提出を求め、授業改善に向けた取組みをウェブサイトで公開している。全ての授業担当者がオフィスアワーを設け、個別指導の機会を提供し、基礎学力が不足する学生に対するフォローを行っている。学生支援部の学生指導課と就職指導課が学生の学習支援と生活支援を組織的に行っている。新校舎の竣工により、キャンパス・アメニティも更なる充実が図られている。無料のスクールバスを導入し、通学の利便性にも配慮している。学生の健康管理は保健室が、メンタルヘルスケアに関してはカウンセラー室が教員と情報を共有しながら、学生を支援する体制を取っている。「教職員・学生連絡協議会」で学生生活に関する学生からの意見・要望の聴取も行われている。科目等履修生制度、社会人学生の受入れ及び施設・設備面での障がい者の受入れ体制も整っている。就職指導課職員と教員が連携を取りながら就職・進学の実践活動を行い、毎年、学科ごとに卒業時の就職状況について分析・検討し、卒業生・就職先へアンケートを行い、次年度の支援計画に反映している。就職先から2年連続で5つの項目が弱点として指摘されているが、これらの項目のポイントを向上させるために、今後どのような教育活動・学生支援を行っていくのか具体策を考える必要がある。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、専任教員の職位は学位、教育実績、研究業績等に基づいている。教員の採用、昇任は、就業規則及び教員資格基準にのっとり適切に行われている。専任教員の研究活動に関する規程を整備し、研究室や研究時間を確保

し、紀要及び「教育研究」を発行している。FD 活動は FD 推進委員会規程に基づき、研究授業や授業評価アンケートなどを行い、授業・教育方法の改善を図っている。

事務組織は規程に基づき職務及び事務分掌を定め、責任体制は明確である。SD 推進委員会を設置し、SD 研修を行い、また FD・SD News を発行し、事務職員の資質・能力の向上や教員との連携を図っている。「災害対策マニュアル」を整備し、防災訓練を実施し、情報セキュリティガイドラインを作成し、対策を行っている。

労働関係法令を遵守し教職員の就業に関する諸規程を整備し、これを周知し、教職員の就業に係る人事、労務管理を適正に実施している。

校地・校舎の面積は、短期大学設置基準を充足し、運動場を有している。校舎はバリアフリーに対応している。体育館のみ出入口にスロープがない。

建学の精神「礼節・勤労」具現化のための施設として明教庵があり、礼法、和室のマナー等の学習を通して、社会人としての実践的教養を身に付けさせている。

教育課程編成・実施の方針に基づき教室及びパソコン、ピアノ、タブレット端末といった機器・備品等が整備されている。また Wi-Fi も導入されている。図書館は併設大学と共用し、蔵書、学術雑誌、AV 資料なども備えられている。図書選定及び廃棄のシステムは規程に基づき行われ、参考図書、関連図書も整備されている。固定資産及び物品の管理規程及び財務諸規程等を整備し、施設設備等を適正に維持管理している。

技術的資源の分配に関しては教職員に対するヒアリング等を活用して、学内コンピュータの整備、学内 LAN の整備を行い、コンピュータ教室も整備している。

授業・学生支援のために教務システムを導入した。タブレット端末を使用した授業など、情報技術を活用した効果的な試みもなされている。

財務状況は、学校法人全体としては、過去 2 年間で経常収支が支出超過になっていたが、綿密な経営改善計画のもと、平成 30 年度には収入超過となっている。短期大学部門では過去 3 年間経常収支が収入超過である。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、学校法人を代表し業務を総理し、幹部連絡会議や全教職員への「理事長だより」の発行、各学校の管理者への個別面談を通して、学校法人運営にリーダーシップを発揮している。

理事会は、中・長期計画や経営改善計画等の将来計画策定に関して必要な情報を収集し、理事会決議を要する重要事案を通して、短期大学の運営に法的な責任を有することを認識し、学校法人運営に必要な規程を整備している。

学長は、教学運営の最高責任者として教職員を統督し、文部科学省の特色 GP ほか教育 GP、学生支援 GP 採択など学校改革と運営にリーダーシップを発揮している。学長は、建学の精神に基づく教育研究推進を図るため、三つの方針を定め、教育の改善策を協議し、研究推進委員会を設置して学内の研究活動を促進させ、研究面では、学長裁量で研究費を補助するなど研究活動の活発化を図っている。教授会は、規程に基づいて開催され、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営されている。

監事は、監事監査実施細則にのっとり、適切に業務を行っている。学校法人の業務又は

財産の状況（予算執行状況含む）について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。公認会計士との意見交換も実施している。また、毎回、評議員会・理事会に出席し意見を述べている。

評議員会は、理事長を含め役員の諮問機関として機能しており、予算等について理事会に付議する前にあらかじめ意見を聴取し、また、評議員会の議決が必要なものについては、寄附行為に従って適切に運営している。

教育情報の公表については、ウェブサイトにおいて教育研究上の基礎的な情報（教育研究上の目的、入学者数、退学者数等の学生情報、学習環境等）、修学上の情報（教員の学位・業績、カリキュラム、シラバス、成績評価・卒業認定基準等）等を公表している。財務情報についても、事業報告書の概要とともに、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監事の監査報告書をウェブサイトで公開している。



## 作新学院大学女子短期大学部の概要

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 設置者   | 学校法人 船田教育会        |
| 理事長   | 船田 元              |
| 学 長   | 渡邊 弘              |
| A L O | 青木 章彦             |
| 開設年月日 | 昭和 42 年 4 月 1 日   |
| 所在地   | 栃木県宇都宮市竹下町 908 番地 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科    | 専攻 | 入学定員 |
|-------|----|------|
| 幼児教育科 |    | 145  |
|       | 合計 | 145  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 評価結果

作新学院大学女子短期大学部は、平成 28 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

### 1. 評価結果の事由

平成 28 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、令和元年 6 月 28 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も当該短期大学が継続的に自己点検・評価を行い、教育の質保証と向上・充実に努めることを期待する。

### 2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、当該短期大学を設置する学校法人全体で支出超過が継続しており、余裕資金に比べて負債が多いため、経営改善計画を着実に実行し、学校法人全体の財務体質の改善を図るよう指摘した。

その後、教学改革、学生募集対策、外部資金の獲得・寄付の充実、人件費及び経費抑制などの経営改善計画の履行状況の報告があった。その結果、学校法人全体では平成 28 年度の経常収支が支出超過であったが、経営改善計画に基づいて入学定員の充足、人件費の抑制並びに経費の削減に取り組み、平成 29 年度から収入超過に転じ、外部負債も着実に減少している。

以上のことから、経営改善計画に基づいて財務の改善が図られていると判断した。なお、負債がやや多いので、今後も経営改善計画に従い着実に実行することが望まれる。

## 聖セシリア女子短期大学の概要

|       |                  |
|-------|------------------|
| 設置者   | 学校法人 大和学園        |
| 理事長   | 利光 康伸            |
| 学 長   | 渡邊 勝之            |
| A L O | 尾辻 俊昭            |
| 開設年月日 | 昭和 25 年 4 月 1 日  |
| 所在地   | 神奈川県大和市林間 2-6-11 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 幼児教育学科 |    | 100  |
|        | 合計 | 100  |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 評価結果

聖セシリア女子短期大学は、平成 28 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題の改善が認められないので、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていないと判断し、不適格とする。

### 1. 評価結果の事由

平成 28 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、令和元年 6 月 28 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題の改善に継続的に努力しているが、改善状況は計画より遅れており、財務の改善は認められないとの判断に至ったので、適格を取り消し不適格とする。今後は、経営改善計画を着実に実施し、財務体質のより一層の改善を図ることが必要である。

### 2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、学校法人全体及び短期大学部門で支出超過が続いており、余裕資金に比べて負債も多いことから、改善計画を着実に実施し、財務体質のより一層の改善を図るよう指摘した。

その後、学生募集対策、人件費及び経費削減などの計画を立て、その改善計画の履行状況の報告があった。その結果、平成 29 年度からの経営改善計画に基づき、学生募集活動に取り組み、人件費を抑制し、経費を削減するなど、財務体質の改善について継続的に努力しているが、改善状況は計画より遅れている。また、学校法人全体及び短期大学部門の財務状況は、平成 30 年度においても経常収支で支出超過の状態が続いており、負債も多く財務の改善は認められない。

以上のことから、経営改善計画に基づいて財務の改善が図られていないと判断した。なお、当該短期大学は令和 2 年度学生募集の停止を決定している。

## 大阪青山大学短期大学部の概要

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 設置者   | 学校法人 大阪青山学園        |
| 理事長   | 塩川 和子              |
| 学 長   | 久田 敏彦              |
| A L O | 大澤 茂男              |
| 開設年月日 | 昭和 42 年 4 月 1 日    |
| 所在地   | 大阪府箕面市新稲 2 丁目 11-1 |

<令和元年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

| 学科     | 専攻 | 入学定員 |
|--------|----|------|
| 調理製菓学科 |    | 60   |
|        | 合計 | 60   |

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 評価結果

大阪青山大学短期大学部は、平成 28 年度の評価において、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の一部に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で適格と認定した。今回、この問題が改善され、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

### 1. 評価結果の事由

平成 28 年度の本協会の第三者評価において、当該短期大学は本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしているものの、「基準Ⅲ教育資源と財的資源」の「テーマ D 財的資源」に問題が認められたため、その改善を条件として付した上で、改善状況の報告を求めることとした。

今回、令和元年 6 月 27 日付で当該短期大学から提出された改善報告書により、問題点が改善されていることを確認した。今後も経営改善計画を着実に実施し、財務体質の一層の改善を図ることを期待する。

### 2. 指摘事項とその改善状況

当該短期大学は、学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支において支出超過であり、余裕資金と比べて負債の多いことから、学生確保に努めるとともに教育研究の質の低下を伴わない支出削減等の経営改善計画を早急に策定し、学校法人全体でその具体的手法について徹底するよう指摘した。

その後、教学改革、学生募集対策、遊休資産処分・外部資金の獲得、人件費の抑制などの計画を立て、その経営改善計画の履行状況の報告があった。その結果、学校法人全体及び短期大学部門について、平成 30 年度においても経常収支で支出超過の状態が続いているが、支出超過額は着実に縮小している。経営改善計画に基づいて、遊休資産の売却、入学定員の充足、人件費の抑制並びに経費の削減に取り組み、学校法人と短期大学の財務体質改善について継続的に努力している。

以上のことから、経営改善計画が着実に実行されていると判断するが、今後ともその履行に努め、財務体質について一層の改善を図ることが期待される。なお、当該短期大学は令和 2 年度学生募集の停止を決定している。

### あ

#### IR (Institutional Research)

短期大学の目標や実情等に応じて情報の公表や達成の状況の評価することをいいます。さらに、他短期大学の発信する情報を分析評価する機能も備えると、自短期大学の戦略を形成する基礎データを作成することが可能となります。また、短期大学のアセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等を整理する、PDCAによる改善を図るためのプロセスを構築することも容易となり、短期大学の管理運営に資するところは大きいものとなります。IRの充実に当たっては、情報の評価・分析を行うことができる専門的職員を育成することが期待されています。

#### アクティブ・ラーニング

一方的な知識伝達型講義を聞くという（受動的）学習から転換を図るという意味での、あらゆる能動的な学習のことをいいます。能動的な学習には、書く・話す・発表する等の活動への関与と、そこで生じる認知プロセスにより、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力が育成されます。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれますが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等を行うことも有効なアクティブ・ラーニングの方法です。

#### アセスメント・ポリシー

学習成果の査定（アセスメント）について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めた学内の方針です。各短期大学は、アセスメント・ポリシーにしたがったデータの収集・分析等による自己点検・評価と学習成果を向上・充実させるための改善を促すPDCAを含んだアセスメントを一定期間ごとに実施し、内部質保証を図ります。

#### eラーニング (e-learning)

学習活動の主たる場面でコンピュータやネットワークを活用した授業のことです。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータを利用した教材を利用できる点が特徴です。

#### インターンシップ

学生が在学中に、企業や官公庁などにおいて、自らの専攻や将来のキャリア（職業選択）に関連した就業体験を行うことをいいます。その内容は、職場見学や業務体験、企画立案まで幅広いものになっています。

#### AO (Admission Office) 入試

法令上の定義はなく、その具体的な内容は各大学の創意工夫に委ねられています。従来の一般入試選抜ではなく、入学希望者の様々な能力や関心・意欲、活動について面接等を行い、時間をかけて多面的に評価する選抜が多くの大学・短期大学で行われています。推薦入試選抜とは違い、誰でも一定の資格があれば出願できる、公募型の入試選抜であるという点も特徴です。

#### SD (Staff Development) 活動

短期大学の職員に必要な知識及び機能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるため

の組織的な取り組みを指します。

「職員」には、事務職員のほか、教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれます。なお、FD を包含する場合がありますが、ここでは FD と区別し、職員の職能開発活動に限定して用いています。

平成 29 年度から、短期大学設置基準の規定により、各短期大学にはその機会を設けること、その他必要な取り組みを行うことが求められています。

### FD (Faculty Development) 活動

教員が授業内容・方法を改善し、教育力を向上させるための組織的な取り組みを指します。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などをあげることができます。

各短期大学は短期大学設置基準の規定（第 11 条の 3）により平成 20 年度からその実施を求められています。単に授業内容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員の職能開発の活動全般を指すものとして FD の語を用いる場合もあります。

### オープンキャンパス

主に短期大学への入学を希望する者に対して、短期大学の施設を公開したり、教育内容や学生生活を紹介するイベントを行うなどして、短期大学への関心を高める活動です。

### オフィス・アワー

授業内容や学生生活などに関し、学生の質問、相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間のことをいいます。多くは、シラバスの中で明示されます。

### オリエンテーション

ガイダンス（学生指導）の一領域で、入学した時、あるいは新学年になった時、履修登録をする時などに行う指導、説明のための機会です。

## か

### ガイダンス (Guidance)

ガイダンスは案内や指導を意味します。学習の仕方、科目履修、学生生活、就職などの学生への周知や指導の際に行われます。

### 外部評価

自己点検・評価のように評価の主体が学内にあることに対し、評価主体が学外にある評価を意味します。外部評価機関を設置し学外者によって実施される評価や本協会が行う「認証評価」などもこれに相当します。

### 科学研究費補助金

我が国の学術研究を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を進展させることを目的とする文部科学省の競争的な研究助成費です。

## 学科

短期大学では基本組織として、4年制大学では学部の下に置かれる組織として位置付けられます。短期大学の学科は、短期大学設置基準第3条において、「教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるもの」とされています。

## 学期（関連用語：セメスター制）

各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間で行うものとされ、これを基に1年を前期・後期、あるいは1学期、2学期、3学期のように区分します。

近年、多くの大学で導入されるようになったセメスター制は、授業を学期（セメスター）ごとに完結させる制度です。セメスター制は、1学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることができ、また、学年開始時期の異なる大学間における転入学を円滑に実施できるというメリットがあります。

## 学習成果（Student Learning Outcomes）

教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、実践できることの内容を表明したものです。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示されます。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものです（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウンタビリティが高まります。

## 学習ポートフォリオ

学生が、学習過程並びに各種の成果（例えば、学習目標・学習計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集し、記録したものです。それらを必要に応じて系統的に選択し、学習過程を含めて到達度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけてステップアップを図るといふ、学生自身の自己省察を可能とすることにより、自律的な学習をより深化させることを目的としています。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されているとともに、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用されます。

## 学生による授業評価・学生の授業評価

教育の質の向上のため、学生による授業評価を行い、その結果を基に教員が授業内容の改善に役立てることを目的に実施されているものです。各短期大学において実施方法や活用方法などは異なりますが、FD活動の一部として行われることもあります。

## 学則

短期大学の組織や教育課程、管理運営に関する事項などを定めた規則です。学則記載事項を変更する場合には、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対して行わなければなりません。

## 学長・副学長

大学・短期大学には学長を置くことが義務付けられています（学校教育法第 92 条第 1 項）。学長の職務は校務をつかさどり、所属職員を統督することです（学校教育法第 92 条第 3 項）。学長の資格としては、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第 22 条の 2）。

また、大学・短期大学には、学長のほか、副学長を置くことも認められており（学校教育法第 92 条第 2 項）、その職務は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとされています（同法第 92 条第 4 項）。

## 学校法人

私立学校を設置する主体のことです。学校法人を設立しようとする場合は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類等、所定事項を定めた上で、文部科学省令で定める手続きに従い、所轄庁の認可を受けなければならないとされています（私立学校法第 30 条）。

## 学校法人会計基準

文部科学省が定める省令です。私立学校振興助成法による補助を受ける学校法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成しなければならないとされています。平成 27 年度決算から、この財務計算に関する書類の様式が改正され、「活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」を作成することになっています。

## 学校法人の役員及び理事会

私立学校法によれば、学校法人には、役員として、理事 5 人以上及び監事 2 人以上が置かれ、理事のうちの 1 人が寄附行為の規定に従い理事長になります（第 35 条）。

理事によって組織された理事会は、学校法人の業務を決する機関であり、また、理事の職務の執行を監督します。理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできません（同法第 36 条）。

理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します（同法第 37 条）。理事長は理事会を招集し、その議長を務め、議事の議決において可否同数のときには議決権を持ちます（同法第 36 条）。

監事については、その職務は、「学校法人の業務を監査すること」、「学校法人の財産の状況を監査すること」、「学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」、「学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」などです（同法第 37 条）。したがって、監事は、理事会、評議員会に出席し、必要であると認められたときは意見を述べることが求められます。

## 科目等履修生（科目等履修生制度）

短期大学の正規の学生以外の者で、必要な授業科目や興味関心のある授業科目だけを選んで履修する者（制度）を指します。正規の学生と同様、履修科目の成果として単位を取得することができるため、後に正規の学生となった場合に、取得した単位を学位取得のための卒業に必要な単位へ加算することも可能です。

## カリキュラムマップ

学科の学習成果を獲得させるために編成した教育課程の科目が、科目ごとに、学習成果の中の何を獲得するのかを到達目標にあげ、教育課程と学習成果の獲得の関係を明確に図示したものをいいます。学習成果を獲得させる教育課程編成・実施の方針として、科目間の履修順次及び学習内容の関連性などが明らかになり、アセスメントには欠かせないものとなります。

## 監事

「学校法人の役員及び理事会」を参照。

## 機関別評価

学科や学問領域などを対象にする分野別評価に対して、短期大学という機関全体を対象に、教育・研究等の総合的な状況について行われる評価を機関別評価といいます。本協会の行う認証評価は、この機関別評価に当たります。

## 寄附行為

寄附行為という文言は、学校法人等を設立する行為自体とそれが諸目に記載された寄附行為書（法人の基本法）との二つの意義を有しています。私立学校を設置しようとするものは、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、所轄庁の認可を申請しなければなりません。

## CAP（履修登録単位上限）制度

単位の過剰登録を防ぎ、単位の実質化を図るため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位数の上限を設ける制度です。短期大学設置基準第13条の2には、「短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない」とされています。

## キャリアセンター

「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる」（中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（平成11年）」）というキャリア教育の趣旨の下に、大学・短期大学にはキャリアセンターが設置されています。このキャリアセンターは、学生自身が自己の資質や能力を最大限に活用し、主体的にキャリアを形成していくことができるように、学生への支援やサービスを提供する施設です。センターでは、進路相談、企業・求人情報の照会、インターンシップ支援、国家試験取得支援等を行っています。

## 紀要（研究紀要）

短期大学などが所属教員の論文や研究活動などを公開するために出す出版物です。本協会は、短期大学における研究活動を評価する際、短期大学での教育活動の基礎に教員の研究が位置付けられているかどうかを重視し、紀要をそのための重要な資料とみなしています。

## 教育課程（カリキュラム）

教育目的を達成するために選ばれた教育内容をどのような順序で、どこまで教育するかを系列化させたものです。短期大学設置基準においても、教育課程の編成方針として同趣旨の内容が規定されています。

## 教育研究経費比率

教育研究経費は教育研究活動を維持・発展させるために不可欠なものであり、人件費や学生・生徒等を募集するために支出する経費などの管理経費を除いた教育研究のために支出した経費のことで、この教育研究経費が経常収入に占める割合を示したものが教育研究経費比率です。本協会の評価基準において、この比率が 20%程度を超えているかどうかを目安にしています。

## 教育目標

建学の精神や教育理念から導き出されたより実質的、具体的な教育の在り方を示したものです。

## 教員組織

短期大学は、教育研究上の目的を達成するために、学科の規模や授与する学位の分野に応じて、必要な教員を置かなければなりません（短期大学設置基準第 20 条）。その教員には、専任としての教授、准教授、講師、助教があります。そのほか、教育研究を補佐することを主たる職務とする助手も置くことができ、短期大学設置基準（第 20 条の 2 第 2 項）では、「演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる」と規定しています。また、同法の第 23 条から第 26 条によって、教授、准教授、講師、助教、助手の資格を定めています（教授、准教授、講師、助教については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」の項参照）。

## 教員免許状更新講習

平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入されました。免許状に有効期限を付し、免許状の取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新を図るための制度です。この制度により免許状の有効期限は 10 年間となりました。

また、更新の要件は、有効期間満了日（修了確認期限）の 2 年 2 か月から 2 か月前までの 2 年間に免許状更新講習（30 時間）を受講・修了することとされています。なお、施行前に授与された免許状を有している教員は、10 年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならないとされています。

## 教学

短期大学などの教育研究に関することやそれを扱う事務を広く意味します。意味する内容は短期大学によって若干異なりますが、教育課程の編成や授業に関する事、学生の成績に関する事などが含まれます。「教務」と表現されることもあります。

## 教授・准教授

学校教育法では、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び

実績を有する者」(第 92 条第 6 項)を教授とし、「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者」(第 92 条第 7 項)を准教授としています。教授と准教授の職務は、いずれも「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」ことです(同法第 92 条第 6 項及び第 7 項)。短期大学における教授及び准教授の資格は、短期大学設置基準の第 23 条と第 24 条で規定されています。

## 教授会

学校教法第 93 条により、大学、短期大学が必ず設置しなければならない組織です。教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びにその他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができます。教授会の組織には、教授のみならず、准教授その他の職員を構成員に加えることもできます。

## 教職員

短期大学には、主に教育研究に従事する教員と事務を処理する職員がおり、この「教員」と「事務職員」を合わせてこのように表記しています。

## 教養教育

教養とは、特定の職業あるいは専門領域についての知識や技術と違い、それらの基礎となる一般的で共通の知識や技術、あるいは、特定の職業や専門領域にとらわれない豊かな人間性を涵養する幅広い知識と理解を指します。

教養教育は、学生に国際化や科学技術の進展等社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与えるものでなければなりません。ここでいう統合された知の基盤とは、専門分野にとらわれず共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の獲得や、人間としての在り方や生き方に関する深い洞察、現実を正しく理解する力の涵養を指しています(中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像(平成 17 年)」より)。

大学や短期大学で提供する教養教育は、それゆえ最先端の研究に携わっている教員が最先端の知見をもとにその基礎を教えることによって効果的となります。最先端の研究や知見をもとに基礎を教える、教育機関としての大学・短期大学の存在意義であり、最大の価値でもあります。

## 経常収支

事業活動収支から臨時的な要因によって発生した特別収支を除いた収支で、経常的な事業活動による収支をいいます。また、経常収支差額は、経常収入から経常支出を引いた差額で、経常的な事業活動による収入と支出のバランスを表し、経常的な事業活動が安定的であるかどうかの目安となります。

## 建学の精神と教育理念

短期大学やそれを設置する学校法人の最も根本的な理念、方針を定めたものが建学の精神です。他方、教育理念は、建学の精神を反映した教育に関する精神的、抽象的な概念を指します。

## 兼任教員（非常勤教員／非常勤講師）

大学及び短期大学によって正規かつ継続的に雇用される専任教員に対して、正規に雇用されず、一定の期間を定めて授業等を担当する教員の呼称として「兼任教員」、あるいは「非常勤教員（非常勤講師）」という言葉が使われます。

## 公開講座

生涯学習の機会を広く提供するという趣旨の下に、短期大学が現在開設している公開講座は、主に正規在籍者でない一般人を対象とした、学外向けの講義等を指します。したがって、短期大学では、正規の教育課程ではなく、サービス活動として、地域からの要望や社会の要請などを考慮したテーマに関し一定時間の講義等を行っているのが現状です。

## 講師

学校教育法（第 92 条第 10 項）によれば、講師は「教授又は准教授に準ずる職務に従事する」となっています。また、講師の資格としては、教授又は准教授になることができる者、あるいは特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされています（短期大学設置基準第 25 条）。

## 高大連携

高等学校、大学それぞれの段階において育むべき「生きる力」、「確かな学力」が確実に育成されるようにするとともに、両者をつなぐものとして双方に極めて大きな影響を与える大学入学者選抜の段階において、これらの力を念頭に置いた評価が行われることが必要です。また、こうした教育目標を生徒・学生自身に自覚させ、学習への動機付けを行い、意欲を喚起することも必要です（中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（平成 26 年）」より）。

## 校地・校舎

学校教育法施行規則の第 1 条において、「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない」と規定しています。そして、その校地と校舎に関しては、短期大学設置基準（第 27 条）によって、「校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有するものとする」とされています。また、運動場についても同設置基準（第 27 条の 2 第 1 項）は、「教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内またはその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設ける」よう定めています。

校舎に関しては、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障のないと認められる場合を除き、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも学長室、会議室、事務室、教室（講義室、演習室、実験室、実習室等）、研究室、図書館、保健室を備えなければなりません（短期大学設置基準第 28 条第 1 項）。そのほか、できる限り情報処理及び語学学習施設を整備し（短期大学設置基準第 28 条第 4 項）、さらに、原則として体育館を備え、できれば体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室や学生控室、寄宿舍、課外活動施設等を備えることになっています（短期大学設置基準第 28 条第 5 項）。

## 高等教育機関

学校教育法（第1条）で規定されている学校の種類は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校です。同法第83条では、「大学」の目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としています。また、同法第108条は、短期大学に言及し、その目的を「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」としています。

学校教育法の第1条に掲げられる学校以外の教育施設としては専修学校（同法第124条）、各種学校（同法第134条）があります。

以上のような学校及び教育施設のうち高等教育機関とみなされるのは、大学、短期大学、高等専門学校、そして専修学校の専門課程（高等学校を卒業した者及びこれに準ずる学力がある者に対して、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程）です。

## CALL（Computer-Assisted Language Learning）教室

コンピュータを使用した語学学習のための装置を備えたもので、コンピュータを使用することで文字、音声、動画、静止画を活用した語学学習が可能となります。

また、主として音声教材を用いた語学学習のための LL（Language Laboratory）教室があります。

## コンソーシアム

大学、短期大学など複数の機関が、連携して何らかの事業や教育研究活動などを展開するために組織する団体です。例えば、単位互換、産学連携、生涯学習事業、共同研究などを行います。

## さ

### 査定（アセスメント）

「学習成果」を測定（点検・評価）する仕組みをいい、短期大学が証拠を集め、「教育の質」を保証するための方法です。学生個人に対しては、テスト、レポート、観察記録などを行うことによって点検・評価する方法があり、組織的には、学生を対象にした調査、卒業生を対象にした調査、雇用者を対象にした調査、外部評価などによるものがあります。

査定（アセスメント）のサイクルのモデルとしては、①機関レベル／教育課程レベル／科目レベルなどで学生が身に付けて欲しいものを設定する、②教育の実施及び学習の評価、③学生がそれを身に付けたかどうか、データを収集し分析する、④その結果を査定し、次の行動計画を策定する。必要に応じて、改善点を検討し修正を加える。これを絶えず繰り返して、さらに質の向上を目指していくことが重要です。

学習成果及びその査定（アセスメント）には、機関レベル（短期大学ごと）、教育課程レベル（各学科・専攻課程ごと）、科目レベル（各教員・授業科目ごと）などの段階があります。

#### (a) 機関レベル

機関レベルでの学習成果の査定（アセスメント）は、機関全体が共同して行う計画によって行われます。短期大学には、社会的ニーズに対応し、かつ、国際的に通用性のある学習成果が求められます。そのため、短期大学の質保証システムは学習成果の査定に焦点を置かなければなりません。査定（アセスメント）は、短期大学が自ら設定した「どのような学習成果を獲得

させるのか」、「その学習成果はどのような短期大学士を養成するのか」について点検・評価し、加えて、学習成果を焦点とした質保証を図るための体制を築いているかを確認することです。

(b) 教育課程レベル

機関が定める学習成果に基づき、学科・専攻課程レベルでの学習成果を設定し、査定します。教育課程と学生支援が対象となり、学科（専攻）長、教員が科目レベルの査定結果を集約し、改善に向けてその見直しを行います。その中において、教育資源と財的資源の優先順位と配分を行います。教育課程レベルの査定は科目レベルの査定に関係し、かつ連動して機関としての学習成果の達成に寄与します。

(c) 科目レベル

教員は、機関が定める学習成果に基づき、授業を通じて獲得できる学習成果を設定し、学生がそれを獲得したかどうかを査定します。その結果、期待する学習成果を獲得させるための教授方法などの改善を図ります。

## COC・COC+

文部科学省では、平成 25 年度から大学・短期大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・地域貢献を進める大学・短期大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる地域コミュニティの中核的存在としての大学・短期大学等の機能強化を図ることを目的とした「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」を実施してきました。平成 27 年度からは、この事業を発展させて大学・短期大学等が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をするとともに、その地域が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの改革を断行する大学・短期大学等の取組を支援することで、地方創生の中心となる「ひと」の地方への集積を目的として「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を実施しています。

## GPA（Grade Point Average）制度

授業科目ごとの成績評価に対して、GP（グレード・ポイント）を付し（たとえば、5段階（A、B、C、D、E）の成績評価に対して、それぞれ 4、3、2、1、0 の GP）、この単位あたりの平均を出し、その一定水準を進級や卒業などの要件とする制度です。

## 事業活動収支

学生生徒等納付金、寄付金、経常費等補助金などの教育活動収入、受取利息・配当金などの教育活動外収入及び資産売却差額などの特別収入の合計である「事業活動収入」の額と、人件費、教育研究経費、管理経費などの教育活動支出、借入金等利息などの教育活動外支出及び資産処分差額などの特別支出の合計である「事業活動支出」の額とを対比させ、その均衡の状況を「事業活動収支」といい、学校法人の経営状況を明らかにするものです。

## 自己点検・評価

短期大学及びその教育研究組織である学科、専攻科などが自らの活動を点検し、自ら評価することです。学校教育法において「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況につ

いて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」(学校教育法第 109 条第 1 項)と定められています。

## 司書

図書館法第 4 条にあるように、図書館の専門的事務に従事する職員です。また、司書の職務を助ける司書補という職も図書館法で定められています。司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか、大学や短期大学において司書資格に必要な科目を履修すれば、卒業を待つて取得することができます。

## 就業規則

労働基準法第 89 条により常時 10 人以上の労働者を使用する所で作成することが求められているもので、教職員の労働条件や就業上守るべき規律等を明文化したものです。

## 習熟度別授業（習熟度別クラス編成）

ある教科が苦手であったり、理解に時間がかかる学習者、あるいはその教科が得意であったり、理解の早い学習者というように学習者の集団を区別し、それぞれの集団における学習内容を変えて行う授業を習熟度別授業といいます。また、このように習熟度別授業が実施できるようにクラスを分けることを習熟度別クラス編成と呼びます。

## 授業科目（関連用語：一般教育科目）

教育課程は各授業科目を必修科目及び選択科目に分け（短期大学設置基準第 6 条）、また各授業科目の単位数（「単位」の項を参照）は短期大学において定めるものとされています（短期大学設置基準第 7 条）。

一般教育科目は授業科目の区分の一つで、平成 3 年 6 月における短期大学設置基準の改正以前には、開設が義務付けられていた授業科目です。改正後の短期大学設置基準第 5 条第 2 項に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とあり、この一般教育科目の精神が反映されています。

## 授業形態（講義、演習、実習）

授業を行っている形態のことです。授業形態として、「講義」、「演習」、「実習」（実験、実技を含む）があります。

「演習」とは、教員と少人数の学生による討論、あるテーマに基づく発表・報告、原書講読などによって進められる授業の形態です。演習科目 1 単位の授業時間について、短期大学設置基準（第 7 条第 2 項）は、「15 時間から 30 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」と規定しています。また、「演習」という用語は「ゼミナール」の訳語としても使用されることが多いです。このゼミナールは、教員の指導の下に学生が研究を行い、それを発表し、討議することが中心になり、演習とよく似た形態ですが、より専門性の高い授業形態と言えます。ゼミナールは「ゼミ」と省略することもあります。

また、「実習」とは、教室で講義や演習によって獲得した知識を基に、今度は実地において学習する授業方法です。短期大学設置基準（第 7 条第 2 項）では、実習は「30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする」ことが規定されています。

## 生涯学習（関連用語：リカレント教育）

「一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、生涯学習社会を目指そうという考え方・理念自体を表していることもあります」（「文部科学白書」平成 18 年度版）。教育基本法第 3 条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定めています。

生涯学習を助けるために、教育制度上打ち立てられるべき理念を「生涯教育」といい、このような考え方に支えられた学習支援システムの一つである「リカレント教育」は、学校教育終了後、いったん社会に出た後に高等教育機関において行われる教育のことをいいます。また、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含まれます。

## 職業教育

「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」を指します（中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成 23 年）」より）。

短期大学は、「当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整える」（短期大学設置基準、第 35 の 2）ことが求められています。

## 初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新生を対象に作られた総合的教育プログラムのことです。

高等学校までに習得しておくべき基礎学力の補完を目的とする補習教育（リメディアル教育）とは異なり、新生に最初に提供されることが強く意識されたもので、1970 年代にアメリカで始められ、国際的には「**First Year Experience**（初年次体験）」と呼ばれています。

具体的内容としては、(大学における学習スキルも含めた)学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものになっています。

## シラバス

教員が学生に明示する授業計画のことです。授業科目名、担当教員名、授業のねらいや目的、授業の概要、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考書及び参考文献、履修する上で必要な要件などを記載します。平成 20 年度から短期大学は学生に対してそれらをあらかじめ明示することが義務付けられました。これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっています。

また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えており、短期大学で修得した単位を認定する際に、その授業科目の内容を照会する場合に必要となります。

シラバスによく似た用語として講義要項がありますが、これも授業の目標、授業で扱う分野や話題などについての説明を簡単にまとめたもので、学生がどの授業を選んで自分の時間割を作っていくかという学習計画の指針となるものを指します。

## 私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ること」を目的に制定されている法律で、私立学校に関する教育行政と学校法人について定めたものです。

## 助教

助教は平成 17 年の学校教育法の改正により、平成 19 年から新設されました。同法第 92 条第 8 項において「専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」とされています。短期大学における助教の資格は、短期大学設置基準第 25 条の 2 で規定されています。

## 専攻科

短期大学の専攻科は、短期大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、特定事項についての教育研究を行うことを目的として設置されているものです。

なお、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（いわゆる認定専攻科）を修了した場合は、同機構の審査を経た後、同機構から学士の学位が授与されます。

## 専攻課程

短期大学には学科が置かれていますが、教育上特に必要があるときに、学科の中に設けられる組織が専攻課程です（短期大学設置基準第 3 条第 2 項）。また、専攻分離とは学科の中を二つ以上に分けることをいい、各専攻課程は〇〇専攻と称されるのが普通です。

## 専任教員

大学又は短期大学において正規かつ継続的に雇用され、専ら教育研究に従事し、なおかつ当該法人で専任教員として発令されている教員のことです。専任教員としては、教授、准教授、講師、助教が該当します（職務内容等については、「教授・准教授」、「講師」、「助教」を参照）。

なお、学科の専任教員の数については、短期大学設置基準で詳述されており、学科の属する分野の種類、同一分野に属する学科数、及び入学定員に応じて決められています。

## 専門教育

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目指す一般教育に対し、専門教育は、特定の分野の知識や技能等をより深く教授する教育であり、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するための教育です。

## 専門（職）就職

短期大学の学生が、卒業に際し、所属した学科において学習した分野に関連した職種に就業することを専門（職）就職といいます。

## 相互評価

相互評価は、本協会が進めてきた評価の一つです。本協会は、平成 11 年度より、二つの短期大学が自己点検・評価の結果を相互に持ち寄り、率直に意見を交換して改善点を見出すことを通して、当該短期大学における教育の質の維持・向上を図るための相互評価活動を支援しています。

## 卒業後評価

ステークホルダーの一つで、卒業生に対して行う「学生時代についてのアンケート」や、卒業生の就職先・編入先から意見を聴取することなどを通して得られた情報を基に行う評価です。教育の実績や効果を確認することなどを目的に行い、認証評価においては重要視されています。

## た

### 単位（関連用語：単位数、単位認定、単位互換）

講義、演習、実習・実験などによる授業科目ごとに学生に付与されるものです。単位数については、短期大学設置基準（第 7 条）は、「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるもの」としています。また、同法によると、1 単位の授業科目は「45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」としています。

各授業科目の単位は、その科目を履修した学生に対して試験等を行い、評価が合格点に達している場合に認定されています。なお、卒業研究や卒業制作等の授業科目については、「学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位数を定めることできる」（短期大学設置基準第 7 条第 3 項）としています。

単位互換は、学生が他の大学あるいは短期大学で履修した単位を、短期大学が自校の授業科目の履修により修得した単位と認定することです。

## 短期大学士

学校教育法（第 104 条第 3 項）によって定められた学位です。学位規則に基づく学位としては、短期大学士のほかに、学士（大学の卒業生）、修士・博士（大学院課程の修了者）、専門職学位（専門職大学院の修了者）があります。

平成 17 年 10 月の「学校教育法の一部を改正する法律」の施行により、それまで短期大学卒業生に付与されていた「準学士」の称号に代わって、「短期大学士」の学位が授与されることになりました。この学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとされています（学位規則第 5 条の 4）。短期大学が学位を授与するにあたり、他の学位（学士・修士・博士など）と同様に短期大学士にも専攻分野を付記することになっています。

## 短期大学設置基準

学校教育法等の規定に基づき、文部科学省令として定められたもので、新たに短期大学を設置する場合の教育研究の水準であるとともに既設の短期大学の維持向上のための基準です。具体的な事項としては、短期大学の学科編制、学生定員、教育課程、教員組織、施設設備、事務組織な

どの基準が定められています。

### 短期大学評価基準

本協会は認証評価を行うために、「短期大学評価基準」を定めています。この基準では、法令の規定に基づいて認証評価機関として機関別評価を行う場合に①教育研究上の基本組織に関すること、②教員組織に関すること、③教育課程に関すること、④施設及び設備に関すること、⑤事務組織に関すること、⑥三つの方針に関すること、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、⑧教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、⑨財務に関すること、⑩その他、教育研究活動等に関することをなどを含め、評価を行うこととしています。

平成 30 年度からの認証評価では、⑧の内部質保証の仕組みについて重点的に評価を行うものとされています。

### 地域総合科学科（総称）

個々の学科の名称ではなく、特定の学問領域に限定せず、学生あるいは地域の多くのニーズに応えることを目的とした学科の総称です。本協会は平成 15 年開設の学科から、各短期大学が計画した学科の教育の質について構想段階の評価を行い、それが地域総合科学科にふさわしいものであれば適格と認定しています。また、当該学科の完成年度を待って、構想時の諸目的の達成度の確認をするため達成度評価を行っています。

### チューター制

在学生や教員などが新しく入学した学生に対して、学習、生活上の精神的なサポートとして、支援や助言を個別に行う仕組みを指します。

### 通信教育

通信手段を用いて行う教育方法であり、短期大学は通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を実施することが認められています（短期大学通信教育設置基準第 2 条）。授業方法としては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、添削指導により学修を進める通信授業、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学習させる放送授業、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業、多様なメディアを高度に利用した授業などがあります。

### TA（Teaching Assistant）

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実や大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものです。実験・実習など自然科学系での活用が中心になっているなどの傾向があります。

## な

### 内部質保証

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、

自ら掲げる目標に向けて教育研究活動の自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき見直しを継続的に行う自律的な質保証の取組みを内部質保証とといいます。教育の質を保証するための査定（アセスメント）には、到達目標設定、事実の評価など、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という PDCA サイクルを継続的に行っていくことが必要です。

### 入学前教育（関連用語：導入教育）

主に推薦入試のような早期に大学進学を決定した次年度入学者や受験負担の軽減措置の入試で合格した次年度入学者が対象であり、課題やスクーリング等の方法をとおして入学者の質の向上を目指す取り組みです。

一方、導入教育は、入学の決まった学生に対し、その入学前後において、学生に学習スキルを身に付けさせ、中等教育からの円滑な移行を促すとともに、入学後の教育内容の効果をより高めることを目的として、大学や短期大学が学生に提供する教育です。この教育プログラムは正規課程に付随したものであり、主に新入生を対象に初年次教育という形で、多くの大学や短期大学で実施されています。

### 入学定員

1 学年分の学生定員のことで、また、学生定員を収容定員ともいいます。学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、学科ごとに学則で定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条第 1 項及び第 3 項）。この場合、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとされています（短期大学設置基準第 4 条第 1 項）。

### 認証評価

平成 16 年度から全ての大学・短期大学は、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の総合的な状況について、7 年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられました（学校教育法 第 109 条第 2 項）。本協会は、学校教育法第 110 条に基づき、短期大学の認証評価を行う機関であり、平成 17 年度から認証評価を開始しました。本協会が行う認証評価に係る目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

## は

### PDCA サイクル

ある期間の教育実践の結果として得られた量的・質的データの分析・解釈をとおして、求めようとする学習成果の獲得状況が判定されます。そして、その判定結果の適否の要因に立ち戻り、それらに関係する行為や動作を修正・調整し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ります。これがフィードバックであり、PDCA サイクルとは、このフィードバックにおいて用いられる手法です。フィードバックが繰り返される限り、PDCA という一連の行為は継続して行われることとなります。

例えば、「授業改善の PDCA サイクル」ならば、まず、改善すべき内容の目標を、人的・物的・財的資源配分を考慮しつつ設定し（P：計画）、次に、実際に授業を行い、学習の評価（成績評価）を出します（D：実行）。そして、その学習評価が、自らの目標として掲げた学習成果を達成して

いるかどうかを判定し、また、自分の授業の課題を発見・分析します（C：検証）。その後、FD活動をとおして論じ合い、課題の解決策を見出します（A：改善）。この一連の行為が PDCA サイクルです。

## 評議員会

私立学校法の規定（第 41 条）により、学校法人には評議員会を置かなければなりません。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員から組織され、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができません。評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります（同法第 41 条）。

評議員会の役割としては、私立学校法の規定（第 42 条）に従い、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併などについて理事長の諮問により意見し、あるいは寄附行為の定めによって議決を行います。また、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答えたり、役員からの報告を徴したりします（第 43 条）。

## ホームカミングデー

学校によって開催形式・内容は多少異なりますが、一般には、大学及び短期大学の卒業生が卒業大学及び短期大学の近況に触れ、また、当時の恩師や学友と再会・交流することによって親睦を深めるために用意された期間を、ホームカミングデーと呼びます。

## ま

### 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」のことです。卒業認定・学位授与の方針は、各短期大学が定める卒業認定や学位授与に関する基本的な方針を意味します。教育課程編成・実施の方針は、各短期大学が定める教育課程の編成及びその実施の基本的な方針です。そして、入学者受入れの方針は、各短期大学が定める入学者選抜方針で、入学を希望する学生に求める学生像を示した方針のことをいいます。

三つの方針は、短期大学の個性・特色の根幹を成すものです。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成 17 年）が新たに提唱した「教育の実施や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針」に対応するものとして定められました。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）と異なり、モデルとなる具体例や典型的な形態が存するものではありません。この答申は、組織的な取組みの強化が大きな課題となっている我が国の大学の現状を踏まえ、各機関の個性・特色の根幹を成すものとして、三つの方針の重要性を指摘するとともに、「早急に取り組むべき重点施策」の中で、三つの方針の明確化を支援する必要性を強調しています。

本報告書では三つの方針は、それぞれ「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」と表記しています。

なお、平成 29 年度から、学校教育法施行規則が改正され、全ての大学・短期大学は、三つの方針を一貫性のあるものとして策定し公表するものとされました。改正に当たって、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において、三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインを公表

(平成 28 年 3 月 31 日) しています。

## や

### 余裕資金

本協会では、期末の貸借対照表上の「特定資産」、「その他の固定資産」及び「流動資産」の合計額から、負債の部合計（固定負債＋流動負債）の額を差し引いた金額を余裕資金としています。

## ら

### リメディアル教育

補習教育を総称してリメディアル教育といいます。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されています。

### 履修登録単位上制限

「CAP 制度」を参照。

### ルーブリック

米国で開発された学習評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成されています。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化などのメリットがあります（平成 27 年 中央教育審議会大学分科会、配付資料）。

参考2 会員校一覧（令和元年度）

（都道府県別・五十音順）

|               |               |              |
|---------------|---------------|--------------|
| 旭川大学短期大学部     | つくば国際短期大学     | 東京経営短期大学     |
| 帯広大谷短期大学      | 常磐短期大学        | 愛国学園短期大学     |
| 釧路短期大学        | 足利短期大学        | 有明教育芸術短期大学   |
| 光塩学園女子短期大学    | 宇都宮短期大学       | 大妻女子大学短期大学部  |
| 國學院大學北海道短期大学部 | 宇都宮文星短期大学     | 共立女子短期大学     |
| 札幌国際大学短期大学部   | 國學院大學栃木短期大学   | 国際短期大学       |
| 札幌大学女子短期大学部   | 作新学院大学女子短期大学部 | 駒沢女子短期大学     |
| 拓殖大学北海道短期大学   | 佐野日本大学短期大学    | 実践女子大学短期大学部  |
| 函館短期大学        | 育英短期大学        | 淑徳大学短期大学部    |
| 函館大谷短期大学      | 関東短期大学        | 女子栄養大学短期大学部  |
| 北翔大学短期大学部     | 桐生大学短期大学部     | 女子美術大学短期大学部  |
| 北星学園大学短期大学部   | 群馬医療福祉大学短期大学部 | 白梅学園短期大学     |
| 北海道科学大学短期大学部  | 高崎商科大学短期大学部   | 星美学園短期大学     |
| 北海道武蔵女子短期大学   | 東京福祉大学短期大学部   | 創価女子短期大学     |
| 青森明の星短期大学     | 新島学園短期大学      | 鶴川女子短期大学     |
| 青森中央短期大学      | 明和学園短期大学      | 帝京短期大学       |
| 東北女子短期大学      | 秋草学園短期大学      | 帝京大学短期大学     |
| 八戸学院大学短期大学部   | 浦和大学短期大学部     | 貞静学園短期大学     |
| 弘前医療福祉大学短期大学部 | 川口短期大学        | 戸板女子短期大学     |
| 修紅短期大学        | 国際学院埼玉短期大学    | 東京家政大学短期大学部  |
| 盛岡大学短期大学部     | 埼玉医科大学短期大学    | 東京交通短期大学     |
| 聖和学園短期大学      | 埼玉純真短期大学      | 東京歯科大学短期大学   |
| 仙台青葉学院短期大学    | 埼玉女子短期大学      | 東京女子体育短期大学   |
| 東北生活文化大学短期大学部 | 埼玉東萌短期大学      | 東京成徳短期大学     |
| 宮城誠真短期大学      | 城西短期大学        | 東京立正短期大学     |
| 秋田栄養短期大学      | 武蔵丘短期大学       | 東邦音楽短期大学     |
| 聖霊女子短期大学      | 武蔵野短期大学       | 桐朋学園芸術短期大学   |
| 聖園学園短期大学      | 山村学園短期大学      | 新渡戸文化短期大学    |
| 羽陽学園短期大学      | 植草学園短期大学      | 日本歯科大学東京短期大学 |
| 東北文教大学短期大学部   | 昭和学院短期大学      | 目白大学短期大学部    |
| いわき短期大学       | 聖徳大学短期大学部     | 山野美容芸術短期大学   |
| 郡山女子大学短期大学部   | 清和大学短期大学部     | 和泉短期大学       |
| 桜の聖母短期大学      | 千葉敬愛短期大学      | 小田原短期大学      |
| 福島学院大学短期大学部   | 千葉経済大学短期大学部   | 神奈川歯科大学短期大学部 |
| 茨城女子短期大学      | 千葉明德短期大学      | 相模女子大学短期大学部  |

|               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 上智大学短期大学部     | 東海学院大学短期大学部   | 京都文教短期大学      |
| 湘北短期大学        | 中日本自動車短期大学    | 嵯峨美術短期大学      |
| 聖セシリア女子短期大学   | 平成医療短期大学      | 藍野大学短期大学部     |
| 洗足こども短期大学     | 東海大学短期大学部     | 大阪青山大学短期大学部   |
| 鶴見大学短期大学部     | 常葉大学短期大学部     | 大阪学院大学短期大学部   |
| 東海大学医療技術短期大学  | 浜松学院大学短期大学部   | 大阪キリスト教短期大学   |
| 横浜女子短期大学      | 愛知医療学院短期大学    | 大阪健康福祉短期大学    |
| 新潟工業短期大学      | 愛知学院大学短期大学部   | 大阪国際大学短期大学部   |
| 新潟青陵大学短期大学部   | 愛知学泉短期大学      | 大阪城南女子短期大学    |
| 新潟中央短期大学      | 愛知工科大学自動車短期大学 | 大阪女学院短期大学     |
| 日本歯科大学新潟短期大学  | 愛知江南短期大学      | 大阪信愛学院短期大学    |
| 明倫短期大学        | 愛知産業大学短期大学    | 大阪成蹊短期大学      |
| 富山短期大学        | 愛知大学短期大学部     | 大阪千代田短期大学     |
| 富山福祉短期大学      | 愛知文教女子短期大学    | 大阪夕陽丘学園短期大学   |
| 金沢学院短期大学      | 愛知みずほ短期大学     | 関西外国語大学短期大学部  |
| 金沢星稜大学女子短期大学部 | 岡崎女子短期大学      | 関西女子短期大学      |
| 金城大学短期大学部     | 修文大学短期大学部     | 近畿大学短期大学部     |
| 仁愛女子短期大学      | 豊橋創造大学短期大学部   | 堺女子短期大学       |
| 帝京学園短期大学      | 名古屋短期大学       | 四條畷学園短期大学     |
| 山梨学院短期大学      | 名古屋経営短期大学     | 四天王寺大学短期大学部   |
| 飯田女子短期大学      | 名古屋女子大学短期大学部  | 常磐会短期大学       |
| 上田女子短期大学      | 名古屋文化短期大学     | 東大阪大学短期大学部    |
| 佐久大学信州短期大学部   | 名古屋文理大学短期大学部  | プール学院短期大学     |
| 信州豊南短期大学      | 名古屋柳城短期大学     | 平安女学院大学短期大学部  |
| 清泉女学院短期大学     | 鈴鹿大学短期大学部     | 芦屋学園短期大学      |
| 長野女子短期大学      | 高田短期大学        | 大手前短期大学       |
| 松本短期大学        | ユマニテク短期大学     | 甲子園短期大学       |
| 松本大学松商短期大学部   | 滋賀短期大学        | 神戸教育短期大学      |
| 大垣女子短期大学      | 滋賀文教短期大学      | 神戸女子短期大学      |
| 岐阜聖徳学園大学短期大学部 | 池坊短期大学        | 神戸常盤大学短期大学部   |
| 岐阜保健大学短期大学部   | 華頂短期大学        | 産業技術短期大学      |
| 正眼短期大学        | 京都外国語短期大学     | 頌栄短期大学        |
| 高山自動車短期大学     | 京都経済短期大学      | 聖和短期大学        |
| 中京学院大学短期大学部   | 京都光華女子大学短期大学部 | 園田学園女子大学短期大学部 |
| 中部学院大学短期大学部   | 京都西山短期大学      | 東洋食品工業短期大学    |

|                  |               |
|------------------|---------------|
| 豊岡短期大学           | 九州産業大学造形短期大学部 |
| 姫路日ノ本短期大学        | 九州女子短期大学      |
| 湊川短期大学           | 近畿大学九州短期大学    |
| 武庫川女子大学短期大学部     | 久留米信愛短期大学     |
| 奈良芸術短期大学         | 香蘭女子短期大学      |
| 奈良佐保短期大学         | 純真短期大学        |
| 白鳳短期大学           | 精華女子短期大学      |
| 和歌山信愛女子短期大学      | 西南女学院大学短期大学部  |
| 鳥取短期大学           | 西日本短期大学       |
| 岡山短期大学           | 東筑紫短期大学       |
| 川崎医療短期大学         | 福岡医療短期大学      |
| 作陽音楽短期大学         | 福岡工業大学短期大学部   |
| 就実短期大学           | 福岡女学院大学短期大学部  |
| 中国短期大学           | 福岡女子短期大学      |
| 美作大学短期大学部        | 九州龍谷短期大学      |
| 山陽女子短期大学         | 佐賀女子短期大学      |
| 広島国際学院大学自動車短期大学部 | 西九州大学短期大学部    |
| 広島文化学園短期大学       | 長崎短期大学        |
| 岩国短期大学           | 長崎女子短期大学      |
| 宇部フロンティア大学短期大学部  | 尚絅大学短期大学部     |
| 下関短期大学           | 中九州短期大学       |
| 山口短期大学           | 大分短期大学        |
| 山口芸術短期大学         | 東九州短期大学       |
| 四国大学短期大学部        | 別府大学短期大学部     |
| 徳島工業短期大学         | 別府溝部学園短期大学    |
| 徳島文理大学短期大学部      | 南九州短期大学       |
| 香川短期大学           | 宮崎学園短期大学      |
| 高松短期大学           | 鹿児島純心女子短期大学   |
| 今治明德短期大学         | 鹿児島女子短期大学     |
| 環太平洋大学短期大学部      | 沖縄キリスト教短期大学   |
| 聖カタリナ大学短期大学部     | 沖縄女子短期大学      |
| 松山短期大学           | (以上 276 校)    |
| 高知学園短期大学         |               |
| 折尾愛真短期大学         |               |
| 九州大谷短期大学         |               |